康德三年度

龍江省洮南縣

農村實態調査一般調査報告書

臨時産業調査局

農村實態調査一般調査報告書

（洮南縣）

凡例

一、本報告書は曩に發表せられたる「戸別調査之部」と共に一本と爲すもので、兩者相俟つに依り、調査地の實態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく、調査の要目と様式は實質上之を同一にし[illegible]康德三年十一月末日現在の状況及び會計年度一年[illegible]に亙り[illegible]實に付調査した。

三、記述は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の要旨は一二の屯に關する[illegible]で村及民の反應に其の説明を繋ぐ場合で行つたこともある。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調査局

調査部第一科

担当項目 \ 縣名	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	楡樹	磐石	梨樹	遼中	盤山	西豐	新民	洮南	鳳城	莊河	寧城	豐寧	延吉	敦化	黒山	璦琿
縣勢一般	縣技士 時枝	技士 中 藤岡	技士 中 藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵藤 伊藤	技士 兵頭 伊藤	技士 村岡	八幡原	松見 北坂	松見 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 長友
屯ノ沿革	屬官 橫地	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵藤	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	佐々木 北坂	佐々木 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 工藤 山縣	山縣
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地關係並慣行	岸	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵藤	技士 兵藤	技佐 西村有	技佐 西村有	福田 北坂	福田 北坂	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
販売購入事情	屬官 橫地	技士 頼田	技士 頼田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	縣技士 小野 技士 藤田	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	気田	近藤
度量衡	岸	技士 中	技士 中	岡村 瀬崎	岡村 瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	屬官 橫地	技士 頼田	技士 頼田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	縣技士 時枝	技士 宮下.佐藤	技士 宮下.佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 大沼	技佐 大沼	氏家	氏家	北坂	北坂	鍛治	鍛治	技士 永山	縣技士 杉田 [illegible]	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	西村
雇傭關係	屬官 山本	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田渕	田渕	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	縣技士 [illegible]	愛澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
撈青						田渕	田渕			北坂	北坂		佐藤(鎮)			縣技士 恒吉	縣技士 恒吉				
農業經營	岸	技士 中	技士 中	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
租税公課諸負擔	岸	技士 赤池.中	技士 赤池.中	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤	技士 村岡.伊達	技士 村岡.伊達	松見	松見	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	気田	近藤
副業	屬官 橫地	技佐 佐藤		岡村	岡村	技士 兵藤	技士 兵藤	八幡原	八幡原			蛯原	蛯原	内田 中山	内田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	屬官 橫地	技士 宮下.中	技士 宮下.中	中島	中島	農務司 田上	農務司 [illegible]	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	気田	気田
農家經濟	岸	技士 中	技士 中	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
社會關係	愛澤	横田	横田	長瀬	長瀬	縣技士 清水	縣技士 田中	平田	松尾	川田	川田	技士 篠田	技士 篠田	杉田	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	矢袋 神保 石橋	矢袋 神保 石橋	気田	近藤
畜産	岸					縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原			技士 安藤	縣技士 渡辺 技士 池田	技士 永山	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	神保 石橋	神保 石橋	技士 三田村	縣技士 西村 長友

横地屬官　中技士、藤岡　鈴木技佐　兵藤、伊藤　村岡技士、八幡原　松見、北坂　小柳技士、佐藤(鎮)　中山、杉田　久保田、近岡　矢袋、神保　西村、近藤

目次

總説

第一編　縣

第一章　縣の概況

第二編　屯

第五章　土地関係並に慣行

第六章 役畜

第七章　耕種概要

第八章　雇傭労働関係

第十章　市場関係

第十三章　農村自治及社会生活

第一篇

總説

第一編　縣

第一章　縣の概況

第一節　位置

本縣は全滿洲の一部をなせる本縣は龍江省に屬し、省の最南部に位す。東經一二一、五度と一二二、一度、北緯四三、四五度より四六、五三度に亙り、東部地域（一、二、三、六五）は分水嶺と共に河北省と、[illegible]安嶺と接し、西北地域（四、六、七五）は分水嶺と遙かに昔時の內蒙古[illegible]と境し、南部地域（五、一五）は前遼、膽爾縣の一部に隣接する。

本縣は所謂內蒙古接壤地帶の一部として重要なる地位を占めてゐる。

第二節　地勢　（附地勢略図参照）

東西六〇満里乃至一〇〇満里、南北五〇満里乃至二〇〇満里と呼称さる。本縣の地形は南北方に突出し長方形をなしてゐる。

西北端たる六、七区に於ける地域の過半は興安嶺支脈、其の他大小の丘陵を以て蔽はる所謂「山岳地帯」にして高原地平野をなし、五区の東北、東南方たる兆児、交流両河の森林地帯、二区の東方と賓縣境地帯、三、四区の西南方蘆楡縣境地帯は所謂「低湿地帯」をなしてゐる。其他殘余地区二、三、四、五、六区の過半は所謂「平原地帯」にして平地原野を示し本縣に於ける穀倉地域を包括してゐる。從つて西北地帯は東南地帯に比し高位で河川は西北端より東南へ流れてゐる。

本縣は該西北地帯を除く外は全て平地にして縣内に全面積の八五％は平地であることは[illegible]てゐる[illegible]ゝである。西北地域の一帯を占むる興安嶺支脈は多く高峻でなく、土質も砂礫質を多分に包含してゐるため樹林の繁茂に適せず從つて山岳地帯に於ける森林地帯と呼称さるゝものはなく、降雨期に於ける洪水、交流両河の氾濫は多く森林地域の皆無がその因をなしてゐる。

本縣に於ける前記山岳河川等に付いて、少しく略述して見れば山岳として呼称されるものに大道参、白塔山、馬鞍山、龍華比山、郭唐比山、昇仏山、大茂好山、小茂好山、交流郭山、教牛山、九頂山、黒頂山、野馬比山、那金山、他拉艮山等々あるも西北地域の那金山、他拉艮山、昇仏山、教牛山、馬鞍山、黒頂山等を除く

外は全くの丘陵であって単に平地より突出してゐる海抜二〇〇米乃至三〇〇米程度のものに過ぎず、脈絡もなく大くも大なるものではない。

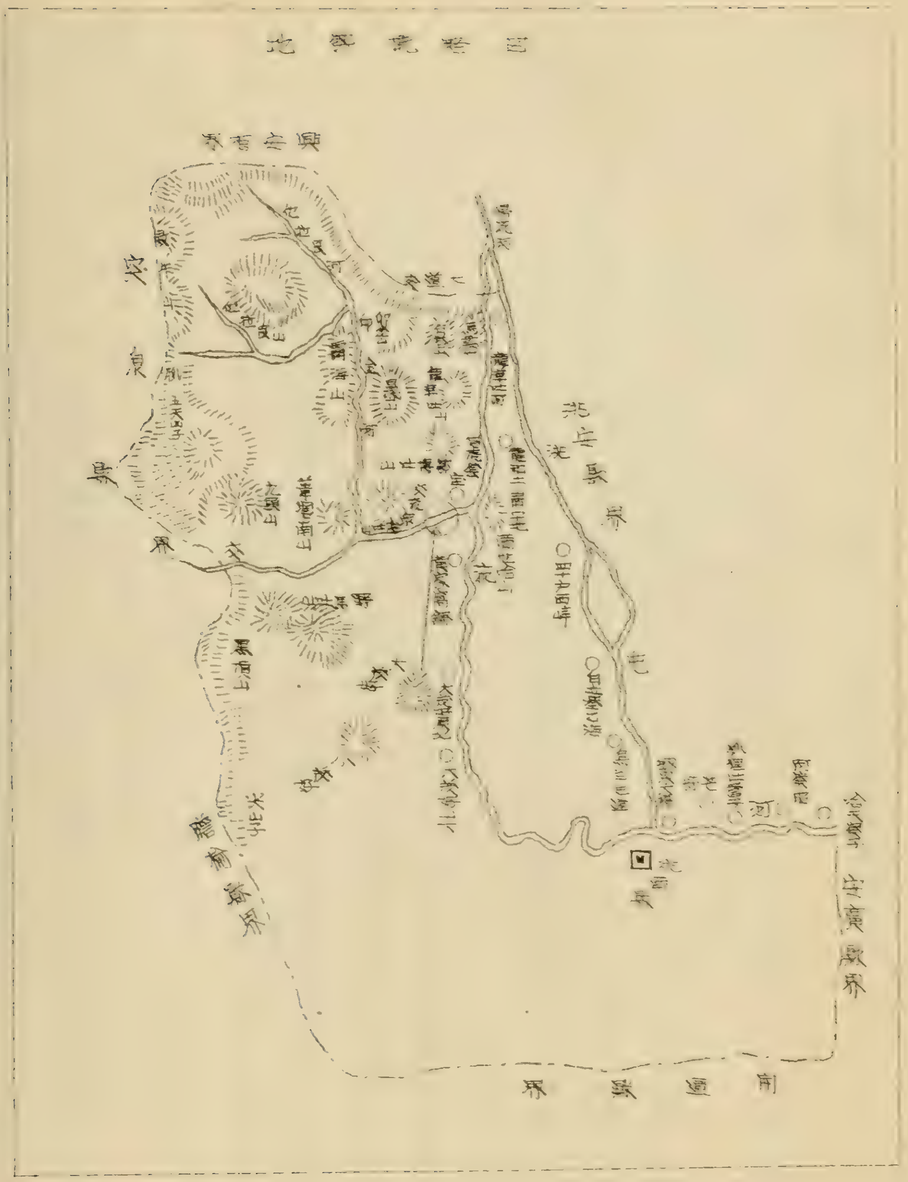
本北地域に於ける山岳の高度は馬鞍山の一、八二四米を最高とし次いで也拉良山の一、〇八八米、濃頂山一、〇二四米、昂岱山の九六〇米、那金山の九一二米である。

河川としては鉄上の洮児、交流の西河が本縣に於ける主なるもので洮児河は興安嶺の東斜面大嶺山の西麓に源を発し、水源は十二、三個所との事である。これが流域地区は七、六、五、一区(以)五、一区の地区に多くの低濕地帯を生成してゐる。即ち本縣の東北端七区より流入し洮安縣との縣境をなして、東流し約一五〇満里にして洮南東北に至る落花点に於いて交流河と合流し更に東流すること五〇満里にして洮安縣並の鎮家窪子に至る。これより洮安縣と安広縣とを境して、東北に流れ嫩江に合す。

交流河はその源を興安嶺の主脈たる毛頭山の南麓に発し、東南に流れること一〇〇満里にして本縣領に至り更に西流すること二〇満里にして本縣の西北端(七区)に流入する。それより東流一〇〇満里にして那金河と合流し、更に東南へ流れる事約四〇満里にして洮安縣に至り龍華[illegible]合流し又東南へ七〇満里流れて縣城や北に達し洮児河に合流する。

即ち流入地域は七区、六区、五区と三、四区との境界、二区である。

(六)　地勢略図


興安省界
安廣縣界
開通縣界

第三節　自然的條件

自然的生産に於いて農業生産と至大なる関係にあるものは気候一般と土性であるが、栽培作物に就いて現在之に依る農業生産への収穫と分布してみよう。

一、気象概況

本県に於ける気象状況は地域的に差異なく四季を通じて殆んど同一であるといふことができるので、従って県下一般の気象状況については次表の北安に於ける気象年表（康徳二年度北安営林署観測）より推知せられると思ふ。

昭和拾年度
（1935）

北緯 48°　20′
東経 126°　45′

測候所海面上ノ高サ 151 m
気圧補正　重力 −0.0　温度 +1.39×

北安気象年報

種目 月別	気圧 平均	気圧 極数 最高	日	気圧 極数 最低	日	気温 平均	気温 平均 最高	気温 平均 最低	気温 平均 較差	気温 極数 最高	日	気温 極数 最低	日	気温 較差 最大	日	最低地温 平均	最低地温 極	日
1	54.3	62.3	12	39.7	21	−14.4	−6.7	−22.1	15.4	−3.0	31	−25.5	19	21.8	24	−24.6	−29.6	15
2	50.8	65.2	6	41.7	21	−6.9	1.1	−16.2	17.4	11.0	27	−26.8	6	30.4	15	−17.9	−30.5	6
3	45.6	57.9	27	27.9	18	−2.6	5.5	−10.1	15.5	13.8	25	−14.6	15	25.4	6	−12.3	−17.4	15

4	45,1	54,8	30	27,8	27	5,2	14,2	-2,2	16,3	24,8	19	-8,0	5	27,1	23	-1,4	-12,8	2
5	41,7	52,3	23	27,7	19	12,8	20,6	5,3	15,3	34,6	31	-0,4	4	27,9	31	2,4	-4,5	4
6	40,4	45,5	18	33,9	22	15,3	24,7	12,5	12,2	31,0	22	6,0	6	19,0	1	10,6	3,2	1
7	40,1	46,4	10	31,6	28	13,7	30,3	18,4	11,9	34,2	16	12,6	20	16,6	25	15,6	10,0	[illegible]
8	42,1	47,7	29	30,9	13	22,6	28,5	16,7	11,8	34,0	4	5,4	29	15,8	29	14,0	0,4	11
9	46,2	53,7	17	38,0	11	15,5	23,4	9,5	13,9	32,8	5	1,8	13	18,8	29	6,5	-0,6	28
10	46,1	58,2	21	36,6	26	7,8	15,5	1,8	13,7	25,6	1	-6,1	28	24,9	23	-1,3	-12,2	31
11	56,2	66,8	29	44,1	21	-7,1	-1,2	-12,6	11,4	7,8	7	-9,0	23 25	13,2	4	-14,8	-22,7	23
12	55,0	61,0	8	39,6	2	-17,1	-10,7	-23,1	12,4	-1,6	3	-7,8	11	17,6	3	-25,6	-33,1	19
全年	47,2	66,8	XI 29	27,7	V 19	4,8	12,1	-1,8	13,9	34,6	V 31	-27,8	XII 11	30,4	II 15	-4,1	-30,5	II 6
累年	48,0	77,9	1939 XII 2	27,2	1932 III 19	4,4	11,4	-1,8	13,2	37,7	1933 VII 11	-36,4	1931 I 10	30,4	1935 II 15	-3,9	-38,2	1931 I 9

種目 / 月別	地中温度(C)				水蒸気張力(粍)					湿度			平均飽差	降水量			蒸発量		
	地面	0、三米	0、五米	二、0米	平均	最大	日	最小	日	平均	最小	日		総量	最大	日	総量	最大	日
1	-12,9	-7,6	-5,9	3,8	1,3	2,7	27	0,4	17	82	27	6	0,4	2,8	2,5	3	25,5	1,0	31
2	-6,8	-5,2	-4,4	2,8	2,1	5,3	24	0,6	5	74	20	26	1,0	0,2	0,2	10	58,1	4,4	20
3	-0,3	-0,9	-0,8	2,1	2,3	6,5	15	0,9	14	63	20	14	1,8	2,5	2,0	24	105,8	6,0	15

[illegible]	[illegible]	日照	[illegible]	風 速度 平均	最大	方向	日	方向 平均	[illegible]	天気日数 [illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	快晴	曇天	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	8.3	2.2	1.9	1.8	4.4	14.2	2.5	1.5	14	6.2	2.5	26	3.7	4.8	3.7	26	221.6	13.9	21
[illegible]	15.3	5.4	7.5	2.1	6.4	17.2	2.7	3.3	2	58	2.5	4	5.5	5.7	2.7	25	308.2	14.0	32
[illegible]	[illegible]	6.5	15.1	4.6	11.5	14.6	2.2	7.8	8	60	2.4	2.5	6.1	57.4	14.5	15	212.3	12.5	11
[illegible]	27.1	21.6	19.8	8.5	14.3	22.8	2.0	8.4	19	65	3.1	7	8.5	53.6	30.1	26	216.3	10.8	23
[illegible]	[illegible]	[illegible]	21.5	13.9	[illegible]	17.7	11	3.6	28 24	73	3.1	8	6.5	134.1	83.7	12	178.4	11.0	9
[illegible]	[illegible]	17.3	16.8	12.3	9.6	19.5	3 4	3.0	[illegible]	68	2.9	13 25	5.5	37.4	20.4	7	129.8	9.5	16
[illegible]	8.9	10.4	16.7	7.2	5.1	18.6	2	1.3	29	65	1.6	29	3.5	22.4	6.7	26	92.6	5.5	1
[illegible]	[illegible]	6.7	2.4	8.9	3.1	6.3	3	2.4	20	79	2.1	30	7	12.4	3.0	2 3	32.4	2.0	22
[illegible]	2.6	7.5	5.4	5.7	1.6	2.3	3	2.4	29	74	2.2	25	0.4	0.8	0.6	7	19.4	1.1	[illegible]
全年	4.1	7.1	6.5	5.5	6.1	22.8	VII 23	2.4	I 17	70	14	X 29	3.6	342.5	83.7	VIII 1.2	1601.1	19.0	[illegible] 30
累年	6.2	6.4	6.2	6.5	5.0	27.3	1928 VIII 17	(1928) 2.1	III 20 IX 24 II 9	67	7	1929 X 29	3.5	467.6	83.7	1935 VIII 1.2	1416.5	26.0	1935 [illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	NNW	[illegible]	NNW	78	[illegible]	[illegible]				21	1		[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	NNE	[illegible]	NNE	76						15	1	[illegible]	[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	N	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	1	[illegible]	[illegible]	

4	4,4	290,00	72	5,1	17,4	WSW	26	N73W	8	5	2	1	4		6	5	17		
5	5,3	302,80	74	3,9	14,7	NNW	22	N78W	42	4			1		5	5	10	1	2
6	5,7	259,90	63	3,7	15,6	S	14	S7E	32	10			12		5	4	1		2
7	5,9	309,22	66	2,7	17,4	S	1	S29W	6	13			4	3	7	0	3		1
8	4,6	310,90	64	2,1	14,5	[illegible]W	[illegible]	S63W	63	11			13		13	7	2	12	1
9	[illegible]	277,50	74	4,3	11,0	W	30	N4W	[illegible]	11			2	2	14	6	3	15	1
10	3,7	221,10	6.5	3,3	9,6	NNW	11,17	N6W	5	7		1	3	1	15	8	1	27	4
11	3.6	170,55	67	2,6	9,8	NNW	3	N52W	34	8	5	1		3					4
12	1,6	212,65	78	3,3	10,4	WSW	28	N88W	68	2	3				23	2	1	31	
全年	3,5	3167,12	71	3,4	17,4	N WSW S	III 19 VII 26 VIII 1			79	16	3	36	9	138	48	42	100	14
累年	4,0	3002,35	67	3,3	21,2	N	1932 IV 12			77	17	2	21	5	128	138	47	76	16

次に前表に於ける主なる要素のみについて過去三ヶ年と比較して観察せば

気　温

項 / 月 / 日	平均気温			極最高気温			極最低気温		
	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）

1	(-) 17,5	(-) 17,2	(-) 4,4	(-) 5,0	(-) 3,8	(-) 2,6	(-) 29,4	(-) 26,4	(-) [illegible]
2	(-) 15,7	(-) 9,2	(-) 6,9	(-) 4,5	5,3	11,0	(-) 27,6	(-) 28,6	(-) 14,8
3	(-) 6,4	(-) 6,8	(-) 2,6	16,2	5,0	13,8	(-) 25,8	(-) 19,8	(-) 14,1
4	5,3	4,0	5,5	20,6	22,2	24,8	(-) 6,5	(-) 16,[illegible]	(-) 8,6
5	15,0	15,5	12,8	36,0	29,7	34,6	(-) 6,7	3,3	(-) 1,[illegible]
6	15,8	19,6	18,3	33,8	32,4	34,0	7,5	7,4	[illegible]
7	24,6	22,0	23,7	35,1	30,6	34,[illegible]	10,1	13,7	12,1
8	26,7	21,3	22,0	32,5	31,8	34,0	12,2	11,4	[illegible]
9	15,3	14,2	15,5	28,1	26,6	32,8	(-) 0,2	4,6	[illegible]
10	6,5	5,7	7,8	26,4	23,8	25,6	(-) 4,9	(-) 3,6	(-) [illegible]
11	(-) 5,1	(-) 4,8	(-) 7,1	7,5	10,4	7,8	(-) 17,8	(-) 22,9	(-) 9,4
12	(-) 11,5	(-) 9,6	(-) 17,1	4,6	6,8	(-) 1,6	(-) 28,[illegible]	(-) 28,2	(-) 17

項目 / 月	最低地温			地中温度			濕度		
	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）
1	(−) 25,8	(−) 26,4	(−) 24,0	(−) 12,6	(−) 10,5		65	57	[illegible]
2	(−) 24,1	(−) 18,9	(−) 17,4	(−) 9,[illegible]	(−) 5,4		64	[illegible]	[illegible]
3	(−) 16,1	(−) 15,4	(−) 12,5	(−) 4,[illegible]	(−) 2,8		55	[illegible]	[illegible]
4	(−) 3,1	(−) 5,1	(−) 1,4	2,7	1,0		46	[illegible]	[illegible]
5	6,3	7,0	2,4	11,0	10,1		44	[illegible]	[illegible]
6	12,3	13,2	10,6	16,9	17,2		[illegible]	[illegible]	[illegible]
7	16,8	16,4	15,6	22,1	21,7		70	[illegible]	[illegible]
8	14,2	14,[illegible]	14,0	20,9	21,3		76	[illegible]	[illegible]
9	6,5	6,8	6,7	16,6	13,4		67	[illegible]	[illegible]
10	(−) 2,3	(−) 3,4	(−) 1,3	9,0	7,9		[illegible]	[illegible]	[illegible]
11	(−) 12,8	(−) 12,9	(−) 14,8	1,5	1,4		74	[illegible]	[illegible]
12	(−) 18,7	(−) 19,3	(−) 25,6	0,5	4,4		[illegible]	[illegible]	[illegible]

項目 / 月	降水量			蒸発量			日照時間		
	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）	大同二年（昭和八年）	康徳元年（昭和九年）	康徳二年（昭和十年）
1	0,2	0,1	2,7	25,7	27,1	25,7	238,45	223,40	234,[illegible]
2	1,7	1,4	3,2	27,7	13,7	57,1	225,10	223,17	250,[illegible]
3	0,8	0,9	2,5	100,7	72,3	105,7	293,25	276,30	286,[illegible]
4	0,4	1,4	9,8	248,4	180,5	221,6	284,30	261,30	290,70
5	31,7	55,0	5,7	367,0	247,4	308,2	309,90	301,10	302,80
6	82,2	105,5	59,4	267,3	221,3	212,5	234,09	298,20	289,91
7	101,4	260,6	53,6	223,9	165,1	216,[illegible]	305,52	265,48	309,22
8	272,1	56,3	134,1	178,6	176,2	178,9	260,19	286,60	306,9[illegible]
9	31,3	42,7	37,9	157,4	96,4	129,8	281,25	198,30	277,5[illegible]
10	15,5	5,6	22,9	92,9	107,4	92,6	237,95	226,60	221,1[illegible]
11	2,2	—	13,9	51,5	55,2	32,4	185,41	233,60	196,[illegible]
12	4,8	—	3,8	31,9	38,7	19,9	182,45	229,49	212,65

天気日数

月＼項目・日	快晴 大同二年（昭和八年）	快晴 康徳元年（昭和九年）	快晴 康徳二年（昭和十年）	降水 大同二年（昭和八年）	降水 康徳元年（昭和九年）	降水 康徳二年（昭和十年）	降雪 大同二年（昭和八年）	降雪 康徳元年（昭和九年）	降雪 康徳二年（昭和十年）
1	25	20	21	2	2	3	2	—	2
2	19	17	15	2	2	1	3	3	1
3	20	10	14	1	—	4	2	3	2
4	11	4	6	1	—	5	1	5	2
5	5	8	5	5	9	4	—	—	—
6	3	3	—	11	15	16	—	—	
7	4	3	5	10	15	13	—		
8	7	8	7	11	12	11	—	—	
9	14	7	13	7	14	11	—	—	—
10	17	15	14	6	—	7	1	—	—
11	13	7	15	1	—	8	2	—	5
12	11	20	23	4	—	2	4	—	3

[illegible]されている。殊に気象要素と養蚕生産との関係――養蚕生産期間に於ける[illegible]

為の養蚕生産への影響に付いては直に本県に於ける主要作物の生育期間を表示し[illegible]

に於いて本年度に於ける気象要素が極めて好条件にあると言い得る事から[illegible]

事に譲ることにした。

本県に於ける

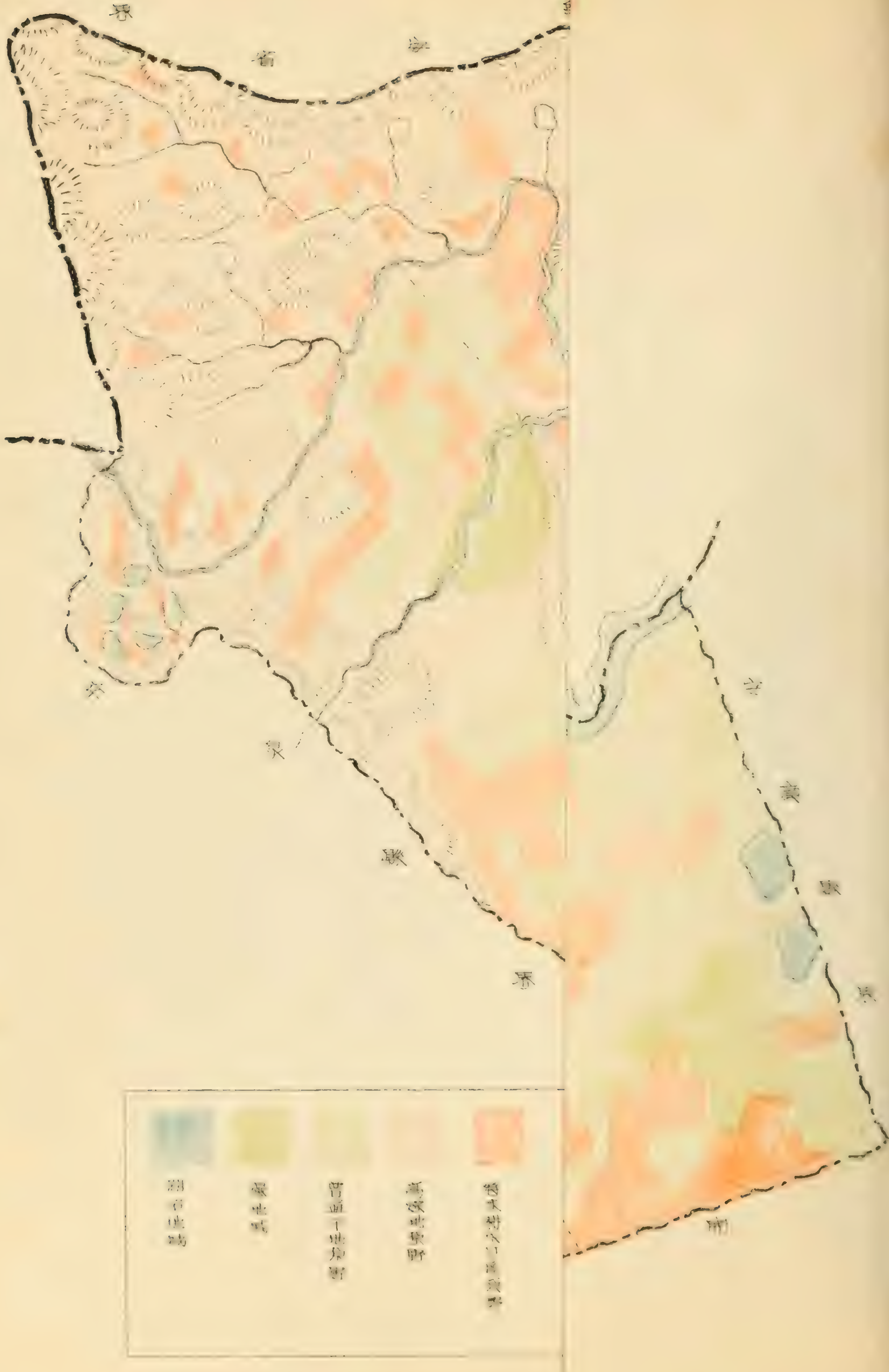
主要作物の生育期間表

作目 / 農業暦期間		高粱	穀子	黄豆
播種期		5月下旬	5月下旬	[illegible]月下旬
発芽	初期	5月15日	5月[illegible]日	[illegible]
	[illegible]期	6月1日	6月[illegible]日	5月[illegible]日
	[illegible]期	6月8日	6月[illegible]日	[illegible]
開花	初期	8月上旬	8月上旬	8月上旬
	[illegible]期	8月中旬	8月中旬	8月中旬
	[illegible]期	8月下旬	8月下旬	8月下旬
成熟期		[illegible]月中旬	9月中旬	9月中旬
生育期間		[illegible]日	130日	130日

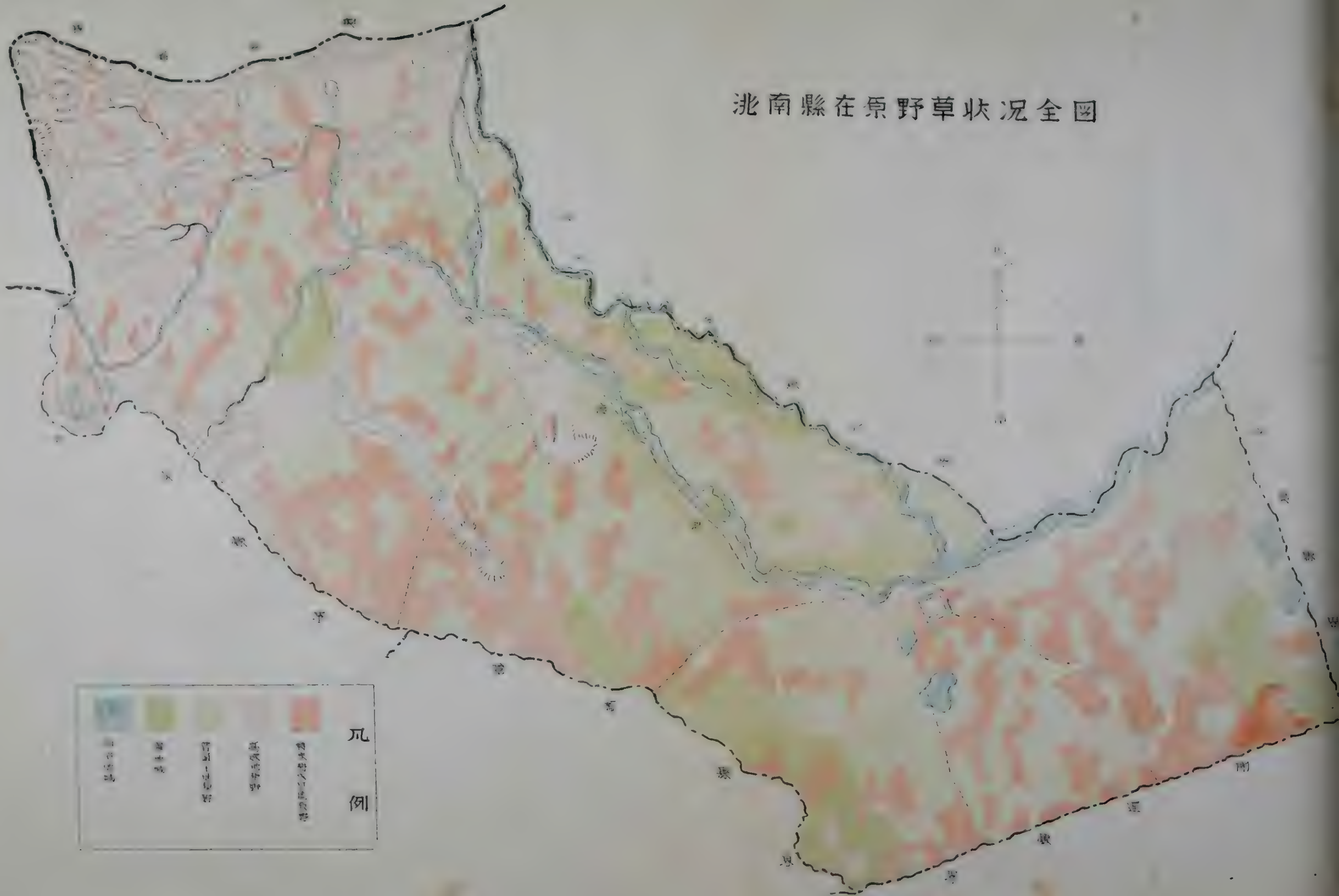
1日

収穫期	９月　日頃	７月　日頃	９月　日頃
備考			

〔注〕 [illegible]図



洮南縣在原野草狀況全図



第四節　縣の沿革並諸問題の提起

一、開拓以前の狀況

本縣は元隆克圖郡王地に屬し光緒以前より一部の地域は開墾されてゐたが[illegible]
ける古老の言本郡王地は早年より外蒙人に依り私墾され牛馬の放牧がなされてゐたと語つてゐる。
本縣は該私墾地の一部を除く外は全くの原野で牛、馬、羊等の放牧地であつた。
廣漠たる原野の遙か北方に興安嶺を望み点々たる丘陵の間を大小の錫河——[illegible]
が南流し原野に野草を追ふ牛馬の群と流域に野生せる柳條、白楊の中を跳梁する狐狸の群[illegible]
が本縣の開拓以前の狀況であつた。

二、開拓史　開拓事情

前述の如く該郡王地の開拓は光緒以前の私墾より始められたものゝ如くで民[illegible]を招きて開墾せ
しめたのは光緒十七年を以て最初とする。
郡王烏泰は六代の負債多額に上りこれが償却の途なく遂に土地を放ちして負債を償却せんとした。
一七年外債——吐默特旗、教年旗、貞旗——の墾く約[illegible]、[illegible]戸を招きて[illegible]
[illegible]余清里、東西一〇の清里の開墾に從事せしめた。當時開墾[illegible]の總戸は一、[illegible]
ると其實數は數千戸に上つたとのことである。茲地を領する者には押租銀二十兩を納[illegible]
戸長さ四清里幅一清里を開墾せしめた。

貢に租穀一〇石を毎年納入するものには土地の多寡を問はず任意に荒土を選択開墾し得るの慣習を認めたる為め開墾に従事する者愈々多く、盛んに行つた。然るに該旗下の台吉壮丁等は開墾の有利なるを見て自ら其の業に従事せんとし、旗下の有志と結合して銀三万二千余両を出資して郡王に献じ、且つ郡王の負債を償却する代償として、新墾に従事する漢人の墾戸を駆逐し、其の土地を壮丁等に与へ可きを約諾した。然しながら郡王はその約言を破り益々民人数千戸を添招したので旗下の台吉壮丁等は群起して数次訴訟を提起したるので奉天将軍は委員を派して実情を調査した結果、住民の駆逐の困難なる事を見、理藩院の発案に遵って、各墾地を認め、租賦[illegible]五分を納めしめ一半を三旗に、一半を台吉及倉額に分給して、養贍に充て、各壮丁の生計を助成し、未開地は封禁を設けて永久に開墾を禁止し再び私放私墾する者あれば厳罰に処する事とした。そしてこの多年に亘る紛擾も一段落を告げたが時勢は永く開墾禁止の保持を許さず遂に光緒二十八年四月整理案十條を制定して、既放地の整理に着手すると共に未放地の丈放を行ふこと、前後して、出放を見るに至つた。

郭爾羅斯前旗の丈放は、従前の開放は乱雑を極めたるを以て之が整理の必要を感じ光緒二十八年春委員を派して実地を踏査せしめ洮児河南北両岸に既墾未墾地共に約一千万余畝の地あるを査出して、全年七月十四日張心田を派し郡王と地価を商議せしめ翌二十九年十一月札薩克図蒙荒章程に倣ひて其の勘放を実行し全三十年九月に至る間に六十二万五千余晌の丈放地を見、地価銀八十万六千余両を収めて一段落を告げた。

桃山下の荒地四十五頃は光緒三十二年十一月より三十四年七月に至る八十四期に分けて墾費三十一万両を[illegible]

より洮南府一帯の荒地区、福寿、上一帯の余荒へ移して余額を出した。

第三回の大放は安東[illegible]地方に於ける台吉荘二十二対を各一人に当て[illegible]して収穫を[illegible]として二十二

荘下は二万七千余垧を合計すると七万九千四百余垧を劃出しこれを民に[illegible]して[illegible]約三十[illegible]余[illegible]

を得る五万三千余垧を官出し洮南府知府をして地価を徴し出放せしめた。

第四回の大放は前述の如く前回大放残余の荒地を大放した。

則ち左の如し、

(一) 北山の荒地にして大清銀行の借款償却に充てんがため光緒三十四年冬期より勘丈を始め地積二十万余垧を丈放した。

(二) 第一回大放の残余荒山荒地一万七千余垧を宣統元年より四年まで開放した。(旧章に照らして)

(三) 補修蒙荒の余荒地一万九千余垧を、宣統二年より、大放に着手した。(蒙荒章程によりて)

(四) 以上官荒の一千五百垧を地区の需要に応じ各地に丈放を継続して收賦を増加せしめたが、

顕く成績を挙ぐるに至らなかった。

更に大放の手続に就いて記述すれば第一回の大放は奉天に蒙荒総局を設置して、張文夫、黒

に関する事務を取扱はしめた。而して大放地方の洮児河南北両岸に蒙荒行局二局即ち双大鎮及び[illegible]行局、

札薩克荒行局を設立し副都統衙總管依桑及び知府張心田を各行局の總辦とし其の下に委員以下の吏を置きて丈放事務を執らしめた。

第二面には知府張翼廷を第三、四面には洮南府知府孫葆清を兼務させて出放事務を執らしめた。

本旗内務局長滕氏は元札薩克荒行局の書記であつた。関係上該機關の設立に付いて次の如く語つてゐる。

私の勤務してゐたのは札薩克荒行局で洮兒河東北一帶の丈放に當つてゐた。總辦は張心田副總辦は王壽祺であつた。光緒二十八年に札薩克荒行局は設置され仝三十一年十二月迄存續し、仝年十月札薩克蒙荒行局が設置され仝三十一年十二月迄存續した。仝三十年九月には鎭國公旗蒙荒行局が設立され、仝三十一年十月には圖旗蒙荒行局が設置され、圖公西旗蒙荒行局と名称を改め宣統元年迄存續した。宣統元年には圖、公、札、三旗蒙荒行局が設立され民國十四年四月迄存續したと洮南府の丈放に際して設立された丈放機關に付いて語つてゐた。（口頭聽取の爲め年月に多少の誤りがあるかも知れぬ）

次に丈放の手續に付いて略述してみれば、

第一面の丈放は前述の如く当初以来の積弊を去り總務を整理すると共に生荒の出放をなすに任つたので先づ該旗の全境を踏査し、北部は水草繁茂して民戸の私墾するものなかつたので劃留して旗内台吉壯丁の牧場用に備へ界標を建て民人は勿論家人と雖も私に民佃に該界内の地を耕種せしめることを禁じ、一般報領者に對しては其の界標以南巴彦昭以北長四、五百清里幅七、八十清

置至百貴里の荒地を開放した。然し此の開放は[illegible]に在る[illegible]に於て[illegible]副都統及台吉壮丁の舊住又は自墾せる土地は悉く割出して私墾荒地を[illegible]する[illegible]と為するを許し更に普通ス及荒地を希望するときは一般未墾者同様に[illegible]入に處せしめ[illegible]許可した。次に從来開墾に着手せる[illegible]には前に給せる執照を[illegible]し[illegible]第三に[illegible]せる[illegible]と対照し新章に照し等則に按して其の前給せる押租銀を[illegible]然る後其の余は[illegible]せる生地と共に規定の地価を納入せしむれば之が執照を[illegible]べし[illegible]として設定する資力無き[illegible][illegible]又旧[illegible]により[illegible]を[illegible]の[illegible]地価[illegible]第二、第三回の大放に付て第一回の章程に準じてなされた。大放地の等則及地価に付て叙述すれば、

第一回の大放は耕地と城鎮基地と二別し、耕地は既未墾を問はず地味の良否に依りして[illegible]に区別した。すなはち、大放地域の南端巴彦昭以北沙磧茅土にいたる間は、地味痩薄なるを以って下等となし、沙磧茅土以北兆鬼河以南を中等とし、兆鬼河の[illegible]等と為した。地価は下等荒地を基準とし一晌一両四銭とし、中、上等は下等に四銭づゝを附加す

る事にした。

城鎮長官は界内に満鉄土地方に双流鎮へ兆南歇く城、一術土清里平方を劃出し、これ内官荷頭宇済堂の敷地義地牧場の予定地を除外する原下の地を開放し、毎平方丈銀三分三厘を徴し、こ

第二、三回で丈放は前一回と同じく耕地と城鎮基地とに二分し耕地は上、中、下等とし、下等地は一晌銀一両四銭、中等地は二両四銭、上等地は四両四銭とし城鎮基地は毎平方丈銀五分を徴した。

第四回は黒龍江省放荒試辦に依り公価を全免して毎一晌経費銭四吊を徴し、公費に充て、たゞ二とゝしたが、山荒及北山荒地の出放のみは第二、三回の地価と同率を徴した。

升科についてその概要を述ぶれば

第一回大放の新地は熟地と生荒地とに分け熟地の升科は丈放当年に荒地は丈放後六年（光緒三十四年）に升科徴租することゝしたが光緒三十三年には開墾地は開放地の僅か十分の二にすぎなかつたため再び三年を猶予し宣統三年に升科することゝした。

城鎮基地も荒地と同様丈放後六年目より升科徴租することゝしたが光緒三十三年荒地の升科期を猶予することになつたため博王地の例に倣い全部を免徴する事となつた。

第二、三、四回の大放地も大放六年目とした。たゞ第四回丈放の沙城地のみは特に丈放後三年目を升科期と定めた。

租率は新地は毎晌中銭六百六十文とし内四百二十文を蒙旗に、二百四十文を政府の収入に帰し、

未墾地は至難とされた。耕地の激増と共に[illegible]
[illegible]三年より頒布は[illegible]府知府の三管下に置かれた
官は此の外該地方の既墾地に対して[illegible]一垧一割三分の畝捐を課せられたのであるが、更に[illegible]年より
民十八年土民は升科を契税として土地所有関係——私的所有関係——は一層[illegible]された

三、漢人移住耕地増加の状況

光緒二十八年（一九〇二）開墾奨励せられ、蒙荒行局の設置を見、翌[illegible]年[illegible]さるや民人の来住は著るしく殊に全三十年は激増した。該民人は奉天省下のもの多く殊に懐徳、昌図、康平、農安、長春の各縣之に次いでゐる。従って本縣の地主中には[illegible]懐徳縣[illegible]が最も多く、農安、康平が之れに次ぐ、即ち之れらの大地主は何れも第一回の大放に際して報領[illegible]、懐徳縣からの移民の趙某（八五・〇〇）は一二〇晌、農安縣からの移民[illegible]一[illegible]晌、第二区では王某（八五区）三〇〇晌が大地主として現存してゐる。

耕地の激増状況に付いても既に述べた如く二九年一一月より三〇年九月迄に第一回の大放に、丈二五、〇〇〇晌余の地が大放されたことに依つても何れの方面に耕地が激増されたか略ぼ察知出来ることゝ思ふ。続いて第二、三回の大放が行はれた為め民人の来住と相俟って耕地は益々増加して行った。

[illegible]耕地の増加に[illegible]三[illegible]北[illegible]河の[illegible]

宣統三年六月十五日より八月三〇日に至る約七五日間の洮児河の氾濫は五区、二区の下流地域の耕地一帯に浸水し人畜には被害はなかつたが、農耕地に長期に亘る浸水は耕地を荒地と化しかなりの損害を与へたもの、如くで之れが被害面積に付いては不詳なるも内務局長の話に依れば洮児河の氾濫は県城以北の地域で県城は全く被害無く浸水耕地も五区の一帯といふことで、寧古人の耕地のみで世人の語る程の大面積でもなく僅少だつたとの事である。

民国元年六月末より八月末にかけての烏泰の乱に付いても烏泰軍は六〇〇騎県城に、清国軍は一、〇〇〇騎白城子に陣地を構築し洮安県境にて戦端を開始したる為め洮児、交流河に依る一地帯へ県城以北の地なるも調査地帯は含まずといふことである）は戦乱に依り多額の損害を受けた。戦乱開始と共に四、〇〇〇戸位の農戸は耕地を捨て、県城へ避難したとのことである。従つて立毛へ（作物）も其の儘に放棄したるため収量減少し又軍隊の食料、軍馬の飼料に徴発、分至で没収され、これが頗る多大とのことである。然し戦乱に依り県外への移住は全くなく戦乱終り烏泰軍退散後は農民は再び郷土に帰り農耕に従事した。従つて前述の洮児河の氾濫も烏泰清国軍の戦乱も直接本県の耕地増減には何等の影響をも与へなかつたのである。

四、中心都市の発達

本県に於ける主要都市として又中心地方市場として農村の発展に至大なる影響を与へてゐるものに県城と瓦房鎮とがある。該都市の発展は鉄道の開通を契機として飛躍的発展を為したものである。即ち鉄道開通以前に於ては両都市共殊に瓦房鎮の如きは小粮桟兼雑貨舗が一乃至二戸存す

るのみの小部落であつた。又敷城も然りで何等都市的色彩はなく、商工業――糧棧、燒鍋、雑貨、鋪等も数ぐたるものであつた。然るに民国十二年末四洮鉄道が敷設せられ更に今十九年八月、[illegible]昂鉄道が開通せられるに及び敷城に於ける商工業は急激に発展し殊に特産地たる関係から糧棧に於て、燒鍋、雑貨舗及鞭炮業は飛躍的発展を為した。

次に敷城に於ける商工業の鉄道開通前後を比較してみれば

（洮南商会調）

四洮路未通車時状況		四洮鉄路通車状況		現在洮街状況		備考
業別	数量	業別	数量	業別	数量	
糧米業	八	仝上	四八	糧米業	四二	
焼鍋業	三	仝上	四	焼鍋業	三	
金店業	三	仝上	五	金店業	四	
米面業	三三	仝上	三〇	米面業	二八	
銭舗業	三	仝上	一三	銭舗業	一〇	完全[illegible]営業
上等雑貨業	二一	仝上	二七	上等雑貨業	二三	
油房業	四	仝上	一三	油戸業	九	
估衣業	四	仝上	二一	估衣業	一八	
印刷業	二	仝上	八	印刷業	二	

の如く不況である。

醤油業	二	仝上	五	醤油業	四
鐘表手売業	二	仝上	九	鐘表手売業	九
木業	一五	仝上	三九	木業	三三
医薬業	一八	仝上	四九	医薬業	四五
鞋業	六	仝上	一四	鞋業	一
[illegible]業	一六	仝上	四〇	[illegible]業	一〇
[illegible]業	二	仝上	六	[illegible]業	六
[illegible]業	一八	仝上	三五	[illegible]業	二三
肉舗業	六	仝上	一四	肉舗業	一〇
菓点業	一二	仝上	三一	菓点業	一
飲食業	三八	仝上	六三	飲食業	五二
五金業	一	仝上	三	五金業	三
鉄業	二一	仝上	三八	鉄業	二三
当鋪業	[illegible]	仝上	四	当鋪業	六
小雑貨業	二二〇	仝上	二五〇	小雑貨業	二三〇
各種手工修理業	一五〇	仝上	一六〇	各種手工修理業	一四〇

[illegible]
の一區を出るの子であつた。
[illegible]

源 [illegible]
箱 [illegible]
糸 [illegible]
佐 [illegible]
[illegible]

[illegible]

層の柏車を加へた。従って民國一四年より一六年の三ヶ年殊に一五年は南花より現在に至る年[illegible]農村の最好況時代を現出した。

斯くて農村の金銭経済への流入は自給経済を破壊し衣布類、棉花、食料品、日用品[illegible][illegible]入を増加せしめた。

殊に日本品の急激なる流入は農村の好況と相俟って農民の購買力を高め農村に市場を[illegible]開いた。

更に縣城の発展と相俟って一部落であった克爾鉄も急激に発展した。民國二年に僅か四[illegible]人部落も鉄道の開通と共に今一五年には五〇〇戸に増加し、油坊、雑貨商も四〇を算へる[illegible]至り康徳二年度に於ては次表の如く商工業の発展を来してゐる。

克山税捐分所調査商号の営業の種類表

（康徳二年度末現在）

造酒業	一
糧石雑貨業	一四
雑貨業	三二
饅品業	五
医薬業	九
染衣業	一

鉄炉業	六
售茶業	一
首飾業	七
撥田業	一
木舗業	三
靴鞋業	四
飲食業	二
屠宰業	六
沐浴業	一
理髪業	三
成衣業	四
草工業	五
画舗業	三
合計	一一〇

即ち、斯城は中心市場として、或る程度は地方市場として發達するに至つた。

九　天石制度の沿革

本城に於ける行政機関として最初に設置されたのは元年であるが、即ち城中の関に什八大隊

二八年（一九〇二年）清朝政府は現洮南縣に荒務局を設置し移民の招来荒地の丈量に関する事務を辦理せしめた。光緒三十年開放の実施と共に府治の新設を奏請し光緒三十一年洮南府を設けて洮安開通、突泉、安廣、鎮東の五縣を管轄せしめた。次いで治轄地の増加に伴ひ民國二年に府制を廢して縣制を敷き洮南縣となした。之と同時に北路觀察使衙門を洮南に設置し旧洮南府所轄各縣、昌図府所轄各縣及法庫縣を管轄せしめ北路道と称した。更に同三年洮昌道と改称し觀察使衙門を道尹公署と改めた。

民國五年に洮昌道尹衙門を遼源に、遼源の鎮守使署を洮南へ交替せしめた。同二十一年に縣政府は縣公署と改称され二度の改組を経て現在に至つてゐる。

事変前に於ける縣政府は省政府各主管廳の指導監督下に、縣長は全縣の行政事務を総理した。これが組織を表示してみれば、

洮南縣政府組織（事変前）

- 附設清郷局長（縣長兼）
  - 清郷委員　一名
  - 助理員　二名
  - 録事員　一名
- 第一科長一名
  - 科員　二名
  - 村政視察員　一名

社長
- 第二科長一名
  - 科員　一名
  - 日文翻訳員　一名
- 商務市政科一名
  - 科員　一名
  - 検査員　一名
  - 技工　一名
  - 医官　一名
- 文教警察科長一名
  - 科員　一名
  - 助教員　一名

[illegible]

に行はれ土地制度に伴ふ軍閥官僚並に官僚地方土紳の擢右によつての安価な払下げは多々行はれた。

然るに滿洲國の生誕と共に中央集权制が採られるに至った為め縣政府は縣公署に改稱され次表の如き改組を見るに至った。

洮南縣公署

- 總務課（科長李曉峯）
  - 庶務股（長丘際時）　辦理機密及对外交際等職員任免及進退事項
  - 文書股（長楊家林）　辦理收発文件總務文書編纂文書保管統計並印信等事項
  - 會計股（長李光爵）　辦理予決算書出納現金保管等事項
- 内務局（局長孫炳輝）
  - 行政股（長佟万珍）　辦理区村行政警察衛生土地整理徴兵人件及訴訟等事項
  - 実業股（長安振瀛）　辦理提倡工商業及工商業団体殖産林業等事項
- 地方電話局
- 財務局（局長王西武）
  - 徴收股（長李恩源）　辦理代徴国税及地方捐税外政收入各捐事項、
  - 屠宰場

教育司（司長王寛元）

- 庶務股（股長曹振三） 辦理全[illegible]事項
- 学務股（股長王宝閣） 辦理中等以下学校教育[illegible]
  普通社会教育等事項
- 社教股（股長王文明） 辦理民衆及天然[illegible]事項
- 図書館

警務司（司長[illegible]）

- 警務股（股長[illegible]） 辦理警察区劃人員支配調査户口抜代等事項
- 司法股（股長高穂孝） 辦理刑事案件偵査[illegible]
  [illegible]
- 保安股（股長[illegible]） 辦理取締違禁人[illegible]
  治安等事項
- 衛生股（股長[illegible]） 辦理一切衛生事項
- 警察教練所

縣長の統治下に各局は置かれるに至り縣公署は新なる地方官廳として登場するに至った。即ち總務科をして總務と管理を、內務局をして行政と實業を、財務局をして徵收と理財を、警務局をして治安工作に、教育局をして學務、禮教等を司らしめた。

斯くて行政機構の統一——各局の完備と統一に縣民政と治安を確立せしめ更に行政區劃、鄉村制度を樹立せしめるに至った。

縣民は軍閥、舊來的壓政よりの苛政等から全く解放されるに至った。

六、政治的支配權力の推移

清國政府管轄下に光緒二十八年荒務局が設置されるに及び元蒙古郭王烏泰の政治的支配權力は漸減し殊に民國元年に於ける烏泰の亂——清國との戰亂に大敗した——は郭王の權力を半減し、め清國政府へ權力を讓った。

更に民國五年に至り二龍鎖に駐在した軍の勢力は實權を掌握した。次いで今日に於ける洮遼鎭守使としての張海鵬の着任は奉天政權を強化し、殊に洮遼地帶に於ける張作霖は大政治的權力は軍閥筋に於て強大なものがあった。洮遼地帶一帶に亘る土地の所有、洮南市街に於ける商工業への投資經營等々政治的權力と結んで各種の事業に多額の投資をなした。

七、政治的諸現象

1. 烏泰の亂

六代の負債と北京參觀交替に依る財政的苦境より大清銀行より三十萬両の借款をなした。こ

れが返済に対して、烏泰と清國との間に衝突を来し民国一年八月六日より[illegible]は、[illegible]の間主戦場に清國軍は一、[illegible]兵を白城子に夫々陣地を構築して戦闘に当たったが、烏泰軍は戦の利あらずして遂に大敗となり外蒙に退却した。これが所謂烏泰の乱で、[illegible]境界地帯は少なからぬ被害があった。

2. 紙幣の乱発

第一次欧洲大戦後即ち民国十一年後に於ける紙幣の乱発は経済界の[illegible]に多大の影響を与へた。

3. 私帖の発行

本県に於いて私帖が発行されたのは光緒末年と民国末年との二回で、[illegible]、銭舗、[illegible]に於ける糧桟、雑貨舗其の他の商舗が発行したるものである。

私帖発行の原因は貨幣（現金）の不足が主因で光緒末年に於いては一、[illegible]、二〇、三〇、三八吊が発行され、民国元年に於ては金融救済委員会が通貨制鋪に[illegible]て、[illegible]、五〇銭、一、二、[illegible]円等を発行した。

4. 満洲事変

満洲事変の勃発で一時は一般経済状態を悪化したが、間もなく匪賊を出し[illegible]

被害は全くなかった。

第二篇

第二編　屯

第二章　屯の概況

第一節　位置、地域（[illegible]）

[illegible]

[illegible]数屯の小屯を含む名称であつて前記の数屯は何れも大[illegible]に属するものである。本屯も亦その一つ[illegible]

[illegible]

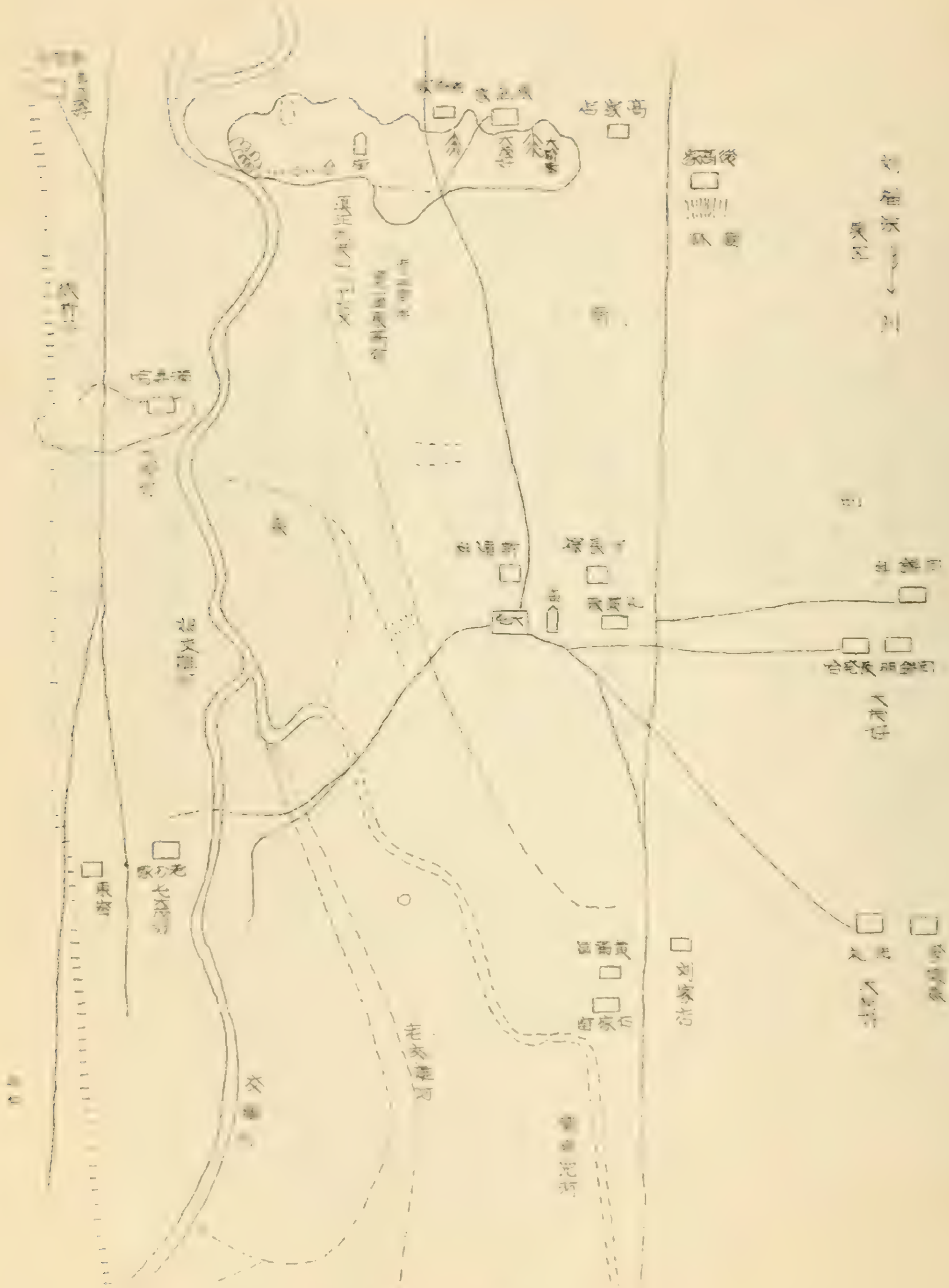
第二節　地勢

東方に交流河を隔て、本屯に直ぐ河辺に位す。交流河は河東へ茂好屯の西方を過ぎり、本屯の東北方より流れ来る。又西北方からは石家窯子屯の南方を流過して、龍泉河が流れ来り、本屯の東方に於て交流河に合流す。即ち本屯は此の二流の合流点を占むる地域に在る。

屯は一帯に平坦であるが、東北方部は河に面した地区に比して、西南部は大茂好山の東方下で地区が較々高い気味があつて、河の方に向ひ、多少傾斜してゐる。南方本屯耕地の果に大茂好山を控へてゐるが、此は丘陵性隆起の平原であつて、他に脈絡は無い。高さ百二、三尺位、此以外には、全屯には地形的変化は無く、平原である。

屯の東部は河に沿ふて高さ約三尺の堤防が構築してあつて、之は石家窯子屯の直ぐ南方を経過してゐる。河の近沿は砂地であつて、高燥なる地を選んで作物の栽培に充てゝ居るが、一帯にはアルカリ性の低濕地が多い。

〔附〕屯の地勢略図



老文峪河
刘家古

第三節　社会構成

農家番号	氏名	経営形式
一	張長海	地主
二	孔廣頒	地主
三	許連璽	地主兼自作
四	竇青年	地主兼自作
五	徐永春	地主兼小作
六	于長祿	地主兼自作兼榜裡青
七	許景文	地主兼自作兼雇農（年工）
八	劉佐臣	地主兼自作兼雑業（教員）
九	姜　林	自作
一〇	姜　德	自作
一一	許連祥	自作兼雑業（馬車業）
一二	姜　鳳	自作兼小作
一三	李　富	自作兼小作
一四	劉展升	自作兼小作兼雑業（医師）

一五	孫書印	小伶
一六	趙鳳三	小伶兼傍旦青兼雜采（馬車采）
一七	張成業	傍外青
一八	吳振恩	傍外青
一九	曹梓	傍外青兼傍旦青
二〇	徐守廷	傍外青兼雜農（年二）
二一	徐廷祥	傍外青兼勞働（土勞）
二二	常文	傍花青
二三	姜貴	傍花青兼雜采（大工）
二四	崔鳳山	傍花青
二五	朱雲和	傍花青
二六	李向春	傍花青
二七	周玉貴	傍花青
二八	劉福林	傍花青
二九	孫翔恩	傍花青兼雜農（日二）
三〇	馬占祥	傍旦青

三一 協進會——辦理青兼雇農（月工）

三二 農佃會——雇農（月工）

第三章 沿革

第一節 開拓史

一、開拓以前の状況

本地は札薩克図旗郡王の管轄下にあつた蒙地で民人の来住前即ち大約百年前[illegible]
の一戸が遊牧の傍ら耕種してゐた程度で共に民人の来住後は次第に[illegible]
つたとのことである。

当時本地の自然的状況は一面の原野で雑草が繁茂せる平坦地であつた[illegible]
の湿地帯が見受けられたとのことである。本地附近の内、徳哈也現在の大賚街東部[illegible]
に蒙人が五―六戸位居住し遊牧の傍ら六天地位開墾し、農耕に従事してゐたとのことである。

本地の草分とも称すべき最初の開拓者は姜殿海、朱云徳、[illegible]永年の三戸で光緒[illegible]年に一、二家
[illegible]は三十一年に来住し其の年より開墾をなしたが開墾後四ヶ年は穀物は販売せず全く自家食用に充て
残りたるも本地附近には雑貨舗、小焼鍋等の存する都市なく当時の市場地としては[illegible]
であつた。従つて塩等の生活必需品を一年に一回位懐徳城に出て購入してゐたとのことである。其の後
本地及び附近一帯の農民は穀物或は日用雑貨品を長春鉄嶺へ販売購入しはじめた即ち光緒[illegible]
緒三十四年に伊通県境の焼鍋が、宣統二年には順記雑貨舗が設立せられたゝめである。

二、土地の開放

本地一帯の土地は咸豊年間又は同治時に開放されたもので今も開拓農戸は善、許、李は光緒三十一年に攬頭張某等より土地の拂下げを受けて此の地に来住し開墾に着手したとのことである。開放事務の管理をなしたのは蒙荒行局で拂下げを受けた攬頭は今も生存してゐない。当時の土地開放については十二人の攬頭が先づ蒙荒行局より大面積の荒地の拂下げを受け、十二人にて平等に五千晌づつ分割して夫々農戸へ拂ひ下げたとのことである。これ等の攬頭の前住地は懐徳農安県であるが既に農安県へ移り、一二、三人は今尚も占有してゐることはわかる。本地関係の攬頭は農安県へ移し、農安にて焼鍋を経営し、又は大商人であり、土地の殆ど大半を所有して地主兼商人として本県に来住し土地の拂下げを受けたものである。

これらの攬頭が地方紳士として又蒙旗として一大勢力をもつに至つたのは当然のことである。現在も尚ほ地方士紳として有力なるは呉國賓、姜鎮宣、郭玉堂、孫海川、徐守吾、鄧喜厘等である。

本屯関係の攬頭周昌図は蒙荒行局総辨張心田の親戚である。攬頭には大攬頭と小攬頭あり、大攬頭は総辨張心田で、小攬頭は全部で十一人で先づ土地の拂下げについては大攬頭が官廳を利用して十一人の小攬頭に大万晌の拂下げを許可し、これを十二人にて平等分割したものである。張大攬頭は現在死亡し長男の張洪印が相続して西孝鎮に居住してゐる。現在も尚ほ一、二〇〇晌位所有せる大地主で地方士紳として一大勢力をもつてゐる。

本屯関係の小攬頭周昌図は現在死亡し長男が縣城に居住してゐる。

三、岡崎屯

本屯の[illegible]最[illegible]戸[illegible]前述[illegible]姜[illegible]、朱雲徳、許永年の三名[illegible]、[illegible]

してゐたものである。

現在これらの三名は死亡し夫々姜琳、朱長海、許運鑾が戸主として在住してゐる。

許運鑾は[illegible]許永年の身分[illegible]資本等[illegible]にては小作農で二〇晌位経営し家族も多人数で十八人とのことである。この内農業に従事せるものは五人である。土地は一方地（四五晌）の払下げを受けこれが地価は銀子一〇八両だつ[illegible]のことである。

[illegible]多額[illegible]地[illegible]〔竜〕[illegible]界下[illegible]全[illegible]つてゐる。尚ほ許永年は攬頭とは全く関係のないものである。

[illegible]許、朱二氏に[illegible]

[illegible]四人で土地は一方地の（四五晌）払下げを受けた。地価は晌当銀子二、四両合計で一〇八両[illegible]

[illegible]

[illegible]

自己の経営地、役畜を売却して払下を受けたる例も全くない。

四、土地の取得

取得面積の払下げに付いては全く農民の意思に任せ、普通は払下げをしてゐたものである。地価は許の語るところを綜合して見れば政府より入札賣墾荒行局の攬頭へ払下げた地価は中地晌当一両位だった、然るに攬頭より農民への払下地価は中地晌当二両四銭とのことである。これを前述の第一回大放荒の地価と対照してみるに大体を致している。ただ墾荒行局より攬頭への払下地価は中地晌当一両八銭である。従って攬頭は晌当約一両を、利得してゐたのである。

土地取得の手続は頗る簡単で取得者は小攬頭の宅を訪ねて直接購入せん事を述べて払下げ許可を受け小攬頭の傭人荒扒子と共に払下地に行き測量を以て面積を測定して、地価を納入すれば白契が作成される。白契は単に農民と小攬頭との売買契約書である。

白契の作成により土地は一応所有権は攬頭より移転してきたがこれのみでは第三者との売買、典等には出来ない、然しながら升科納租が行はれるまでこの白契が土地の取得証を、証明してゐた。

五、開墾状況

開拓農戸である許運璧の話を綜合してみれば開墾従事者は五人で何れも成人で家族労力のみとのことである。開墾には全く傭労力を要しなかったとのことである。尤も当時の開墾直後本屯には年工、月工、日工等の雇農と本屯或は附近一帯に在住又山東農業労働者の来住も全く無かったので開墾は殆んど自家労力によってなされた。このことは許の話で差と示す、

安政四年で開墾は[illegible]して家族八名に[illegible]

開墾に従事し、人夫[illegible]馬三頭[illegible]農具[illegible]現[illegible]

農具と同じである。

一反歩の開墾労力は

人、　二人（成人）

馬　[illegible]（内[illegible]二頭）　[illegible]五日を要する

農具、火犁　一、

私[illegible]面積一六町[illegible]（四十五町）の開墾[illegible]

とのことである。

明治[illegible]年　[illegible]町

〃　二十二年　三町

〃　二十三年　四町

〃　二十四年　五町

[illegible]元年　開墾せず

〃　二年　[illegible]町

〃　三年　二町

二十年より[illegible]十五年迄[illegible]一町の開墾をしたのである。

更に姜林の經驗を綜合して見れば開墾に從事せる者は成人男子三人で、他に家族以外で雇傭者等は用ひなかつた、役畜は馬三頭騾一頭で農具は犬犂一、大車一台耙一個は許より借用してゐる。

一晌の開墾能力を見れば

人、	成人二人	四日間を要するとのことである。
役畜、	四頭（成馬三、成騾一）	
農具、	犬犂一、	

松下地一方地の開墾に要した年數は光緒三一年より民國二〇年迄で即ち光緒三一年より民國元年迄には三〇晌、民國二年より十年迄には五晌、民國十一年より二十年迄には殘余の十晌が開墾された。

六　清丈升科

本屯には清丈はなかつた開放年代が新しきためと開放に就いては特に章程に基く測繩員の測定があつたゝめである。升科は行はれたるも農民の語る処は種々様々で、年代租率等も一定ではない。

姜林の語るところを綜合してみれば科は光緒三四年より行はれ税額は晌当三租三〇錢畝捐八〇錢で正租は縣城の天恩地局へ畝捐は洮南府へ納入するとのことである。

更に前記開拓農戸三戸より三年遅れて懷德縣より來住せる竇青年は升科は開墾後六年目即ち民國二年からなされたと語つてゐる。

従って表面上の如く作付に付いては多様で一定しなかった、既述の如く年一回大く[illegible]大[illegible]へ[illegible]
となっていた商業地区をも再び三年を満了し宣統三年に行[illegible]して青年の集合[illegible]
四年に本屯に来住しこれを我領したるため、或は我領地へ[illegible]通り[illegible]
う。
尚漢民については清人がなかった、かくて五人[illegible]なかった

七、屯の形成

本屯へ最初の来住は光緒三一年で姜許宋三戸三二人であった。それより三ヶ年遅れて即ち光緒三四年に賓、張の二戸一一人が来住して来た。

本屯が屯としての形態を備へて来たのは民国十四、五年頃たること、三姓民の[illegible]、[illegible]商業地と区[illegible]五年には一般商業を終了し[illegible]、[illegible]へ[illegible]、[illegible]

漸く屯としての形態を整へた、又開墾も八〇晌乃至一〇〇晌位はなされたとのことである。

今年代順にその戸数調査を見ると、

	戸数	人口	耕地
光緒三一年	三戸	三二	一一晌
[illegible]四年	[illegible]戸	四[illegible]	四〇晌
民国 二年	五戸	六〇	六〇晌
〃 四年	一〇戸	八〇	八〇晌

〃一〇年	一二戸	一〇〇	一二〇晌
〃一五年	一五戸	一二〇	現在と同様
〃一九年	二〇戸	一三〇	〃
光緒元年	三二戸	現在と同様	〃

第二節　屯の生成発達に及ぼせる主要事象

一、大出地の開放

屯の形成は軍閥官僚或は都市商工業の土地への投資は本屯は勿論附近一帯の土地[illegible]の大出地開放も無かった。

民国十七、八年に奉天省より募集に依り河南省の農業労働者が多数本屯へ入込、附近一帯の屯にも来住して来た。本屯には該事例はみられなかった大山前屯には三戸の来住があったとのことである。

このことは当時本屯は全く開墾され耕請も多く在住していたゝめに以上の農業労働者を必要としなかったからである。

二、資本の増殖

開拓農戸である姜林の語るところを綜合してみれば年々家族の労力に依りて多少開墾を続けしたるため民国十八年に一応開墾は終了した。その間開墾資本が欠乏し耕地の増加が止まったことは[illegible]ある。当時は労賃も欠乏し又開墾のため人夫を雇傭してまで開墾を続けるのは不利で収量も一般の開墾地よりは高粱は四—五斗といふ僅少さであったためである。

三、自然災害[illegible]

開墾の当初は[illegible]当時の自然条件に[illegible]して[illegible]一[illegible]農家[illegible]石であった。

これに反して、民国[illegible]該年[illegible]収量[illegible]りたるため穀物も高価にて販売され、従って農村好況時代を現出し活気を呈した。

当時の[illegible]大豆[illegible]五石で、[illegible]

[illegible]

[illegible]

て[illegible]全収穫の[illegible]被害を受けたこともある。殊に作物中大豆は被害[illegible]

八割位の虫害を被ったということである。

虫害に次いで水害であるが水害として最も甚大なる被害を農家に与へたのは康徳元年で洮児河の流域の耕地を荒蕪地に一変したるのみならず作物の収量も半減した。尚宣統三年の洮児河の氾濫は本屯には影響はなかった。又民国七年九月には開発後初めて流行病が発生し本屯からも多数の病人が続出した。

四、鉄道の開通

鉄道の開通は本屯にも種々なる影響を与へた。先づ

1. 作物の種類及作付割合への影響

開墾直後たる光緒年間に於ては主として、黍、蕎麦、谷子等が栽培されたが宣統年間より漸次包米、高粱の栽培がなされ、殊に民国初年より鉄道開通前迄は高粱、谷子、大豆等が主作物として作付されてゐた。然るに鉄道の開通後は高粱、大豆の作物が多く作付されるに至った。大豆の作付が増加したのは大豆の価格が高価であったからである。従って鉄道の開通は単に作付割合のみに変化を与へ特に開通のために新作物の栽培は行はれず、作物の種類には影響はなかった。

2. 市場との関係

鉄道の開通に伴ふ都市商工業の発達、背后地農村の発展は縣城を中央市場として本屯を地方市場として登場せしめるに至った。

殊に包頭線は本包より距離的にも近接しているため包頭[illegible]に影響を[illegible]

た。殊に民国十三年よりは綏遠包頭間に馬車の輸送が行はれ年々[illegible]市場へ[illegible]

し、包頭を経由したため包頭市場として量的にも質的にも[illegible]

尚又牛毛や羊皮[illegible]口主として包頭に集荷し取引に、日常品其他の物資を包頭[illegible]

包頭の取引に敗退されるのは包頭経由より高価に取引されるへ[illegible]物資[illegible]

ことなったるのは経済的に於て影響を包頭[illegible]に至る重要なる[illegible]

ろ、全般的市場への影響[illegible]

鉄道の開通に伴ひ新市街の発展、市場の拡張、[illegible]

商業の取引方法も増加せり市場との関係を[illegible]

の[illegible]に伴ひ[illegible]を加へ市場と[illegible]

[illegible]経済[illegible]の推移は[illegible]

時に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

ヘ、其他、

[illegible]は家畜飼養の目的を[illegible]

[illegible]に於ける[illegible]、[illegible]

[illegible]

五、

[illegible]

本年二月一日遂に毛匪の歸順が終了したが、民國十三年事變前の民國十七、八年頃は耕たは過剰の状況にあつた、從つて雇青農に月工、日工等として雇傭して經營を繼續したが當時は賃銀も高く經營上餘り有利でなかつた。

事變後大同二年頃から未住農戶が多くなり漸く雇主も土地の不足を告ぐるに至つた。然し現在は過不足の傾向無く飽和の状態にある

六、政治的諸現象

本屯には急變の兵匪に滿洲事變の直接の影響は全くなく、たゞ第一次奉直戰爭の（民國十一年頃）奉軍因る紙幣の亂發は奉銀の暴落に因り從つて其の他の物資購入に對し多大の影響を與へた。貨幣價値の低落、物價の高騰は農家の經濟に甚大なる影響を與へた。

治安は極めて良好で開拓以來民國元年に一回緊匪との衝突がありたる通過したのみで剽掠等の匪害は全く無かつたとの事である。

更に政治組織の變遷――先づ區公司の設置である。縣公署が直接或は警察署に通つて

イ、戶口、家畜、耕地其の他の調査

ロ、命令、佈告の傳達

ハ、民意の陳情等をなさしめてゐる外、區政、區財政等を審議編成せしめ更に初級小學校をも管轄せしめてゐる。

第四章　自然的條件

第一節　氣象概況

初霜……………陰暦八月上旬
終霜……………陰暦二月中旬
無霜期間……………約四ヶ月半
雪の深さ……………一尺位、三十糎）
結氷期……………陰暦九月下旬
解氷期……………陰暦三月中旬
地下凍結期……………陰暦十月中旬
地下凍解期……………陰暦四月中旬
地下凍結深度……………三尺五寸乃至五尺位（百二十乃至百七十糎）
雨期……………陰暦六月―七月
播種期の降雨多少……………少し
卓越風……………西北風（陰暦三月、四月）望根の敗草を吹き飛ばさるる如有樣
天地[illegible]

春夏秋冬の時期期間

春……陰暦正月、二月、三月
夏……四月、五月、六月
秋……七月、八月、九月
冬……十月、十一月、十二月

酷暑の時期……陰暦五月、六月、
最寒の時期……陰暦十一月、十二月
播種期……陰暦三月十五日以後四月末日迄
四月中旬に播種最も多し

季節別に依る晴曇の多少

春……晴多し（一天晴）＝二箇月半、曇＝半箇月
夏……晴半々（雲散在）＝一箇月半、曇、雨＝一箇月半
秋……晴多し（雲散在）＝二箇月、曇半箇月、雨半箇月
冬……晴多し（一天晴）＝二箇月半、雪半箇月

（各季節三箇月間中の割合を示す。）
夏季中の曇、雨一箇月半では曇天と雨天と略々半々

第二節　地質、土性、水

一、土地状況

本屯全面積は三百余町歩にして、此の中七割余が耕地である。その他は耕作に適せざる荒地であって、[illegible]ハ、全面積中の二割足らずの地が荒野にして未墾の侭残されてゐる。西部の一部は荒地であって[illegible]耕の農地となり、高台地は殆ど畑地、又は寺廟敷地に利用されてゐる。又低地は[illegible]のは開墾されなく、現状は原の如く荒れて居る。又荒野は一般に[illegible]開墾せずに至って一部を占めて居る。荒廃放置された荒野は極めて大部分白砂[illegible]であり、耕地の内一反歩の土地は悪質なる湿地帯と重複し、又耕地の中の[illegible]土地が痩く、農民の努力が徒らに浮きよって収量の低さを招いているのも、[illegible]上ぶ。

本屯内は見渡す限り一帯の耕地であって一望の平野である。本屯には三[illegible]の近くに若干の樹木が数本及び、僅く東方部に楡の木が十本余生えているのみで他に樹木は全然ない。

二、耕地の分布

前記の如く、本屯の耕地は全面積の約七割を占めるものであるが、その大半は農民住居附近西ハ（窪子）を中心にして北方及南方に拡がってゐる。北方は石家窪子屯の土地に連続し、南方は大[illegible]

好山の北麓に到って終る、山を越ゆれば山前大茂好屯であるが、大茂好山は其の屯に属するといふ。農民呼称に従って耕地を三分すれば、全耕地中の二割五分が所謂上等地で、中地が四割、残部三割五分が耕作的の下地である。屯内アルカリ土多く、多かれ少かれアルカリを含有しない土地は無い様である。特に肉眼にて識別し得られる、アルカリ土が全屯の半分を占めてゐる。耕地にあって甚しきものは殆ど耕作不能の箇所もあるといふ。廃耕地の殆ど全部、荒野、或は耕地中の中下地等の大半はアルカリ地である。甚しいアルカリ地でも春期降雨の多かったときは包米、谷子、糜子等を作ることがあると。アルカリが地下二寸位迄下程の降雨があれば播種が可能で、白菜が生育する。後日アルカリが表面に浸出し来ても、既に作物苗も生育してゐて、抵抗力を有する丈の大いさになってゐるといふ。

三、耕土の性質

色——一般に黄褐色又は灰黒色で、殆ど何処も同色である。黄色、紅色、黒色等は殆んど見当らぬ。

土壌の種類（農民俗称）

い、白乾土——乾燥時には乾固白色を呈す。アルカリ性で白いのではない。降水があると、水を浸透することなく、粘性を帯び、糊状となる。屯内二割五分位を占む。

ろ、黄沙土——普通に表面にある土壌で砂質で、雨水は直ちに浸透する。大割。

し、河游泥土　　河の岸に多く黒味に富む[illegible]壌質に一割ほど

本村には黒泥土と称するものは無いといふ。白亀土は普通には表土には[illegible]、[illegible]三寸の基底をなし、植木が悪く、農耕上害することが多い。

	上地	中地	下地
深さ	一尺五寸（約五〇糎）	一尺（約三五糎）	一尺
色	黒味	黄褐色	灰白色
質	砂質壌土	壌土乃至砂質壌土	砂土

備考　下層に於ては白亀土の層を見る。

四、地下水位及水質

宅内に井戸が大箇所ある。深さ九尺（三米）乃至一丈（三米半）である。水面から地表迄、一年を通じて大体六乃至七尺（二乃至二米半）であつて、[illegible]ては一定して居て変化することが少いが、陰暦六月、七月の候、降雨があつて交流河の水面が高まると、[illegible]、[illegible]

又冬期から春期にかけては水乾固し、水深一――二尺（三十五――七十糎）になつて桶八分目位しか水が汲めないといふ。

水質は不良、アルカリ性、汚濁してゐて、臭気あり、味も悪い。
支流河の河水も大体汚濁してゐるが、中には清い箇所もないこともないと。

第五章 土地関係並慣行

第一節 地積

[illegible]札薩克[illegible]旗[illegible]一銭ニ三文ニ払ヒ下ゲラレ[illegible]
ニ、現在ノ地積事項ハ荒務局ニテ[illegible]ヲ設ケ専ラ開放ノ事務[illegible]
辨理せしめたり。

荒務局[illegible]一畝[illegible]攬頭ニ払ヒ下ゲ、次イデ攬頭[illegible]
一銭[illegible]ニ払ヒ下ゲ[illegible]
階級が生れたものである。

局より攬頭に払ひ下げし場合も攬頭より一銭に払ひ下げし場合も文書を支給し該地の佃の所有权
を寄央せり。

攬頭ヨリ一銭ニ払ヒ下ゲ[illegible]
地価[illegible]
一方[illegible]記入シタリ。[illegible]
又、当時の台帳を基本として、其の後の売買等に依る変化を改書して作製せしものなり。
然[illegible]札薩克図旗[illegible]

を以て該街有权の明細を知得するは困難なり。

而ふして草房屯に於ける地券面積を一々知得得ざりしなり。

次に測量法に就いて考察するに現當同一なる方法を採用し居れり。即ち縄子を以て、縦横を測定し該面積を算定するものなり。

一方地……四五晌……三六〇弓平方

一晌……一〇畝……二、八八〇平方弓……七銀二畝三分

一畝……一〇分……二八八平方弓……七、二三畝

一分……一〇厘

一弓……木尺五尺（長さの場合）……木尺五尺平方弓（広さの場合）

地積の單位は上述の如く一方地四五晌の外は十進法に依り所謂一晌は十畝、一畝は十分、一分は十厘と下降す。

当時の払下げに於いては墾務局より一般民に払下し場合は最小單位一方地（四五晌）以上と限定

備手より一般民に払下げられし場合始めて上記の如き小單位の払下を許可せられたり。

然れども地券上の最大單位としては晌が存するのみにして方地は一般民の大面積を呼稱する場合の便宜上の言葉として存するに過ぎず。

尚又地券上の土地面積表示法として長○○弓寬○○弓とする法もある。普通地券上には両者併現するものなり。

地券面積と実際面積課税面積との関係

前述の如く松下当時行はれし測量はその山岳、河川、平地の如何なるを問はず一律三六〇号の竿を使用せるものなるを以てこれが的確は甚より期し得べからざるの所なり。尚ほ本県の新地帯に於て[illegible]の池沼河の氾濫に依り常に変化し勝ちなるを以て該河の沿岸一帯の所有地は[illegible]文字は具体に[illegible]らざるなり。然るに一般民はこれが登記を量なすことなきを以て実際面積と地券面積とは相違[illegible]るものなり。

次に当時補償として買収せし土地の中には相当に不可耕地有り買入者[illegible]せられ現在にてはその所有者の名義さえ確然たらざる状態にさへあり。

これらの境界不祥の土地は名義不明の地あり到底は[illegible]の実際面積との間には相当の喰違ひを来せることの如し。

次いで課税面積と地券面積の関係を見るに松下の当時は甲[illegible]下地に分ちて[illegible]

これ[illegible]とい[illegible]て[illegible]耕地と不可耕地の割合は[illegible]

然れども上述の如く地券面積と実際面積との間には相当の喰違ひを生じて[illegible]は不均衡の状態に在れり。

第二節 所有面積並耕地面積配分利用関係

一、地目別所有面積配分状況

第一表 草房屯地目別所有面積表

	合計	普通畑	菜園	宅地	廃耕地	荒地	其他
総計	三二八、七四晌	二二六、四一晌	一三、九五晌	一六、一九晌	一一、二九晌	五四、八〇晌	六、一〇晌
総計ニ対スル百分率	一〇〇%	六九%	四%	五%	三%	一七%	二%

即ち草屯に於いて最も多くを示めてゐるは普通畑にして全面積の六九%、二二六、四一晌を示めてゐる。次いで荒地の全面積百分率一七%五四、八晌が第二位を示めてゐる。以下宅地菜園、廃耕地其の他の順序となり、各五、四、三、二%となつてゐる。

本屯民の実質的所有耕地面積（但し出典地を含み入典地を含まず）は普通畑、菜園にして全面積の七三%、二四〇、三六晌である。即ち残りの二七%、八八、三八晌が不生産地として存してゐる。

本屯を全般的に地目別に觀察する時は著しく耕地の割合[illegible]、[illegible]荒地[illegible]未耕地[illegible]割合大多いことを知る事が出来る。(現在の本屯の未耕地、荒地、全面積の一[illegible]八、[illegible]九%)はその殆んどは自然的に且つ技術的に可耕さるべき未耕地なるし現在耕作されつゝある耕地に比較する時はその土質非常に悪く其の生産能力も劣等せり。而かして現在所有者を[illegible]れて該地の開墾を為すより寧ろ現在の所有耕地に依る生産力に甘んじて[illegible]依り、農民[illegible]開墾[illegible]消極的である。

尚ほ此の理由としては、打続きし兆昂河の洪水に依り、本屯一帯の地[illegible]経営の想像は破壊され農民の貧困に陥り結果開墾資金[illegible]

註

大同元年迄は屢々[illegible]農耕意氣力に依つてこれが開墾をなしたるが[illegible]の洪水の氾濫に依り本屯も亦之れが害を被り以後開墾は停止[illegible]

二、所有面積配分關係

第一表　草場屯所有面積配分關係表

	農家戸數	所有面積	所有戸數百分率	所有面積百分率	一戸當平均面積
五町未満	二戸	八二・一〇町	六二%	二・五%	四・〇五町
一〇町未満	〇	〇	〇	〇	〇
[illegible]町[illegible]	一	[illegible]四・六〇	[illegible]・四	[illegible]〇・五	一一・五[illegible]

	農家戸数	所有面積	所有戸数百分率	所有面積百分率	一戸当平均面積
三〇畝未満	三戸	七六、九〇畝	九、四	二三、四	二五、六三
四〇畝未満	三	一〇五、六四	九、四	三二、一	三五、二一
四〇畝以上	二	一〇三、〇五	六、二	三一、五	五一、七五
無所有者	一九	〇	五九、四	〇	〇
合計	三二	三二八、七四	一〇〇、〇	一〇〇、〇	二五、二七

所有者一戸当平均面積　二五、二九畝

上表を見て直に首肯し得られるは本屯の土地が非常に偏在してゐる事である。即ち本屯三二戸中其の約六〇%の一九戸は土地を少しも有せざる無所有者にして残の約四〇%一三戸が本屯の土地所有者として存在してゐる。而も所有者一三戸にのみ付き該配分関係を見れば割方大所有者多し。

上表の如き階級に従ふ時は其の所有割合は各階級大体同一割合を示し強ひて言へば中上地所有者（二〇畝未満、三〇畝未満の両者と仮定す）が最も多いと云へる。

故に各階級別に詳細に観察するに、五〇畝未満、四〇畝以上の両者が同じく戸別百分率六、二%として存在するに対し二〇、三〇、四〇未満の各三者は戸別百分率各九、四%として存在してゐる、即ちその割合は所有階級別には、割方平均しゐるも、反面之を各戸別的にはその所有の偏

注一 [illegible]

[illegible]面積[illegible]

一両者の関係は相当[illegible]

[illegible]

綜合するに本毛は土地所有面積を主体として考察する場合は有縁産の階級區分と、究明し[illegible]

1) [illegible]

[illegible]

三 [illegible]

[illegible]

	農家戸数	所有面積	戸数百分率	面積百分率	農家一戸当平均
	戸	畝	%	%	畝
五畝未満	三	九・四一	九・四	四・一	三・一三
一〇畝未満	三	一九・四一	九・四	七・二	六・四七
二〇畝未満	二	三〇・〇〇	六・二	一二・一	一五・〇〇
三〇畝未満	四	九二・五五	一二・五	三九・三	二三・一八
四〇畝未満	一	三七・五〇	三・一	一六・一	三七・五〇
四〇畝以上	一	四八・〇〇	三・一	二〇・六	四八・〇〇
無所有者	一八	〇	五六・三	〇	―
合計	三二	二三六・八六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	七・四

所有農家一戸当平均所有面積　一三・二六畝

実質的所有面積は全所有面積の七〇%に当つてゐるが、即ち残余土地三〇%は宅地、墓地、荒耕地等の不生産地目である。

前表、（第二表）と対照し見るに特に目立つのは四〇畝未満四〇以上の両階級者が消滅、減少し、反面三〇畝不満（三〇畝未満の外の階級を含む）の中土地所有或ひは小土地所有者が増加してゐる点である。

尚又前項中無所有者の十九戸が本項に於いては十八戸となつてゐる点である。これは入典に依

ニ穴居面積ノ構成ニ[illegible]

[illegible]別的ニシテ面積ニシテ其ノ所有ノ最大グループハ[illegible]以上[illegible]未満所有者ニ[illegible]

トシテ両者ノ間ニハ上下ニ相当ノ差アリ

[illegible]ニ於テハ技術的所有面積ハ二、三、六畝位[illegible]

[illegible]次ノ如キ耕作面積ノ[illegible]

四 耕作者面積別利用者[illegible]

第二表 部落毛耕作面積別利用表

	農家戸数	耕作面積	割合 農家	割合 面積	一戸当耕作面積
[illegible]	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五反未満	七	一九、六一	二一.九	七.二	二.八〇
一町未満	八	六一、〇〇	二五.〇	二二.四	七.六二
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二町未満	二	三八、〇〇	六.三	一四.〇	一九.〇〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五町以上	一	三七、五〇	三.一	一三.〇	三七.五〇
無耕作者	三	〇	九.四	〇	〇
合計	三二	二七二、三六	一〇〇.〇	一〇〇.〇	八.五一

純耕作者一戸当平均耕作面積　九、三八晌

本屯民の全耕作面積は二七二、三六晌にして、本屯民の実質的所有耕地二三六、八六晌に比し、三六天地丈け多し。即ち此の三六天地は屯外人よりの借受面積と屯内人の屯外人への貸付面積との差により生ぜし所謂本屯民の過剰借入地である。

本屯民の所有耕地と借入地との合計二七二、三六晌が前表の如き配分関係に於て現出せる訳である。

即ち前項（第三表）に於ては無所有者は一八戸、全戸数の五八％を占めてゐたのに対し本屯に於いては無耕作者は僅かに三戸で戸数百分率も一〇％に過ぎない。

尚前項に於ける純所有農家一戸当平均面積一三、一八晌に比し本項に於ける純耕作者の一戸当平均経営面積は、九、三八晌にすぎない。如何に所有面積が零細に細分化され経営されてゐるかといふ事が思考されると同時に且又本屯土地無所有者（一八戸中一五戸）の多くが其の経営に当りては借入地を主体としての農業経営、所謂小作人或は把青、榜青等の被搾取階級者たることが首肯し得られるであらう。

又之れ等被搾取階級の借入地は前述の如くその殆どは屯内人よりの借入なるを以て表面上に現れたる地主が屯内に存する訳である。即ち本屯の土地所有者は幾らかの土地を貸付ける地主層であつて仮令地主兼自作等の耕作農家にしてその経営面積は小さき事が伺へるものと思考す、該関係に付いては「搾取関係より見たる耕地配分の一考察」欄にて詳述することゝせり。）

ハ二階級別ニ[illegible]付キ詳細ニ階級ヲ[illegible]其ノ二割[illegible]

グループに属するは一〇畝、一五畝未満の両者二ノ[illegible]両者に[illegible]り、[illegible]割[illegible]に[illegible]一〇

の五〇%を示し居れり。

五畝、一畝未満の両者は全数百分率の二八%を占め其の面積百分率は僅に[illegible]

[illegible]一五畝以上の耕作農家（二〇[illegible]一二五畝未満、及二五畝以上農家一台[illegible]）は其[illegible]

は全戸数の一二%を示すに過ぎざれども其の面積百分率は全面積の二五%[illegible]

[illegible]は一五畝未満の、最大グループが[illegible]峰となり、以下上下[illegible]両者[illegible]漸[illegible]

表[illegible]居れり。

[illegible]時に依り大体本邑の経営面積[illegible]如何に[illegible]

[illegible]経営規模[illegible]大体[illegible]標準[illegible]見るに[illegible]最大[illegible]一[illegible]

[illegible]一戸当平均経営面積は、[illegible]六三畝[illegible]、[illegible]一一、三六畝にして、本邑の全戸数一[illegible]

[illegible]平均面積八[illegible]畝、[illegible]農家一戸当平均面積は[illegible]、一八畝）と大体同一数を示し以下

[illegible]

[illegible]、一五畝未満[illegible]

ノ

五、[illegible]

[illegible]

新地屯民所有面積（実質的）	二七七、八六晌
屯民耕作面積	二七七、三六
自作地面積	一一一、一六
小作地面積	一六六、二〇
全貸付面積	一三〇、七〇
屯外地主の貸付面積（借入面積）	四〇、五〇
屯内人屯内者への貸付面積	一二五、七〇（集計表一、訂正一一七、七〇なり）
屯外への貸付面積	五、〇〇

本屯民の全借受面積即ち搾取の重荷を負担せる耕作面積は一六六、二〇晌にして、全耕作面積の七〇%に当ってゐる。中一二五、七〇晌、全借受面積の七〇%は屯内人よりの借り受けで残りの四〇、五〇晌三〇%が屯外人よりの借受である。即ち本屯の借受地はその殆んどは屯内人より借受りてゐる。反面之れ丈けの貸付地主が、搾取階級者として存在しころる訳である

本屯はその殆とは搾取階級と被搾取階級に二分し、搾取階級者としては地主、地主兼自作、他雑等に存し、被搾取階級者としては、小作、把青、榜青等が存し此の外中間階級或は之等の階級外として自作農或は無耕作農が僅かに二—三存してゐる。

本屯の土地所有者はその殆んとは自家労力にて経営可能なる範囲の面積の耕作に止め、自給自足を目標として、その多くは土地、労力（役畜を意味するものとす）資本（農具その他を

意味する[illegible]

を希望[illegible]れり。

[illegible]

[illegible]立場に有れり。（該條件に就きては小作関係樹に於いて詳述せらるるものと思考するを以て[illegible]

[illegible]

[illegible]

斯くの如き本邑の特殊経営形態を決定する大きな要素は、本邑在住民の薄弱で極端なる有[illegible]

[illegible]何に依りて決定せられしものなり。

[illegible]

[illegible]方有るのである。

[illegible]

六、家族員数と経営形態

第一表　草房屯に於ける家族員数と経営形態表

	戸数	人員	貸付地（畝）	自作地（畝）	借入地（畝）	耕作地（畝）	実質的経営地（畝）	一人当貸付面積（畝）	一人当耕作面積（畝）
地主	二	一〇	三〇、三〇	一、二〇	—	一、二〇	三一、五〇	三、〇三	〇、一二
地貸自	二	三〇	五三、四〇	一九、五〇	—	一九、五〇	七二、九〇	一、七八	〇、六五
地兼小	一	六	二二、〇〇	一、〇〇	九、〇〇	一〇、〇〇	二三、〇〇	三、〇〇（三、六七）	一、六七
地兼雇	三	二一	二五、〇〇	一六、四一	五、〇〇	二一、四一	四一、四一	一、一八	一、〇二
自作	三	三六	—	四五、九〇	—	四五、九〇	四五、九〇	—	一、二八
自兼小	三	二〇	—	二七、一五	二二、五〇	四九、六五	二七、一五	—	二、四八
小作	一	一〇	—	—	三〇、〇〇	三〇、〇〇	—	—	三、〇〇
小兼雑	一	一四	—	—	八、〇〇	八、〇〇	—	—	〇、五七
撈青	五	二一	—	—	二六、四〇	二六、四〇	—	—	一、二五
把青	八	三七	—	—	八四、三〇	八四、三〇	—	—	二、二八
合計	二九	二〇五	一三〇、七〇	一一一、一六	一六六、二〇	二七七、三六	二三六、八六		一、一五
屯総計	二二		一三〇、七〇	一一一、一六	一六六、二〇	二七三、三六	二三六、八六		

第一表　草房屯に於ける

家族員数と経営面積表

階級	戸数	家族数	実経営耕地	耕作面積	一戸当り	一人当り
五人以下	四四戸	四六人	三一、八一晌	八九、七六晌	六、四一晌	一、九五晌
十人以下	一〇	八二	七〇、六五	一〇五、六〇	一〇、五六	一、二八
十五人以下	三	三七	四八、九〇	二七、〇〇	九、〇〇	〇、七三
十五人以上	二	四〇	八五、五〇	五〇、〇〇	二五、〇〇	一、二五

即ち本屯に於いて最も多き階級をなすは五人以下にして一戸当りの経営面積は六、四一晌、一人当り経営面積は一、九五晌なり。以下階級を増加するに従い一戸当り経営面積は増加するも一人当り経営面積は却って減少しおれり。

本屯[illegible]に於ける一戸当り平均経営面積は[illegible]晌にして[illegible]作の二、四八晌なり。以下把青の二、二八晌、小作の二、〇〇晌、自作の一、二八晌、撈青の一、一五晌となりおれり。

即ちその経営面積の大小の順序は大体経営の困難なる形態順となりおれり。

[illegible]なる地主は貸付面積は一人当り[illegible]晌となり農民は一般に[illegible]一般に[illegible]、小作農、把青等は大体其の経営面積は[illegible]せる経営面積に順応しおれり。

結言するに本屯は家族員数と其の経営面積とは直接相関々係を有せざるもの、如く寧ろ経営形態と其の経営面積とに相関々係を有するもの、如し。

七、農耕技術と経営面積

本屯は都市を離れた遠隔の地点に在り（縣城より九〇支里、反家鎮より三〇支里）その交通も不便なり

而かしてその栽培作物も商品作物としては見られず（高粱、包米、谷子等）の三大食糧作物に限らされ自給自足の圏内に在れり

経営の大小に依りその栽培作物を異にするの様な傾向を見られず寧ろ強いて云へば小経営者に於ひては前記の如き食糧作物を栽培し自給自足の完全を期し余剰面積を以て其の他の作物を栽培しあるものなり。

而うして之等食糧作物以外な作物（大豆、　等）は大経営者に於いて多く栽培しあられるものとなる。

輪作関係よりするも、前記三大食糧作物が輪作対照作物として二年、乃至三年交代に栽培されてゐる。

第三節　土地所有の集中分散

一、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

局を設け一般民人を招じ以て荒地を開墾せしめ小作料を徴して生活の安泰を計れり。[illegible]

[illegible]

[illegible]

に至れり。

[illegible]

[illegible]

負債の辨償に苦しみつゝありし蒙王に議り、右出資金を以つて該負債の償却をなし、その代償に[illegible]

[illegible]

[illegible]

後漢人の侵入を嚴禁し、且つ該地の小作料の幾分を之等の台吉壯丁に支給するといふことに依り

大分用意に着手するに至れり。

然るにこの頃へ先づは之等諸業の働を促し奨励すべき経緯中にあり、殊に幕主は因業制の不可能を知り藩債札買ば見貸地の私か下げに促されたば私下げを断行するに至れり。

惟ふに斯く私下げに至れる過程に於ける論議要因をなせるは一……私有思想の結果一時の所有主義に依るものなりと思考す

次に私下げに於いて集中分散の過程を許容せることも、即ち明治の函館県当局指揮は先づ明治三九年該地の私下げに当りては凡て現在の開墾者に払下げ耕作を許可する開放策を設け専ら移民の奨励、荒地の大量払下開墾事業を計画せしめたり。是れ函館は札幌及当局荒草地十年三十年と云ふ一私下げを断行せしむ。荒草地にして未だ開墾せざるもの一定し得られるものと思考する故、……諸資本に於て発展せしめたるなり。

私下条件

一　上地、中地、下地ニ分チ一律ニ地価ハ二、二円、中地ハ一、八円、下地ハ一、四円ノ地価ヲ徴収スル事

二　地積一ノ分ヲ以ツテ一歩トシ一〇畝ヲ以ツテ一間トシ四五間ヲ以ツテ一方町トナス。荒蕪地一筆ニ払下ノ場合ハ便宜上一方町ヲ以ツテ最小単位トナス

三　報領希望者ハ購入ノ申請ヲナス場合ハ一定ノ保証金（地価ノ三分ノ一）ヲ必要トシ保証金ノ納入ト同時ニ信票（一名天章、一般農民ハ馬糞ト呼ブ）ヲ報領受付順ニ支給ス

両者等ノ諸経費並ニ地価ヲ定額シヘ大蔵ヲ来東ヘ遇トナク。

四　松下当時ニ於ケル既墾地ハ早速升科ヲナシ、未墾地ハ六年後升科ヲナス。此ノ時ニ於イテハ十倍ノ如何ニ依リ該全面積ノ五畝乃至七畝ヲ以テ徴租面積トナシ、一町歩毎ヘ、文、四、斗四升○文、学額ニ四ツ文ヲ政府ノ収入トナスベシヲ徴収ス。

然れ共之等の條件は事実に於いては幾分異って払下げられたり。以下項を追ってこれを詳に事実の結果とに付き詳述することゝす。

（一）、（イ）荒務局より一般に払下げ場合は其の地積一方歩を以て払下の最小単位とし、而して払下げは当りこれは一度に既に既投資を必要とせし等の関係で資本家は出来るだけの資金を以て該地の買とりをなしたり。結果賦ての如き中介稼取者が出来したのである。即ち本縣一帯の如きは一二名の商手に一応払下られ稼手の手を経て一般農民の手に払下げられたのである。而ふして第（一）の払下後付に於ける決定の地価をそれは稼手に於いて適要されし払下地価に比し稼手より一般農民に払下げられし地価は決定地価の三―四倍にも上れり。

如何に稼手が暴利を貪りしかゞ判明するであらふ。

第二に付き考察してみるに当時の未墾地は六年後升科すべき筈なりし事実は六年後に於いてこれ具の荒んとは開墾の運びに至らず未墾地の保存続したり。結果荒務局は該地に対しては申請により以て三年間の猶予を与へ漸く開放の端緒より九年後の民国元年に一部の升科をなすことなれり。

当の新未墾地へ移住に要するを見れば、大体此の間の消息は首肯し得られるであらう。

二、調査屯払下事情

本屯と雖も先般の払下記の払下條件の適用を受けて払下げられし荒地にして始め張老廷なる慶歌出身の資本家に依り購入せられしものなり。

即ち張老廷は当時蕪湖県に於いて煙舗を経営しおれる商業資本家にして本県一帯の払下の情報を受け早速報領を申請し草荒地一帯の荒地六万畝の払下を受けたるものなり。

張老廷は手代徐子万をして、該地の払下事務一切を行なはしめたり。（屯民は張老廷を大糧戸と呼び徐子万を小糧戸と呼んでゐる。）

当時懐徳在住（農業経営）の許永世、賢青年、姜雲海、朱雲徳、張漢文、随慶祥の六名は徐子万の慫に依り来屯を決意し、許、賢、姜、張の四名は各一方地宛、朱、随の二名は約半方地宛を上地九両、中地六両、下地二、四両（但し地価の外、諸経費を含む）の地価にて購入し早々る翌年一月には来屯開墾に従事せり。（当時の測量は荒務局の一部門たる公地丈地局員來屯之に従事す）

本屯の払下條件も大体前項四條に依り払下げられたり。（二）、（三）に付きては便宜上、土地所有权の確認方法欄に於いて述べることとし此処では四つにつきて略述することとす。

即ち払下後六年目には本屯の払下地は約四分の一程は開墾耕作せられたり。然れども本屯は慶城を距ること支里の片田舎にしてその交通不便なりしを以て荒務局の調査員も来らず実質的には本

色の耕地が升科徴租せられたるは民国六年以後にして其実に十有余年を経たり。
次に当時に於ける二色の[illegible]を述ぶるに、当時は本色一帯は荒蕪にして単に[illegible]僅に数蒙古
述蒙古の数百の家族が一戸宛在し放牧に従事しをれりと。
蒙達布远等は、当地[illegible]王府の命に依り当方に往込みなりしと。次に当時[illegible]
牛、馬、羊等にて羊最も多く四－五・四に達しおれりと。
其の後数年にして蒙達布远等は何処へか移転せり。[illegible]
米賃[illegible]離し、悉[illegible]数年ならず、[illegible]離せ[illegible]
其の後に於ける売買に依る集中分散は多々見受けらるるも之れは新しく入地せる者に於いて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第四節　土地所有権の確認方法

一、所有権発生の過程

光緒二九年の払下に依り、当時暹礼塵克国王の羈絆下に有りし本州一帯の土地所有権は暹羅国王の手下を離れ一般民の手下に移譲せり。即ち商務局の手を経て郡守の手に移譲し、郡守より一般民に移譲せられたり。

商務局より郡守へ払下げられし場合は前記の如く該地受付番号並に所得希望面積を記入せる人体境界並に山河、寺院等を目標として該境界内の面積を区別しつつ方地として該地に相当するだけの保証金を徴収し証票(或は受領書)と称し、一般民は之を受領書と呼んでゐる)なる受領書を交付し該地の所有権を承認し後日該地の地価並に諸経費完納せば地券を授与交付し、該地の所有権を確認せり。

郡守より一般民に払下し場合も又、商務局より郡守に払下し方法と同一なり。即ち新規所有者並に耕作希望面積を係官に、或ひは郡守宛に来らしめ或ひは又西方より其の起点を定め、更に希望面積だけ測量して順次払下を行ひたり。唯払下面積は極く小単位に限れるを以て地積測量に前述せる如き単位を以て縄子にて精密な測量を行へり。

此の際は払下と同時に地価の納入を必要とし完納と同時にその引受書として証拠書類執據(一般手続へ依頼の地券)を交付し該地の所有権を確認せり。当時の測量は商務局の一部門たる各地文地委員なるものが此の任に当りし(執據は一般民は之を馬証と呼称す)の交給その他一切の権限は郡守にあり、各地文地委員は単に該地の測量図示をなすにすぎざりしなり。

斯くの如く一般民は執據の取得に依り該地の土地の所有権を獲得したのである。次に該執據持参

の上積立て同年[illegible]

[illegible]

然れども[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]有無、[illegible]

を確認しおれり。

[illegible]第三者の[illegible]如何の如し。

地券の種類

1、大照（当時の松下地券）

2　有照（街地の地券）

3、生計留分照（蒙古人の生計の為め支給せられし土地の地券）

4、戸管（土地売買に依り新に支給せられし地券）

5、民地戸管（不明瞭）

6、信票（蒙務局糧斗へ支給せし仮の地券）

7、執照（糧斗の一般民へ支給せし仮の保証書）

第五節　土地並房子売買の慣行

総べて前民国の慣行に順応し居るを以て除略することゝせり。

第六節　典押の慣行

県公署或ひは商農会等に勤務せる智識階級の満人官公吏を網羅し或ひは現地に応用にて出入典者に就き聴取し極力典押の慣習究明に務めたるも各人各様其の答へを異にし中には茫然と応答する者もあり実にその判断に苦しめり。

[illegible]

(一) [illegible]

(二) 土地生産能力小にして地面を廣い事

(三) 開拓者の多数及労働者に属し其の出身地を異にせし事

(四) 在住民の[illegible]

[illegible]

（四）有産階級の者（＝土地所有者と看做す）はその使用収益権を先方に交付するより年利を受く其の借主に得らるゝ利益なることゝ、無産階級者は生産に必要なる労力、資本、総てを有せざる関係上専ら労力提供に依る収入にて生活する事情に依るものなり。

第七節　地価

一、県内地価

第一表　現在県内地価表（単位畝当）

	上地	中地	下地
県城	六〇円	四〇円	二〇円
第二区	五〇	四〇	二〇
第三区	四〇	三〇	二〇
第四区	四〇	二五	一五
第五区	四〇	三〇	二〇
第六区	五〇	四〇	二〇
第七区	四〇	三〇	二〇

上表の示す如く本県の地価は一般に低廉であるが、之が理由として[illegible]

る。

富む。

(一) 一帯に地質悪しく生産力の低少なる事

(二) 開拓年代新しく未だ地価の上昇を来しおらざる事

(三) 土地生産力の割合に在住人口の少い事

(四) [illegible]の多方に存する事

(五) 満州事変以来の治安[illegible]に依り[illegible]耕作者を殺害し[illegible]

蔓来し極度に地価の低下を来し今尚その侭の状態にある事

以上の諸原因が相交錯して前記の如く低廉なる地価を現出しおれり。

尚ほ之を地域別に観察する場合は県城附近最も高価にして次に第六区第二区高価なり

四、五、七区は大体同一価格なり。

斯くの如く地域別にその価格を異にするは

(一) 市場との交通関係

(二) 土地生産力の如何

(三) 耕作面積と在住人口数との関係

(四) 治安状態の如何

等の諸條件が地方的に其の配分を異にする爲である。

即ち縣城附近の高価なるは市場との交通便利なる関係と、在住人口が耕地の割合に多きに依るものなり。

第二区の高価なるは大体縣城附近とその趣を同じふせる爲である。

次に第六区の高価なるは土質良く生産能力も大なる関係と在住人口が耕地の割合に非常に多き関係である。

第七区は土質最も良好なるにその地価低廉なるは市場との交通不便なる爲と治安関係不良の爲めである。

本縣の地価は本縣開放後漸次土地の生産力増進　在住人口の増加等に依り、昇騰し民國十九年頃はその最高に達し各地は現在の約一倍半位の地価を示しおれり。

然れ共前記の理由に依り現在の如く暴落せるものなり。

二、草房屯地価

第二表　草房屯現在地価表（單位晌当）

	地価	生産量	小作料
上地	三〇円	二、五石	五対五
中地	二〇円	一、五〃	〃
下地	六-七円	〇、七〃	〃

本調査地の地位と対照すると本地は極端に発展せり
即ち本地の地位が斯くの如く困難なるは
(一)洪水河の流域に当り年々其の水害を被り、土地を悪化せる事(一[illegible]
地二石、下地一石内外なりしと)
一般地主に対し純然たる農業経営者たりえざる事(土地[illegible]
事)
二、右記の如くが搾取的機関たる二階級に分れ、とくに[illegible]
等の諸原因に依るものなるべし。
即ち本地も私有後、土地生産力の増進、在住人口の増加、交通道路の整備等に依り[illegible]
と農民層崩し[illegible]現在の約二倍位の地価を示せり。[illegible]
在の洪水[illegible]の洪水に依り、農民は[illegible]の貧困に陥り[illegible]
ここに本地の地位を決定せる大なる要因は河川の洪水[illegible]
あらう。

第六章 役畜

第一節 頭数増減の傾向及其理由

家畜ノ飼養頭数は用途別に依り、或は農家の経済状態並に経営規模、又は治安状況等に依り一律に論じ難きも、最近二―三年迄は漸減の一途を辿り居たるも、本年（康徳三年）より一転し漸増の気運を覗知し得るに至れり、その原因の主なるもの次の如し。

○従来再三水害に依り農家経済逼迫せるも

○匪害を恐れ相当手離したり

更に家畜別に農家の言を綜合するに左の如し。

○馬 驢

民国四、五年乃至十年頃迄は本屯に約百五十頭内外飼養せられたるも、現在は約五分の一に減少せり。

其の原因は水害及旱害に依り農作物の収穫減少或は皆無となり、之に代ふるに之等家畜を売却し以て生活の資とせるに依る、と。

○騾

飼養頭数増減なし。之良種壮騾の飼養なきに依る。

○牛

農家経済の逼迫と、伝染病に依り減少せり。

○綿山羊

綿羊飼養ニ従来より数百人が飼養するのみにして、平地には殆ど[illegible]

山羊は也内に唯一戸五ー六年前より飼養せる状況なり。

○豚鶏

伝染病の発生に依り増減を見たるのみなり。

第二節　家畜の能力及利用価値

一、役畜

本也に於ける役畜は馬、騾が主にして、驢、牛之に次ぐ。

1. 能力

イ 挽曳

大車ニ挽曳は普通馬、騾の三ー四頭立なり。

其の能力次の如し。

車別	積載量（土糞）		〃（穀物）		一日行程	
	道路良	道路不良	道路良	道路不良	結氷期	夏季
三頭曳	二、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	四石	一、五石		
四頭曳	二、五〇〇斤	一、二〇〇斤	五石	二、五石	六〇満里	四〇満里

○耕種の場合

作業別	一日工程	
	馬二頭	牛二頭
整地	二、〇畝	一、六畝
播種	一、二〃	〇、八〃
中耕	一、二〃	〇、八〃

馬三頭を以って一ケ年可耕面積は最大限度二〇畝なり。若し十畝の場合にて之最次二頭は必要にして此の場合は多少労力の餘剰を生ずとのことなり。

○脱穀調整

脱穀は大豆、高粱、粟の何れにても一日の工程略同様なり。

即ち次の如し。

馬一頭にて約〇、五畝分、二頭にて約一、〇畝分なり。

○磨、碾子作業の一日工程

穀物名	磨台の場合 馬 騾	驢
高粱	四－五斗	二斗
粟	三石	三斗
玉米	二石	一斗
黍	二石	三斗
大麻子	一斗	〇.五斗
蕎麦	二斗	一斗

午前午后交替せしむ

2. 使用制限事項

[illegible]

3. 飼養の場合に於ける[illegible]

[illegible]

4. 各役畜の得失

[illegible]

畜別	使役の際の得失 順位	使役の際の得失	飼養管理上の得失 順位	飼養管理上の得失	経営規模よりの得失 順位	経営規模よりの得失	能率
馬	2	力あり速し	2	相当濃厚飼料を要し、飲水に手数を要す。	2	経営規模大なるものに適す	一、〇
騾	1	力あり温順且産仔なし	2	相当濃厚飼料を要し、飲水に手数を要す。	1	経営規模大なるものに適す	一、〇
驢	4	弱、碾子作業のみ	2	相当濃厚飼料を要し、飲水に手数を要す。	4	経営規模稍小なる場合に適す	〇、四
牛	3	工程遅し	1	粗飼料に堪ふ飲水自由	3	経営規模稍小なる場合に適す	〇、六

二、用畜

茲に用畜と称するは豚、山羊、鶏、鴨等なり。

1、畜種別飼育目的

○豚、採肥が主目的にして、現銀収入、及び食用並に種類、残飯缸水の利用之に次ぐ。

○山羊 採肥主目的にして、採毛 生畜の売却之に次ぐ。

○鶏、鴨、何れも採卵用なり。

2、生産能力

○豚、生体量百斤内外の生豚より屠肉は六〇乃至六五斤を得らる。

○山羊、年一回陰暦四月頃剪毛す、採毛量は成山羊より一斤内外、小山羊にては三頭にて一斤内外なり。平均一頭より六斤内外の採毛量あり。

○鶏、一ケ年産卵数 五十―六十箇内外なり。

の時　三十―四十貫内外なり。

ろ、供用至便利年齢

の豚、肉用に供するは生後満一ヶ年以上―約百斤内外に至りしにして、[illegible]

せられ、仲秋節、端午節等之に次ぐ。

蕃殖豚の便利年齢は雌雄共に十ヶ月以後なり。

の山羊、生後二年目より剔毛す。生畜として売却するは秋頃に多く、[illegible]内外なり。

の鶏、産卵開始は孵化後満一年後とす。便用年齢は二―四才なり。

用畜の豚、山羊の中農民は一般に豚の飼養を好めり。之豚は残飯等を与へ、[illegible]

其肌れを利用し得らるゝのみならず、放牧地の要なく、且つ死亡率多く、[illegible]

供用し得らるゝが為なり。

第三節　飼養管理

一、畜舎の状態

畜舎は農家に於て[illegible]

即ち院子内の空地に繋養し、高粱桿にて舎を作り僅かに雨露を凌がしむる程度なり。

時には追入廐とも云ふべきものに収容することあり。これは三方土壁を有し天蓋は木を組み合せ、之に高粱桿にて屋根を葺き、更に泥土を塗りたるものにして床は土床の儘とし、柱を立て又は馬槽子（飼槽）を固定し、牛、馬を繋ぐなり。

豚は所謂院子の適宜の場所に三—四坪の広さを劃し、四、五尺の高さに土囲をなし、一部分を高粱桿、又は其他のものにて日蔭兼雨雪を凌ぐ簡單な舎を作る、囲内は何等の設備をなさず、降雨の際は泥沼と化するの状態なり。

鶏舎は普通建物の外側土壁に接し日当り良き場所に高さ　間口　奥行共約三尺内外の土作りの室様のものを作り、之に十羽内外夜間のみ収容す。

二、飼育法

農家は一般に最少限度の飼料を以て、能ふ限り能率的に使役しつゝあり。

一般に使役時以外は草原に放牧し、其の他何等給與せざること時に野生草の不足せることは半量粟桿を夕方補給することあり。

放牧期は五月より九月中旬に至る、播種　中耕作業を除り、収穫作業開始までの　中間期間とす。

併して農繁期或ひは、連日労役に服せしめる場合は濃厚飼料（穀物類）を給與するを普通とす。

馬の飼料としては一般に[illegible]

麦、豆、粕、[illegible]、大豆

粟、稗、岩草（粟稈）

乾草、青草

等なり。

牛の飼料としては、包米稈、豆文子、岩草、包米等にして、休養時には包米稈、豆文子を給し、使役時には岩草、包米を給与す。

豚の飼料としては普通便所にうろつくものは[illegible]多く、[illegible]、[illegible]（炊事場よりの流し水）にて練飼として給与す。

しかし五月より九月迄の期間放牧をなす場合は包米のみ又は[illegible]給与す。

山羊の飼料は冬期（一―三月）野草の不足時に豆文子を給与するのみにして其の他の時期は放牧のみにて何等給与せず。

鶏は[illegible]放飼す。而して[illegible]子は[illegible]鶏場、脱穀場等の落散実を啄食する[illegible]。

[illegible]、包米、栗等を冬期のみ給与することあり。

[illegible]に[illegible]して給与す。

三、蕃殖

役畜、用畜に付き蕃殖の概要を表示すれば左の如し。

畜別	蕃殖開始年齢	交配方法	交配期	種牡畜の選定	牝牡の割合	種付料
馬	牝満三才 牡満四才	良種牡所有者の処へ曳き付け交配す	年々	良種牡を選定す	不詳	一般に種付料なし
驢	牝牡共三才	放牧中自由交配	年々	選定せず		
牛	仝前	仝前	年々	良種牡を選定す		
豚	牝牡共二才	種牡豚所有者の処に運送し交配す	年一回又は二回	選定せず		
山羊	牝牡共一才	放牧中自由交配	年々	良牡畜を残し種畜とす。	牡一に対し牝八―一〇頭	

次に畜種別の種付時期及生産時期は次の如し、

馬、驢、牛の種付は一般に陰暦三―四月に多く、仔駒の生産は春に多し。豚は早春と晩秋最も多し、山羊は十二月より二月の候に生産多し。

四、育成

育成の状況を表示すれば次の如し。

畜別	離乳の時期	育成歩合	備考
馬		六〇—七〇%内外	
騾	一歳ニ[illegible]ヶ月位迄哺乳す	六〇—七〇% 〃	母畜と同一飼料にして自然の離乳になす
驢		八〇% 〃	
牛		八〇% 〃	
豚	生後六ヶ月内外	六〇% 〃	母畜と同一飼料
山羊	生後五—六ヶ月内外	三〇—四〇% 〃	生後二ヶ月頃迄哺乳をなす.

五 去勢

各畜の去勢概要次の如し.

畜別	時期	方法	費用
馬	[illegible]三[illegible] 春二、三月	獣医	一頭二、三円
[illegible]	[illegible]三ヶ 春三、四月	仝	仝前
牛	[illegible]一[illegible] 春四、五月	自家にて又は獣医	一頭一円
豚	牡犯去生後六ヶ月 二、三月	獣医	〃 十銭
山羊	牡のみ生後六ヶ月 三、四月	自家にてなす	[illegible]

備考

一、農家一般に去勢を行はず

六、役畜の装蹄又は削蹄

馬、驢にありては一般に冬期に於て之が装蹄す。此の費用は[illegible]二回行ふ。一蹄[illegible]四[illegible]なり[illegible]れざるなし。

削蹄は装蹄の際行ひ其他年一回行ふのみなり。

驢は蹄[illegible]の際に於て一般に装蹄せず。又[illegible]の費用一蹄に付二三[illegible]内外なり。

七、其他

1、一年の剪毛

年一回、陽暦四月頃に行ふ。

2、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

焼乾蒸法・急冷・薄手香を一斤に付一升内外の気合に蒸煮し、冷水に浸し、一日二回に乾燥す。

以の両者ら含飽とす。

3. 孵化

蚕卵の孵化する事は[illegible]

[illegible]

孵化日数は十五両内外にして、孵化を合す約六〇—七〇%なり。

[illegible]

五、六〇%内外なり。

催青孵化後四ヶ月内外に造繭に到す。

[illegible]

[illegible]

第四節　飼料

一、各家畜別飼料の種類及一頭当年所要量

飼料の種類及一頭当年所要量は各農家の経済状況及使役状況に依り一様ならざるも左に畜種別一日の給与量及年所要量を示す。

1、馬、騾

○使役時（一頭一日当）

種類	例一	例二	例三	例四
谷草	十一―十五斤	十五斤	十斤	十六斤
大豆	七合	―	―	―
包米	七合	―	一升	―
高粱	七合	二升	二升	三升
豆粕	―	三斤	―	三、五斤

○休養時

休養時には放牧をなすを普通とし夜間青草二十五斤内外、青草なきときは野乾草又は谷草を二十斤内外給与す。

○一ケ年所要量

種類	例一 数量	例一 価格	例二 数量	例二 価格	例三 数量	例三 価格
乾草	二、一六〇貫	二一、六〇円	一、八五〇貫	一八、五〇円	二、五〇五貫	二五、〇五円
高粱	一、三二二石	一五、八六	一、〇二石	一二、二六	三、〇〇石	三六、〇〇
白米	〇、六一八石	六、一八	—		一、二〇石	一二、〇〇
青草	二、一〇〇貫	—	九六〇貫		九三〇貫	
豆粕	—	—	二〇一貫	四、〇二	四五三貫	[illegible]
半草(野乾草)	—	—	五、五〇〇貫	一六、五[illegible]	一、九六三貫	[illegible]
計		四三、六四円		五二、二八		九一、〇一
備考	使役時以外は放牧し七、八月頃は青草、十一、十二月は乾草を給與す。		六月より八月迄は青草、九月より十二月は半草(野乾草)を給與す		七、八月は放牧のみ 十一、十二月は半草、乾草を給與	

2 馬

○使役馬（一頭一日当）

種類別	例一	例二
乾草	五貫	八升
白米	五合	—
高粱	一升	一升

種類別	例一	例二
豆粕	｜	二升

○休養時

放牧を主し夕方乾草二斤内外補給す。

○一ケ年所要量

乾草	三七九斤	七、三九円
包米	〇、六二三石	六、二二
高粱	一、二四五	一八、一九
計		二九、八一

備考

七、八月は放牧乾草のみ、磨 碾子作業に使用す。

3、牛

○使役時（一頭一日分）

乾草	三十斤
包米	三升

○休養時

包米稈	五十斤

豆文子　二十三斤

○一ヶ年所要量

包米糠	八〇〇斤	一円、二〇
豆文子	二〇〇斤	[illegible]八〇
谷草	三、五〇〇斤	三五、〇〇
包米	四石八七	四八、七〇
計		八五、七〇

4. 豚

飼料は主として粟糠にして高粱糠之に次ぐ。一頭当一日に七、八合を包米にて糠餌として、給与す。

○一ヶ年所要量

種類別	例一 数量	例一 価格	例二 数量	例二 価格	例三 数量	例三 価格
高粱糠	一石、一三	二円、八三			二石、一二	三円三、[illegible]
粟糠	一、一三	一、一三	一石、六六	一円、六六	七二四	[illegible]
包米	〇、五一	五、一〇				
高粱	〇、五一	六、六二	一、〇五	一三、[illegible]		

種類別	例一		例二		例三	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格
計		一五、六九円		一五、三一円	・	九、五〇円

備考　高粱　包米は肥育期に粗割りて煮沸し給与す。

5. 山羊

年間放牧をなすを普通とし、牧野が枯草不足せるときは豆文子を補給す。一頭当一日約四、五斤内外給与す。

一ケ年給与量は成山羊六十頭、仔山羊四十頭にて、豆文子一万二千斤を給与せり其の評価額二十四円也。

成山羊一頭当一ケ年飼料費三十銭内外なり。（仔山羊二頭を成山羊一頭と見做す。）

6. 鶏

前述の如く放飼するも、冬期包米、粟、粃粟等を給与することあり、

一ケ年所要量を例示すれば次の如し。

(イ) 冬季間の一、二、三月及十一、十二月の五ケ月間に成鶏十羽に対し包米五斗三升を給与す。

其価格　五、三〇円

一羽当　〇、五三円

(ハ) 一頭一ヶ月の飼養費 [illegible] 一日平均 [illegible]

其価格　四円、一三

一頭当　〇円、四一三

上述せる如く各飼養農家は各家畜の性能を充分発揮せしむる為其の [illegible] 飼料を [illegible]

用し経済的に飼養しつゝあり。

而して自給飼料の主なるもの次の如し。

穀　皮、　高粱、　包米

莖葉類、　荷草（風乾シ）　包米稈　豆文子

農産製造物、　豆糠、　高粱糠、

草　類　野青草、　野乾草、

二、主要購入飼料ノ種類及価格

購入飼料の主なるものは包米、高粱、豆粕、青草、野乾草等なり

而して高粱、包米、青草等は時期に依り価格に相異あり即ち、収穫期に於ては冬期の約三分の

一の価格にて取引せらるゝことあり。

左に其の価格を示す。

品名	單位	價格
羊草	一〇〇斤	〇、三〇円
谷草	〃	一、〇〇
豆文子	〃	〇、二〇
包米桿	〃	〇、一五
高粱糠	一石	二、五〇
豆粕	一斤	〇、〇二

品名	單位	價格
高粱	一石	一三、〇〇円
包米	〃	一〇、〇〇
粟	〃	一五、〇〇
粟糠	〃	一、〇〇
食塩	一斤	〇、〇六

第五節 牧野

一、牧野の位置、地勢、面積

屯の西南に約三、四百晌の牧野あり。丘陵地にして緩傾斜をなす。

本牧野には屯民自由に放牧し得らる。

尚各個人有の原野あり。

二、土地、地味

概ね砂質土にして瘠薄なり。現原野は主として鹹地にして土質は不良なり。

三、[illegible]

[illegible]

紅毛草　一尺内外

或草　一尺[illegible]

[illegible]　三寸内外

四、其他

[illegible]

第六節　畜産物利用

一、[illegible]

[illegible]

二、[illegible]

[illegible]

兆南縣城より商人買出しに来るを普通とす。

価格次の如し。

生体量	二百斤内外のもの一頭	三十円	内外
〃	三百斤　〃	四十五円	〃
〃	五百斤　〃	七十円	〃

○豚

売却或は自家消費とす。其の割合不詳なるも売却するもの多き如し。

売却時期は十一月より一月の時期に最も多し。市場は主として、兆南縣城にして、大車にて搬出す。

○山羊

自家消費は年肉、仲秋節、端午節等に多く使用す。

叉房鎮に生畜の侭売却す。時期は七、八月に多し。

○鶏

年肉　節句の時期に縣城より買ひ集めに来るを一般とす。

○鶏卵

殆んど自家消費とす。

次に農家に於ける畜産物の加工、貯蔵方法次の如し。

○豚肉、鹹拉肉

之は豚皮肉を一寸内外の大いさに切断し、甕に肉百斤に対し食塩十五斤の割合にて交互に漬け込むなり。之は一種の塩漬貯蔵にして、不時の来客の際之を使用し、漬け込み期間は普通年内の際多く屠殺し行ふ。

漬け込む際肉には庖丁にて切り傷を入れる。

之の肉を鹹拉肉と称す。

○鶏卵　鹹鶏蛋　鹹鴨蛋

之れは鶏卵又は鴨卵を春期産卵多き時期に鶏卵百箇に付き食塩四、五斤の割合に混じ、[illegible]卵が充分に浸れる塩水を入れる。之も一種の貯蔵法なり。

第七節　家畜の疾病及斃死

[illegible]は斃死と一般疾病とを区別せり、故に茲には便宜上家畜別に列記す。

○馬頭

馬は　伝染病の如[illegible]　罹病後二、三日にして斃死し、多くは二月、三四月頃に[illegible]

中結（食滞）

起黄病　五月頃に発病多く、発病後二日位にて斃死すること多し。
六月頃過労の為め発病するものゝ如し、病畜は頭を垂れ、発病後三、四日内外にて
斃死す。

○牛

蔓草　食慾なく罹病後十日内外にて斃死す。
伝染性なりと。

甘藷　冬季飲水不足に因り発病するものゝ如し、病畜は食慾不進となり、漸次衰弱し、発
病後一ヶ月内外にて斃死す。

○豚

疸病　伝染病なり、罹病畜は食慾減退し元気なく　咽喉腫れ、呼吸困難となり、発病後二、
三日にて斃死す。三乃至五年内外に発病するものゝ如し、
斃死率高し。

○山羊

爛眼症　両眼に小形泡生じ、次で白膜にて眼球を蔽ふにいたる。
罹病畜は急に衰弱し　発病後二、三時間にて斃死す。
伝染性なり。

○鶏

瘟病　罹病畜の起ち紫色を呈し、鼻汁を流し、頭を下げ、食を全く廃し、発病後二、三日にて斃死す。

十年毎に一回位の割に発生するものゝ如し。

伝染性にして斃死率高し。

一、治療又は予防法

予防法としては消極的な方法にて、市上に牛に家畜の疾病発生せるにつきては、診察をして家畜の出入を互に注意し又は禁止する程度なり。

其の他何等の方法をも講せず。

昨年初めて馬の炭疽の予防注射施行に北満鉄道馬場より来せせるに理解者少数にして、之を受けたる者尠し。

家畜の罹病せるときは獣医の高き診療を受くるを普通とす。

一回の診断料代　一円五〇乃至二円内外なり。

二、斃死

家畜の斃死は殆んど伝染病に因るものなり。

最近に於ける伝染病発生の状況次の如し。

○豚

大同二年に豚の瘟病発生し屯内飼養頭数の約八〇％内外斃死せり。

之等斃死豚は野原に放棄せり。

○鶏

康徳元年三月中旬より四月中旬に亘り瘟病発生し、屯内飼養数の約七〇％内外罹病斃死せり。

斃死鶏は河へ流す習慣あり。

役畜の斃死せるときは剥皮し他は埋没するを一般とす。

第八節　畜産経済

一、家畜及畜産物の価格

畜別	上(大)	中(中)	下(小)	備考
馬	六〇―七〇円	五〇―六〇円	三〇―四〇円	上、中、下は年令、体格体色肥瘠等により区別す。
騾	一四〇円内外	一〇〇円内外	七〇円内外	
驢 大驢	八〇円内外	六〇円内外	四〇円内外	
驢 小驢	三〇円 〃	二〇円内外	一〇円内外	
牛	大(枝肉量四百斤内外) 六〇円内外	中(枝肉量三百斤内外) 四五円内外	小(枝肉量二百斤内外) 三〇円内外	肥育牛は多少高価に取引せらる 洮南より回々教徒が買出しに来る

品名	大	中	小	備考
豚	体量一斤に付き	十五斤乃至十六斤 平均	一頭一四・五〇斤なり	
山羊	大 三円	中 二円	小 一・五〇円	
鶏	雄 産卵鶏一羽 〇・二〇 老鶏一羽 〇・三〇―〇・四〇	雄 大 〇・五〇 小 〇・三〇		行商人に売却
鴨	産卵鴨一羽 〇・三〇 老鴨は食用の売買なし			
鶏卵	百箇 十二、三月頃 一・一〇円	三、四月 一・五〇	五、六月頃 一・〇〇	七、八月頃一般に産卵休止す 行商人に売却
馬皮	大一枚 五・〇〇	中 三・〇〇	小 二・〇〇	県城にて売却
牛皮	〃 三・〇〇	〃 三・〇〇	〃 二・〇〇	
驢皮	〃 二・〇〇	〃 一・〇〇	〃 〇・五〇	
羊皮	乾皮一斤 〇・八〇 一枚大二〇斤内外 一六・〇〇	一斤 〇・五〇 中一五斤内外 七・五〇	一斤 〇・四〇 小一〇斤内外 四・〇〇	
山羊皮	大 一・二〇	中 一・〇〇―〇・八〇	小 〇・四〇	

備考 一、皮類は十月より十二月迄の皮は上等なるも、二月以後の皮は、羊は肉体にて取引せらる。

一、生豚の取引は生体量の八掛にて取引せらる

次に役畜の最近に於ける価格騰落の傾向を聴くに次の如し。

○馬騾に於ては本年に於て急騰せり。即ち昨年（康徳二年）の約二倍内外に騰貴せり。其原因は水害の為め生産減少せると、最近各地よりの購買者増加せるに依る。

○驢　漸騰の傾向にあり。

○牛　漸騰の傾向なく、之需要者増加せるも生産之に伴はざるに由る。

二、家畜及畜産物売却購入方法

○売却方法

馬、騾、驢は県城に趕走し家畜市にて売却するを一般とす。

牛及山羊は春三月頃　秋八月頃と年二回内外回々数の取引者が購入に来宅する者に売却す。

豚は大車にて県城に搬出売却す。

鶏、鶏卵は県城より来る行商人の日用雑貨品と交換又は売却す。

皮類は県城に携行し売却す。

○購入方法

馬、騾、驢　牛は県城の家畜市にて購入するを普通とし、農民相互の取引は稀なり

仔豚は屯内又は隣屯の農民相互の取引あり。

而して売却、購入共に共同購入又は共同販売行はれず。

三、畜力の借入費

本地に於ける畜力は一般に各農家は自家役畜にて略々充足し得る状態にして、不足の[illegible]は親戚、隣人及友人等より無償にて借入るゝを普通とす。從つて費用を支[illegible]
[illegible]となし。

四、役畜労力の過不足の状態及余剰労力の利用状況

也年概的に見て畜力は農繁期に於て稍々不足の状態にあるも概ね[illegible]その如し。

然し冬期に於ては家族に男子多く、畜力にも余剰ある者は冬季馬車運搬を営む。[illegible]り。

第九節　畜産諸施設

畜産改良奨励に関する施設としては何等見るべきものなし。

然し農民は馬及豚の優良種に対しては朧気な認識を求めつゝあり、依つて在来馬[illegible]

「バークシャー」種の交配に依る改良に関心を有するもの増加しつゝあり。

第七章　耕種概要

第一節　農具

一、種類

○大犁、犂犁（支犂）、小耘犁（小耘鋤）、鏵子、犂兒子、鎬頭、鉄銑、筒銑、擺子、托子（培子）、木頭磙子、二齒鉤、鉄叉子、糞耙、耙、摟耙心子、拉子、板拉子、把斗子、點葫蘆、木掀、糞箕、鋤頭、鏟犁、吊桿、轆轤、鎌刀、芟刀、括刀、韮菜刀、木頭杈子（打場杈子）木杈子、掃箒、木板、樗包木錐子、揚掀、風車子、篩子、梅斗子、簸箕、櫓子、麻袋、草袋子、蓆子、磨、麪羅、碾子、笸籮、笊笠、筐、柏簾子、扁擔、拉耙架、小鋤子、畚箕（鞍韂子）韁繩、扒子、大肚帶、夾板子、套包子、夾板皮、轍上蓋、轍、捲脖、馬咬子、鞭子口袋、籠嘴、牛槽子、要杆子、鍘刀、馬槽子、喂槽子、簸籮、把斗子、馬刷子、馬掌子、竿耙子、鉢子、馬鐙子、水桶、鉤子、斧子、鋸子、鉋子、錐子、鏟子、尺、尺杆、磨刀石、楔子漏粉、核網、梁杈、梁鉤、樓叉子、簾子、水缸、半斗、秤砣、梯子、剪子、

二、重要なる農具

多數の農具中、農民の重要視する農具は次の如し。

大車、磙子、磨、犁丈、摟耙、木頭磙子、石頭磙子、鋤頭（扇車子は碾子の附屬品）

三、年中にて多く使用する農具

鋤頭　犬車　鉄鍬、扇子、磨、篩樹、

四、犁鏡

鑵地の時は両耳を落した鏵子を使用す。

播種の時はその終のものを附けて使用す。

壌地の時は壌耙心子、衣地の時は犁碗子を附す。

第二節　肥料

一、數域調査

農具に用ひらるゝ肥料は、極く僅少の例外を除いては、[illegible]在来の[illegible]、[illegible]中馬糞を主[illegible]る自給肥料にして、金肥を施用する農家は皆無と云つて良い。[illegible]城を中心として[illegible]附近[illegible]、商業に属する農家では、蔬菜作を主とする関係上、人糞、耕作地、五分[illegible]肥料[illegible]附近に[illegible]施用することあるので、之を菜園の多くに対して施用せ[illegible]はない。數園一般農家に就いては、前記馬糞、黄糞[illegible]を主なる[illegible]家畜糞、緑肥、[illegible]土壌[illegible]自給的を基調と[illegible]

而して時別に肥料に就て考慮されたものはない。斯くて馬糞を主枕として施用可能の状態に造り出されたものが土糞である。一般農家に於ける肥料の種類としては土糞が唯一のものである。土糞は其の製造の時期に依って、春糞と秋糞とに分けて別々に施用して居る。

1、春糞　此は畜圏内で造られるもので、畜圏は予め一尺位掘下げて置かれる。此の中に冬から春にかけて堆積した糞をその儘畜圏内に放任しておく。が春になると発酵するので、それが発熱の為に、陰暦三月中旬頃切替を行ふ。切替は二回行ふ。第一回は、何も混ずることなくその儘に[illegible]す。而して充分放熱さして、七、八日経過してから第二回目の切替を行ふ。此の第二回目の切替に際して土を混入する。土は黒油土とか或は黒沙土と俗稱する所の所謂肥えた土が選ばれる。混入の割合は容積の三分の一位である。その後折を見て畑に運搬し、一車分を五乃至六堆に分堆して置いて施肥播種の期を待つ訳である。

2、秋糞　此は春期以後秋にかけて、畜圏外で造られるもので、春糞に比して土の混量は多いが良く混合してみて、旦つ水の為に、その余熟度も優って居り、肥效良好なる土糞である。此を造るには畜圏外の場所に糞坑を設けるのであって、春糞の如く畜圏そのものを利用するのではない。糞坑（控坑とも云ふ）は日照の良い場所に設け、深さ二、三尺に掘られる。播種終了後畜圏内に堆積した糞は、一箇月目毎位に搬出して此の糞坑の中に蓄積される。同時にその上に土を一層覆積する。土は糞と同量で、糞一車の場合は土も一車を堆重ねる。一箇月位後には又その上に糞が堆積され更に土が堆積される訳である。糞坑内には降水時に際しては水が溜り、土と糞とを浸潤す

る。斯くして頃[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]秋期に至って[illegible]
期より春期にかけ畑に運搬して[illegible]
いか。其の他雑收[illegible]又夏期に[illegible]
入することがある。

春糞	馬四頭索一車[illegible]	春糞は[illegible]
	驢四頭索一車で八百斤	堅し
秋糞	馬四頭索一車で二千五百斤	

而して一般農家に在りては土糞を唯一の肥料とし[illegible]
自ら[illegible]する農家の中、馬[illegible]を所有せざるものは或は自家生産[illegible]
城に於て馬糞を購入する者がある。然して之は[illegible]近の者[illegible]
馬糞は[illegible]一帯に於ける稻糞或は又馬車[illegible]
ては人糞の売買を行はれることがある。

馬四頭索一車人糞（冬凍糞）	四、四〇〇乃至五、〇〇〇
[illegible]	一、[illegible]

二、[illegible]肥料

[illegible]

土の混入量多く、それの二倍位の土を用ひる。又黄糞には豚糞を混することはないが、秋殖子糞には之を入れる。黄糞は馬糞のみを素とする。

1、黄糞の製造

十月以降馬圏に堆積した馬糞を、翌年三月頃迄に数回掘出して、適当な場所に堆積して置く、或ひは三月頃に到って一時に掘出して堆積する農家もある。かゝる時は二十日間位醗酵盛んく、而して数日毎に一回の切替を行ふ。其の後土を混入する。土の混入は大抵、二番切替え用ひて、三回の切替を行ふ毎に土田土を混入して行く。土の混量は略々二十車の糞に対し十五車見当であるが一定してゐる訳ではない。又黄糞には土を混入しない農家も多く、寧ろ此の方が多い。土を混入する農家は本宅では一しれ位のもので、大部は土を入れないと云ふ。馬糞のみ堆積切替を行って充分醗酵せしめる訳である。土を入れる場合には馬糞堆の表面一面に土を敷き之を切替して土と糞とを良く混合せしめるのである。切替を終ったものは其の後適当に畑へ運搬し堆にして置く。播種に当って其の前日糞振子を以て篩糞する。施肥量は農家に依って異り、又土の混入の有無等に依って之異るが大体に於いて一反当六、七車から十車位迄である。十車の場合には之が百二十堆になるといふ。

2、秋殖子糞の製造

(A) 三月以後畜圏（馬圏、豚圏）に積った糞の上に、一箇月毎に二寸位厚さに土を敷く、その上に糞が積ると又一箇月後土を敷く、斯くして土と糞と交互に層積したものを九月下旬にな

つく番圏にて堆土し、運搬に便なる。その島圃より陸上に上ったものを下に敷き、其の上に藁籾
よりたもの三番お、而して直ぐ切替を行って一度に混合せしめる。その堆積を保重し、三月頃
家はそれ以前に畑に運び分堆する。
(ロ)農家に依っては斯うしないで、初め畜圏に五寸位宛に土を敷いて置き、其の上に三寸位の
で藁及積った所で、下方の土と共に掻出して別に堆積して置くのである。掻出の際に二寸位
五寸位の土を敷き、再び二箇月後掻出し以前の堆積したものの上に堆重ねる。斯ういふ事を
九月末に一回切替しを行って、翌春期に畑に運んで分堆して置く。冬期に於ける厩肥は一箇月五
回に掻出し堆積して置いて、秋蒔子糞製造に際しく之に混和するといふ。畑には之を堆して秋播
糞は播種前数日にて投入する、秋蒔子糞に於ける土と厩量の割合は大麦黄十車に対して二十五
車位とするが場合には藁に対三の割になるといふ。施肥量は段当十一車乃至十五車で、その
十五車ご以て黄糞の場合と同じく百二十堆にすると。
以上の大麦黄糞に就いての施用の大要であるが、之に用ゐる土に就いては大概、畑の客土
の黒色表土を用ひる。但し各農家とも各自の所有地内より採取して来るのであって、共同採取
地があるのではない。其の為め河の近辺に良い黒土のある土地を有する農家では、黄を直接
運んで、其の土で黄糞を製造する者もある。土を運搬する丈けの手数を省き得る利益がある。
それには土以外のものを糞に混入することは無き由。又黄糞と秋蒔子糞とを混合して
施用することはない。各々別々に施肥するものである。又黄糞の場合は掻き出した黄は陸

近に堆積して置いて、其の間充分に醗酵発熱せしめる。さもなければ畑で発熱して種子を傷めることがあると、秋覆子糞に於ては土の混量が多き故斯かる事はない。堆積醗酵は又新しい糞を一様に醗熱せしめる効果もある訳である。黄糞と秋覆子糞との両者に於て、肥效の点では黄糞が優る。

本屯に於ける土糞の製造にいま一つ変った方法がある。それは荒地の草を予め刈取って置いて、七月の候そこの表面の土を一隅に掻き集め、二尺位の高さに堆む、此の上に馬糞を一尺位堆重ねて置く、九月下旬に至って、鍬頭を以て一面の切替を行ふ。翌春三月頃鍬頭で掘り取り畑に運搬して分堆し播種を待つのである。之は只、場所と土とを若干異にしたにとゞまるものであるけれども、本屯に於ては此を特に土糞と呼んでゐる。施肥量は略々黄糞の倍量位で、晌当十二車見当を施す。

其他肥料に関して、特別本屯特有のものはない。人糞尿を肥料として用ひることもなく 勿論購入肥料も見当らぬ。如上の自給肥料の製造に附帯して、各畜の生産量を比較すれば次の如くである。

馬一頭より約十五車、騾一頭より十五車、

驢一頭より十車、豚一頭より五車 量位の土糞を得ることができると。

本屯に於ける輪作様式は大豆、高粱、谷子の三年輪作様式を根幹とするものであるが、施肥もこれに伴って、三年毎に施用される。即ち谷子作後の大豆栽培に際して施肥する。大豆は肥料

を多く要するが、又豆の施用に収量は施肥量に比し著しく少量であること、且つ又若干は土壌に
落地にても生育旺盛するが、それ又肥料成分が損耗される訳ともある故、若干は土壌に還元す
方面積を注す由にある。施肥法は全部同様にして、俸算するのであって、施肥することとなき、
と。

第三節　耕種法

一、耕種概要

本地に於ける主要作物を挙ぐれば、高粱、谷子、大豆、包米の四種が普通作物にしてその
の栽培管理に当つては、高粱及谷子に於いて比較的多くの手数を要する外、両者は特に特用収
等の見るべきものなし。而して、此上普通作物の管理に於いても、其等の耕種法は概ね一律で、
耕作の要ではあり、旧来の慣法を墨守したるのみである。農民の智識に限られて居る。而も農民の知識
的に同一の農作法を守り来ったにすぎず、此の農作法之遠く往古に於いて、経験に依り生じたる
ものと謂われるのである。農具又は肥料の変遷と関聯して、幾何かの耕種法に於ける変化がある
ことであれども、農具又は肥料は古来以来同一であるとすれば、耕種法に於ける変遷も殆
として知るに由なきの状態である。

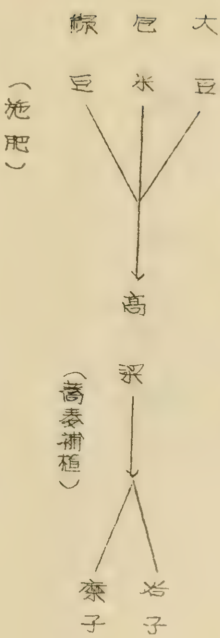
又本村の開発は非常に新しく、近々三十年にすぎず、元より此の間に於て、眼立つ程の著るしき変遷があったとは思はれない。

1、作付割合決定の理由

輪作関係が其の決定的なものである。其の他肥料ともも多少関聯して決定されるのであるが、之の理由は殆ど純技術的な問題であって、農産物の市価に影響されるといふ如き事は稀な例外的な事で殆ど関係がないと。都市街を遠く離れてゐるので余り支配されないのであらうが、但し農民がともあれ、利不利に無関心であるとも思はれない。

2、輪作様式

本村に於ける輪作様式は次の如し。



即ち高粱、谷子、大豆の三年輪作を根幹とするもので此の順序に栽植し、三年を以て終り、又初めに返るものである。地味に依て、上地では何の様式中地では何の様式等と、輪作様式が変る事はない。又此の三作物組合せの順序を変へると生長が悪いといふ。作所、大体に於て大豆は上地を選んで作られるもののやうである。輪作様式に関して今少しく聴取した所を述べ

ると、
(1) 大豆は肥沃な土地でなければ、悪い土地に作ると、その収量減少や、包米又は穀子の収量減少割合より以上に減少する故であると。之に反して包米、緑豆は上地に作ってこそ、大豆の増収割合程には増収を期待することが出来ない故田頭は下地に作付する。
(2) 蕎麦は高粱の発芽しない時に補植する。
(3) 谷子と糜子は土地の良否に関することなく、同一耕場に半分宛作付してゐる事。
(4) 又最初の年に於て、同一地を三分して大豆、包米、緑豆の三者を同一年に作り、翌年は之を全部に高粱を作付しても可。
(5) 大豆作後の高粱は、包米又は緑豆作後の高粱よりも良好であると云ふ。大豆は地中より多くの養分を吸収することが緑豆や包米よりも顕著であるが為である。依然、大豆或は包米、緑豆の或、雪解春耕前迄に於て、降雨があって地中に水分多き時に、大豆作後の高粱を古で優良にするを認めつゝある。之は大豆は上地を選んで作付されるし、其の上適度の水分を得、條件が良好である為であつた。
(6) 播種期に若しかの降雨も恵まれず、大豆、包米、緑豆等を播種し能はなかつた場合は、播種の遅い作物（蕎麦、糜子）を播種する。（五月下旬には大抵降雨があるから）故に上記の輪作様式が崩れることがある。が翌年に於ても同様に高粱を作る。更に翌年の谷子又は糜子を作ることも同様である。

(7) 高粱作の年にも旱魃の際には、蕎麦と代植す。其他高粱に障害があった時は蕎麦を作るのである、両年の中には何れか一年は降雨に恵まれるであらうといふ。

(8) 蕎麦は二年の連作は可なるも、三年以上は不可。

(9) 輪栽施肥＝初年（大豆作）に晌当六乃至十（一車＝千五百斤）車を施す。翌年（高粱）、再翌年（谷子）には施肥せず。三年毎に施肥するものである。

(10) 肥料がすくないために、毎年〳〵施肥する能はずと、永年の経験上此の輪作様式が生れた。

(11) 小麦や大麦は土質が適せず、加之息害を蒙るので作らない。従来も作った形跡はないと。（本屯内に多少小麦を作ってゐる農家が二、三戸はある。）

(12) 光緒三十一年、張、姜、宋、許、竇の五姓相互に語へ言って、本屯の土地を購入して来住したのが本屯開発の始であるが、懐徳県に於けると同様の耕種法を採ってゐる。出身地山東より伝来した農法で、山東のそれと同一であらうと云ふ。

(13) 本屯には間作、混作は全然ない。

大豆 → 高粱 → 谷子

谷子作後施肥し、反地法にて大豆を作る。翌年云、メ、云、子で整地し、壊地法にて高粱を作り更に翌年、春期になって高粱の株掘取を行ひ云、メ、云、子て整地し、壊地法にて谷子を作るのである。翌年は大豆作に返る訳、一圃場には三年毎に施肥する。大豆に対して肥効が最も大であるが為、初年大豆作に際して施肥するといふ。経験上、大豆は谷子の後作ならば労力旺盛で生育が

良いと。大豆作に際し反地法を行ふ故、雑草の種子は土中深く埋[illegible]
は生えて来ないが翌年は疎地をするから、種子が地面に近く表はれ、[illegible]雑草が[illegible]
有子が多く之は若子の苗と良く似て居て見誤る恐れがあるが、高粱の苗は[illegible]
で除草し得る。翌年は疎地を行つても前年高粱作に係り良く耕作[illegible]
さして除草は困難でない。
高粱の苗は緑色が淡く、柔軟性を帯びてゐる。
若子の苗は葉が葉を開くが、高粱の葉は上立して角度が小さい。

3、開地

農民の土地開墾の状況を記せば次の如くである。

(1) 開墾　先づ鎌で草を払ふか或は焼き払つて後、犂丈を以て鋤起す。鋤起し[illegible]適当に区劃して置いて、其の真中より鋤起し始め順次両端の方へ回り〳〵鋤ひて行く。犂丈には普通犂子を付ける、開地の場合、普通四頭索である。

(2) 耙地　開地終了したら耙子で表面の地均しを行ひ、整地する。

(3) 鏟地　犂丈に大鏟子を付け壟を立てる。

(4) 鎮圧　壟を立てたら、木頭磙子で壟台上を鎮圧する。此の鎮圧は播種に際して時に行ふ鎮圧である。

(5) 播種　壟間に播種する。

(6) 畏土　畦台を掘起して畏土を行ふ。

(7) 鉄压

開墾後三年間は無施肥で四年目より施肥する、而して四年目より輪作様式に入り初める訳である。

開墾年に粟子を作り翌二年目に苔子、三年目には包米を作る。四年目には施肥して大豆を作り、翌年は高粱を作るやうにして輪栽に入るのである。又他の農家で用ひる術に依れば、開墾後三年間は全株に無施肥であるが、此の間は粟子　苔子、蕎麦を作る、若し他の作物を作ると、開花するけれども結実しない。土地未熟の為危険性があるといふ。

二、精穀及製粉

の　製粉　磨を以て製粉する。

本屯に於ける磨の種類（磨と磨盤とから成る）

。径	厚さ（上石＝磨　下石＝磨盤　共合せて）
一尺六寸	一尺
一尺八寸	一尺二寸
二尺	一尺四寸
二尺四寸	一尺四寸

径二尺のものが最も多く使用される。

多分原料は包米及蕎麦である。

使用役畜は馬一頭或は騾一頭或は驢一頭で、此の中驢を使用することが最も多い、

製粉能力、驢一頭、径二尺の磨、一日能力

イ　包米三斗乃至三斗五升を製粉し得

　　包米一斗より粉（包米麺）二斗五升包米皮子七—八升産

ロ　蕎麦、蕎麦製粉は手数を要し、約二斗を製粉し得。

　　一斗より三十斤の蕎麦麺と皮子五—六升産

三、屯に於ける輪作法

一、家内に於ける主要輪作様式は谷子、大豆、高粱の三年輪作で、谷子作後に大豆播種に肝要と施肥するものであるといふ、南、北に依れば次の如き様式を称してあると。但しその適応性は各々同じといふ

a

1. 谷子
2. 大豆
3. 高粱
4. 包米
5. 蜀黍

b

1. 谷子
2. 大豆
3. 高粱
4. 包米
5. 豌豆

上記の如き様式は、肥料を要し農家に於て、農耕地の小面積な所に行はれるといふ。何れも谷子作の後に、施肥するものである。

2、縣内に間作、混作何れもない。稀に包米と大豆（或いは小豆又は緑豆）との株を交互にする術の間作様式を取つてゐるものがあるけれども、管理に不便であるから小数である由。

本縣は開墾新しく、耕地が広いために、それ程複雑した形式を採つて迄、地積を利用する必要には迫られてゐない。又労力の関係（一人当八畝位迄経営可能といふ）気候の影響もあり、複雑した形式を取ると却つて手数を要し、悪い結果を齎すとか。

一般に農民に於ても、十年作つて、七年平年作或はそれ以上の収獲を得るを以つて目標として居ると。

3、縣下七区（第一区は縣城区で農耕には関係薄し）に分れてゐるが、此の中で最も農耕に適し、生産の良いのは兆兒河と交流河とに挟まれた第五区である。第五区一地区で以て第二区第三区両区の生産に匹敵し得ると。

地区の順序に行けば、大体に於て第五区　第六区、第七区、第二区　第四区、第三区の順に農耕に適し、生産力も第五区が最高で、第六区、第七区がこれに次ぎ、第四区、第三区が、劣等である。

農民呼称に依ると、黒沙土　黒油土、黄沙土、鹹土　の土壌がある、此の中黒沙土　黒油土が農耕に適するもので、第五区に多しといふ。大体から見て第五区　第二区は粘質壌土、第六区第七区は壌土、其他の区は砂質である。

河の近辺には黒油土が多い。縣内西北部の山岳地帯は黄沙土である。又第三区　第四区の大半は

殆ど不毛である。

第五区は殆と全面積が耕地であって、幾分の低湿地を獲へてゐる。第六区及第七区に於て、耕地五　荒耕地一　荒蕪四位の割合である。第二区には低湿地が多い。第五区では両当十五石、七二殆ど半分位である。第五区は殆と全地開墾し尽されてゐる。

作付の状態の大体を挙ぐると、

第五区＝高粱、大豆、岩子

第六区
第二区 }＝岩子、高粱、包米（比較的土地高き故大豆作欠く）

第三区＝高粱、大豆、岩子（低地にして包米作欠し）

第二区
第一区 }＝岩子、高粱、粟子、蕎麦

（高粱畑は、、荒地多きため集団悪しく収穫が遅する、故に、蕎麦、燕麦が割多い）

4　天災害

（1）水害、　千歳は以前から水害の甚大である所で、之は遼河、太子両河の氾濫に依る為である。上流地域が漸次開墾され、樹木が伐採されるので河水の増水を来し、氾濫するとも言ふ。

縣下水害のあつた年次を挙げても次の如く多数に上る。

光緒三十一年　宣統元年　宣統二年　宣統三年
民国元年　民国四年　民国十四年　民国十七年
大同元年　大同二年　康徳元年

就中康徳元年の氾濫は未曽有の大氾濫で、縣の開発以来、未だ曾て浸水の無かつた第三区迄浸水が及んだと云ふ。斯くて水害は縣に於ける最大な天災害で、之が農業上　屡々非常な害を及ぼした事も亦大なるものである。

(2) 風害　第三区、第四区は砂地である故、播種後、風の為に種子が露出し、害を被ることがある。毎年々々多少の被害があるといふ。之を防ぐ為には播種期がおそく　発芽の早い作物を作るといゝ。播種が遅いとその中には降雨があつて地が固まり、風も弱くなるので、大分被害を免れ得るといふ。之が為に第三区第四区に於いては、粟子、蕎麦が多く作られる由である。

(3) 虫害　虫害を受けるのは大豆が最も甚しい。第五区、及第六区に於て毎年虫害を被ることが、他区に比して多いと。康徳二年度に於ては第四区、第五区に於て被害があつた。

5、

縣下を通じ農耕上は　第五区、第六区、第七区が先づ上地とも云ふべく、第二区が中地、第三区、第四区が下地である。而して夫々の区内に於ける上地、中地、下地の分に於いても、各区を比較すれば差があつて、第五区に於ける下地は、第三区に於ける上地に匹敵するものである。

又第五区は下守と云ふ事第二区の中位と相当程度である

又第三区　第四区　第六区、第七区には荒耕地が相当多い所であるが、之は旱魃の為めにより甚くなった土地で、その主なるものである。又労力も多少欠乏気味であって、所有地主も故意して耕作を肯ぜず、他には耕作したとて、地主ならざる故に耕作出来難い事情にある。とあるといふ。年次的には民国十六年から民国十八年に及んで最も廃耕地が多かつたといふ。之等の影響で、第三区　第四区合して五万晌余、第三区のみにても二万晌位あつた由。

現在に於ても第三区　第四区両区で、廃耕地と荒地とを合すれば五万晌に上る。

又第三区　第四区及第七区は荒地の多い区で、之は可耕地であるけれども、人力不足の為開墾されない為である。

第四区全般的にアルカリ土壌が多く、又その程度も相当甚しいもので、就中第三区、第四区には之が多い。両区に於いてその四割面積は、アルカリ地で、表面一面に白色で、草も生えない状態である。

第五区、第六区の両区は、低湿地多い区であるが、此の外沼地もあり、二千晌位あつて、葦蒲が生じてゐる。特に葦の方が多いといふ。

ト、大同元年、大同二年は大豆の作付が多かつた。大豆の価格が騰貴した為であると

ヘ、希望

○堤防を建設して貰ひ度い。目下工事中のものがあるが、それ以外にも新立村、王家窩堡、七里

な箇所がある。

。小麦の種子配布をもつと多くして欲しい。収量も割に多く、価格も相当であるから販売する為に作り度い。

8、　県の奨励品種

改良大豆＝黄宝珠

改良粟＝太白種

小麦＝火麦

県より水害の少い、土地の良い所を目標にして、保を通じて農家に配布する。

粟及小麦の種子は返還することを要する。が大豆の種子は、適地を見付ける理由で無償配布を行つてゐる。

9、　採種

県全体を通じて、三分の一位の農家は種子を購入して作る。屯内の大農家に行き、購入或は交換する者が多く、県城糧桟等にて購入する者は少い。

10、　穀類貯蔵法

(1)　倉子

(2)　囤子

囤子は高粱桿を以て製した褶子で巻いて、之に貯ふるもので、少量の貯蔵に用ひられる。

三　精穀及製粉

精穀は専ら碾子を以て為され、製粉は磨が用ひられるが、碾子及磨共の製粉は減少してゐる。

精穀穀類―高粱、谷子、黍子、蕎麦、稗子

製粉穀類―包米、小麦、大豆、

精穀

精穀に用ひられる碾子の種類には、長さ一尺八寸、二尺、二尺四寸、二尺六寸等の大いさのものがある。径は何れも略々同じものである。

精穀或は製粉に使用される役畜としては馬、騾、驢であるが、此等の中でも驢が最も多く用ひられるものである。上記碾子の種類中、一尺八寸及二尺長のものでは一頭を使用し、二尺四寸及二尺六寸のものには二頭を使用する。碾子に於ては長さ二尺のものが最も多く用ひられてゐる。

製粉

製粉用具としては磨であるが、之に五種類あり、即ち、

径
- 三尺二寸のもの
- 二尺六寸のもの
- 二尺二寸のもの
- 二尺のもの
- 一尺八寸のもの

径二尺のものが最も多く使用される。

今精穀製粉能力を記せば次の如くである。

碾子精穀能力＝驢一頭使用、長二尺の碾子をもつとした一日の精穀能力である。

a. 高粱一石を精穀し得
- 紅目種ならば七斗の高粱米と、三斗の穀
- 棒子種ならば八斗の高粱米と、三斗の穀

b. 谷子一石
- 白砂谷ならば六斗の小米と、五斗の穀
- 他の種ならば五斗の小米と、四斗の穀を得

c. 糜子一石　黄米六斗　糠四斗を得

d. 稲子一石　玄米四斗、糠四斗

碾子製粉、驢一頭、長さ二尺のものの使用、一日能力

1. 糜子（黄米）六斗
   - 黄米麺五〆六斤
   - 楂子　約五斤

備　考　黄米一斗から黄米麺六十五斤を得
黄米一石から楂子が八斤位出る。

2. 蕎麦五斗
   - 蕎麦麺百五十斤（一斗から三十斤）
   - 穀四斗
   - 楂子二斤五分（一斗に付き五合）

磨製粉能力、径ニ尺のもので驢一頭使用

イ　包米四斗を製粉し得（一日に）

包米麺、百七十六斤（一斗から四四斤位）

包米皮子二斗

ロ、小麦三斗製粉（一日）

白麺九十乃至百二十斤　一斗から　上小麦で四十斤

中　三十五斤

下　三十斤

麩子九升

ハ、大豆二斗を製粉し得

豆麺九十斤（一斗から四十五斤）

麩子四斗

尚磨を以て豆腐製造が行はれるが、此の際は一日に二斗を消化し得るが、以て而して豆腐、百塊（一斗から四百塊）と渣子一斗（一斗から五升）を得

第八章 雇傭労働関係

縣の雇傭関係

第一節 雇傭関係の地域別特長

洮南縣に於ける雇傭関係の地域別特長は本縣の特殊性とも見らるべき榜青の形態を取り入れた農業生産手段を有すことに依つて年雇、月雇等の雇傭形態は寧ろ普遍的ではない。従つて何れの区に年雇又は月雇等と各地特別な雇傭形態が支配な色彩を明かに分類することを得ない。

一、三区は自作農の経営様式が最も普遍的であり、之に伴ひて生産要素は榜青負担糧份七、三の榜外青の形態が見られ之の区では更に耕牛具、種具の貸与が殆どなされ縣城の近くでは榜外青する見受けられる榜外青は準小作と見做されるものであつて月工、日工で雇傭が行はれてゐる。

四、七区は生産要素は東家負担の糧份五、五の対半的な榜外青及榜裡青の色彩が濃厚であり、農繁期には日工の雇傭が見られる。

五、六区は自作農に次いで榜青が見られるが殊に五区は他区に比較して年雇の色彩が強く、猶之の区は縣城に近接せる為か農繁期には流入苦力が雇傭される五、六区の洮兒河の流域即ち流水の氾濫地帯は対半的な榜裡青が多く大同元年以降の数次の水害より一層之の傾向が強く之の区の年雇は半数

子としての放馬的、又は感応の雇傭を除い、

以上は各区の経営様式別に見たる場合の之に取り入れる雇傭形態の概括である。県一般の傾向にして日工の雇傭が普遍性を持ち年雇は慣行に依る現物給与の慣習に転化しつつある。労働市場より二〇満里の距離圏内にある北郡及県域に近接せる各区にては労働市場より農繁期に日工を雇傭するが夫等の短時的農工の流入に依つて労力需給の不均衡に起因する地域別的な格差としての労賃の高低は見られない。

第二節　県に於ける労働市場

県内に於ける労働市場の配置は県下を二分して南部地区は兆南県城原宗街王天平と北部地区にては瓦房鎮との二市場以外に他の各鎮には労働市場は開市されない。

以上二市場の大きさを労働者の集合状況に依つて見ると兆南王天市では開市には一五〇―二〇〇人、最繁期等の最需要期には三〇〇―四〇〇人を市には開市と同数の大きさを持つ。瓦房鎮王天平開市は最需要期としては除草収穫等の農繁期であつて三〇〇―四〇〇人より、七〇〇―八〇〇人に達する事である。

之の二工夫市の特長は大体次の如くであるが地域別な雇被傭間の緊縛性はない。

兆南工夫市

南市場街は県城の中央に位し之の工夫市は農繁期には集合人数の五割は農業労働であり、閑市、老市の時期には其の三割にしかすぎず七割は農業外労働者で非農業的な工夫市より之縣場内の商工業者の雑下働的な工夫市としての特長を持ち最需要期に於ける利用歩合は約六割は未被傭者である。

瓦房鎮工夫市

之の工夫市は農繁期に於ける需給関係から開市されるものであるから純然たる農業的な工夫市であつて開市は除草、収穫期に限られ、瓦房鎮附近の雇農層の集合せるもので雇傭には一定の区域即ち六区の邪金好、河東地窩、遠地に被傭される。

更に県外労働市場との関係は五区では兆安縣三十戸鎮工夫市よりの流入苦力を雇傭することは往々農繁期に見られる。

工夫市場を採る背後の勢力関係としての糧桟等の協定及把頭間の連絡関係はない。把頭の下に労働するものは一定の契約を持ち工夫市には集合しないと共に農業労働者の雇被傭は把頭にて中間媒介することとなし。

次に兆南瓦房鎮二工夫市の沿革に就いての概況を掲ぐれはその開設年代は兆南工夫市は光緒三年（一九〇二）県城内興隆街に開市の歴史を有し之の開市の主因と見做すべきは本県に於ける

土地開放は光緒二九年（一九〇三年）又之れより先き光緒二八年（一九〇二年）盛京将軍増祺は札賚特旗の例に倣つて孔雀花園荒の制置章則を清朝政府に具奏して、札賚特旗の蒙王より移民の招墾等を辨理せしめた事に端を発し、之を契機として蒙地開放の端緒となり、又斯地より後は開放土地の私墾も更に盛んとなり漢民族の移住によつて農業及商業活動も益々盛況にして、民生漸く安定して来た為に此の工夫市の沿革的な消長は光緒三〇年（一九〇四年）に起源をありて、二月頃より流入者が此の土地の花店主の言を藉りると当時の工夫市にては花店が保証を得て單に農繁期の日二に雇傭さるが如き性質より一歩進んで、日雇の如き定着又は寄居者に対し…のことにある。又民国初年頃には入関労働者は此処を第一次的の集合地或は移住地として夏に入る年経過し、移住したものであつた。民国十二年四洮線、民国十五年鄭家屯通遼線の開通に依る貨物の輸送に依る金融並に農産物の出回量の増大と糧価の高騰（數子旧期一石三十円より五〇円）とによつて日工議價は当時の工夫市は開設時代と性質を異にして農繁期の高工価なる又は運労働者の流行の世下價格なる性数を帯びて居た。民国十七年三条[illegible]所在警察署に於て認められて居た、民国十七年頃は之の周邊地へ労働群が形成された事と土運労働者の新興とを綜合した活況時代であつて、但し、糧者間の結合関係の均衡を保つた繁栄せる時代であつて即ち一日の集合人員は三、四〇〇人にてその全盛の極に達した。

之の繁栄の後は次いで豆類及糧石相場の下落と大同元年以降数次の水害に依る農村窮乏の影響は小農的階級及小資本的経営の兩二業群をして農繁期に労働力を売る労働群を転落せしめた。これに

依ってその需給関係は著るしく不均衡的趨勢下に置かれてゐる。

瓦房鎮工夫市は民国七―八年油房の開業後に開設され民国十七―十八年に当市場としては最も繁栄し農繁期には日工資が一、二円に及び当時の労力最需要期には一〇〇人の集合苦力は全部雇傭されたとのことである。又集合労働群は季節的に浮游している県外流動苦力であって現在の如く農業労働者の住趾を四隣村落に持つ雇農層の日傭取的労働力売買の取引手段としての工夫市ではなくこのことは即ち労賃の高騰は全く労力の不足的原因を意味しており調査也の農家番号45（把青）の労働力不足の労賃高しと聞知して当地に移住せるとの理由にて明かなる如く猶五、六区の一部では、瓦房鎮市場にて需要を充され得ぬ為に兆安県の三十戸鉄工夫市より供給してゐた瓦房鎮工夫市を中心として五、六、七区は事変後数次の水害の影響に依り県外よりの流入苦力の集合は見られず又極度にこの災害は労働力の生産的機会を削減せるため工夫市に於ける労力の需給関係が一方的に偏し労賃の値下りと就業率の低下を示してゐる。

以上の如き沿革を持つ工夫市の組織及統制については建国後県保安課及県城警察署に於いて治安関係より取締りの方針を有して居るが未だに具体的な案を有せず、又把頭と労働者との関係及び把頭と宿店との関係並に他の労働市場との連絡又は農務会商務会機構との連絡に付いては工夫市とは全然関係がない。

之の組織及統制のない工夫市の労賃の決定は雇主側の雇傭の際に於ける閑忙に依って決定し之の市場では被傭者が自己の売る労働力に対しては客体的な位置にあって絶えず之の労力の需給関係の

範囲に於て評価されてゐる。調査年度内の工夫市に於いて日工として雇傭された労働者の[illegible]

は一日十銭—五十銭にて同市、老市等比較的農村地には最高を示し、[illegible]

最高となる。

集合労働者の住居に民国十七年以前は[illegible]

[illegible]地帯、[illegible]

[illegible]平 [illegible]

地帯へ一時的に移住過程を辿つてゐる。朝陽方面よりの苦力群は私的移民、[illegible]

共に各地を点々として[illegible]工夫市、一度定住してゐるものに反して後者は民国[illegible]

鉄道及同国十三年の[illegible]鉄道の開通に伴ふ四平街方面よりは土建労働的苦力群に[illegible]

同各地を経て流入せる農業労働者[illegible]住居を含む前者に比して著しく[illegible]

分に於[illegible]現在に於ける苦力群の住居は鉄道の敷設完了と土建工事の[illegible]

し中国よりの流入、満洲苦力群の移入を断滅と統制更に大同元年以降[illegible]

[illegible]耕地面積の増加は[illegible]的な小作制度に依る農耕生産手段を持[illegible]

事は更に[illegible]的な農業労働を需要し[illegible]工夫市へ集合せしめたり、[illegible]

[illegible]大体市場を中心として[illegible]

[illegible]ることが出来る。

工夫市の[illegible]見ると農業労働者として労力の最需要期に雇傭[illegible]

農繁期であつて除草（陽暦五―六月）及収穫（七―八月）の二期には四〇〇人の集合労力に対して一三〇―一五〇人の日工が被傭されると云はれ四割弱の就業率である。其他の時期八月より十一月には狼残に三―五月には家屋等の修繕等を含む土建労力の雑下働に就業せる者である。端的な結びとして農村に於ける労力の需給と都市に於ける夫との相互関係は兆南といふ地方都市を持つにも拘らず近接農村への影響は極めて薄弱である。即ち農村に於ける労力の飽和状態より遙かに過剰なる夫等労力の吸収力を持たない市場等の発展を実際に於て鉄道を中心とせる交通関係の発達より之の都市に於ては各階級分化に依つて労働力を農村へ応援せんとする傾向にあり農繁期の日工に転落せる小雑業者群の前後は二十六名の集合人員の増加だ。就業率とは、〇対現象い、ある。

第三節　県外よりの流入状況

本県の農業生産手段に於ける労力の按配としての自家労力と雇傭労力との雇傭労力たる県外よりの状態即ち流入労働者ー次表に依つて各県別又は各省別等其の数値を得られるべき本統計は県公署より各県に指令調査せるものであつて年工　月工の数は表示したが日工数は延人数なる故判明しないので、省略した。

上の表から見ると本縣の直接雇傭者の台數より年工は三二四人、短工は一一八人合計三四二人の農業労働者が流入してゐるが、之等は親戚及同族関係の紊縁を持つ雇傭者であつて季節的に次ぐ大部分者などは異なり農村即ち一定の契約期間の雇傭後は住址に帰家するものである。又中国苦力は僅かに全縣の定雇的農業労働者としては一二人の數を示してゐるに過ぎぬ。東北部の入満者數は河北や山東省は不明である。入満中国苦力の流入は民国十九年以後は減少し労工術にて自備さ[illegible]にし遊動的意欲が強く彼等は直ちに年工等の如き定雇的な雇農層には上向し難くて野外日工との[illegible]て労力不足に依る日工賃の高騰せる北満穀倉地帯へ移入の宿[illegible]を待ち本縣を通過して去り殆ど中国苦力の帰家は全然知られない。

流入労働表

区名	保名	中國苦力			他縣苦力		
		年工	月工	計	年工	月工	計
二区	王成保	-	-	-	30	-	30
	興亜保	-	-	-	6	-	6
	楊柳保	-	-	-	30	10	40
	計	-	-	-	66	10	76
三区	東　保	-	-	-	-	-	-
	安定保	-	-	-	-	-	-
	黒水保	5	-	5	-	3	3
	計	5	-	5	-	3	3
四区	三業保	-	-	-	-	-	-
	新立保	-	-	-	15	-	15
	大通保	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	15	-	15
五区	福順保	7	-	7	-	16	16
	慶平保	-	-	-	102	90	192
	新徳保	-	-	-	20	10	30
	計	7	-	7	122	116	238
六区	瓦房保	-	-	-	40	20	60
	興隆保	-	-	-	-	-	-
	慶豊保	-	-	-	20	-	20
	富貴保	-	-	-	28	52	80
	計	-	-	-	88	72	160
七区	万全保	-	-	-	-	-	
	宝利保	-	-	-	12	15	27
	永安保	-	-	-	-	-	-
	永平保	-	-	-	21	-	21
	計	-	-	-	33	15	48
	合計	12	-	12	324	216	540

第四節　出稼労働の概況

[illegible]

他出労働表

区名	農業	林業	工業	鉱業	土建労工	其他	計
二区	70	—	—	—	—	—	70
	45	—	—	—	—	—	45
	17	—	—	—	—	—	17
計	132	—	—	—	—	—	132
三区	—	—	—		—	—	—
	—		—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	—	2
計	2	—	—		—	—	2
四区	150	—	—	—	—	—	150
	—	—	—		—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
計	150	—	—	—	—	—	150
五区	21	—	—	—	9	—	30
	44	—	—	—	—	—	44
	2	—	3	—	5	—	10
計	67	—	3	—	14	—	84
六区	70	—	—	—	—	—	70
	—	—	—	—		—	—
	10	—	—	—	—	—	10
	8	—	2	—	33	—	43
計	88	—	2	—	33	—	123
七区	—	—	—	—	—	—	—
	42	—		—	25	—	67
	—	—	—	—		—	—
	10	—	—	—		—	10
計	52	—	—	—	25		77
全計	491	—	5	—	72		568

第五節　大都市の関係

洮南市と農村とは労働的相互関係を労働市場の項に於て詳細を説明したが、満洲事変[illegible]都市とは遠隔なる為め極めてその結び付きは薄弱で密接な関係を有たない。洮南は国[illegible]土建工事の絶息と交通機関の改革、更に農村恐慌下に於て数次の水災と大雪の為め[illegible]して又後進農村を持つ地方都市洮南自体の全貌が外的に結ばれた発展性の縮小[illegible]けるよりむしろ前進過程にあり労力需給関係は労働市場の集合人数を増加せしめて[illegible]が低下を見ている。従って農村の雇農層の土建労力に依る生計の道[illegible]然等は農業以外の其他労働に依る、臨時的なく大体雇傭収入を有たない。

事変を契機として洮南に鉄道局の設置された当時は、之に伴ふ土建工事が行はれ[illegible]又[illegible]皆の[illegible]補備されたが当時の[illegible]年の建設年より現在より高く[illegible]於ける苦力層の労賃収入機会をより多く与へた。

第六節　労賃及其変遷

洮南縣人[illegible]に於ける[illegible]

年産	或二（大年造）打頭的		七〇、〇〇円—八〇、〇〇円
	（十一ケ月）	老板子	七〇、〇〇—八〇、〇〇
			五〇、〇〇—六〇、〇〇
	半拉子（少年造）半拉子		八、〇〇—一〇、〇〇
		小半拉子	五、〇〇—八、〇〇
		大半拉子	一〇、〇〇—一三、〇〇
月産	農繁期		一三、〇〇—一五、〇〇
	（一ケ月）	農閑期	三、〇〇—四、〇〇
日産	農閑期		〇、一〇—〇、二〇
	農繁期		〇、四〇—〇、五〇

年産及月産労賃は一九〇三年（光緒二九年＝明治三六年）、の土地無放牧に於ける労賃は主として現物労賃支払ひであつたが已に現銀労賃を以て支払としてゐた、本表一於ける農業生産手段の特殊性とも謂ふべき又支配的である榜青を取り入れた経営様式を持つ事に依り現銀支払の年産は量的に労賃支出の一部分にしかすぎなかつた。民国十二年（一九二三年）四洮民国十五年（一九二六）洮昂の二鉄道の開通後穀石相場の高騰と共に現銀交換経済的機会は穀作主をして榜青をして現銀支払の年産に転化せしめた及事変後の数次の水災は地主＝業者（東家）は其の生産費の危険性に対して榜青＝被傭者（年産）へ負担させてゐる。即ちその事は年産をして榜青への転

之を概要すれば[illegible]

日工労賃の現況を私は土地開放後手工業者の洗[illegible]市場に出入[illegible]

一九一九年）鉄道開通の直前に発生した之等の専業日工は流入農業労働者として[illegible]

の内に北満を経路として移動しくるの一群であった。鉄道の開通後も日工等の労働に加入[illegible]

業以外の専業日工を発生せしめた。労賃の決定は何れも雇主側によってなされ、鉄道開通後[illegible]

[illegible]（一九二三年）頃の工人の賃金は繁栄時代には[illegible]

ある。

北満労賃価格調査表

労務種類	一月当	一日当
泥水行		[illegible]
瓦行		[illegible]五—[illegible]四
碾行	一二、[illegible]八	
金銀行	一五—一八	
[illegible]行	一〇—一五	
銅匠行	一二—一八	
[illegible]服行	[illegible]	
縫衣行	一[illegible]—[illegible]五	

労務種類	一月当	一日当
画匠行	二八、—一[illegible]	
製紙行	一七—一[illegible]	
照像行	二〇—二[illegible]、	
印刷行	一〇—一二	
成衣行	二〇、—一[illegible]	
[illegible]簾行	一八、—[illegible]八	
[illegible]筐行	一〇—[illegible]	
熟皮行	一二、—一八	

労務種類	一月当	一日当
皮箱行	一七、—一二、	
乾麺行	一五、—一二、	
鞭桿行	一五、—九、	
鞍鞴行	一二、—八、	
毯行（栽絨）	三〇、—一五、	
毡行	一五、—一二、	
餜行	一八、—一三、	
染行	一八—一五、	
靴行	一二、—九、	
帽行	一五、—八、	
銅行	一二、—七、	
木行	二〇、—一五、	一、二—一、〇
銀行	一六、—一〇、	
鉄行	一五、—七、	

労務種類	一月当	一日当
理髪行	一八—一二、	
菜行	一二—六、	
飲食店	二〇、—一〇、	
造油行	一三、—一〇、	
元酒醸造行	一二、—九、	
葡萄醸造行	一五—一二、	
醤油醸造行	一五—一二、	
造酒行	二七—二六	
鋳炉行	二〇、—八、	
洋鉄行	一五—一〇、	

屯の雇傭関係

第一節　労力の需給状況

本屯ノ農業生産に於ける土地利用に依る実質的耕作地は

屯内	一五七、八六晌
屯外	一一四、五〇晌
計	二七二、三六晌

にして之に投下せる自家労力は

成工	三〇人	半拉子	一一人
大半拉子	二人	小半拉子	八人
計	五八人		

之を本屯にて通常呼称し又標準としてゐる労力同等価数に換算すれば

成工	一〇重分（換算率）	三七、〇重（換算率）
大半拉子	六重分	一、〇重
半拉子	四重分	四、四重
小半拉子	二重分	一、六重
計		四四、二重

即ち自家族下労力日数は四四、二となり之と共に雇傭労力に付いては

雇傭労力	人数	数量分
常雇者	六人	五・五
年工	一人	〇、四
月工	一人	一、〇
計	八	六、九

之の雇傭労力同日数の計六、九と自家労力同等日数計四四、二の総合は五一、一となり、之を以て大体本地の一人当りの耕作面積は五、三三畝となる。次に自家労力と雇傭労力の合計に対するものは八六対一四であり、又後者は前者の〇、一三割に相当してゐる。

	自家労力	雇傭労力	計
同等日数	四四、二	六、九	五一、一
%	八六	一四	一〇〇

又本地に於ける労働員数一人当りの耕地は四、二六畝である。

第二節 過不足の内容

平松に於ける数字的分析より観取せる同等価一人当りの耕作面積は五、一二畝である。平松の一人当り耕作面積は把青契約の際四畝ー四、五畝とされてゐるから労力の飽和より見る不足と思はれる状態を一見し得るのであるが、之れを入も出も労働者数から見た場合は

(A) 平松より出た外、

年工	月工（延月数）	日工（延）
一人	一人 [illegible]ヶ月	一二〇人

(B) 他外より這入、

年工	月工	日工
一人	なし	なし

(C) 之の差引勞不足は左の如し

年工	月工（延月数）	日工
一人	一人 三ヶ月	一二〇日

こ表の数示の過剰を持つ、之の労働力の過剰は以上の結果となってゐるが尚之の他に雑業的な屯外出稼ぎ者の存在を見る。

第三節　労働市場との関係

大体上掲の如き過剰内容を持つ本屯の雇農者は農繁期に当って、て準備されぬ場合に直接本屯より十二満里を距った西大屯へ行くが近接工大市街在地としてこれを恐る鉄にて需給されることはなく又沿革的にも日工の需要年代としての光緒三十四年頃に於てすら流入者を其より大量労力を供給し又爾後に於ても之の工大市とは密接な関係はない。

第四節　屯の特殊性

労働関係に及ぼす地理的條件として本屯の特殊性より寧ろ本縣に縦貫せる洮児河の浸水地帯はその水害に依って労働力の生産性を絶えず危険化しており、又之に依る生産物の危険性と生産諸力の低下に対して現銀現物の定額労賃形態が多く携青が多い。

交通網の発達等に依る所の労賃の高低に影響する事である。

第五節　雇農の種類

一、年工、月工、日工の別

年工は一ヶ年、十一月乃至九ヶ月以上十一ヶ月間の定雇を称し傍青の契約期間は一ヶ年であ
る。

月工の雇傭は大体二期に分かれてゐる、即ち播種、中耕、除草期と、収穫、調製期とである。其の期間は二箇月以上三乃至四箇月迄の短期定雇を云ふ。雇傭年工、月工又は日工何れの雇傭によりても雇主は経営規模に応じて自家労力と雇傭労力との労力の按配を考慮して農業経営費を最少限度内に止めるべく、労賃支出負担に対して夫等雇傭を決定してゐる。従って同家族労力をる労働状況から年工とする場合もあるが本邦に於ては之の場合は寧ろ傍青の場合に多い。本表一〇〇特殊性とも云ふべき農業生産に於ける傍青の労力に比較して、被傭年工及日工の労働力は生産[illegible]低く、本地にて被傭されてゐる。年工は何れも大半拉子乃至半拉子で相当の熟練[illegible]相当率か一、〇八十厘分しに充ためのであり之等の労務種類は放馬的又は補助的[illegible]工ではない。

日工の年工、月工と区別されるのは農業の専門的作業能力の幼稚といふよりも寧ろ榜青の十垈分と比較して稍々垈位が低下してゐると看做されるが日工として被傭されるものも専業日工ではない。

二、労務種類別條件

1、打頭的

打頭的は成工（下垈分）であることを絶対條件とし、農業に於ける作業能率に関しては雇主＝東家より重要役割を持たされており被傭人側＝榜青側にて打頭的の決定权は全く信用のあるもので榜種青及把青の場合には打頭的は他の榜青の保証をなしてゐる。打頭的は作業の経験のある且つ堪能なる者にして作業を共になし指揮監督をなし労工の統制的能力を有するためで他の農業労働者に比較して企業的意味を持たされてゐる。

2. 老板子

趕車又は扶犂丈として馬の制御等特殊的技能を有するもので粮石等の販売に信用を置けるもので雇主＝東家にて決定し榜外青の場合には榜青側にて決定する。打頭的老板子は現物又は現銀労賃支払の場合は他の下地的に比較して労賃の高いのが殆んど原則的であるが本屯の榜青では粮仿の場合に同垈位であるが、雇主＝東家は之の二者に対して房子、菜園を多く貸してあり同族親戚関係又は知己であって数年の継続年数を持ってゐる。

3. 下地的

それとは雇傭の条件上或二、一ヶ年）であることを条件としとそれ[illegible]特殊的技能を有せざる農業労働者であり待遇は前二者と同等である。

4、大隊夫

成工を条件とせず（五互分のそのそある）食事、燃料を給費せさることを第一条件とし農業手ニ依頼し食料の運搬可能なる者。

5、打更的

[illegible]

6、猪倌及馬倌

猪倌とは家畜を馬倌に[illegible]前者は年伙子[illegible]に大年伙子に相当する能力を有する者とされる。[illegible]られてゐる。

三、成工 大年伙子 年伙子の別

それとは持有る農業生産手段の支配的な形態であるかが各成員判定する[illegible]時期するまでに特有の資格上その能力をば数量的に測定し所得を明かにしてゐる

整人（成工）	一〇厘分	二〇才－四五才
大半拉子	六厘分	一七－一九、四五－五〇
半拉子	四厘分	一四－一六、五〇以上
小半拉子	二厘分	一三以下

大体以上の厘位を基準としてゐるが労力の如何に依つては厘位の高低あるが榜青間では很分な場合分配が煩雑となるから一〇厘分たる組合せを主として之に大半拉子の五厘分に相当する者を以て組合せとしてゐる。卽ち之の場合には五厘分の者はその能力は一〇厘分の者に比して〇、五であると共に生産物の分配に対しては二分の一である。

能力に依る成工等の別は除草を一人前並になし得る者を成工とし、之を標準として大半拉子－半拉子の別を決定し、雇主は契約の際に能力に依る労賃を定める、又榜外青、把青の場合には榜青間にて決定する。

打頭的、老板子は成工であることを第一條件として更に夫々の特殊技能を具備せるものでなくてはならない。

雇農の種類として他に日工労賃で長期間引続きて雇傭する所謂常工並に主として零細的自作農層又は小作農層に雇傭される半年工は本屯にてはその雇傭関係に期る沿革的な発生は看取されない。

第六節　雇傭方法

也内に於ける被傭者二〇雇傭者は農家雇用(20)に[illegible]雇傭に於て[illegible]
及人に直接依頼されたもの一八は大同京大学関係の知人に雇主直接依頼を被傭者を以て[illegible]
平介的な手続を要しないものであって、従って之等の二〇雇傭には保証人を立てず本人の個人的[illegible]
ノ工場関係者の[illegible]に於ては[illegible]その労賃及条件等は雇主側にて決定する。
月二日(20)と(4)の[illegible]に雇傭されたる[illegible]当時の(1)長義(12)の勝青[illegible]
れしものにて手続としては何れも雇主側の直接依頼であり中介人又は保証人を介しこはるな[illegible]
[illegible](1)(11)(21)(3)(36)[illegible]
(21)は(11)に[illegible]
苦力達又は也外[illegible]
工は労働市場にて雇傭されるものではなく雇主側にて依頼されるものである[illegible]
ては也内は二十二に較して[illegible]雇傭関係に於ける条件等には[illegible]
者に[illegible]一作業の終了後、[illegible]三日毎に労賃を計算するが、[illegible]
るべき日工賃の一部に対して前払を受けることがある。
年工の契約期間は九ヶ月以上十一ヶ月で之以上に延期する事はない。九月二[illegible]日より[illegible]
は被傭者に対しては雇主よりも[illegible]のみで手続というべきものはない。

第七節　雇傭契約

年工、月工は住み込みが一般的であるが屯内の場合には通ひを成工には許されることはある。日工は屯内の場合でも通ひが雇傭契約の原則的であつて屯外労力の雇傭の際には二―三満里を距てた地でも宿泊させてゐる。（屯内の年工、月工の宿泊又は通ひは妻子の有無に依つて決定し雇主側では住み込みを欲してゐるが之の為に特に房子及家賃を支払ふことはない。

伙食地及房子は年工に無料貸與することはない、但し本屯では榜青に房子及菜園を貸與してゐる。之の場合には業務種類に依り打頭的　老板子には菜園を多く又家族数に応じて房子の間数を多く支給する。）

年工の雇傭期間は(20)と(17)では二月一日―十一月十五日迄の一〇、五ケ月間又一月二〇日―十二月二十日迄の約十一ケ月間で雇傭契約は一週前に行はれる。榜青之大体之と一致してゐる。

榜裡青	二月一日	十二月一日	一〇個月間
榜外青	一月二十日	十一月二十日	一〇個月間
	一月十五日	十一月十五日	一〇個月間
	二月十五日	十一月十五日	一〇個月間
把青	二月一日	十一月十五日	一〇、五個月間

以上の期間は業務種類に依りて長短はなく　実際労務時間である。農業労働には七―八ケ月間で

ある。

月二は春秋二期の繁忙期に三十日以下を雇傭される(11)は四月一日—六月三十日の一個月間又

(に)は七月二六日—一〇月二六日の三個月間を雇傭されているが、

日二は農業期節下繁多の周到及其の他色作物の除草期に一一——二一日間雇傭されて見間差有度入す

収穫期には日二は雇傭されなかった。

休日及帰家は七外也若の年工及準備たとしての常雇青と同様で甚に(9)も常雇青と休日の規範でー

数ヶ例を示せば

五月五日　（節句）

五月六日　除草準備

八月十五日　中秋節

十月十五日　収穫運搬終了後

以上の四日間は休日としてあるが、放馬的・放猪的及び打更的・大師夫は他の傭雇者に比して、日時の休養を与へられない。又その外の年工及常雇青の帰家は五月五日・八月十五日の二回とあるが

(ロ)は契約期間内の農閑期に一〇日間帰家せしめることとあるが労賃の差別はなかった。

休日以外の休日に対しては(32)が月二日として一ヶ月間(14)の常雇青の病休の際に雇傭されてゐた

その二回の帰家の場合には現銀で支給せることはないが、豚肉・粉條子・白麺を雇主より家族への土産として渡される。

又ワンズーハー式賦ニ謝ヒ耕者ノ家族ヲ某方ニ馳走セシメタリ。按分割当ハ一人当ニ酒一斤豚肉一斤、粉條子一斤、白麺一斤程度ナリトイフ。

第八節　作業労務種類

農業上作ニ於ケル労働力投下ノ労働季節ヲ作業ノ主要種類別ニ見レバ、其ノ主要ナルハ、生産高ニ依リテハ其ノ労働力ノ投下数及労力ノ生産性ハ、農家経済調査ノ結果ヨリ得タル所ト一般的ニ作業別ノ労働季節ハ次ノ如シ

（晌当り所要労力ハ大豆ニ就キ）

整地播種	（畜）	三月中旬―四月末	晌当り所要労力（延人員）	六、〇人
除草、中耕	〃	五月上旬―六月中旬		九、〇人（三回）
收穫運搬	〃	八月上旬―九月下旬		三、〇人
打穀、調製	〃	九月上旬―十二月末		二、〇人
穀物売却	〃	十月上旬―一月		三、〇人
肥料調製	〃	一月上旬―三月中旬	（運搬）	三、〇人
馬糧刻み	〃	一月下旬―二月中旬		三、〇人（一頭）

[illegible]
の販売時期と一致してゐない。夫等の作業を各労務別に見たる場合には同一作業に労力を投下せる[illegible]
[illegible]
[illegible]
等の二期であり、且干は殆んど除草期に労力を投下してある。
[illegible]農家労働[illegible]
範囲内の農閑期に行はれるものである。

農業労働時間は左の如し

整地、播種	午前六時半	午後六時	休憩回数 五回
除草、中耕	〃 七時	〃 七時	五回
収穫、運搬	〃 六時	〃 六時	三回
乾燥、調製	〃 七時	〃 五時	三回

休憩時間は中食一回、三十分間が含まれて居り他の一回の休憩時間は一五分位である。

第九節　労賃

ル、年工、月工別現行労賃一覧表

	年工 下地的	年工 放馬的	月工 下地的
現銀	年	一二、〇〇円	月 六、〇〇円
現物	年 包米 一、一〇一石 高粱 九、一一八	高粱 九、一一八	月 三、六二石
給食	年中一日 三回	年中一日 三回	月中一日 三回
労賃以外の給養	年	衣服一着	全期間 [illegible]
備考		衣服ハ現銀労賃ニ支給	

ヲ、日工労賃

	播種作業	間引 一回	間引 二回	除草 一回	除草 二回	木匠	土建労働
現銀	日 〇、二三円	〇、二五円	〇、二五円 〇、三〇	〇、二五円 〇、二〇	〇、二五円	一、〇〇円	
現物	日						

給食	日三回	三回	三回	三回	[illegible]回	[illegible]	一[illegible]
労賃以外の給与							
備考				冬季の炊事には子の労働である			半月は大部分[illegible]

註　労賃は労働條件表より掲示

労賃の決定に付いて年工労賃の諸條件は本屯に於ては農業生産手段に於ける在籍[illegible]為さ以てなされてゐるから現銀給与は成工とは殆んどなく、ただ四歳前後の準備年工には月[illegible]には六〇、〇〇円迄支払ってゐるものもあるが本村にて現銀をもらふ年工は[illegible]て一二、〇〇円を支払ってゐるのみで他の年工には現物支払をなしており年工の労賃の標準は成工の場合大体前年度に於ける穆稜県の粮价高？高粱、包米、穀子の三主粮三[illegible]二三石[illegible]、九石に相当してゐる、成工以外の年工には夫々の重立た成工の労賃に依って決定する。

月工労賃は現物の場合には年工の労賃を標準とし月工の一個月の労賃は年工一個月の労賃より稍々高い傾向がある即ち(28)は三個月の労働に対して九、一八〇の労賃を約得してゐるので月当り[illegible]は三、〇六石になるから年工労賃の一個月に換算した二、六石に比較して高率の賃となってゐる。[illegible]労賃の場合には日工労賃を標準としてゐないから日工賃の最低に支配されてゐる(34)一個月の[illegible]は六、〇〇円であり本屯に於ける日工賃は当時は一日〇、二五円であったから日工賃より遥かに[illegible]率である。

日工労賃は主要消費作物である高粱一、五―二升の価格を標準とし又本屯より二〇満里距った双房鎮の街の走道が工夫市の需給関係を見て決定し其の相場は一市三天の如き変化は見られず開市及走子等一個年を通じて日工賃の差額は無く本屯では大体之を基準としてゐる。又兆安鎮三十戸鎮では碰麻坊主が決定してゐるとのことである。以上は大体年工、月工、日工の労賃となってゐるが雇被傭の契約の場合に雇主が労賃の決定に絶大な権力を有しており被傭側には両者相対して協定の立場も與へられない。

労賃の支払方法及時期は本屯の年工、月工労賃の形態は現物を主としてゐるから秋収後に支払はれてゐるが被傭者又榜青にて食糧の不足せる場合には一部支払ふ之の場合榜青は糧价の際東家に利子を加除される利子は〇、三七に付き〇、〇七石で利子の代りに官工を代納する場合もある。但し本屯に於ける現物支払の年工は代地年工と内容を異にしてゐる。

本屯に於ける労賃の形態を雇被傭者に立脚して之の相互的利害得失を現物対半である榜青に付て見ると本屯の榜青は農業生産手段の一要素としての労力の分担者である現物支払の年工と看做され雇主＝東家は水害等自然的條件の危険性に対する生産力への影響をと榜青に負担せしめたものである卸ち年産の場合には契約の履行が伴ふ更に事変後数次の水害は之の傾向を強め土地以外の生産手段を持つ小作層より役畜、種子、農具を奪ひ加ふるに経営銀の恢復手段としての金融又は現物貸借も不能な現下にあって土地を担保とした農業経営銀借入の可能なる地主＝雇主＝東家の下に榜青として転化したものである。

給食は年工、月工、日工夫々雇主より支給し一日三食、農繁期[illegible]四回食す
る場合もある。

労賃以外の給与としては(20)及(9)より衣服一着を契約の労賃以外に支給され[illegible]
い。

給食は住込み通いの別なく年工、月工、日工に雇主より給与される

本屯に於ける労務者の通、外貫で決定する第一条件は給食であって労務者は農家で雇主より給食さ
れるが労外青には給食がない。

第十節 特殊なる雇傭関係

本屯に於ける少年労働の定型としての雇傭は三被傭年工数に対して二名を占めてゐる労務種類は
放馬的で能力は四厘分（半拉子）にして年齢は一四才――一五才のものである。之等半拉子的
少年年工の労務期間（二月一日――一一月一五日）は成工＝労種青の契約時期と同一である。
少年労働の屯内総計は被傭労働[illegible]（大半拉子及大半拉子の雇傭は[illegible]自家労働[illegible]、す
半拉子二名小半拉子五名計七名で放牧的、放馬的及其他農業作業に労力の投下が見られる。[illegible]
務日数に一年に一〇〇日前後と称せられてゐる。

能力	年齢	計	%	従属者数	%	自家労働数		被傭労働数	%
小半枚子	二才－一四	一二	一〇〇	七	五八	四	三三	一	九
半枚子	一五才－一七	四	一〇〇	二	五〇	一	二五	一	二五

被傭労働者の能力は小半枚子と呼称されてゐるが戸別調査の家族年齢別の分別に依り便宜上(5)と半枚子に含ませた。

女子労働に於ける農業労働としての被傭は(1)が(6)に於ての除草期に日工として一日〇、二円一〇日間雇傭されてゐる、その他女子労働としては自家労力の範囲内に於いて数子の間引及副芒洗等の作業に対して二〇才－四〇才位の既婚の婦女五人が労務してゐる。

次に農家経済に及ぼす少年女子労賃収入は(20)の農業的労賃収入は計二四、五〇円に対して一二、〇〇円を占め労賃収入の半ばに相当してゐる。(21)に於いては収入総計二二、五〇円の内女子の日工賃の収入を二、〇〇円が含まれてゐる。之の少年、女子労賃収入を其内総計から見た場合に其の占むる位置の現金収支に及ぼす影響は極めて低いと謂へる。

本村に於ける出稼労働は農業外の他業的雑業者である其の内容は

(3) 店員　五〇、〇〇円
(9) 逓信　七〇、〇〇円
(8) 教員　四〇、〇〇円

(16) 巡警　七五、〇〇〇円

其の浴耕地は(8)、(9)、(16)は屯に接近してゐるが、[illegible]

日ない。其の収入の農家に於ける現金収入に対する地位は頗る高いものである。又康徳元年度[illegible]の被傭労賃を調査一年度への繰越し収入の例は次の如し

(6) 月工　一五、〇〇〇円

(8) 県城国道局防水工事苦力頭　二四、八〇〇円

(14) 瓦房鎮警察分署大阿夫　九〇、〇〇〇円

以上に於ける他出労働を見た場合に本屯では少年労働[illegible]近代的[illegible]

其の他被傭者への転化は見られない。

次に本屯に於ける特殊なる慣備として雇牛具はない。仲具は(2)と(13)とは耕作畜具に、[illegible]して交換されてゐる。内容は次の如し

	整地播種	中耕培土	収穫運搬	土糞運搬
(2)	驢一頭一四日間	驢一頭二〇日間	驢一頭九日間	驢一頭七日間
(13)	驢一頭一四日間	驢一頭二〇日間	驢一頭九日間	驢一頭七日間

而して之の関係は親戚にあり又其の[illegible]

[illegible]は行はれない。(2)は(13)と搭具せる[illegible]生産要素として(2)又(13)に[illegible]

換工は(ロ)と(ハ)の間に行はれてゐるその耕作面積は(ロ)九、〇畝、(ハ)四、五畝で其の内容は左の如く両者共に(3)の傍外青をなせるものであり。

整地播種		大豆收穫物運搬		土糞運搬	
二人	四日	二人	一日	二人	五日
一人	八日	一人	二日	一人	一〇日

其の差引計算は労力の同等価数は一：一、八の対比であるが除草中耕の以外には能力の差別を取り上げず又換工面積と単位日数が之に比例してゐるから計算の差引はない。其の他抱工及帯地年工の発生は沿革的にも見られない。換工及梆具交換の現行的発生は大同元年以降数次の水害等農業的恐慌を契機としてゐる。

第十一節　雇農の身分及位置

雇農層＝傍青と雇主＝東家との関係に於ける社会的経済的地位は絶へず身分的隷属性の緊縛を持ち雇主＝東家の耕作权は絶対的であり雇傭契約等に於ける労賃の決定も被傭者にはない。年工、月工の本屯内雇主との負債及労賃の(2)は前払を受けてゐるが前借に依る隷属性は見られないが傍青の粮石の前借は往々見られ秋收後に於ける粮份より扣除されてゐる、傍青の封建的な身分的な隷属性

こ委たされてゐることは生産手段としての労力以外にその生産要素を所有し得ないことに外ならない。故に更に其の業務及び村に於ける地位としては土地保有賣買の資格なく[illegible]、[illegible]には就けない、其の他村内の会合の場合には発言権に対しては極めて無力である。年工は傍青と共[illegible]の階層との[illegible]の例は[illegible]。

第十二節　雇農の移動定着状況

雇農又は傍青として、本村に移住せるものにして現在に至るまで定着せるものは次の如し

雇農番号	来村当時経営様式	現在ニ於ける経営様式	来住年代
[illegible]	年工	地主	光緒三一年
[illegible]	傍雇青	自、小、雇	民國一〇年
[illegible]	年工	小作	民國六年
[illegible]	傍外青	傍雇青	民國六年
[illegible]	月工	雇青	民國一六年
[illegible]	月工	相青	大同二年

農家番号	来屯当時経営様式	現在に於ける経営様式	来住年代
29	把　青	把　青	民国一三年
30	把　青	耪　種　青	民国一一年
31	耪　青	種　青、雑	大同二年
32	年　工	日　工	民国七年

以上の如く雇農又は耪青として来住せる年代と移住後の経営様式を見た場合(2)、(13)、(15)の如く上向せる農家定着に対する将来性はあるが夫れ以下の農家では條件の如何に依つては移動的な色彩を帯びてゐるが流入日工等の浮動性に比較すれば暫時的な定着性を帯びてゐる、年工、日工の被傭継続年数は労働條件に於ては一箇年であるが年工は耪青と共に雇主＝東家の生産に対する労力の投下であるから耪青の内容更に其の数に依つて決定せられるから継続年数は短い。

又本屯に住跡を有せざる專業的な日工はなく其の移動性及定着は不明である。

更に本屯以前の移動状況等に付ては労働條件表参照。

第十三節　史的発達

光緒年間末葉の苦力の過剰なりし時代には[illegible]
労力の不足せる時代は光緒二十四年前後で当時は五戸の農家にて五十晌余の耕作面積[illegible]
晌[illegible]当時は[illegible]一晌[illegible]
[illegible]
[illegible]対して雇農は[illegible]当初より[illegible]以て[illegible]
[illegible]
[illegible]地帯へ[illegible]流入[illegible]
[illegible]日工[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]
であった捞青を取り入れた二つの型に於ける経営形態にあった、め年工は小半拉子、半拉子以下の
[illegible]少年労働[illegible]
[illegible]
[illegible]
㈲(5)　民国二十年にして本屯に於ける捞青の普遍化されたのは大同元年以降の極度の生産物[illegible]

化を契機としてゐる。

日工労賃の発生は光緒三十二年開拓後自家労力に依然した形態に日工を取り入れたことに始まり光緒三十四年に除草期に降雨が多く雑草の繁茂に依る労力の需給関係の不均衡から日工賃は一円九〇銭に高騰せるとのことである。その反対的な現象としては大同元年二年の水災であつて農繁期にすら日工賃は一日一〇―二〇銭に下落したにも関はらず雇傭者がなかつたとのことである。猶労賃形態の決定は工夫市参照のこと。

第十四節　搒青の内容

東家対外青の生産諸関係に於ける生産諸要素の負担及分担を見ると。

一、房子及院子

房子及院子は搒裡青、搒外青共に東家の負担で房子の割当ては搒青の家族四人を以て一間房子を標準として支給し、搒青独身者並に屯外に住居を有する者は東家の家屋内に居住させ屯外に家族を有する搒青の房子は負担せず院子は房子に附随せるもので特別に房子と院子と区別せず院子の広さと標準は房子の如く既定せず房子の修理費は（材料等）東家の負担であり之に要する労力は搒青負担であり搒外青には官工として之等に要する労力を負担させる井戸の使用は屯の共

同村に於て東家所有土地の所有者の負担である。

二、役畜農具

役畜及農具は全部東家負担にして馬糧等又飼養費（一、三割、牧草、飼料等）は[illegible]

農具維持修繕は[illegible]による場合は東家の負担、破損は佃戸の負担とする。

三、種子、肥料

種子は[illegible]の場合は全部東家負担し、[illegible]大豆、小麦は種子も[illegible]

[illegible]

[illegible]

は[illegible]の労力に依るものなるが故に[illegible]今年度[illegible]の肥料は前年度に[illegible]

ものの今年度は別年度のものと称す

四、租佃期限、其他

租佃期限は東家所有の都合で、[illegible]の労力に依る、又東家等の[illegible]

なし

五、佃農の分配

主要穀物の分配は五々又は四六で[illegible]全部東家の所得となる。尚其半分を[illegible]

青肉の分配は作業能力に依り数量を決め、成人を十厘余、半拉子を五厘分とし分配する。

六、[illegible]

官工は傍外青に一〇日—二〇日間負すとともの義務労働で主として東家の打坑土壁の修理家屋の壁塗り等である。又官工は東家の賦役等に従ふことあり又食料の前借を要する傍青には官工日数は多い。

七、日工の雇傭及日工労賃負担

日工の雇傭に付いては東家の発言に依り決定するとゆくて日工賃は一時東家が代払し秋收後傍青が返済し断る場合には利子は無い。

八、経営の独立性

傍裡青の場合には耕種即ち作付より収穫物分配迄東家の指揮監督をうけるが傍外青は比較的独立性は東家にあるが傍裡青より幾分多り一応打頭的と合議し作物の管理等も同様一合議の上決する様な傾向を持つ。収穫物の分配後更に明年も引続き傍外青となす農家に対しては、其の大豆の栽培に対して、明年度播種量を考慮して予め播種量を加算させて販売させるが如き条件にて契約することあり、之のことは販売事情に依つて見られ傍青の社会的経済的に半独立性なることを意味する。

九、労働組織の決定

傍裡青、傍外青の何れも東家が決定し東家の労力の関与せざる傍裡青又は傍外青（光棍青）も同様であるが傍外青中傍青単独の場合は労務組織の決定は東家になり又共同の傍外青の場合でも、傍裡青の如く決定的のものでなく東家は打頭的（把頭）を決定するので他の悉

[illegible]

一〇、分益作[illegible]

[illegible]

一一、租税の分擔

[illegible]

一二、貸借関係

[illegible]が從へられるが一般的な両者間の貸借関係に付いて見ると現銀の貸借は日工賃（扮青黄迎）[illegible]

第九章　小作関係

第一節　縣の小作関係概観

一、

縣の一般的小作形態

1、本縣は以前蒙古地にして当時より判然とした小作形態なく、其の当時は犁一台の小作料といつて光緒十五、六年頃王公台吉といふ土地（荒地）を旗人に貸付する、それは犁一台で以てどれだけ耕作りてもよいのであつて犁一台に付き小作料は粟子八石乃至一〇石にして尚小作人側から五月及八月の節句には点心を年末には豚一頭を進物として贈るのである。

光緒二十七年頃に至り王公台吉の土地も誰にでも貸付し又売却する様になつたので此の時代より漢人、満人が此の土地を沢山購入したが土地（荒地）の割合に小作人が少く為に地主は「白吃三橙」といつて荒地開墾の三ヶ年間は無償にて貸出し三ヶ年以後は地主三、小作人七といふ分益型の小作をなして来た。

以上述べた様な形態を辿つて本縣の小作が今日に至つたのであつて縣の一般的小作形態としては遂に分類して述べる様なものはないのであるが、前記「白吃三橙」の形態が今日に及んで物納分益の三、七が一番普通的である。

次に物納定額で、銀納小作は本縣第二区及第四区に僅かに存するのみである。

一、大地主（[illegible]）[illegible]

又地主が県城或は鎮に居住して郷には小作人のみが居ると云ふ様な地方もあるが全然無から

[illegible]地主は小作人と共に之に[illegible]

[illegible]、西区は大地主三、中地主[illegible]

[illegible]小作人は数箇年の[illegible]

以上の如きである。

二

表の一　[illegible]小作料　[illegible]県小作料滞納の趨勢

年次	米納定額	物納分益	銀納定額	倍青	備考
民国十年	五—一〇斗	三、七分	五—一〇元	五ノ五	
十一	五—一〇	三、七分	五—一〇	五ノ五	
十二	六—一一	三、七分	六—一二	五ノ五	
十三	六—一一	三、七分	六—一二	五ノ五	
十四	七—一三	四、六分	七—一三	五ノ五	
十五	七—一三	四、六分	七—一三	五ノ五	
十六	八—一四	四、六分	八—一四	五ノ五	
十七	八—一四	四、六分	八—一四	五ノ五	
十八	七—一三	四、六分	七—一三	五ノ五	

年代	物納定額	物納分益	銀納定額	榜青	備考
民国十九年	七—一三	三、七分	七—一三	五〃五	
二十年	六—一一	三、七分	六—一一	五〃五	
大同元年	五—八	三、七分	四—六	五〃五	
二年	五—八	三、七分	四—六	五〃五	
康徳元年	六—一〇	三七—四六分	六—一〇	五〃五	
二年	七—一五	三七—四六分	六—一五	五〃五	

洮南縣各区晌当収量及地価

区域	等級	各区平年晌当収量				地価		
		高粱	谷子	大豆	包米	上地	中地	下地
一区	上	三五斗	四五斗	二五斗	五〇斗	九〇元	七〇	四〇
	中	三〇	四〇	二〇	四五			
	下	二〇	三〇	一〇	三五			
三区	上	二五	三〇	一〇	三五	七〇	四〇	二〇
	中	二〇	二五	八	三〇			
	下	一八	二三	一	二五			
四区	上	二五	三〇	一〇	三五			

[illegible]	中	二〇	二五	八	三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	下	一八	二三	一	二三			
五	上	四〇	四五	二八	五五	一五〇	一三〇	一〇〇
	中	三五	四〇	二五	五〇			
四	下	二〇	三〇	一〇	二〇			
八	上	三五	四五	二五	五〇	一二〇	一〇〇	八〇
	中	三〇	四〇	二〇	四五			
五	下	一〇	三〇	一〇	三五			
二	上	二五	三〇	一〇	三五	八〇	六〇	四〇
	中	一〇	二五	八	四〇			
四	下	一八	二三	一	二五			

八、小作料納入時期方法

小作料納入時期は秋收後直ちに納入するのが普通である。

又方法は分益に於ては地主、小作人立会の下に分配、小作人が地主の処へ搬入するのが普通であ

る。定額に於ては小作人が地主宅まで運搬計量納付するのが普通である。

三、租税公課の分擔

本縣の全般的傾向は納額定額に於ては国税縣税村費の全額を地主が負担するのが多く、又小作人が負担する場合には村費の全額を負担する位である。　次に特殊者及若者に於ては国税縣税村費は全部地主負担にして特殊者を地主が負担するのは稀である。

四、縣に於ける小作人の過不足及其原因

1、小作人は三、四、七区は土地の割合に小作人少く二、五、六区は土地の割合に小作人の数が多い。

2、原因とするところは三、四、七区は土地瘠薄にして治安も稍々不良の傾あり、之に反し二、五、六区は土地が割合に肥沃である。

二、五、六区の小作料は晌当り高粱一石以上だが三、四、七区は晌当り高粱五斗乃至八斗位のもので小作料に於ても斯る差を見られる。

3、小作人の過不足、耕地の相対的過剰等に対して縣当局に於いても種々対策を研究中なるも未だ其の具体的な方策は出来ていない様である。

五、特殊なる小作契約に付て

本縣に於いては特殊なる小作契約としては出典小作あるのみにして其の他のものは全然見受けられない。

自分が出典した土地を小作するには普通の小作契約と少しも変った術がない。出典する大抵の理由は一家内に於ける突然なる支出、葬祭とか或は婚姻がその一番重なる原因をなしてゐる。

其の他出典小作は普通小作と凡ゆる点同一である。

六、小作人の移動定着状況

三、四、七区は土地瘠薄、治安亦不良の為に小作人の定着性なく之に反し、二、五、六区は土

[illegible]
而して移動性の多い三、四、七区の小作人は、二、五、六区に移動して定着するものが多い。
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七、[illegible]

八、小作料裁判決例、

泌南懸志院に於て聴取せらる具体的な判決例を掴む事を得ざりしも大体に於て一番小作争議の起り易きは納定額の小作争議で有って其の内容は主として小作料の滞納に起因するものが多く一ヶ年乃至は二ヶ年位の滞納にて訴訟を起す場合もある。

[illegible]小作人[illegible]訴訟を起すと[illegible]

[illegible]口頭契約の場合[illegible]して証書を以て契約して居るのは甚だ少い。口頭を以って契約した場合の訴訟は仲介人が証人となる。

小作人が滞納する場合は凶作或は不可抗力な原因の場合[illegible]小作人[illegible]と払へない場合が多い。

斯る場合の判決は小作人に[illegible]之遍に納入すべしと命令し尚支払不能の場合は「[illegible]

といつて土地或は家畜、農具等の差押へをなす。

小作人が全然支払ふ能力のない場合は法院に於ても仕方がないから延期して豊作の場合に支払ふ様判決するのである。

第二節　小作契約の手続方法

（洮南縣富貴保大茂好屯）

一、押租錢

本縣は縣の一般小作慣習に於て書いた様に光緒十五、六年迄は蒙地にして今の様に農耕を主とせず従つて小作形態といふものも判然としたものはなかつた。然るに光緒二十年代以後より満人及漢人が此の蒙地を入手所持する様になつてから各人持寄りの小作形態を以て小作が慣行され今日に及んだものであつて此の縣には押租錢といふものは全然見受けない。

二、租契

本屯及四隣部落調査に於ても租契といふものは殆んどない。

契約は全部口頭を以て行はれ若し他地方よりの移住者にても契約証書を用ひず只仲介人を以て契約が行はれてゐる。

要するに本年度其の田畑の小作契約には証書を必要としないのが普通とされてゐる。尚、人が同村に居住する場合には仲介人を要しない位であるが若し仲介人を要する場合は中々ない代証書記載事項の總てを兼ねる事である。

三、保証人

契約に当って仲介人といふ地主と小作人との間を取りもつ人が居る場合もあるが契約は大抵口頭なるを以て保証人なるものを要せず只前記仲介人が保証人の役割をも兼ねるものである、以下保証人でなく

1、仲介人に就き聴取してみたが、契約に当り稀に仲介人を立てる事が有るが仲介人は地主、小作人の間を取りもつ役、又口頭契約の場合の証人にもなり事業の場合の保証人ともなり、又争議の場合の仲裁役もするといふ役割をなしてゐる。普通仲介人の人数は一名である。

2、保証人（仲介人）と当事者との関係

大抵地主も其の仲介人を知って居り、小作人も其の人を知ってゐると云ふ様な人が仲介人になってゐる様である。

又同一屯内の者でなく他屯に仲介人が居る場合もある。

仲介人の資格は何の取り決めもない、地主が成ってゐる場合もあるし雇傭がなってゐる場合もあるが実際に仲介人になってゐるのは其の附近の顔役がなってゐるものが多い。

3、仲介人の義務

仲介人は前記地主と小作人との間を取りもち契約を立証し争議の場合には保証人となり又仲裁役ともなるのである。

然し当時者が義務を果さなかつた場合は当事者に代つて其の責任を負ふと云ふ様な事はしない。

4、保証人（仲介人の立て方）

仲介人は大抵小作人側から依頼するのが多い。

然し仲介人には何等の物的報償も必要としない。

四、時期

1、契約時期は収穫後の十一月から二月頃（新暦）迄の間になされるのが一番多い。此の時期は何故多いかといふと今年の収穫も終り、小作料も納入し兼て明年度の計画を樹てる時であるし又農民の一番暇な時であるから此の時期が一番多いのである。

2、此の時期には一ケ年の事を決めて置くのであつて予約をして置いて後に本定めにするといふ様な事は全然ない。

五、期限

小作契約に於て一年といふのは旧正月から旧の十二月迄の事をいふのであつて作物の一輪作期間をいふのではない。

又特殊なる園芸作物の栽培期たる月定めの小作契約などは見受けられない。

1. 期限の效力

契約したることは必ず小作人は其の土地を耕作し又地主は其の契約期間内は土地を取り上げたりすることは稀な事はないが、若し万止むを得ず耕作を中止したりした場合には地主に返還することになってゐる。

2. 期限長短の理由

地主側に於ては地力培養の為と良好なる小作人を得る為に期限の長さを欲し、小作人側に於ては契約変更及地主を代へるのに自由なる為め短きを欲する傾向あるを概して契約上の期限は一ケ年位の短期が多い。

3. 契約上の期間と実質的能率年数と一致しない理由

上述の様に契約期限は大抵一ヶ年であるが実際に使用継続してゐる年数は三年乃至数年に及んでゐる。

理由とするところは土地に愛着を感じ所謂肥料を施したる土地を手離すのが惜しくて又面識のない地主から土地を借る面倒さも有って契約は一ケ年だが実際上は数年に及んでゐるのである。

4. 期限の延長

期限の延長は大抵小作人から地主に申し出る、而して期限の延長は従前通りの條件にして仲介人も何も要しない。

又秋收穫後小作人から何の申出がなくとも地主は継続するものと決め込んでゐる様な有様である。

契約の成立或は契約の延長等に際して小作人が地主や仲介人を饗応するといふ様な習慣はない。

六、小作契約の終了

小作の契約が終っても小作人から申出て来ない時は地主は期限の延長と看做してゐる。而し大抵の場合小作人から延長或は終了と申出るのが普通である。

契約解除に対する処理

契約解除に際しては押租錢及契約証書は無いから何等関係なく、又仲介人とも何等関係ない。

又土地の改良開墾に付いても何の報償もない代りに荒廃に対しても何等の責任もない。が大抵荒廃以前に地主が土地を取るか或は小作人から返納するのが普通である。

家屋附加物農具の増築、修理、荒廃其の他の事に付いても、そのまゝ地主に返すのが通常である。

第三節　小作條件

一、[illegible]

1 [illegible]

[illegible]

本屯に於ける一晌は七、三〇弓である。

2. 小作地の状況

[illegible]の中は小作人が一応地主に相談して後自由に変更して可なるも收穫量の増大よりも[illegible]の中

[illegible]

人に於ても[illegible]の中は変更しない。

二、[illegible]

1 本屯に於ては[illegible]に菜園を[illegible]

[illegible]場合は[illegible]菜園は[illegible]

2. [illegible]小作人[illegible]

[illegible]

れて居る様である。

3 菜園地の[illegible]

又[illegible]

菜園の利用、作付する作物、施肥耕種等は小作人の自由にして地主は何等の干渉もしない。

三、房子、院子、井戸

1、房子が附加する場合は銀納、物納、定租、物納分益といふ取り極めはなく只地主の房子の所有の数等に依り物納定租にも或は分益にも銀納にも附加するが本屯に於ては物納分益の場合は大抵附加され、物納定額は地主が家を所有してゐる時は附加され、家を所持してゐないときは附加されてゐない。

要するに房子の附加は銀納、物定、物分を問はず地主の房子所有の如何に依つて附加される場合と附加されない場合とに分れるのである。

2、房子の間数の割合は小作地の大小家族数等にも幾分考慮されるが地主の家屋所有の多少に依つて割合も左右される。

3、房子の管理　増築

房子の大きな修繕及改造は全部地主が負担してくれるが壁の塗り換へ、炕の修理其の他自家労力で補修し得るものは小作人自身で之を行ふ。

4、院子と菜園の関係

院子内の空地の多少に依つて菜園を加減される様な事はない。

又院子内空地の利用も小作人の自由である。

5、井戸

本屯の戸数は　戸にして内井戸は七個あり此の七個の井戸を村民全部が共同で使用してゐる。

井戸の修理及掘鑿等の費用は使用家屋の家族数の多寡を主とし按分して負担してゐる。

上記の様にして各戸に井戸がなく全部共同なる故この井戸に付いて地主と小作人との関係は少しもない。

四、畜力

1、本屯は零細なる小作人が多く役畜を有してゐる様な小作人は非常に少い。故に大抵の場合には役畜は地主持である。

又地主にも役畜を有してない場合は番に農具或は耕具、役畜等に依り耕作をなす小作人に対しては実物に限らず現物の依頼で有料である。又本屯では分益の場合は役畜は地主が提供するが其他の場合は大抵小作人持である。故に役畜を持つてゐる人は物納定額をなし役畜の不所有のものは小作人には役畜地主持の分益小作を契約するのである。

畜力提供の方法

畜力は必要な日に使役し其の日の内に地主方に返し飼料は地主のものを小作人が管理して役畜に与へる。

使用中に役畜が負傷或は病氣其他死んだりした時は責任は地主が負ふ。

五 農具

1、大農具を提供するかは本屯に於ては分益のみであるが定額に於ても地主、小作人が同じ屯に居住する場合には之にも提供してゐる。

又分益にしても地主が同屯の場合のみにして屯外或は不在地主の場合には農具の提供を受けてゐない。

2、大農具は普通の小作人は所有してゐないから地主のものを使用するが小農具は大抵小作人が所有しているから提供を必要としないが、それでも尚所有してゐない様な小作人だったら地主より之を提供する。

本屯に於ては役畜、農具等を所有しない零細小作人が役畜農具の附加する分益小作の契約をなすものが多い。

3、貸借又は利用方法

大農具もその他の農具も小作人が共同に廻して使用し大農具及其の他の農具の簡単なる修理手入等は小作人之をなす。

六、種子

1、物納分益に於ては種子は小作人負担である。

分益小作に於ては種子は全部地主持であるが但し粗糧の場合であって細糧の場合は秋收獲後收獲の大堆より春使用した細糧の量だけ除去して地主が取り残りを地主小作人が分配するので

ある。

種子の負担及分担の方法

種子は春播種に際し現物を地主が小作人に交附する。

小畑は割地種植の場合においては、春播前に地主が種子を提供し、秋収の時大租の中からまず右の提供した種子量を除去するので残りを地主小作人が分配するのである。

種子量の決定

種子量は耕地の状況に依り小作人の自由に依って決定するが分益に於ては地主と小作人協議の上で決定する。

平年に於ける大体の播種量は次の如くである。

高粱	晌当	四升
大豆	〃	一斗
谷子	〃	二升五合
稗子	〃	二升五合
包米	〃	五升
そば	〃	二斗

右は耕作と土地の性質等により

七、肥料

1、肥料は普通主家に於ては小作人持であるが、不足の分は小作に春地主の肥料を受け、秋収穫及春耕前の農閑期を利用し春使用した分量を農家地主に返済するのである。
肥料には地主から二地から糞は家畜の糞及糞尿などを以て凡て肥料を製造するのである。
一応宣易に使用した肥料は小作人が負担して其の代量を地主に返済する。

八、調曝場放牧地の利用

1、大抵地主は調製場を所有してゐるが若し所有してない時は他の所有してゐる人から借用するが殆んど無償にて貸与してくれる。万一有償の場合でも地主より何等の負担もしない。

2、放牧地は屯の東南方に小高き丘があり原野になつてゐるので誰の所有とも不明にして屯民は大抵そこに放牧してゐる。

九、燃料採取地の用途

屯民の燃料は高粱以外に畑場収穫作物の枯草を集めて燃料としてゐるが原野の枯草及畑場より何処の所にて採集してもかまはない。又之がため小作料その他小作関係諸条件に何等影響を及ぼさない。

第四節　小作料

一、小作料率

1. 領料定理

地目	小作料	地価	地価との割合	晌当収量	会社経済的	会社経済との割合へ
上	一三円	一二〇円	%	高粱 三五斗 谷子 四五斗 大豆 二五斗 包米 五〇斗		
中	八円	一〇〇円		高粱 三〇斗 谷子 四〇斗 大豆 二〇斗 包米 四五斗		
下	六円	八〇円		高粱 三〇斗 谷子 二〇斗 大豆 一〇斗 包米 三五斗		

二、小作料の決定

1. 小作料決定の諸條件

小作料決定の諸條件はどういふ條件に依って決定せられてゐるか農民は全然知らないで[illegible]從類に於ては上地、中地、下地に依って決定せられ、上地、中地、下地の区別は[illegible]てゐるかといふと屯内に於て一番收量の多い土地、四隣等と比較して一番[illegible]な土地を[illegible]何作物を栽培しても一等出来のよい土地を指してゐるが、以上の様な土地の上、中、下、依って小作料が決定されてゐる。又分益の対半 或は四、六或は七の生活程度、生産高、農産物の価

格等に依って支配されてゐるらしいが農民には如何なる理由でかう決めているのか地主自身も亦小作人も知らない様な有様である。

2、小作料の決定方法

本地に於て行はれてゐる小作料は地主と小作人とが相協議して決定したもので無く又地主のみが相談して決定したものでもなく、ずっと以前からの習慣を墨守して今日に及んでゐる様である。

故に地主も今の通りでよいと思ってゐるし小作人も満足している状態である。

三、小作料の納入

1、納入の時期

小作料納入の時期は殆んど一〇月下旬から十一月下旬位迄の間に行ふ。一地主に対さ小作人多数の場合でも納入日を指定する事なく各小作人都合のよい日納入して来る。

又物納等の場合でも穀物の調製出来上り次第でなく納入穀物全部調製終つてから一緒に納入する向きがある。

2、物納分租の収穫物分配迄の占有权は小作人の方にある様である。

3、計量方法は物納定額の場合は地主宅に搬入然る后地主立会の下に計量納入する。

物納分益の場合は調製場或は地主の院子内で地主小作人立会の下に計量分配するのであり

計量は地主がしても小作人が行ってもかまはないが大抵の場合小作人が計量をする様である。

又同量を納入する場合も品質が悪いから量を契約以外に多く納入するとか或は質量共に地主と共に話合いで多く納入すること、か様な事は少ない。

4. 運搬

[illegible]

特殊な場合を除く外小作人が地主宅へ自力運搬で以て納入する。

納入する時は此に記入する程の費用もかゝらない凡て自家労力で以て納入するのである。

5. 受領、地主側にも小作料受付台帳といふ様なものもなく、又小作人側にも小作料納入通帳にいふ様なものを所持してゐない。凡て口頭を以てなされる。

此外に地主が居る場合で小作人が運搬納入した場合には大饗応といふ程度のものではないが些少の御馳走をしてくれる。

四、小作料の滞納及不納

1. [illegible]

全般的に見ると大小作よりも零細小作人に滞納及不納者が多い様である。

[illegible]

[illegible]

滞納不納の原因とするところは災害（凶作、水害、虫害）等の為めの不可抗力的なものであつて順調な年には滞納不納は殆んどない。以上の外に稀にあるのは生活難の為で、その他

小作條件の劣悪不良地主とかに起因しての滞納不納はない。

2、滞納及不納に対する処置

地主の方から見ると、前記不可抗力的な原因であるから納入し得る丈を納入せしめ以下納入し得ざるものは翌年迄延期する。尚延期しても納入の見込立たざるときは之を負債に転ずる。かゝる為に相当の小作人が一度の災害に一足跳びに小作農から労農等に転下してしまふのである。

又小作人側から見ると、一応地主に延期を請願し又は負債に転化してもらう。

法院に訴訟を起す様な場合は稀である。

法院に訴へれば少額の小作料を取る何十倍かの損を来すことになるから只単なる小作料の滞納では法院に訴へない。

法院に訴へる時は必ず感情のもつれが伴ってゐる。

本屯に於ては概して地主、小作人互に融和し総ての争議も円満に解決してゐる傾向あり。

五、小作料附加物並に小作人の義務

1、茎幹收量の帰属

本屯に於ては分益小作は茎幹類全部地主に帰属、物納定額の場合は茎幹類全部小作人帰属。

本屯では分益は役畜、農具、種子、肥料地主持なる故茎幹類は全部地主に帰属するといってゐる。

其他蔬菜果物等何物をも納める必要はない。

又五月の節句、八月の節句には地主から分益の小作人に対し豚肉一斤、粉條子一斤、白酒一斤、白麺一斤贈る。

2　小作人の義務

主たる労務種類としては壁塗り、屋根の全換へ花修理などで自己を必要とする[illegible]雇入[illegible]小作にして物納定額には官工なし。官工は一ヶ年成工一人十日間にして主として農閑期に官工をなす。小作人は官工以外に暇な時は何時でも地主の雑役に服するといふ様な事は[illegible]。

飼草は小作人の余暇又馬糧のなくなった時小作人が余暇に所要量を刻むのであるがー人にとれだけといふ取り決めはない。其の他の義務として別にないが慶弔禍福の際は地主対小作人の義理合いとして[illegible]お互に相扶け合ってゐる。

以上の[illegible]一種の義務として[illegible]本屯には何物なる見受けられない。

第五節　租税公課の分労

一、分担する種類、場合、割合

本屯に於ては分益小作は殆んど全部地主負担にして、又小作人は保甲費等位を納入するに過ぎ

ず、物納定額に於ては附加物の有無小作料の高低に依り租税の全額或は其の半分以上を負担してゐる。

但し負担する場合は小作地及其附加地に付き負担する。納入に際しては直接小作人から税局へ納入する場合も有るが大部分は該税は地主へ地方税附費等は小作人自身納入する。

分劈の根本観念に於いては農民は只土地を使用収益すれば当然税を納めねばならぬものと思つてゐるらしい。

満洲の農民はあらゆる地主の苛酷に対し当然なるものとし又凡ての点を没法子といつて忘れてゐる所に満洲農民の呑気さがうかゞはれる。

第六節　小作権

一、小作地に対する典权の設定、小作地の売買に際しては地主は一応其の旨を小作人に相談して然る後之を行ふが之も必ずそういふ規定がある訳でないから全部そういふ訳とはいはないが仮付終つてゐる小作人に対しては相当小作人の相談にも応じる様である。然し新なる所有者に対する従前の小作条件の延長といふ様な事は新しい所有者の意志に依るからこゝに何とも論ずる訳には行かない。

二、小作权の売買は本屯に於てはなし。

三、短期契約の本質

1. 之は第三小作契約の手続方法の五、期限の三項に述べた様に小作人の地主変更の自由さ[illegible]つは災害に於ける際小作人より直ちに契約解除が出来る為めだといつてゐる。

2. 契約期間の短い事は小作人の権利の不安定な事を意味するが又小作人は長期の契約に束縛されず自由になる事と又本屯には期限の延長が簡単に出来る関係、契約は一ヶ年で更新、継続年数は数ヶ年となつてゐるのである。

四、小作経営の独立性

1. 作物の決定权は本屯の分益小作に於ては全部地主に有るのであつて、又圃場へ何の作物をこの圃場に作付するといふ様な事迄も一々地主が決定するのである。且又[illegible]地主は容喙し、且工賃銀は地主が立替へ秋収后小作人より受取る。物納問題に於ては[illegible]事は全然なくすべて小作人の自由である。

第七節　地主と小作人との関係並に身分地位

一、賃借関係

1. 地主と小作人の賃借関係はあるが地主対小作人といふ関係でなく只隣人としてゞあつて地主より借りてゐると知人より借りてゐると本屯に於ては何等変る所がない。又小作人が地主より

借があるから小作料を多く出してゐるとか或は小作條件の凡ての点が不利だと云ふ様な事はない。

2、貸借関係による小作人の窮境或は小作條件の低下と云ふ様な事も見受けられない。又小作人が地主より種金や前借り等をなしてゐる例はあるが貸借関係に於て、利子等は普通と同様であつて小作関係の諸條件に対して何等影響を與へない

二、親戚関係、親戚関係同士の小作関係は普通の小作関係とは異なるが、例へば帯納時の減免、農具役畜等の使用、他の小作に比較しないものでも親戚関係なるが故に依頼すると云ふ様な傾向がある。

三、地主、小作人の社会的地位の優劣、1、甲長、村長、自衛団長等の公職に就くのは事実上に於ては地主等が就いてゐるが必ず地主でなければならないと云ふ事はないのであつて民衆を指揮して行く能力は又之にたづさはり得る余裕のある人が成り得るのであつて現在の満洲の実情として事実上は幾分学問もあり又財産も有り余裕もあり民衆を統制し得ると云ふ人は地主と云つた様なものでないと小作人の内にも学問もあり民衆の統制能力ある人も居るのだが之等小作人は現在の社会状態に於てはその日々の糧食に追はれ斯様な公職に就く余裕を持たないのである。故に事実上の実権は地主等にあつて、此公職につくものは地主と云ふ事になるのである。2、地主と小作人間の交婚の関係　全く無い事もないが地主と小作人との財産上の差異の甚しい様な間には行はれていない。零細地主と大小作人とか云ふ様な略財産状態の平等な処に於て行はれてゐる。所謂馬は馬同志、牛は牛づれと云つた様な関係がうかゞはれる。3、会議に際しての事実上の裁決者も古い目で見ると地主にあるのであつて矢張満洲にも長い物には巻かれよといつた様な傾向あり。4、冠婚、葬祭に際して地主と小作人の格式の相異も前述の様な訳で表面には現はれてゐないが事実上に於ては地主は地主小作人は小作人と格式の相異はある。

第十章 市場関係

第一節 調査地方の特質並概観

一、縣の特殊性

洮南縣に於ける全面的な販売購入市場の特殊性は其の位置、交通関係、自然的条件 [illegible]
沿革等の多岐な角度より分析して見て都市と農村の市場が結びつきの経路に於て [illegible]
扱かはされるのなるが本縣の市場は交通組織の近代化即ち鉄道の開通後鉄道の開通 [illegible]
洮南市場を有機的に拡元し次の如き背後地を持たせ循商業資本の浸潤に依り [illegible]
して商品流通を極めて飛躍的となりしめ蒙地開放直後の自給自足的自然経済に [illegible]
ある現状経済農村社会を建設させた。

縣の位置　自然的条件、縣の沿革は総説に取扱はれてゐるので [illegible]
以上の諸条件が洮南市場を斯く特殊付けてゐることを観取することが [illegible]
[illegible]作物を縣の各地域別に見た場合にはその種類は一様 [illegible]
[illegible]に採代青の見 [illegible] に依って幾分覗へる。
縣の政策として康徳二年度内に次の布告を発した。
其の布告の内容は何れも洮南縣の状況に依る食糧 [illegible]

更に消極的な自給的自然経済観念の打開りに依つて生ずる一時期的な暴騰に付いて糧業組合に訓令せるものである。

次に洮南市場を中心としての糧一般並に洮南脊後地の市場の特殊性は中間的搾取機構としての車店の役割であり直接糧桟の搬入は事変後市場に近接せる背後地村落にて為されたる二、三の傾向を持つが専ら車店の媒介に依る糧桟への委託売却は通性として且つ支配的である。

次に東蒙地帯を脊後地とせる市場洮南の沿革的な発生並に之が消長に就いては、洮南の蓮瀛等土と称せられた当時に於て市場的な農村への浸透はみられなかつたが洮南の市場として各背後地との緊縛を持たされたのは一九〇三―一九〇五年（光緒二九―三一年間）の日露戦争を契機として従来遼河の水運を持つ鄭家屯に当地方の役畜、畜物及農産物は集散吸收されていたが露西亜との畜類及畜産物の需給関係から東蒙一帯の之の出廻り系統が鄭家屯に迂回せずに捷路に依る哈爾賓、齊々哈爾へ出産されたことに依つて對蒙家畜取引市場として市場洮南の発生を持ち加之夫等余剰生産地帯の費消物資の交換関係に於ける地方消費市場として、異常なる発達過程にあり更に一九〇三年（光緒二十九年）の土地開放後の開拓は民国初年より農業余剰生産物の搬出がなされ寧ろ農業市場としての傾向が多数であつたが相違いで起れる屡次の匪乱は東蒙一帯の牲畜の増殖を阻止し又露西亜革命は北満に於ける役用畜の利用機会を減少せしめたことゝ未開拓地の耕地化は夫等畜類の放牧地を狹少ならしめたゝめ畜類の出廻りは漸減した。斯る現下に於いて猶且つ屡次の水害と蒙匪の反乱は農村と市場を極度に危険化し民国九年以降の財界の不振と民国

十年前後の軍需に關へて第一次歐洲戰爭の勃發せる世界の變化に依つて洮南市場の發展は一頓挫せる狀態に置かれたが民國十三年鄭洮線の完通に依つて洮南の商勢と鄭民國十五年の洮昂線の開通は市場として又交通政治並に軍事上の要地として急速なる發展を成した。而して事變と共に政治的な混亂時代に入つて適宜な政狀の不況と奉票相の暴落民國十七年の洮索線の開通と奉天軍閥の白城子に於ける運輸上の集散によつて交通の要地として洮南は白城子に於り前二線は洮南背後地の出廻り系統に變革を齎すべく市場への影響と洮南の發展は可成の現況下に置かれてゐる。

洮南市場背後地



洮南縣公署　訓令　內行字第十号

令　商　会
　　糧業公会

為令遵事案據本縣農会々長于海文等呈称查近年以来災害頻仍年景異常致各農戸所収穫粮石多已不敷食用各為債務逼迫変売亦多現値届冬期未了之際已有絶粮之戸兼突泉及高力板各處早已禁止外運輸入系統断輸出之路未絶若進完全縣食粮恐絶購等急維持民生計是以不揣冒昧具文呈請禁止食粮外運等情前来本署当即派員詳查市内各粮商現在実存食粮数目連有社粮商等已派外大約子二万六千余石以市内大万人口計算可敷三月之用如再遠意輸出誠恐陷於絶粮之一旦本署有鑒及此為維持民生計除分行外合亟令仰該会転知各糧商将本署一月二十六日調查実存食粮及毎日現買以及零售各数目逐日呈報該粮商逐日開列四柱清單送交本署内務局以憑查核如查有私行外運或偷買不報者着即従嚴懲処并仰凛遵毋違切々此令

康徳二年一月二十六日

遵守の儀に付き本縣農会会長于海文氏の呈に依り近年以来は災害に遭ひ年柄は甚だ凶作ありて各農家の収穫量は自己の食用も足らず又債務の強迫に付き差押へられ農戸は尤も多き今日冬期未了の際なれども已に食粮断つ戸ありき尚突泉及高力板各所は已に輸出を止め本縣の輸入は勿論なき輸出は

又絶えず其の関係上全県の食糧は絶つことが免がれず本署は人民の生活を維持するため穀類の輸出を禁止し本署は役員を派遣して市内に於ける各糧商の現在高を調べたる止種類は高粱、玉米及小米、谷子計三万六千余石あり依つて市内の人口は六万に拠り計算すると僅かに二ケ月の食用なり、若し随意輸出すれば恐らく絶つことが免がれず本署は人民の生活を維持するため完全に穀類を本署一月二十六日現在調査高及毎日の買入量と売出量を詳しく製表して本署内前行に届け依りて調査する若し密輸あれば厳重に懲罰す。

七案

洮南県公署令糧業公会

事由

為令飭各糧商不准零售紅糧由

洮南県公署　訓令　内行字第　号

為令行事査本県康徳元年水災今歳農産收入銳減食糧頗感欠乏業経通令保留食糧在案並発[illegible]

査近来糧市価高漲不肯零售積極囤積以冀日積月累食糧欠少殊失本署保留食糧之本意[illegible]

令仰該会即便転飭各糧商遇有零購紅糧備作牲畜飼料者一律拒絶不售並勸以兀(?)他代替[illegible]

知食糧民天關係至為重要倘敢有故意抗違私自售賣者一經查覺或被人挙発定即嚴予懲処決不姑寛并仰
転飭糧商勿違切々此令
康徳二年二月十二日

各糧商に高粱を売買なすることを得ずの件

庶務事件に付き康徳元年に本県は水災が烈しき調査の上に農産の収入は甚だ少なかりし故に頗る欠乏を感じ已に食糧を保留することを通知せり各糧商を調査の上毎日の小売の高粱は食料でなきのは少かざりき早く取締せざれば食料は日増に減少するなり本署は食料を保留の意見に付き此の令を各糧商に着し高粱を買って飼料とせるときは買者に食糧は人生の第一の問題にと勧めその代りに大豆を売買せしめよ故意に売買せるとき査知されし場合或は人に発見されし際は許さずに厳重に処分す

抄案
兆南県公署訓令商会
事由

爲令規定秫米價格每斗不得超過二元六角仰即遵照由

北安縣公署訓令　　内字第　號

爲令行事案查本署前爲平抑糧價維持民食等因曾經規定秫米每斗不得超過[illegible]在案

遵辦在案乃查近日以來各糧商售賣秫米每斗竟漲至二元六角五分之多殊屬紅糧既未外運所[illegible]

足紅糧市價仍應照舊自無突漲之必要且現在秫[illegible]之數則一元七八左右至價格高漲竟何理由[illegible]

新居奇以此高抬米價故違功令實屬可恨已極本應依法嚴予懲辦姑念商人無智免予[illegible]

飭各商售賣秫米每斗准予售國幣二元六角以下以兩平元令飭商會長即便於文到日以三日內遵照[illegible]

均遵照辦理倘敢故意抗違每斗超過二元六角或因此[illegible]

塞責圖利者一經查覺或被人檢舉定即嚴予懲罰[illegible]

康德二年五月六日

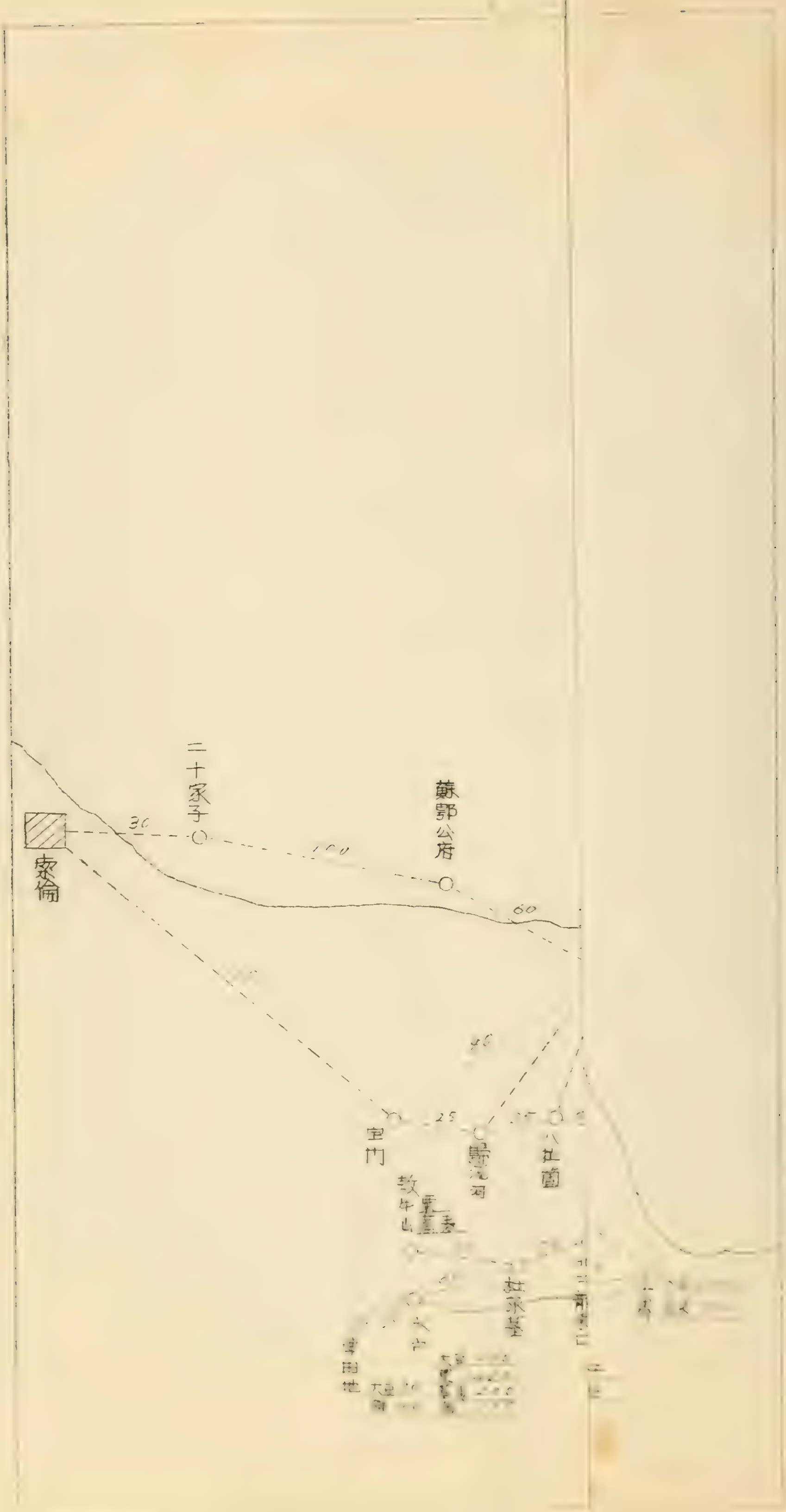
商業秫米價格の規定一斗を國幣二円六十錢以上に売るべからずとの命令

在務事件に於て本署は從來より人民の食糧を維持するため已に高粱及び粟の價格を規定し高粱米は一斗の元価より五十錢以上に売買することを禁ずと命令したが最近調査せる所各糧商は毎斗二円六十五錢の暴騰なりき[illegible]其の他は[illegible]より運搬せず故に高粱米の価格は[illegible]要なりと考へしも今回[illegible]約一円七八十錢なり実際に各糧商は[illegible]

故乱暴に米価を騰貴せしむるかはよって誠に恨めしいことなり当局者等を処罰せざるべからず併し余は商人無知を念じ遂に本署より詳しく規定し此より各糧商は高粱米毎斗に付き国幣二円六十銭以内公平に売買する事を命じ該会長は本令を接し直に各糧商に斯の如くに遵守すべしと布令せり一旦故意に毎斗二円六十銭超へ或は公定の価格に付き製米事業を停止し商民購買を断り又故意に米を造製して利を図る等を査知せられた場合或は人に発見された際に厳重に懲罰し絶対に許さず以上にて本署の命令を遵照せしむ要知すべし。

種別 \ 区分		作付面積				高 出高			
		大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二	康徳元年	%	康徳二年	%
		畝	畝	畝				石	
普通作物	大豆	116,350	168,500	180,866	222,9	38,000		47,935	
	小豆	4,800	13,090	14,070	15,5	2,060		4,879	
	其他豆類	17,100	15,300	38,060	31,9	6,000		5,598	
	高粱	254,000	245,200	329,401	459,4			65,411	
	包米	66,600	52,600	138,965	148,9			33,932	
	小麦	4,200	8,600	13,050	21,4			2,497	
	大麦	300	7,500	4,332	6,3			2,452	
	粟子	67,080	45,800	1,844					
	穀子	193,900	140,900	150,288	277,6			34,963	
	稗子			44,500	3,2			5	
	稲子	4,850	4,900	17,415	12,0			11,566	
	燕麦			1,067					
	蕎麦	249,000	25,670	38,120	28,6			1,599	
	雑糧	5,800	5,080	7,100					
	計	983,980	763,140	889,078	1,228,	38,000		209,2[illegible]	
特用作物	芝麻	6,000	4,310	5,830	4,4			557	
	小麻子			4,150	3,8			9,071	
	大麻子	7,500	4,050	2,730					
	蘇子			2,040	1,6			55[illegible]	
	棉花								
	青麻	9,500	1,430	3,790	3,5	164,000		179,[illegible]	
	線麻	1,650	1,600	2,140	2,2	26,100			
	菸	[illegible]00	300	1,240	1,8	23,700			
	瓜子		[illegible]	[illegible]		14,000			
	計	24,950	18,840	23,600	17,	167,800		189,541	
園芸作物	土豆			[illegible]	2,				
	甜[illegible]			1,[illegible]	1,				
	白菜			4,2[illegible]	[illegible]				
	計			[illegible]	[illegible]				

種別		作付面積 大同元年	作付面積 大同二年	作付面積 康徳元年	作付面積 康徳二年	収穫高 大同元年	収穫高 大同二年	収穫高 康徳元年	収穫高 康徳二年	自家消費量 大同元年	自家消費量 大同二年	自家消費量 康徳元年	自家消費量 康徳二年	出廻高 県内消費高 大同元年 %	県内消費高 大同二年 %	県内消費高 康徳元年 %	県内消費高 康徳二年 %	出廻高 県外移出高 大同元年 %	県外移出高 大同二年 %	県外移出高 康徳元年 %	県外移出高 康徳二年 %
		畝	畝	畝	畝	石	石	石	石	石	石	石	石								石
普通作物	元豆	116,350	168,500	180,866	222,930	23,270	14,625	54,260	66,879	6,744	2,500	12,000	18,944	9,000	12,125	12,260		7,526		30,000	47,935
	小豆	4,800	13,090	14,070	15,560	480	463	2,814	3,112	77	260	200	233	200	203	614		203		2,000	2,879
	其他豆類	17,100	15,300	38,060	31,960	1,812	475	7,612	6,077	240	300	450	479	300	175	1,162		1,272		6,000	5,598
	高粱	254,000	245,200	329,401	459,490	63,500	37,560	115,303	160,822	41,500	37,560	82,000	95,411	22,000		33,303					65,411
	包米	66,600	52,600	138,965	148,990	13,320	3,090	55,586	52,146	6,532	3,090	17,000	18,214	6,788		38,586					33,932
	小麦	4,200	8,600	13,050	21,440	630	10,320	2,610	4,288	63	100	990	1,311	567	10,220	1,620					2,477
	大麦	300	7,500	4,332	6,390	15	750	1,733	2,548	1	75	45	96	14	675	1,688					2,452
	糜子	67,080	45,800	1,844		10,170	4,160	467		10,170	415	467			3,745						
	穀子	193,900	170,900	150,288	277,680	38,475	12,270	52,601	111,072	38,475	12,270	40,000	76,189			12,601					34,963
	稗子			44,500	3,230			2,225	1,615			2,225	1,610								5
	稲子	4,850	4,900	17,415	12,000	2,425	2,160	20,898	12,000	242	220	430	440	2,183	1,940	20,448					11,560
	燕麦			1,067				427				427									
	蕎麦	249,000	25,670	38,120	28,660	2,490	1,534	9,530	8,598	245	880	8,500	11,190	2,245	654	1,030					1,584
	雑粮	5,800	5,080	7,100		580	312	1,420		5	312	100		575		1,320					
	計	983,980	763,140	889,078	1,228,310	157,167	87,719	327,486	429,157	104,294	58,857	164,754	224,037	43,872	29,737	124,632		9,001		38,000	209,251
特用作物	芝麻	6,000	4,310	5,830	4,480	480	2,625	684	627	48			58	432							567
	小麻子			4,150	3,890			575	9,725												9,071
	大麻子	7,500	4,050	2,730		750	210	546		75			54	675							
	蘇子			2,040	1,600			325	320			325	19								301
	棉花																				
	青麻	9,500	1,480	3,790	3,580	47,500	5,500	130,500	179,000	500	500	1,500		20,000	5,000	25,000		45,000		104,000	179,000
	線麻	1,650	1,600	2,140	2,240	66,000	24,000	58,100	85,120	1,000	1,000	2,000		28,000	23,000	30,000		73,000		26,100	
	葵	300	800	1,540	1,820	12,000	20,000	63,700	91,000	1,000	2,000	10,000		11,000	18,000	30,000				23,700	
	瓜子		6,600	1,380			24,000	35,000			240	1,000			8,000	26,000			15,760	14,000	
	計	24,950	18,840	23,600	17,610	126,730	76,335	289,430	365,792	2,623	3,140	14,825	131	60,107	54,000	105,000		118,000	15,760	167,800	189,541
園芸作物	土豆			2,000	2,000			斤 800,000	800,000			200,000	200,000				600,000				
	甜瓜			1,800	1,800			540,000	540,000			100,000	100,000				440,000				
	白菜			6,250	6,250			1,875,000	1,875,000			800,000	800,000				1,075,000				
	計			10,050	10,050			3,215,000	3,215,000			1,100,000	1,100,000				2,115,000				


二十家子
蘇鄂公府
索倫
30
100
60
40
25
宝門
八拉蓋



王爺廟
葛根廟
白城子
洮南
鎮東
開通
東屏
街基
泰東
五角子
江橋
塔子城
大榆樹
二十家子
蘇鄂公府
安廣

兆南穀物出廻状況

一貨車ハ[illegible]石（旧[illegible]）
（新[illegible]）

（単位ハ一貨車）

（康徳二年[illegible]国際運輸株式会社[illegible]）

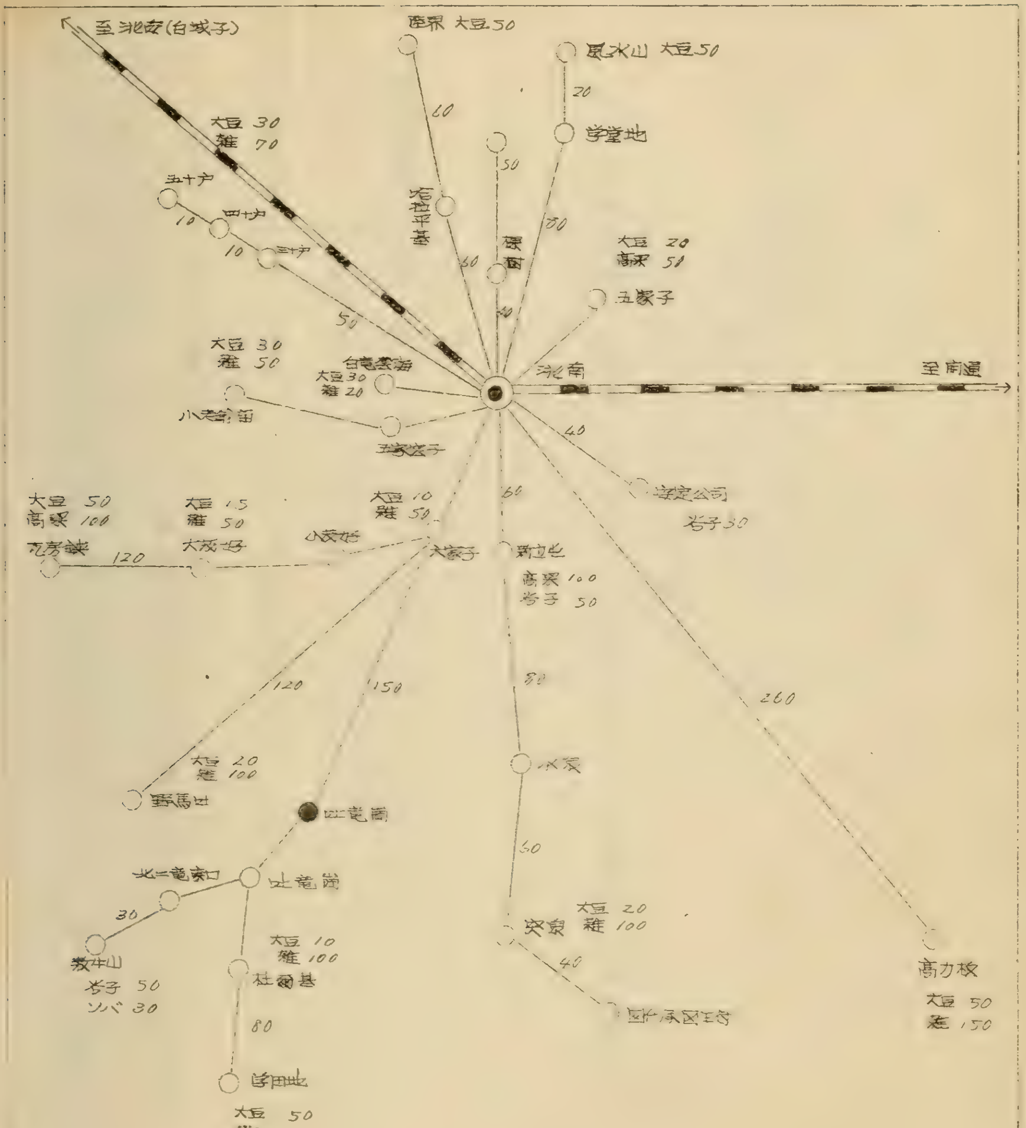
（康徳二年度生産穀物）

出廻り概算	大豆	435	貨車
	高粱	400	〃
	谷子	150	〃
	蕎麦	50	〃
	雑穀	840	〃 （雑穀ハ高粱、谷子、包米、蕎麦）

国際運輸ニテ康徳二年十月ヨリ本年三月末迄ニ発送セシ貨車数ハ

大豆	400	貨車
雑穀	[illegible]50	〃 にして
尚在庫数は	600	〃 あり

以上



○ 備考 60 数字は距離（華里）を示す。

大同二年 発車

貨物名＼月別	一月	二月	三月
黄豆	3,840	2,310	1,350
小米	10	300	360
其他穀类（ソバ古豆）	3,143	1,962	2,651
牲畜	350	269	269
其他	211	129	1,112
合計	7,604	4,970	5,742

着車

貨物名＼月別	一月	二月	三月
小麦粉	330	360	300
塩	30	60	90
石炭	310	372	310
木材	184	230	252
安平	80	80	70
高粱	90	60	－
其他	11,308	2,325	22,572
合計	12,332	3,487	23,594

備考 国線他線並に官用運

一貨車＝30瓩

大豆
粟 }一貨車－30

一貨車＝大豆 3[illegible]

粟 3[illegible]

蕎麦 { 2[illegible]
2[illegible]

牛、馬－30頭

家畜－10瓩

[illegible]
（単位貨車）

貨車数
656
26[illegible]
48
36
40
180
20
150
7
13
13
1
9
40
4
1
9
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
2,2[illegible]

到着貨物数（単位貨車）

貨物名	貨車数
蕎麦	56
包米	6
石炭	120
麦粉	110
木材	69
木物	9
洋灰	9
楊木	50
棉花	5
安平	44
白糖	16
塩	27
石灰	14
粉炭	5
花生	19
黄米	1
小米	[illegible]
合計	[illegible]

洮南々站発到貨物数調

自大同二年十月至康徳二年九月

大同二年発車数（単位屯）

貨物名＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
黄豆	3,840	2,310	1,350	840	420	—	—	—	270	120	300	4,860	14,310
小米	60	300	360	60	470	930	630	210	90	390	810	60	4,370
其他穀類（ソバ・吉豆）	3,143	1,962	2,651	904	1,240	1,143	1,837	1,160	414	484	956	3,123	19,017
牲畜	350	269	269	220	210	120	90	410	480	—	—	—	2,418
其他	211	129	1,112	1,183	1,203	292	222	527	153	1,014	1,053	838	7,937
合計	7,604	4,970	5,742	3,207	3,543	2,485	2,779	2,307	1,407	2,008	3,119	8,881	48,052

着車数

貨物名＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
小麦粉	330	360	300	270	450	240	210	240	210	270	300	270	3,450
塩	30	60	90	30	30	120	60	30	90	30	60	30	660
石炭	310	372	310	124	360	279	186	155	217	247	279	279	3,118
木材	184	230	252	230	232	137	138	125	161	138	134	230	2,191
安平	80	80	70	240	40	60	20	42	50	25	60	60	827
高粱	90	60	—	60	150	60	—	90	—	60	—	120	690
其他	11,308	2,325	22,572	1,617	1,235	1,600	6,658	4,427	5,030	8,419	7,509	8,856	81,556
合計	12,332	3,487	23,544	2,571	2,497	2,496	7,272	5,109	5,758	9,184	8,342	9,845	92,442

備考　国線他線並に官用品を含む　108石

一貨車＝30屯

大豆、粟｝一貨車＝30屯　　蕎麦、其他｝一貨車＝23屯

一貨車＝大豆　352麻袋

粟　300 〃

蕎麦｛285 〃、290 〃

牛、馬一30頭

家畜一10屯

発車貨物数（単位貨車）

貨物名	貨車数
蕎麦	656
黄豆	262
包米	48
吉米	36
黄米	40
活牛	180
活馬	20
小米	150
緑子	7
麻子	13
仙子	13
大麻子	1
小麻子	9
芝麻	40
羊毛	4
痕皮	1
木材	9
小豆	47
獣骨	11
塩	1
小口発送（主に雑貨類）	250
個人発送貨物	500
合計	2,298

到着貨物数（単位貨車）

貨物名	貨車数
蕎麦	56
包米	6
石炭	120
麦粉	110
木材	69
木材	9
洋灰	[illegible]
楊木	50
棉花	5
安平	44
白糖	16
塩	2
石灰	14
粉煤	[illegible]
花生	19
黄米	[illegible]
小米	
合計	56

一月
二十日

品名＼行先	埠頭	營口	安東	[illegible]	大石橋			合計
黄豆	1,261	118						1,436
高粱	11	9						26
吉米	11	9						36
元豆	4							37
稗子	2		20					619
包米	58	1						71
蕎麥	144							204
麻子	3							10
蘇子	2							3
小麻子	30							35
仙子	41	4						48
甘草		1						3
小豆	2	1						5
生米								7
紅豆	3							3
活牛		2	1					63
活馬		1						7
活羊					1			2
胡麻								5
羊毛	5							5
鳥								1
大麥								2
麥粉								[illegible]
雜穀								1
合計	1,577	146	21	[illegible]	[illegible]			[illegible]

洮南々站発送貨物統計表

（單位車）　自民國廿年十月一日　至大同元年九月三十日

品名＼行先	埠頭	營口	安東	奉天	新京	四平街	鉄嶺	洮昂鉄	開原	同水子	旅順	釜山	元山	咸興	文官屯	遼陽	鄭家屯	羅南	天津	南通	海城	大石橋			合計
黄豆	1,261	118				45		11	1																1,436
高粱	11	9				4										2									26
小米	11	9				7		9																	36
元豆	4					27		2				1	1					1	1						37
粱子	2		20			544		51																	619
包米	58	1				11		1						2											71
蕎麦	144					53		7																	204
蘇子	3					7																			10
麻子	2					1																			3
小麻子	30					5																			35
瓜子	41	4		1	1			1																	48
甘草		1		1			1																		3
小豆	2	1				2																			5
生米				1		6																			7
紅豆	3																								3
活牛		2	1	37	2	6		3		4	4				1	3	1				1				63
活馬		1			3	3																			7
活羊				1																		1			2
胡麻						4		1																	5
羊毛	5																								5
麻				1																					1
大麦																									2
麦粉																				1					1
水板																				9					9
合計	1,577	146	21	42	6	725	3	36	1	4	4	1	1	2	1	5	1	1	1	10	1	1			2,540

洮南站発

日

品名 ＼ 仕向地	四平街	公主嶺	奉天	新京	遼陽	周水子	大石橋	旅順	南通	計
黄米	6									570
古米	3									21
元米	2									6
小米	13									28
包米	6									116
蒿黍	198									409
穀子										
葉子	1									2
蘇子										1
大麻子	1									1
小麻子										4
瓜子										24
甘草										
豆粕									1	4
胡麻	5									9
活牛	7	3	147	62	17	5		29		246
活馬	1		6	6	4					27
羊毛			3							3
活羊							2			8
鮮魚	1									[illegible]
木材				8						15
小豆	1									2
生水			1							1
鉄瓦			1	1						35
獣骨										[illegible]
白灰			10							[illegible]
石灰肥料			1		1					[illegible]
高粱										[illegible]
小計	245	3	167	8	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

洮南站発送貨物統計表

（單位車）　　自大同元年十月一日、至大同二年九月三十日

品名＼仕向地	四平街	公主嶺	奉天	新京	遼陽	周水子	大石橋	旅順	埠頭	営口	南票	沙河鎮	撫順	海城	安東	八面城	呉家屯	鄭家屯	江橋	遼源	鞍山	吉林	黒水	鉄嶺	沙河口	咸興	十里川	元山	会寧	白城子	拉哈	克山	龍江	中東	泰安鎮	煙台	南通	計
黄米	6								415	18	127					1													2	1								570
古米	3								6	1		10			1																							21
元米	2											1												3														6
小米	13									1		1			2				4							1		4						1	1			28
包米	6								2																	3			1		4	59	3	38				116
高粱	198								208			3																										409
穀子																																						
稗子	1								1																													2
蘇子									1																													1
大麻子	1																																					1
小麻子									4																													4
瓜子									16	8																												24
甘草																																						
豆粕									3																												1	4
胡麻	5									1		2			1																							9
活牛	7	3	147	62	17	3		29					1	1		3		8			4	1		6			4											296
活馬	1		6	6	4											1	1			1				4	1											2		27
羊毛			3																																			3
活羊							2															6																8
[illegible]	1																																					1
木材				8																			7															15
小豆	1									1														1														3
出米			1																																			1
鉄製品			1	2																					31								1					35
獣骨																													1									1
洋灰			10																																			10
石炭材料			1		1																																	2
高粱																																	2					2
合計	245	3	169	78		3	2	29	656	30	127	17	1	1	4	3	1	8	4	1	4	7	7	14	32	4	4	4	4	1	4	59	6	39	1	2	1	1,590

洮

發著 品名	車甸	營口	奉天	四平街	新京	公主嶺	本溪湖	大石橋	下馬塘	大官屯	計
木材	[illegible]	2		51	3	2					87
雜貨	35	41		7							154
[illegible]品		4		12							16
白糖	7										10
陶器		7		4							13
麩		14									34
古麻袋	14										16
[illegible]物			2	1			2		8		25
[illegible]	3	41	10	4	1						54
洋火		1		2	4						7
料		1									1
生鉄	2	1						3			6
[illegible]子											2
古新聞紙	[illegible]			[illegible]							11
香料用品											2
ソーバ											22
煙草			18								18
[illegible]	1										[illegible]
生果	1		45	1		1					51
木作品				[illegible]							3
石灰			1	[illegible]			11				[illegible]
[illegible]		1									[illegible]
棉花			1					[illegible]			[illegible]
[illegible]			1								1
石炭				1			21			359	[illegible]
白米				2							[illegible]
石油	[illegible]	[illegible]									[illegible]
[illegible]				[illegible]							[illegible]
[illegible]		[illegible]									[illegible]
[illegible]			1								[illegible]
鉄製作品	[illegible]		[illegible]								[illegible]
紙											[illegible]
大[illegible]											[illegible]
野[illegible]				[illegible]							[illegible]
[illegible]	[illegible]										2
[illegible]		[illegible]									2
合計	[illegible]	[illegible]	43	[illegible]	10	3	34	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

洮南站到着貨物統計表

（單位車）

自大同元年十月一日
至大同二年九月三十日

品目＼發地	埠頭	營口	奉天	四平街	新京	公主嶺	本溪湖	大石橋	下馬塘	大官屯	南泉	沙河鎮
木材		2		51	3	2						6
雜貨	55	41		7								
竹作品		4		12								
白糖	7											
陶器		7		4								
塩		19										
古麻袋	14											
衣物			2	1			2		8			
麥粉	3	41	10	4	1							
洋火		1		2	4							
料		1										
生鐵	2	1						3				
瓜子												
古新聞紙	6			5								
香料用品												
ソバ												
煙草			18									
葡萄	1											
生果	1		45	2		1						
木作品				3								
石灰			1	1			11					
高粮		1										
棉花			1					1				
條子			1									
石炭				1			21			359		
白米				2							4	
石油	15	18										
方糖				1								
ビール		1	1	1								
落花生		1	9									
鉄製作品	2		5									
粟												
大豆												
野菜				1							2	
昆布	1											
紙		1										
合計	110	138	93	98	10	3	34	4	8	359	5	6

品目＼發地	安東	蓋平	吾妻	新義州	通遠堡	草河口	傅家屯	葛根廟	白城子	四田	開通	東屏	太平川
木材	1			1			9	1		1			3
雜貨													
竹作品													
白糖			3										
陶器		1											
塩		7											
古麻袋			1										
衣物					1	7				1			
麥粉													
洋火													
料													
生鐵													
瓜子									2				
古新聞紙													
香料用品										2			
ソバ								10	11			1	
煙草													
葡萄													
生果			5										
木作品													
石灰													
高粮										2	43		
棉花													
條子													
石炭													
白米													
石油	1		1										
方糖											1		
ビール													
落花生	3												
鉄製作品			4										
粟								5			5		
大豆								1	1			1	
野菜													
昆布			1										
紙	1												
合計	6	8	15	1	1	1	9	17	14	6	49	2	3

品目＼發地	鄭家屯	太平山	熊岳城	海城	金溝子	鎮東	拉哈	小蒿子	江橋	八面城	溝幫子	万家屯	計
木材	4								1				87
雜貨							1						154
竹作品													16
白糖													10
陶器	1												13
塩		8											34
古麻袋								1					16
衣物			3										25
麥粉													54
洋火													7
料													1
生鐵													6
瓜子													2
古新聞紙													11
香料用品													2
ソバ													22
煙草													18
葡萄													1
生果	1		1	1							1	1	59
木作品													3
石灰													13
高粮													46
棉花													2
條子													1
石炭													[illegible]
白米													[illegible]
石油													[illegible]
方糖													[illegible]
ビール													[illegible]
落花生													[illegible]
鉄製作品													[illegible]
粟						1							[illegible]
大豆													[illegible]
野菜			2		7								[illegible]
昆布										1			[illegible]
紙													2
合計	6	8	5	1	7	1	[illegible]	1	1	1	[illegible]	[illegible]	[illegible]

康徳二年度[illegible]縣市雜貨商号[illegible]出数量調査表　（商務会調査）

品目 / 月別	軍人・白布布	公益堂市布	奧色士林布	三友斜文布	花貢呢	青天藍大布	白玉猫香皂	毛織圍巾	三 雪花膏	大包牙粉	布手套	上等毛線衣
	疋	疋	疋	疋	疋	疋	打	打	打	打	打	打
1	1,365	370	185	1,850	1,350	3,600	1,265	[illegible]	[illegible]	436	169	144
2	1,678	582	492	1,965	578	2,350	820	49	540	1,080	198	19
3	2,452	553	580	856	535	2,070	468	36	478	950	295	13
4	305	630	360	430	482	3,433	432	28	320	840	75	10
5	1,130	437	298	320	320	1,356	320	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
6	715	259	185	622	705	1,221	215	—	—	230	—	—
7	1,250	185	152	795	255	1,256	127	—	—	360	—	—
8	720	150	209	922	605	2,285	198	—	—	635	—	—
9	1,290	180	296	1,540	[illegible]	[illegible]	[illegible]	78	205	355	185	35
10	1,550	795	855	1,750	870	3,950	587	120	350	1,250	560	55
11	2,845	1,258	1,220	1,500	1,200	4,525	963	155	580	1,540	745	75
12	3,208	2,556	1,550	2,500	1,500	5,885	1,230	95	475	1,650	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	7,955	6,362	15,050	9,180	34,886	6,822	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

康徳二年度洮南縣市雜貨商号收買總数調査表　（商務会調査）

品目 / 月別	軍人白市布	公会堂市布	真色士林布	三友斜文布	花貢呢	青天堂大布	白玉香皂	毛毌巾	三塔雪花膏	大包牙粉	棉手套	上等毛縄衣
1	疋 1,300	疋 1,320	疋 1,250	疋 700	疋 400	疋 2,000	打 300	打 45	打 420	打 545	打 128	打 29
2	725	653	555	1,050	650	2,200	365	56	495	1,250	18.5	22
3	1,548	682	667	965	725	1,850	559	48	567	1,300	120	15
4	322	535	325	480	368	1,580	368	33	325	955	98	10
5	725	230	723	395	285	1,635	450	8	95	870	75	5
6	756	289	788	125	125	1,150	342	—	—	520	—	—
7	702	173	175	168	254	1,183	635	—	—	365	—	—
8	1,246	583	720	105	177	1,254	180	—	—	195	—	—
9	1,450	920	460	750	960	7,240	795	—	—	795	—	—
10	3,540	2,540	285	1,390	1,250	5,420	385	75	850	1,500	1,785	[illegible]
11	2,860	3,890	550	2,850	2,560	3,890	550	30	670	1,200	1,250	48
12	3,550	1,200	1,720	3,800	2,220	6,950	480	120	598	1,150	1,370	55
總計	18,724	13,015	8,218	12,978	7,974	36,352	5,409	465	4,020	10,545	5,311	249

自康德二年一月
至康德二年十二月 一個年間ニ於ケル北滿穀商取扱石數

穀 名	買 入（石）	賣 却（石）
大豆	52117 29	52785 87
小豆（黒）	412 25	274 60
小豆（白）	520 96	521 92
小豆（赤）	172 75	199 78
吉豆	3799 92	5024 83
紅豆	519 07	316 82
芝麻	[illegible] 85	333 67
大麻子	1742 88	464 45
小麻子	1538 53	1314 94
蘇子	1497 34	1252 01
菜子	2138 54	5451 78
元米	1366 77	629 28
苔子	[illegible] 31	2177 47
小米	[illegible] 47	3992 33
小麥	[illegible] 34	498 42
大麥	754 16	1886 41
包米	[illegible] 35	[illegible]
高粱	[illegible]	[illegible]
高粱米	[illegible]	[illegible]
蕎麥	[illegible]	[illegible]

昭和十年（康徳二年）

洮南站到着貨車数月別統計表（移入）

一貨車は三〇瓲積

1 月分 （単位車）

品目 \ 駅	撫順	渾河	[illegible]	[illegible]	大石橋	[illegible]中	四平街	寛城子	開原	奉天	[illegible]	[illegible]	王府[illegible]	安東	大連	長春	鉄嶺	本渓湖	入船	[illegible]所	[illegible]河口	田家店	大官屯			合計
[illegible]布	22																									22
[illegible]		1																								[illegible]
[illegible]		2																								[illegible]
[illegible]																										[illegible]
[illegible]				1																	1					[illegible]
[illegible]下		1									2															[illegible]
[illegible]																						1				[illegible]
[illegible]	3								1																	[illegible]
[illegible]	2						1																			3
[illegible]	1						1																			[illegible]
[illegible]																				1						[illegible]
製[illegible]								2																		[illegible]
油料		1																								[illegible]
煙草										2																2
木材												1														[illegible]
二[illegible]																							[illegible]			[illegible]
蕎麦													2													2
丸太														1												[illegible]
粘土																			1							[illegible]
樹[illegible]																										[illegible]
コークス																										[illegible]
鉄[illegible]																2										2
紅[illegible]																	1									[illegible]
石灰																		2								2
木炭																					2					2
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]

二月分

発送地 / 品名	埠頭	吉林	奉天	大官屯	入船	白城子	営口	遼中	北安	開原	山海関	四平街	斉々哈爾	鉄嶺	小崗子	吾妻	草河口	新京			合計
麦粉	11																				11
樹皮		1																			1
煙草			1																		1
石炭				24																	24
桔子					1																1
紅粮						4															4
塩							3														3
鮮果								1													1
木材									1												1
山楂										1											1
白米										1											1
安平											1										1
燕麦													5								5
胡麻袋															1						1
白酒												1									1
鉄製品																1					1
石油												1									1
木炭																	1				1
燐寸																		1			1
合計	11	1	1	24	1	4	[illegible]	1	1	2	1	2	5	0	1	1	1	1			61

駅名 / 品名	大[illegible]屯	営口	吉林	傅家屯	奉天	鉄嶺	本渓湖	橋頭	新京	山海関	[illegible]中	[illegible]家屯	[illegible]平山	王[illegible]店	四平街	普蘭店	斉々哈爾	白城子	安東	沙河口	[illegible]城	溝帮子	入船	草河口		合計
石炭	[illegible]						2																			22
[illegible]子		5								1																6
木材			7	8				1	2			1					1	1								21
煙草					2																					2
麦粉		1				10																				11
コークス	1						2																			3
[illegible]											3					1						1				5
[illegible]紙									1																	1
塩		3											1		1											5
大豆														2												2
[illegible]油						3									1											4
[illegible]						1																				1
[illegible]															1				1		1					3
[illegible]						3																				[illegible]
[illegible]									1																	1
[illegible]															2											2
[illegible]																				1						1
[illegible]							1																			1
木炭																								1		1
[illegible]																										
[illegible]																							1			1
合計	21	8	7	8	2	[illegible]	[illegible]	1	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]

4月分

品名＼發送地	準頭	東結曾子	太平山	開運	営口	吉林	四平街	遼台	大官屯	泰台子	下馬塘	新京	安東	奉天	蓋平	碼頭	船橋里	草河口	撫中	秋木庄	本溪湖	[illegible]	火連寨	遼陽	合計
大豆		4																							4
鹽			4		1										1										6
紅粮				[illegible]																					1
安平					2																				2
方木						3																			[illegible]
軽油							1																		[illegible]
石栈								1		2															[illegible]
粳米							1																		1
西貢米	1																								1
啤酒	1																								1
石炭									3																[illegible]
石油					1																				1
米粉											1					1									[illegible]
燐寸												1													[illegible]
報紙	1																								[illegible]
電柱													1												[illegible]
包米				1																					[illegible]
煙草														2											[illegible]
砂糖	1																								[illegible]
木炭																		2							[illegible]
菜																									
焦炭																									[illegible]
小杭木																									[illegible]
風化灰																									[illegible]
綿花																									[illegible]
麥粉	10																								[illegible]
合計	14	4	4	5	[illegible]		2	1	6	2	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2	1	[illegible]	1	2	1	1	1	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

5月分

駅名＼品名	埠頭	大平山	吉林	吾妻	営口	車河口	大官屯	四平街	吉原	蓋平	宗格屯子	南道	鳳凰城	付家屯	橋頭	克山	太平				合計
石炭	2																				2
塩		1			1					1											3
桃子			3																		3
鉄水品				1																	1
雑物	6																				6
若干					1																1
木炭						1															1
硝子						1															1
石炭							3														3
ニール	1							1													2
木炭						1															1
白米									1												1
靴紙	1																				1
大豆											3										3
苞米												2									2
[illegible]太													1								1
[illegible]木														1							[illegible]
小米												4									4
烏[illegible]												1									[illegible]
[illegible]															1						[illegible]
面粉																1					[illegible]
合計	11	1	3	1	2	3	3	1	1	[illegible]	[illegible]	3	1	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]

６月分

品名 ＼ 発送地	埠頭	寛道	大官屯	海城	奉天	蓋平	吉妻	新京	四平街	本溪湖	吉林	江嶋	営口			合計
紅粮		5														5
洋面	5															5
小米		1														1
石炭			4													4
焼				1												1
巻煙					2											2
報紙	1															1
麻寸	1															1
塩						1							1			2
鉄線							1									1
木材								2			1	2				5
三油									1							1
洋灰	1															1
生石灰										1						1
白煙									1							1
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			[illegible]

7月分

発送地 / 品名	奉國	四平街	大官屯	本溪湖	新立屯	付家屯	新京	開通	克山	壹平	合計
木材						2	1				3
石炭		2	4								6
麦粉	4										4
石灰				2							2
紅粮								5			5
岩子									3		8
ビール		1									1
棉花					1					1	2
合計	4	3	4	2	1	2	1	5	3		3[illegible]

8月分

発駅 / 品名	大官屯	営口	斉々哈尔	埠頭	奉天	新京	鞍山	新立屯	遼陽	四平街	白城子	王爺廟	吉林	合計
綿花								1	2					3
燐寸						1								1
活牛												1		1
高粱			1				1							2
不工板						1							1	2
麦粉				9										9
砂糖										1				1
安・子		2												2
生塩	4													4
洗粉	5													5
塩		3												3
小麦			2				2				1			5
巻烟					2									2
合計	9	5	3	9	2	2	3	1	2	1	1	1	1	40

9月分

品名 \ 驛名	[illegible]子	本渓湖	吉林	[illegible]東	埠頭	営口	草河口	熊岳城	山海関	[illegible]	拉哈	大官屯	新京	[illegible]頭	白城子	[illegible]	四平街	太平川	立山	昂々渓	奉天	合計
粟	2																					2
燕 子		1																				1
方立木			4	2									1									7
苦 馬				1																		1
藁 筒					3																	3
塩						4												1				5
木 炭							2															2
重 杭							1															1
生 栗								2														2
卜 [illegible]									1													1
麦 叭					1															1		2
戸 扉									1													1
砂 糖										2												2
荻 木													[illegible]									2
生 [illegible]												[illegible]										4
籽 [illegible]						2																2
鶏 [illegible]													1									1
生石灰														1								1
木 板													5			1						6
硝 子															1							1
赤砂糖					1																	1
中 燒																	11					11
洋灰瓦																	1					1
東[illegible]		1																	1			2
[illegible]																	1					1
煙 草																					1	1
合計	1	2	4	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3	2	2	2	1	4	8	1	1	1	13	1	1	1	1	[illegible]

10 月分

品名＼発送駅名	大官屯	溝幇子	営口	昂々渓	白城子	埠頭	四平街	新京	草河口	馬鞍山	山海関	太平山	鉄安浦	綏中	奉天	吉林	江橋	下馬塘	船橋里	本渓	海城	克山	南奈	泰安	合計
トタリー						1																			1
陶器											1										1				2
薪				3																					3
元木										2					1		1								4
砂糖						1													1						2
石油			1				2																		3
燐寸								1																	1
苹果													2												2
木粉																		1		1					2
原塩												1													1
面粉				6		1																1		1	9
不工板				1				1								1									3
巻烟															1										1
麻袋						2																			2
風化灰																				1					1
中塩							2																		2
生塩	21																								21
梨		1												1											2
安平			3								2						1								6
砂子					4																				4
報紙						2																			2
山楂																							2		2
木炭									1																1
合計	21	1	4	10	4	7	4	2	[illegible]	2	[illegible]	1	2	[illegible]	2	[illegible]	2	1	1	2	1	[illegible]	2	1	[illegible]

戰 / 地名	[illegible]	合計
[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]

12 月分

品名＼発駅名	新京	四平街	秋木庄	大官屯	埠頭	雅魯	錦東	王爺廟	蔡家營子	昂々渓	博克図	草河口	江橋	山海関	奉天	本渓	吉林	溝帮子	斉々哈爾	船碼里	入稲	前郭旗	安東	興城	泰安	営口	合計
火柴	1																										1
石油		3																									3
木炭			1									2															3
生塩				57																							57
鉄新麻袋		2			4																						6
新						1																					
凍魚							2																				2
塊炭				25																							25
大豆								8	1																		9
稲子									3																		3
麥粉										4									1			2			1		8
引越荷物											1																1
不土元木													1				4		1								6
安平														3												1	4
巻煙															2												2
焦子																1											1
梨		1																									1
綿花																		1									1
砂糖																				2							2
[illegible]子				1																							1
桔子		1																									[illegible]
花生	1																						1				
川表紙																							1				[illegible]
合計	2	7	1	83	4	1	2	5	4	4	1	2	1	3	2	1	4	1	2	2	[illegible]	2	2		1	1	[illegible]

昭和十一年度（康徳二三年度）

洮南南站発送貨車数月別統計表（移出）

（單位車）　１月分

仕向地 / 品名	阜頭	三節店	四平街	公主嶺	訥河	奉天	新京	鐵嶺	吉林	吾妻	沙河鎮	八面城	文官屯	馬仲河					合計
大豆	53		3																56
混保大豆	33																		33
苞米	1	1																	2
蕎麥	3		17	6							1								27
吉豆	7		5																12
苏子	5																		5
元米				1															1
粟					2														2
東魚			2			4													6
蘇子	3		8																11
小米		2	2																4
洒片			1			7	3	7	2										20
似子	2																		2
獸骨										1									[illegible]
大ナ子	6		1																7
小豆	1		1																2
牛馬												1	1	1					[illegible]
合計	114	3	40	7	2	11	3	7	2	1	1	1	1	1					[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				合計
[illegible]		[illegible]								[illegible]
[illegible]		[illegible]								[illegible]
[illegible]	[illegible]									[illegible]
小 [illegible]			[illegible]							[illegible]
[illegible]		[illegible]								[illegible]
小野 [illegible]		[illegible]								[illegible]
[illegible]				[illegible]	[illegible]					[illegible]
[illegible]		[illegible]								[illegible]
[illegible]			[illegible]							[illegible]
[illegible]						[illegible]				[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				176

3月分

仕向地 / 品名	埠頭	四平街	奉天	鉄嶺	海城	小崗子	八面城	新台子	立山	周水子	昂々溪	吾喜	斉々哈爾	営口	新京	公主嶺	鄭家屯	合計
蕎麦	2	1																3
大豆	88					2												90
小米		1																1
迷子	1	1																2
小麻子		5																5
活牛			1	7							3		2		1	1		15
吉豆	2	4												1				7
活馬				3	2		5	1		1						1	1	14
大麻子	3																	3
鉄製品			6						1				1					8
獣骨												2						2
小豆	1																	1
合計	97	12	7	10	2	2	5	1	1	1	3	2	3	1	1	2	1	151

4月分

仕向地 / 品名	埠頭	新京	四平街	八面城	鉄嶺	奉天	吾妻	大連	遼陽	合計
大豆	71									71
若牛		1			2	1		2	1	7
小豆			1							1
騾馬				3						3
吉豆			6							6
蕎麦			1							1
獣骨							1			1
芝麻	1									1
塩魚						1				1
合計	72	1	8	3	2	2	1	2	1	72

5月分

品名＼仕向地	埠頭	大連	鉄東	齊々哈爾	太平山	四平街	遼陽	奉天	鉄嶺	新京	公主嶺	白城子	洮南	合計
芝麻	3													3
活牛		1		1				1	2	3	1			9
大豆	23													23
種牡馬			1		1		1							[illegible]
小豆						4								4
木材												1		1
煉瓦													8	8
菓子						2								2
土城面城										1				1
石油						1								1
合計	26	1	1	1	1	7	1	1	2	4	1	1	8	[illegible]

出荷地 / 品名	埠頭	公主嶺	奉天	四平街	鉄嶺	新京	王爺廟	白城子	齊々哈爾		合計
大豆	8										8
活馬		1									1
蕎麦	3						2	1			6
活牛			2	1	2	1			1		7
吉豆				4							4
芝麻	2			2							4
計	13	1	2	7	2	1	2	1	1		30

7 月 5

品名＼仕向地	埠頭	四平街	奉天	斉々哈爾	吉林	鉄嶺	范家屯	吾妻			合計
大豆	4										4
吉豆		2									2
豌豆								1			1
活牛		1	3	1	1	1	1				8
木材				1							1
合計	4	3	3	2	1	1	1	1			16

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]											[illegible]
[illegible]													[illegible]
[illegible]													[illegible]
[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]								[illegible]
[illegible]				[illegible]									[illegible]
[illegible]													[illegible]
[illegible]						[illegible]							[illegible]
[illegible]													[illegible]
甘草								[illegible]					[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

9日分

仕向地 / 品名	埠頭	本渓湖	哈爾浜	新京	吉林	奉天	鞍山	范家屯	昌図	公主嶺	郭家店	十里河	四平街	新台子	新城子	鉄嶺	白城子	旅順	业安	合計
大豆	46																			46
鉄管		2				1														3
活牛			5	19	2	3	3	1		6									1	40
木板				1																1
騾馬						1	1		1		1			1	1	1				7
牛羊				2																2
活馬												1								1
棒甘草													2							2
蕎麦	4																			4
不土木																	1			1
甘草																		1		1
小麻子													1							1
牛馬				1																1
計	50	2	5	23	2	5	4	1	1	6	1	1	3	1	1	1	1	1	1	110

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		合計
[illegible]			[illegible]															11
[illegible]				[illegible]														1
[illegible]			一	2														5
[illegible]			一															2
[illegible]			一															3
[illegible]	[illegible]	5		1	2	2	[illegible]	3				1		1	1	1		[illegible]
[illegible]				[illegible]		[illegible]			1				1					[illegible]
[illegible]				3							1							4
[illegible]										一								1
[illegible]																1		
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	8	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1	[illegible]	[illegible]			[illegible]

11月分

品名＼仕向地名	四平街	開原	黒河	埠頭	克山	哈爾浜	安平	鉄嶺	吉林	綏美	新京	三間房	海倫	公主嶺	北安	衙門台	范家屯		合計
蕎麦	1						1												2
棒甘草	2																		2
高粱	1	2		6															9
活牛	2		2		2	10		2			7	1	1	3	1		1		32
吉豆	1																		1
大豆				71															71
包米				4															4
紅粮		1		5															6
迷子				1															1
吉米	1			1						1									3
名馬					1		1							2		1			5
活羊									2										2
甘草	1																		1
計	9	3	2	88	3	10	2	2	2	1	7	1	1	5	1	1	1		139

品名＼驛名	[illegible]	四平街	[illegible]	八面城	[illegible]	大[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	卜[illegible]子	[illegible]家屯	[illegible]	[illegible]	[illegible]	鄭家屯	前郭旗	三棵樹	毛[illegible]	白城子	大同江	黑[illegible]江	合計
[illegible]	[illegible]	1																					189
[illegible]	1	5																					6
[illegible]	4	6		1																			11
[illegible]	5															1							6
[illegible]	1																						1
[illegible]	1	9																					10
[illegible]		4	1																				5
[illegible]	12	1																			1		14
[illegible]		1																					1
[illegible]				1																			1
[illegible]		1			4	1	5		1	2	1		1		2		1	1				1	26
[illegible]								1															1
[illegible]	1	1																					2
[illegible]豆	1	2																					3
[illegible]馬												1		2									3
[illegible]米		5	2																				7
[illegible]									1														1
[illegible]																			2				2
[illegible]			1																				1
[illegible]																				1			1
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1			2	[illegible]		[illegible]	[illegible]

二、市の特殊性

本屯の市場は主として洮南市場であり瓦房鎮市場之に洮南市場より販売行程は、本屯より販路二〇支里）遙かに近接し洮南市場は、本屯より販路八〇支里、瀋溪十哩の圏外にあり遠隔なるにも係らず糧石の出廻り並に旬別に分かれして主要農産物は需給され、而も瓦房鎮市場は本屯を始め近接せる村落へ零賣所售穀物を販売し、（大車代運）を為させる習慣では販売具を容易に借入し得ない者（物件貴い如きもの）では賃借料の負担が過重なるため（旧制一斗（新制三、八〇斗）につき一二―一三銭）且つ運搬能出運量を持つことに依り又火磨、焼鍋との物々交換に密接なる市場との従属性を以て結ばれてゐる。洮南市場は更に瓦房鎮市場より各糧石の値段（旧制一斗に付き二〇銭高値）に依つて糧石を吸収してゐると共に販売は車店の掌握に依るため糧桟対車店の立場からして値引きな糧桟対農民の場合の取引よりも安全なことに起因してゐる。本屯民の車店と密接な関係にあるものは洮南縣城徳興厚車店一しく他の車店で取引することは極めて稀である。之の車店は大同元年迄本屯にて協青をなせるであてある。本民と当車店主は特に親戚関係を結んでゐるものはない。市場と商品作物の関係は洮南市場より往復二日間を要する圏内にあるため商業的作物は大豆で販売作物中高粱は之に亞ぐ。

第二節　販売事情

一、沿革

洮南市場（当時の洮南府）に搬出販売されたのは宣統元年（開拓以来）よりで其の商品化作物の変遷を見ると宣統三年迄は出産額石中高粱を主として大豆は之に次ぎ、しかもこれに民国元年より大豆相場の高騰は開墾当時より更に耕地の拡大に依る作付面積の増加に伴ひ大豆の売却量を高粱と置換させ宣統元年度に対比して倍額に達した大豆作付面積を見、増加した。この根本的直接原因は四洮線の開通と伴ふ大豆の商品化の高調であつて農民経済に一大変革を齎し、より自給的経済作物より商品化作物に置換へられ、しかも現実直消は不尠を認むるに至り、いて、燃用としての石油及他の植物性燈油、豆油、蘇油等、主に漸々取引に依つて消費されて一般に貨消されるに至つた為、鉄道の開通に伴ふ貨源開発に依る大豆搬出は盛んになり、に依れば宣統年前に一斗一、〇元の市価は民国元年には一斗一、〇元の高騰をきたし、の開通後に於ける大豆販売の初期に於いて絶えず一斗に対して〇、二一、四元の価格であつた之の影響に依る作付歩合は、

鉄道開通前　大豆〇、一　高粱〇、四　谷子〇、二　他〇、一

鉄道開通後　大豆〇、一　高粱〇、四　谷子〇、二　他〇、一

上掲の作付歩合では大豆と谷子が増減を示してゐる高粱の作付歩合に変動のないのは当地方の

食糧及馬糧として依然として主要貨消化物である、既に前述せし作付面積の拡大と石油の貨消に依って豆油と大豆との交換が殆んど行はれなかったことは其の販売量に於て高粱と三対一の比を齎した。

当時の販売状況は販売貨として一斗に付き十三銭を要せるため販売具を有せない零細農は之等鎮市場と取引をなし又洮南との他商売のため馬車輸送業者に売却した又鉄道開通（民国十三年）前後民国十二年十三年頃には洮南及大連、四平街、営口等の商人が買出しに来たが部落への商人の買付は鉄道敷設後三年間で止んだ即ち鉄道開通前の洮南市場の糧桟は大斗舗と称し民国十二年後の洮南市場に於ける糧桟の如き形態を備へず尓来各市場の糧桟が資本の投下を以て洮南糧桟を設立し当時より糧車店の出現を見られ此処に販売系統が確立し糧桟の地方買出しが中止した又以前の糧車店は売却の中介をしなかったが大連、営口、四平街等糧桟の本格的な地方買出しと共に糧車店は売却の中介をなした糧車店中介の理由は

(一)税捐局分卡（本屯より洮南市場迄は六家子及洮南北門の二箇所あり以前の販売貨は一回に付き二十五銭徴収され分卡票売却本人税捐局糧桟に各一枚宛計三枚下附した）に於いて糧石購入の際取調べの場合強制的に糧石購入先を負し糧車店名を証明し糧石税の脱税をなす密売をさせたこと、

(二)車店を中介せば直接糧桟に売却せる場合農民は絶えず糧桟の専擅的に売価を叩かれた即ち大車店の発生より過渡期にあった大車店の商業的進出に依るものである以上の理由に依って大車店

時代に取引系統を異にし乍ら、満鉄と並存して大車店を経営し[illegible]、[illegible]

と共に華宣に色彩づけた。

即ち浚岸市場に於ける取引貨幣手段に[illegible]中心的位置にあつて中国商業資本家

[illegible]大車店の没落的な消長に就いてみると、[illegible]組合の勢力は民国二十年四月[illegible]して[illegible]

日種市は民国十七年十月に開設し、又重要組合[illegible]民国十八年四月一日に[illegible]

先づ鉄道用運輸に発生せる大車輛（[illegible]一種）は、車を兼営して[illegible]鉄道用運輸に於ける

る経済的な影響即ち商品化作用の[illegible]交通費に[illegible]して[illegible]大車店

の経営化したに大車輛に於ては大車、[illegible]、[illegible]中央市場[illegible]資本の[illegible]

[illegible]に一分された[illegible]

[illegible]経営下に置かれたのである。[illegible]民国十[illegible]年[illegible]

[illegible]大車店を経営し、[illegible]経営の[illegible]行はれ[illegible]

[illegible]大量に[illegible]集散[illegible]

[illegible]事を[illegible]

[illegible]民国十八年[illegible]の[illegible]

[illegible]無料にて[illegible]

[illegible]合の大資本の[illegible]民国十七年[illegible]運大車店と[illegible]

た農産会[illegible]取り[illegible]文を提出した。当時の[illegible]によつて現在日[illegible]

育ナ長の兼職にあり）糧業組合を主体として商務会の対立に対して縣長は之の抗争の中間策として糧桟と車店との兼営を禁止せしめたゝめ尓後車店を中介とした委託販売が行はれるやうになつた。更に康徳元年農務会（会長は勝鑑民で本縣の大地主）と車店が花銭の値下げ運動を縣公署に提起し康徳二年度より従来花銭一石に対して十銭を五銭に引下を実施せしめた（永栄達車店は三年前ニ車店を廃業せり店主は安玄縣の孫某といふ小地主）糧桟と車店の抗争は概略以上の如くであるが康徳二年七月より税捐局分卡が徹廃されたゝめ短距離行程内に在る農民は市宇にて車店の中介をはなし直接糧桟と取引をなすことを得るやうになつた又民国十七年糧市の開設前は車店を中介とするも糧桟に糧石を搬出したゝめ量を込み等不正が多かつた。

注　一、

四洮線の開通後大興公司（官銀号系）の大豆、高粱、谷子等の粮石の買上こそ農村経済に転換的動向を與へた。

[illegible]商同業公会[illegible]年[illegible]規則擬要如下

一、因[illegible]

[illegible]

一、本会於民国十八年四月一日成立名曰為洮南縣[illegible]商同業公会

一、本会以維持同業公共之利益及矯正營業之弊害為目的

一、本会以在本城[illegible]經營[illegible]業者為本会会員其他[illegible]業概不加入

一、本会[illegible]會員[illegible]

[illegible]

一、本会[illegible]

[illegible]

一、本会經費以会費[illegible]

一、本会会員不願意遵守規約者[illegible]呈報主管官署懲罰之

一、本会規約有未尽事宜[illegible]施行細則辦理之

一、本規約有不適宜之處得由全体会員議決修正之

一、本会規約自呈奉核准日施行

附　則

一、本会名店專催掌盤人一名共農人代售粮石專司維護農人而免偏枯為宗旨
一、粮車入店車夫及趕車人每人每日店錢一角
一、代市騾馬牲畜按售価抽收用錢百分之二
一、粮石按售価抽收用錢百分之二
一、凡來店車輛不拘時日大車店錢五角小車二角
一、各店违犯本会規章者呈報主管官署処罰之

康德三年四月二十八日

洮南縣店商同業公会

洮南縣店商同業公会々長職員表

職別	姓名	商号	資本
会長	陳維紳	嘉惠桟	五百元
常務委員	王国安	公記桟	一千元
〃	廖魁元	福通桟	五百元
〃	李秀峯	同興和	五百元
〃	高錫候	天增久	一千元
委員	王光普	福升合	一千元

〃	曹聯[illegible]	徳興[illegible]	[illegible]
〃	[illegible]玉璋	東和[illegible]	[illegible]
〃	王瑞亭	宝隆[illegible]	一千元
〃	[illegible]香甫	永聚[illegible]	五百元
〃	[illegible]公[illegible]	公興[illegible]	五百元
〃	[illegible]国璽	[illegible]聚[illegible]	一千元
〃	[illegible]	[illegible]和[illegible]	[illegible]
会員		徳成興号	資本三百元
〃 [illegible]		[illegible]	資本[illegible]
		業草車店五家	資本均三百元

以上[illegible]三十一家

[illegible]

一、[illegible]

[illegible]

ヨレカバ遂ニ直轄官署ニ拉車ヲ車店ニ宿泊スルコトヲ申渡シ

一 本会ハ民国十八年四月一日成立シ兆南縣在商同業公会ト称ス

一、本会ハ同業者ノ利权ト農民ノ安全ヲ維持シ且ツ営業ノ弊害無キヲシ目的トス

一 本会ハ本縣城ニ各粮店ノ経理人ガ本会々員トシ其他ノ営業者ハ加入セズ

一. 本会ノ職員ハ会長一人会董四人ハ即常務委員ニシテ委員ハ之ヲ選挙シ皆名誉職デ会務ヲ司シ尚冊事員二人雇フ

一、本会ノ会議ハ通常会議、臨時会議ニ種アリ通常会議ハ毎年ニ回施行シ臨時会議ハ営業上ニ益害ヲ議論スベキ点アラバ会長若ハ会董臨時召集スルモノトス

一、本会ノ会費ハ入会者ノ資本金多少ニ依リテ徴収ス

一 本会ノ会員ハ信義ト公約ヲ守ラズ者ハ直轄官署ニ報告シテ処分ス

一、本会ニ規約足ラズ点アラバ尚商会法施行細則ニ依ル

一 本会ノ規約中ニ不適当ナ点アラバ全体ノ会員カラ議論シテ改可ヘ

一 本会ノ規約ハ申請決裁ノ日ヨリ施行ス

規則

一. 本会ハ各店カラ掌盤人ハ即チ顧客ト直接取引ヲナス番頭ニシテ一名選キ農民ノ代リニ穀物売却シ農民ノ利益ヲ維持公平ニ司ル宗旨トス

一 粮車ノ宿泊料ハ取者ト随車人毎日各十銭トス

一 買売スル役畜ノ宿泊料ハ売価ノ百分ノ二納ム

一、貨物ノ保管料ハ貨価ノ百分ノ二ヲ徴ス

一、宿泊スル車輌ハ日々拘ハラズ大車ハ五〇銭、小車ハ二〇銭

一、右記ノ規則ヲ違犯スルモノハ直ニ直轄官署ニ報告シテ処罰スルモノトス

沈南運業公会成立沿革

沈南運業公会ハ民国二十年四月該本縣城同業商店組織成立ス委員ヲ五人ト定メ [illegible]
中ヨリ常務委員五人互選シ常務委員五人中ヨリ選任一人ヲ会長ト為ス [illegible]
戚米王守道就任至康徳元年八月辞職同日公推委員栄王堂代理以至今日

沈南運業公会成立沿革及糧価ノ状況

沈南運業公会ハ中華民国二十年ニ本縣同業者ニ由リ組織セラレタリ [illegible]
[illegible] 候補者七名トヲ選挙シ又委員十五名中ヨリ常務委員ヲ五名選出ス [illegible]
ヨリ主席一名ヲ推選スルモノトス
[illegible] 同年二改選 [illegible]
八月ニ辞職シ同月ニ委員中ヨリ公推トシテ栄王堂氏代ツテ代理ス以テ今日ニ至ル。

洮南東西両糧市設立年月及原因

設立年月　係民国十七年十月間

設立原因　因当時糧商収買糧石或在家在車私相授受或要路截買以致発生操縦把持及巨手高価等弊情弊不一而定爰経本会決議組織設立東西両糧市凡糧商買売糧石一律到市公開買売藉資交便無攻弊絶凡害之数而有整斉劃一之範

洮南東西両糧市設立年月日及其原因

設立年月日　民国十七年十月頃

設立原因　当時ノ糧商ハ穀物ヲ買入レルトキ黙ツテ自分ノ家ニ糧車ヲ引キ込リ或ハ途中ニ出テ途中デ買込ミ不平ニ量リ或ハ小イ値段デ買ヒ色々ノ悪イ点ガ非常ニ多キ故ニ紛争発生シ易ク本会ノ協議結果東西両糧桟ヲ設ケリ一般ノ糧商ハ皆該市ニ来テ公平ニ穀取ヲ行ハセリ

龍江省洮南糧業同業公会ノ章程

龍江省兆南縣糧業同業公会ノ章程

第一章　総　則

第一條　本会ハ龍江省兆南縣城内ノ各商店ニテ組織シ之ヲ龍江省兆南縣糧業同業公会ト称ス

第二條　本会ノ事務所ハ龍江省兆南縣城富文街路南永発成南棧院内ニ臨時設置ス

第三條　本会ハ同業間ノ公共利益発達増進ヲ旨トシ又営業ノ弊害ヲ矯正セル目的トス

第四條　本会取扱ト事務ハ左ノ如シ

一、同業ノ弊害情況ヲ考査ス

二、同業改善ノ事情ヲ研究ス

三、同業間ノ紛争ヲ和解及ビ評議ス

四、同業商店ヨリ必要ノ請求アル場合ニハ主管ノ官署ニ呈請シテ詳細詮衡手続ス

五、工商会ノ委託及ビ其他本会ノ宗旨ニ障害無キ諸事項ヲ辦理トス

第五條　本会ノ存立期間ハ十個年トシ満期ノ場合ニハ改メテ協議ス

第二章　会　員

第六條　凡テ本縣ニ糧業ヲ営ム者ハ本会ノ会員トス会員毎ニ代表トシテ一人或ハ二人経理人或ハ主体人ニ限リ本会ニ出席ス然シ最近一年内ニ店員ヲ十人以上使用シタル店ニハ

[illegible]代表者ヲ一名定メ各会員ノ委員ヲ推薦ス但シ委員ハ本会ニ於テ選任ス

第七条　入会ノ際ニハ入会願書ヲ申込ミセシメ本会ニ登記シテ本会ノ審査ヲ経テ[illegible]ニ会員証ヲ発行ス

第八条　会員退会ノ際ニハ本会ニ退会理由書ヲ提出スヘシ[illegible]ヲ経テ退会ヲ認ム[illegible]ガ納付シタル会費ハ返還セズ

第九条　会員代表者ヲ変更スル時ニハ委託書ヲ具ヘ本会ニ通知スベシ[illegible]帯スベシ改メテ委員ノ時ハ以上ト同ジ

第十条　会員ニシテ[illegible]本会ノ[illegible]ヲ生ジタル[illegible]本会ハ[illegible]スベシ

第十一条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ本会ノ会員代表資格ナシ

一、公权犯罪ニテ免職セラレシ者

二、破权宣吉又ハ恢復セザルモノ

三、会員ノ資格ナキモノ

第十二条　会員代表ハ一人ノ選挙权及被選挙权又ハ議決权アルモノトス

第十三条　会員トシテ不正当ナル行為本会ノ名誉ヲ妨害セルモノ或ハ会章違犯スルモノ之レヲ[illegible]ナル[illegible]アルトキハ本会ノ委員ニ名以上或ハ会員ノ全[illegible]ノ[illegible]会ノ議決ヲ以テ除名ス

第三章　職　員

第十四条　本会ハ委員十五名ヲ以テ設置シ委員ノ中ヨリ常務委員ヲ五名選出ス更ニ常務委員中ヨリ主席一名ヲ推選スルモノトス凡テ名誉職トシ但シ会務ノ辦理人ニハ時ニ公費ヨリ実費ヲ支給ス

第十五条　本会ニ設置シタル七名ノ候補委員中欠員ノ場合ニハ更ニ補欠ヲ行ヒ但シ更替補欠ハ会議ニ出席スルコトヲ得ベ

第十六条　本会ノ委員及ビ常務委員無記名ノ連挙法ヲ以テ互選ス（選挙者ノ名前ヲ書ヘズ被選者ノ名前ノミ記入）投票多数ナルモノヲ当選トシ尚ホ投票数同一ナル場合ハ抽籤ニ依リ決定ス

主席ハ記名無キ単記法（一人ノ名ヲ記入）ニ依リ互選ス被選者ハ投票人ノ半数以上ノ投票数ノ場合ハ被選サレルモノトス若シ一度ニ決選セザル場合ニハ投票多数シタル者ヨリ二人選出シテ之ヲ決選ス

第十七条　職員ノ任期ハ四年トシ若シ中途退任ノ場合ハ候補者其ノ職ヲ充ツ任期満了後ニ就任ヲ得ズ

第十八条　主席及ビ各委員ノ当選後履歴書及ビ会員ノ名簿ヲ作製シテ主管官署ニ報告備案ス

第十九條　主席ハ本会ノ代表ニ任シ事故アル場合職務執行シ得サル場合ハ[illegible]委員[illegible]
ヲ推薦シテ代理ス

第二十條　本会ノ事務所ニ事務員ヲ設置スル之ハ主席任用ス

第四章　会　議

第二十一條　本会会議ニハ左記ニ種ト分ケ
一、常会　毎年春秋二期ニ分チテ挙行ス
二、臨時会　主席又ハ常務委員[illegible]ニハ以上委員三人以上ニテハ会員[illegible]
以上ノ要求ニ依テ請求シ召集ス

第二十二條　開会ハ会期五日前ニ各会員ノ代表者ニ事ス通知スベシ[illegible]
起スベシ

第二十三條　本会開会ハ会員代表者ノ三分ノ二以上出席セサレハ[illegible]
出席者ノ二分ノ一以上[illegible]決議トナス

第二十四條　会員ノ代表者[illegible]出席[illegible]於テハ[illegible]
賛成[illegible]

第五章　経　費

第二十五条　本会ノ経費ハ会費ヲ以テ充テ左記ニ種ト分ツ

一、入会費　会員各代表者一人ニ対シテ現洋五角会費トシテ入会時ニ納入ノコト

二　常年会費　毎年支出額ニ対シテ各会員ノ資本額ニ比例シ分担ス但シ本会指定期限内ニ納入スベシ

第二十六条　本会常年予算ハ常務委員ニテ編成シ常会時ニ提出シ認可ヲ求ムベシ、ハ追認、

第二十七条　本会費各支出額ニハ毎年十二月末日ニ決算シ常会ニ報告スベシ

第二十八条　本会ノ予算及ビ決算主要会務取扱ニ付テハ会計年度終了後一ニ個月以内ニ主管官署ニ呈報シ備案ス

第六章　罰則

第二十九条　会員トシテ信義ヲ重ンゼズ同業者ノ利益ニ対シ侵害シタル場合本会ノ議決ヲ経テ損害ヲ賠償セシム

第三十条　会員トシテ本会規則及ビ議決案ヲ遵守セザル者ニハ本会ノ議決ヲ得テ現洋五円乃至五十円ノ違約金ヲ以テ処罰スベシ

第三十一条　職員トシテ本会規則及議決案或ハ其他重要事情等ヲ違反シタル場合ニハ本会ノ議決ニ依リ退職セシメ更ニ原挙人（会員）ニ通知ヲナシテ代表資格ヲ取リ消スベシ

第七章　附　則

第三十二條　[illegible]

第三十三條　本章程ハ[illegible]

第三十四條　本章程ハ[illegible]

[illegible]公会章程

第一章　總　則

第一條　本会[illegible]

第二條　本会[illegible]

第三條　本会以[illegible]

第四條　本会[illegible]

一、[illegible]

二、[illegible]

三、[illegible]

四、[illegible]

五、[illegible]

第五條　本会存立期間定為十年屆満另定之

第二章　会員

第六條　凡在本城現営糧業者商号内得為本会々員毎一会員得派代表一人至二人出席本会以経理人或主体人為限其最近一年間平均店員人数毎超過十人者応増派代表一人由各会員之店員互推之但至多不得逾三人

第七條　会員入会須填具入会願書先向本会登記経本会審査合格後給予憑証

第八條　会員願出会者須声叙理由填具出会書送交本会審査属実経本会議決後方得出会但已繳之会費概不退還

第九條　会員推派代表応給以委託書通知本会須由本会審査合格後方得出席改派時亦同

第十條　会員如有遷移営業所更換股東経理或増減資本名号等項均須報告本会転請註冊

第十一條　有左列情事之一者不得為本会会員之代表

一、褫奪公権者

二、受破産之宣告尚未復権者

三、無行為能力者

第十二條　会員代表有選挙权被選挙权及議決权

第十三條　会員有不正当行為致妨害本会名挙或違背会章者経査有確据得有委員二人以上或会員

十分之一以上請求開会??

第三章　職員

第十四條　本会設委員十九人由委員互選常務委員九人並就常務委員中選任一人為主席[illegible]

職但因辦理会務得酌支[illegible]之費

第十五條　本会設候補委員七人遇有委員出缺時遞補之但遞補前不得列席会議

第十六條　本会委員及常務委員均用無記名連挙法選任之以得票最多数者為当選票数同[illegible]

之主席用無記名単記法選任之以得票満投票人之半数者為当選若一次不能選出時以[illegible]

票最多数之二人決選之

第十七條　職員之任期均為四年其中途補充者按被補充者之任期計算期満則不得連任

第十八條　主席及各委員当選就任後応造具履歴表及会員名冊呈報主管官署備案

第十九條　主席対外代表本会如因故不能執行職務時由常務委員中推挙一人代理之

第二十條　本会事務所得酌設事務員由主席任用之

第四章　会議

第二十一條　本会々議分為左列両種

一、常会　毎年春秋両季挙行

二　臨時会　由主席或常務委員二人以上委員四人以上或会員十分一以上於必要時請求召集之

第二十二條　開会須於会期前五日通知各会員之代表遇有緊要事項得臨時召集之

第二十三條　本会開会須有会員之代表二分之一以上出席始得開会須有出席者二分之一以上之同意方能決議

第二十四條　会員之代表於開会未能親自出席時対於議決各案須為黙認不得発生異議

第七章　経費

第二十五條　本会経費以会費充之会費分左列二種

一　入会費　会員每一代表須納入会費現洋五角於入会時繳納

二　常年会費　每年支出数按各会員資本額比例分担於本会指定期限内繳納之

第二十六條　本会常年預算由常務委員編定於開常会時提出追認之

第二十七條　本会各項開支每年十二月底総結一次報告於常会

第二十八條　本会之預算決算及主要会務之辦理情形応於每会計年度終了三個月以内呈報主管官署備案

第八章　附則

第二十九條　会員有不顧信義破壞同業者得由本会議決責令賠償

第三十條　会員有不遵守本会章則及議決案者得由本会議決處以現洋五元以上五十元以下之罰金

第三十一條　職員如有違背本会章則及議決案或其他重大事情得由本会議決退職[illegible]会員撤銷其代表資格

第七章　附則

第三十二條　本会員暨軍人須另定

第三十三條　本章程如有不適宜之處得由会員大会議決修改之

第三十四條　本章程自呈奉核准之日施行

德興學車店康德二年度分取扱ヒ数量

類別 / 月別	粮車数	粮石数				備考
		黄豆	高粱	包米	其他	
	石	石	石	石	石	
1	154	387	95	60	227	
2	81	22	37	20	109	
3	109	254	63	14	75	
4	20	58	3	1		
5	3	3				
6						
7						
8	1		2			
9	35	5	48	23	15	
10	111	131	54	41	88	
11	303	533	285	112	234	
12	591	800	848	539	761	
統計	1408	2193	1435	810	1509	

註.

量ハ旧制度、換算、旧制一石＝新制3.8石

二、売却時期

[illegible]

次に籾種の売却時期は六月中旬より七月中旬の間に行はれた。

二回以上の売却時期を持つ農家は4（地、自）9（自作）12（自小）15（小作）の也内三三戸中四戸にして例年には此の傾向は全然見られず之の四戸の農家にて[illegible]様に書かれた如く現金の必要性より次年度の食糧的保蔵量を売却りて食料不足の理由三[illegible]

[illegible]購入[illegible]

三、[illegible]方法

（戸別調査より大車及役畜の所有数を掲げて販売具を有せる農家と有しない農家とについて見る）

役畜及大車を有せざる農層（傍青）の糧穀販売には蓋車の如きものを主として東家から販売具の借用であつて、穀物旧規一斗に付き十銭を支払ふ之の場合には一種の東家への委託販売ともいふべく之の賃借料は自己負担の販売費として東家への支払額である即ち斯る農層では販売具を一単位借用して之を売却し得る販売糧石量は糧份量より食糧を差引けばその積載量に限定されてゐる又東家の売穀の際傍糧青及把青等は無償にて積載せることはあるが故に販売費の負担もかかる農層は年小作としての傍外青（外小青又は年小青と称し単独経営の傍青）であるも都市場は主として洮南市場なるためその行程は往路一日を要するため（販売へは商主）五十一六台かく車で一群をなして搬出するそれには多分に自衛警備の意味があり又途中に於ける事故に対する処理を速かになす為である満洲国設立前には自家にて銃器を所有しておたが銃器の回収後現在では当地方の治安は確立され特別に警備を整へて搬出することはない、本屯と洮南市場は単に売買に於ける取引の緊密性のみならず販売機構其の他に就いて多大なる関心を持たされるからであつて販売費の負担の高まることは零農層をして洮南市場より安値の瓦房鎮市場へ取引きを強要させている即ち販売具を有しない零農層が斯かる市場との結びを持たせしめる販売費をみると洮南市場への搬出費は馬糧豆粕二枚高粱二升谷草一〇〇斤へ（ろの聴取をみると）

食費　一、二円

打穀錢　〇、一〇円

宿泊錢　〇、五〇円

其他　〇、三〇円

以上は一回の販売に要する出費であつて馬糧は大車一台分（馬四頭）に於て一人[illegible]ある車夫錢は滞在日数には関係なく之の負担は自己にて販売能力を有する[illegible]であつて販売能力を有しない委託販売には旧制一手に付き一〇、一一五錢平均一二―一三錢の支出である。

四　出廻状況

洮南縣に於ける糧石の出廻状況を地域別に見ると出廻りの大部分は洮南市場であつて、一部は[illegible]瓦房鎮に蒐集されるが瓦房鎮市場は洮南糧商の出先糧棧であるから縣内の糧石は全部洮南に出廻ることになり、又洮南と略等しい距離行程圏内に京白線の終点白城子市場があるが[illegible]出廻地を決定する條件よりみて本県の出廻地としての適性をみたない。

次に以上三市場の出廻地としての諸條件に付いてみれば

洮南市場

里程は最遠八十華里あり所要日数は二日を要し第一日目の午前三―四時に出発して[illegible]午後四―五時に洮南着事務所に宿泊、第二日目に糧石を販賣し[illegible]購入等に費し第三日目の午前[illegible]翌々日後に帰宅する場合は冬期結氷の時であるが[illegible]夏季[illegible]

は五石の積載である（市場価格と公定価格の比較は戸別調査表と公定価格表参照のこと）

瓦房鉄市場

瓦房鉄市場の特殊性としては本屯より二〇満里の近距離にあり往復一日の行程圏内にあることに依って販売能力を有せざる又は弱小な農層又は臨時的支出に要する出廻地として[illegible]よりも寧ろ更に日用品等の物資の購入地として又豆油、焼酒等の懸然たる物々交換の行はれ[illegible]に依って五・六－七区の購入市場として重要性を持たされてゐる本屯よりの交通関係に交流河を渉歩しなければならないので流水中は通行不能である。此処の糧桟は洮南糧商の出先き糧桟であって洮南市場より旧制一斗に付き二〇銭安値のため出廻量は前述せるが如く買付けには一定の制限されてゐるため却って雑貨舗の兼業に依って其の経営に持続性を見出す。

白城子市場

本屯との里程は七十満里にして行程所要時間は大体洮南市場と略同様な条件に置かれてゐるが洮安県境に於ける治安の不良及道路の進行と更に之の市場は瓦房鉄と等しく洮南糧商の出先き糧桟であることに依り穀価の公定価格市価ともに洮南市場を標準として支配され名糧石につき二－三銭安値である事及び出廻りの糧車店との緊密性としての結ばれのないことに依って洮南市場への出廻りを決定付けてゐる大体に於いて白城子市場へは洮兒河以東の六ッ満里圏内に出廻りを有つが京白線の開通と共に糧石の中央市場への出廻り系統に就いては従来の如く平斉線に吸収され貨物は南下するものと地理的に於いて思惟されるが洮南市場の背後地洮南縣鉄東安広縣の一部と

三谷町近を分割し池南市場の出現と共に衰頽時代を招来するものとみられる。

以上三市場の搬出米の相異はないが計量に付いては池南瓦房鉄二市場の升目は等量であるが、

干官の量り込みは池南旧升一石に付き二—三升瓦房鉄と升の開きがあるが、その他は池南瓦房

鉄に相異はみられない。

次に市価に依つて支配される各出廻り市場の距離に付いての運搬費を農家意欲又は需要者側

に於て見るならば本屯では池南市場が主要取引地であつて前述せる古城子以外に市場に於いては

経営者より見たる運搬費の特殊性を持つてゐる。即ち本屯の諸事情より観察すれば販売具を

有する農家、有しない農家に大別され販売具を有しない。特に運搬費を支払はない農家は特有の馬、車

より販売具無償貸借に依つて殆んど池南市場へ出廻りくるその他の比較的支出にあらず全量を

搬出は個安の近隣瓦房鉄市場へ出廻つてゐる。之の傾向は更に販売具を有しない所謂一般の農家に

高い。

前述に於いて本屯を中心として三市場を単に地理的関係に立脚してのその消長並取引関係を

見て来たが概説に止めた若干の如く出廻地の変遷はなく池南市場と本屯とは販売の購入者に於

ても密接なる関係にある。瓦房鉄市場は民国十八・九年頃より池南より買収し将来に於ては

的な因果関係が出来た。

以上三市場の過去並に於ける出廻変遷はないが将来の出廻り関係は今後……

将来市場は現状の係地方的小市場として依存せると思考されるのも池南より……

城市々場の動向即ち洮南市場より糧価の有利な又購入物資の低廉な取引等の立場に於ての之を契機として見るならば市場関係に割期的な変遷の誘導となるべきも三市場の特殊性は夫々鉄道の運輸系統に結び付けられてゐるため之等市場の中央市場との取引関係に動因を持たされてゐる。

五、取引方法

農民が糧石の相場を知るのは大体前年度の売価を以てし作柄等に依り前年度の蔵価に対する危疑的な高低を知る程度であり屯民の既売せるものより蔵価を知る事は馬車輸送業者より聴取し、人傳へに依る場合のみで特に糧桟と連絡するが如きことなく相場の動向に付いては熟知してゐない。

更に農民の市場に於ける取引は洮南縣城の東西二糧市に於いて車店主の仲介即ち車店主が掌盤的として糧桟と農民間の売買の斡旋をなす而し之の場合農民は糧価を掌盤的に一任して居り売価の決定に預からない此の二市場は役用畜及燃料雑貨等の取引は行はれず之等市場とは場所を異にした糧市であり糧石の出廻期に開市される斯る場合の掌盤的の手数料は車店に支払ふ用銭依頼の他なし、此の市場の取引状況は鉄道開通前に於いては市場にて直接農民対糧桟の取引が掌盤式との間に行はれ糧桟に搬入したが鉄道開通後は車店中間的販売機構に依る現在の市場関係の如き取引が行はれてゐる之の車店に於ける委託販売の内容は単に宿泊業を立前とした経営内に止まらず糧石の掌盤をなすことに依って商、農二者の市場相場の歩々寄りを協調し販売事情沿革に前携せる車店の商業的進出に依るものであり車店の宿泊日数は本屯の如く販路への満足の範囲にあって

[illegible]
[illegible]、車力組合で決定しこゐるが得意先寺[illegible]
の車力に支払[illegible]手数料は

宿泊料　一人当十銭

　　　　一個に付大車五十銭、小車二十銭

[illegible]

[illegible]

結びとして車力は農民側の利益に立つ商業機関と観取される車力以外の其の他の[illegible]

[illegible]

つてゐる。即ち車力を中介として売却する場合売却価格は一石に付き二〇—三〇銭高であるが

[illegible]

列をなす。

以上市場に於ける農民の取引は農民―車店―糧棧の販売機構が兆南市場の特殊性であって之と販路に依る農民の糧棧の取引との二種の売却手段であるが販路の遠隔即ち一日の帰家行程外にある農民の実際の手取額価より推算した場合には車店は農民側の利益に立つものと見られるが車店の同業組合の規約に依って競取せらるゝ販売費の過重なることは農民の被搾取的機会の多くをここに示すものであり売却価格より寧ろ実質的な手取価格を考慮に入れた販売組織の確立こそ現下に於ける農村恐慌の平衡に対する一因としての意味を深める。

又市場に於ては小糧棧と大糧棧との取引が純経紀的中介として行はれ（大体百石以上の取引）本市場で農民対糧棧の斯る取引は見られない純経済的には之の場合の用銭は売方が支払ふものである。

本屯は地域的に見た場合搬出の距離は遠隔なることゝ販売具を有しない零農層の販売費の過重とにあって一見仲買の如き役割をなす半商的な存在を観取されるが出廻量を持つ農層は販売具を有せるため自己負担を最少限度として自己搬出をなすこと及又販売具を有しない零農層（傍青）は東家の販売の際に少量の出廻り量を無償にて積載することに依り猶近くに小都市瓦房鎮市場の存在は之の仲買的な役割を持たされてゐる。

次に農村金融の一例としての農民対糧棧との貸借に依る緊縛から出廻り量並に出廻り先等を規制されてはゐない。又糧棧に於ける雑貨の掛買ひ並に糧棧と雑貨舗の連絡に依る雑貨の買入れの

強制も伴つてゐない。之の傾向の観察されるは、又農商民の町の取引購入量に於ける変動性のない事
は単名の中間的な商業的進出に依るものであつて農民の一時的な貸借には単名が代位するところ
とは各々見受けられるのである。
前置の方法は種根の手管が量り商品の取引の上の便宜に用ひてあり、米商業は都市商業には或る
こより新石と旧石の比較は次の如し。

縣城　旧制一石　新制三、八〇石

也　〃　一、八〇〇

当貨の鑑定は当市場と大豆、高粱等其の他各農産物作物として二十一三種を数へることが出来るが、
小麦等商品化作物の様田は見られない。ため当貨の鑑定は以上二十一三種の穀石に限られてゐるが、
之の鑑定は穀石一個ずつされてなるべく之の鑑定は極めて簡単な手続で行はれるを本とし農民側では
は対する鑑定度は低いが水害のあれば当貨は悪く水害のない年の穀物は良質と認識してゐる。
第二の場合を農民としく一般農家においては前期の約一合を標本子で取り取り市場に運び検査の目録を
鑑定をなす。

六、共同販売

共同販売は穆青（穆外青）及小作等の販売具を有しない、又出廻量の少い群貧同に於いて
規模の貧弱なため販売具を貸りて共同販売せしめることもあるが事実は実際として共同出荷は未だ
ない。

七、販売価格

市場売買価格と手取価格の対比日本内地の如く遠隔なる市場を持つ販売機構内にあつて農民の実収納する手取現銀は市場価格より出産税捐の納税以外に販売費として華商への委託売却の手数料を扣除したものである。

洮南市場糧価

洮南糧価之漲落、以大連為標準、但規定価之方法、市価亦以大連為標準、但門市零售価格、其大宗批発価格毎斗相差不過五分、同時買売相差亦不過五分、異時買売則相差懸殊

洮南市場糧価

洮南穀物価格ノ騰貴下落ノ相場ハ大連市場ヲ以テ標準トスル為ニ未ダ洮南市場ニテ独自ノ価格決定ノ方法ガナカツタ市価ハ大連市場ニ左右セラレテ之ヲ以テ標準トス。

但シ市内零売価格ト大量出貨価格ハ卸売トノ差額ヲ示セバ毎斗一角五銭デアル同時ニ取引モ五銭ノ差額デアルガ然シ反テ普通ノ場合ニハ之ノ差異ハ一定シナイ

八、批糧青田売

青田売はないが批糧は民国十一—十三年間（鉄道開通後）可成は行はれたが其後買手側

小農民の秋収後自食の分迄も[illegible]の粗悪な[illegible]
なつて来てゐる調査年度内に行はれた秕糧に付てその内容を記せば

崔鳳山談

元房鎮の判鍛冶屋と大豆五斗を昨年旧六月十日に一斗に付七十銭で秕糧した。
契約当時の大豆価は一斗に付九〇銭乃至一円へ池南）元房鎮では二十銭[illegible]
現物を借入りたる旧十一月上旬の大豆価は県城では一斗に付一円三十銭、元房鎮では一円二十銭[illegible]
といふ。契約には証書なく保証人一人（七内の陳某現在県城に居住、本人と[illegible]
す）同郷関係で知人であるとの事尚保証人は判鍛冶屋とは同じく同郷関係で知人として[illegible]
糧に依る食料として粟子を購入に使用本人は秕糧をなす事は別によろこばないただ[illegible]
より個人金融を受ける便なきため已むを得ずなしたといふ。秕糧契約頃が災害のため収穫皆無
となつて納入出来ぬ時は保証人は全責任を以て納入し保証人と本人との間は更に新しく債権関
係を結び利子は普通年利四分とすることである。契約違反は保証人[illegible]

李[illegible]談　元房鎮の前鍛冶屋に大豆一斗を昨年旧十一月中旬に一斗に付七十銭で秕糧した
契約当時の元房鎮の大豆価は一斗に付一円[illegible]現物を借入したる[illegible]
県城の大豆価は一斗に付一円七十銭であつたとの事である。契約には[illegible]保証人[illegible]
七内の陳某現在県城へ移住し本人と保証人との間は知人本人が[illegible]
した所謂の中介で陳氏の同郷の知人前記鍛冶屋が秕糧をしてくれることを知り契約[illegible]

現物納入には本人と保証人と共に判鍛治屋に納入したといふ。糧桟に依る多く種子購入に賃消尚判鍛治屋は糧桟より得たる糧石を以て糧桟に売却してゐると。民國十一―十三年同本屯を中心として糧桟をなせる糧桟は瀋南の永泰發の正心合祥泰合等にして之等糧桟は民國十二―十四年の旱魃に依る農民の契約不履行に依って閉店したといふことは又農民の糧運の減少した一大原因と見られてゐる。

九、特殊なる農産物其他畜産物の売却

本屯の農業は主穀式経営が単一化されてゐるため即ち生産が実際から特用作物の作付は見られず、市場に遠隔なるため蔬菜園芸など自家費消用に限られてゐるから之の種の農産物の売却も見られない。唯20（一楞外青、産（年）甜以上た五個を県城行商人に一、六〇円に直販した例と其程度の売却が次の如く屯外に売却されてゐる。

1、	（地主）	高粱稈	二、五〇〇捆	一五、〇〇円
12、	（地、小）	〃	二、〇〇〇〃	一〇、〇〇
15、	（小作）	〃	二、〇〇〇〃	一二、〇〇

又畜産物は主として豚毛等にして之は物々交換が行はれており之の場合には価格等は凡て行商人の一方的な決定を受けてゐる家畜の売買は畜産事情に反映をなされてゐる。

・本屯の主要商品化作物は黄豆であり之に亜ぐに高粱及小量の穀子包米等であり特殊な商品化作物（亜麻、蘇子）の栽培が行はれないから特定社会等の契約は見られない。

種類別 / 月別	籾子	落花生	棉実	小麻子	大麻子	蘇子	芝麻	合豆	青豆	元豆
一月 上	7.10			.97	1.10	1.97	3.37	1.15		1.48
中	7.90			1.14	1.15	1.99	3.42	1.15		1.55
下	6.50			1.28	1.25	2.44	3.55	1.27		1.76
二月 上	6.50			1.25	1.25	2.30	3.44	1.40		1.76
中	6.50			1.25	1.29	2.22	3.30	1.44		1.89
下	6.50			1.28	1.39	2.33	3.45	1.45		2.00
三月 上	7.00			1.22	1.37	1.99	3.50	1.45		1.85
中	7.30			1.17	1.30	1.45	3.50	1.45		1.74
下	6.50			1.92	1.30	1.76	3.40	1.45		1.89
四月 上	6.50			1.05	1.30	1.84	3.40	1.45		1.92
中	7.00			1.05	1.30	1.75	3.45	1.45		1.96
下	7.00			1.05	1.30	1.75	3.45	1.45		1.96
五月 上	7.00			.97	1.30	1.75	3.45	1.45		1.96
中	7.00			.97	1.30	1.75	3.45	1.45		1.93
下	7.00			.97	1.30	1.75	3.40	1.45		1.93
六月 上	6.50			.97	1.30	1.75	3.40	1.45		1.65
中	6.50			.97	1.30	1.75	3.40	1.45		1.60
下	6.50			.97	1.30	1.75	3.40	1.45		1.60
七月 上				.97	1.30	1.75	3.40	1.45		1.50
中				.97	1.30	1.75	3.40	1.45		1.50
下				1.00	1.30	1.75	3.40	1.45		1.50
八月 上				.96	1.30	1.70	3.40	1.40		1.50
中				[illegible]	1.30	1.70	3.40	1.40		1.50
下				[illegible]	1.30	1.70	3.40	1.40		1.50
九月 上				.97	1.30	1.70	3.40	1.40		1.50
中				.97	1.20	1.70	[illegible]	1.40		1.50
下				.97	1.20	1.70	[illegible]	1.40		1.50
十月 上				1.03	1.20	1.86	3.30	1.40		1.80
中				[illegible]	[illegible]	1.20	2.85	1.40		1.73
下				[illegible]	1.60	2.06	4.66	1.40		1.94
十一月 上		4.60		[illegible]	1.51	1.71	[illegible]	1.40		1.82
中		4.60		[illegible]	[illegible]	1.70	[illegible]	1.52		1.84
下		4.00		[illegible]	[illegible]	1.58	[illegible]	1.28		1.82
十二月 上				[illegible]	[illegible]	1.65	[illegible]	1.52		1.85
中				[illegible]	[illegible]	1.70	3.85	1.53		1.86
下				[illegible]	[illegible]	1.70	3.85	[illegible]		[illegible]

註 單位日偽國幣每1斗

康徳三年度洮安税捐局調公定価格表

種類別／月別	瓜子	落花生	棉実	小麻子	大麻子	蘇子	芝麻	秫米	苞米	小米	稗米	元米	蕎麦	稗子	粱子	苔子	紅粮	小麦	大麦	粳子	稲子	江米	粳米	稲米	吉米	小豆	豌豆	白、豆	烏豆	莫豆	合豆	青豆	元豆
一月上	7.10			.97	1.10	1.87	3.37		1.52	2.38	1.95	2.37	1.19	1.61	1.48	1.37	1.71	2.01	.82		1.50	1.52	4.30	4.80	1.70	1.38					1.15		1.48
一月中	7.80			1.14	1.15	1.99	3.42		1.47	2.47	1.95	2.40	1.19	1.66	1.55	1.44	1.68	2.12	.80		1.50	1.61	4.30	4.60	1.84	1.46					1.15		1.55
一月下	6.50			1.28	1.25	2.44	3.55		1.62	2.74	2.10	2.42	1.28	1.80	1.55	1.55	1.93	2.20	.85		1.50	1.71	4.30	4.60	2.03	1.70					1.27		1.76
二月上	6.50			1.25	1.25	2.30	3.44		1.63	2.80	2.10	2.40	1.20	1.71	1.53	1.60	1.95	2.20	.85		1.50	1.74	4.30	4.60	1.93	1.74					1.40		1.76
二月中	6.50			1.25	1.29	2.22	3.30		1.60	2.70	1.95	2.24	1.15	1.49	1.45	1.46	1.89	2.22	.85		1.50	1.65	4.30	4.60	2.00	1.70					1.44		1.89
二月下	6.50			1.28	1.38	2.33	3.45		1.63	2.63	2.07	2.29	1.24	1.56	1.40	1.52	1.86	2.20	.85		1.50	1.65	4.30	4.60	2.17	1.65					1.45		2.00
三月上	7.00			1.22	1.37	1.99	3.50		1.64	2.65	2.20	2.37	1.14	1.45	1.40	1.37	1.93	2.25	.85		1.50	1.65	4.30	4.60	2.00	1.59					1.45		1.85
三月中	7.30			1.17	1.30	1.95	3.50		1.73	2.82	2.35	2.45	1.12	1.52	1.45	1.45	2.10	2.25	.85		1.50	1.59	4.30	4.60	1.97	1.55					1.45		1.74
三月下	6.50			1.02	1.30	1.76	3.40		1.75	2.84	2.35	2.44	1.11	1.70	1.45	1.45	2.06	2.25	.85		1.50	1.58	4.30	4.70	1.99	1.55					1.45		1.89
四月上	6.50			1.05	1.30	1.84	3.40		1.75	2.82	2.34	2.50	1.13	1.75	1.45	1.45	2.14	2.25	.85		1.60	1.55	4.30	4.70	1.94	1.55					1.45		1.92
四月中	7.00			1.05	1.30	1.75	3.45		1.85	3.00	2.35	2.45	1.07	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.75	4.60	5.00	2.07	1.75					1.45		1.96
四月下	7.00			1.05	1.30	1.75	3.45		1.85	3.00	2.35	2.45	1.07	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.75	4.60	5.00	2.07	1.75					1.45		1.96
五月上	7.00			.97	1.30	1.75	3.45		1.85	3.00	2.35	2.45	1.07	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.75	4.60	5.00	2.06	1.85					1.45		1.96
五月中	7.00			.97	1.30	1.75	3.45		1.85	3.00	2.35	2.45	1.12	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.90	1.75	4.90	5.00	2.06	1.85					1.45		1.93
五月下	7.00			.97	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	1.12	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.85	4.00	5.30	2.05	1.85					1.45		1.93
六月上	6.50			.97	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	1.12	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.85	5.00	5.30	2.06	1.85					1.45		1.65
六月中	6.30			.97	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	.86	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.85	5.00	5.30	2.06	1.85					1.45		1.60
六月下	6.50			.97	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	.86	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.85	5.00	5.30	2.06	1.85					1.45		1.60
七月上				.97	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	.86	1.75	1.45	1.45	2.17	2.25	.85		1.70	1.85	5.00	5.30	2.06	1.85					1.45		1.50
七月中				.97	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	.86	1.75	1.45	1.45	2.22	2.25	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	2.06	1.85					1.45		1.50
七月下				1.00	1.30	1.75	3.40		1.85	3.00	2.35	2.45	.86	1.75	1.45	1.45	2.22	2.00	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	2.00	1.85					1.45		1.50
八月上				.96	1.30	1.70	3.40		1.85	3.00	2.40	2.50	.80	1.70	1.40	1.45	2.20	2.00	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	1.90	1.85					1.40		1.50
八月中				.96	1.30	1.70	3.40		1.85	3.00	2.40	2.50	.80	1.70	1.40	1.45	2.20	2.00	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	1.90	1.85					1.40		1.50
八月下				.96	1.30	1.70	3.40		1.85	3.00	2.40	2.50	.80	1.70	1.40	1.45	2.20	2.00	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	1.90	1.85					1.40		1.50
九月上				.97	1.30	1.70	3.40		1.85	3.00	2.40	2.50	.80	1.70	1.40	1.45	2.20	2.00	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	1.90	1.85					1.40		1.50
九月中				.97	1.20	1.70	3.40		1.50	3.00	2.40	2.50	.70	1.70	1.40	1.40	2.20	2.20	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	1.80	1.80					1.40		1.50
九月下				.97	1.20	1.70	3.40		1.80	3.00	2.40	2.50	.80	1.70	1.40	1.40	1.80	2.20	.60		1.70	1.85	5.00	5.30	1.80	1.80					1.40		1.50
十月上				1.05	1.20	1.86	3.30		1.20	2.00	1.74	1.90	.85	1.20	1.20	1.10	1.23	2.20	.77		1.70	1.80	5.00	5.30	2.10	1.50					1.40		1.80
十月中				1.23	1.30	2.20	2.85		1.35	2.00	1.70	1.80	.95	1.20	1.20	1.10	1.31	2.40	.80		1.50	1.85	5.00	5.30	2.30	1.70					1.40		1.93
十月下				1.40	1.60	2.00	4.60		1.32	2.15	1.80	1.90	.97	1.30	1.30	1.20	1.31	2.40	.83		1.50	1.90	5.00	5.30	2.28	1.90					1.40		1.94
十一月上		4.00		1.45	1.51	1.71	4.40		1.13	2.29	1.95	2.13	.80	1.65	1.45	1.16	1.17	2.49	.75		1.50	1.97	4.80	5.00	2.15	1.85					1.40		1.82
十一月中		4.00		1.40	1.48	1.70	3.68		1.05	2.20	2.00	2.20	.86	1.62	1.41	1.12	1.15	2.52	.83		1.50	1.95	4.10	4.30	2.00	1.70					1.51		1.84
十一月下		4.00		1.16	1.47	1.58	3.54		1.05	1.92	1.92	2.05	.82	1.52	1.18	1.70	1.08	2.43	.81		1.50	1.95	4.10	4.30	1.94	1.71					1.48		1.82
十二月上				1.15	1.57	1.65	3.56		1.05	1.82	2.10	2.10	.82	1.53	2.28	1.07	1.11	2.40	.81		1.50	1.95	4.10	4.30	2.05	1.54					1.52		1.85
十二月中				1.13	1.68	1.70	3.85		1.02	1.80	1.93	2.10	.83	1.53	2.28	1.06	1.11	2.40	.81		1.50	1.88	4.00	4.20	2.05	1.55					1.55		1.86
十二月下				1.13	1.68	1.70	3.85		1.02	1.80	1.93	2.10	.83	1.53	2.28	1.06	1.11	2.40	.81		1.50	1.88	4.00	4.20	2.05	1.55					1.55		1.86

註、單位旧制度量衡ノ斗

第三節　購入事情

一、概説

[illegible]

らず鉄道開通後は石油に代用され加之食用としての豆油酒類が購買されるに至つた。

[illegible]

の構成に依つて現はれるが副業を有しない又経常的な臨時的な雑収入を有しない農家には[illegible]

[illegible]

の購入物資の大半は売裝と同時になされておる。

市場の利用状況より各市場を見ると旬別的に分たれた購入時期以外の物資の購入は本屯に接近せる瓦房鎮市場にて行はれ其他之の市場は其の特殊性にて現へるが如く貧民層に於て物々交換が見られ白城子よりの購入は全然みられない。

物価の変遷は事変を契機として雑貨類に日本製商品の市場へ進出した事に依って物価は幾分低廉となってゐる傾向にあり瓦房鎮市場は右商品については約一割高となってゐる。

二、農家群別現銀生産費の種類及大きさ

販売事情の項に於て交換経済部門の單に一般的な傾向として止めたにしかすぎないところの生産と交易に付いて朧氣ながらの取扱をなしたが、更に之の剰余生産物の売却は現銀収入をして斯くあるべくあらしめた消費部門の深度即ち之の項に於て自然経済を離れて交換経済時代にある現銀生活費の種類及大きさの分析により農民の購買力が推察出来得るものである。

生活費調査支出表

	[illegible]商家		一般農家	
調査戸数	[illegible]戸		[illegible]戸	
家族員数	[illegible]人		5[illegible]人	
一人当支出額	[illegible]円		3、[illegible]円	
住居費	1[illegible],[illegible]	2%	6,[illegible]	3%
食料費	[illegible]	[illegible]	[illegible],[illegible]	4[illegible]
被服費	[illegible]	2[illegible]	[illegible]	25
光熱費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
交際費	[illegible]		[illegible]	−
教育費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
慶弔費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	−
娯楽費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
租税費	[illegible]	−	−	−
医療費	[illegible]	−		−
保健費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	/	[illegible]	−
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

上掲ゲ表に依り生活費の現銀支出額の種類及其の大きさを調査セの全面的な平均立点から観取するに農民の生活費の大半は食料費であつて全生活費中の五〇％（一般農家では四九％）を占め次いで被服費は各二五％を示しあり之に比して教育費、医療費 娯楽費等の％の低下は農村の都市に比較して近代的な文化に立遅れた実態の実証的結果を示すものであり農家群別を通じて農民各層に於ける食料費の％の高低は食料としての費消及更に種子としての購入穀類を含むものであり農村自態の立前として農耕生産に依る生計に外拘はらず大同元年同二年の水害に依る窮乏剰余生産物の伴ふ現銀貸借関係又食料饑饉より現物貸借は康徳元年及二年の平年作以下の作況加元過去数次の水害の影響は土壌生産力を低下させた等の諸因は速かなる農民の経済の立直しをして望み薄くならしめ之の結果が康徳二年度の現銀経済により現はれ過去に於ける借入金の返済諸税公課諸負担の支払納入等必然的な支出に逼迫され之に康徳二年度の種子及食料すら康徳元年度の農家経済の破端を償ふべく全年秋に現物返却及売却されたるかで彼等農民には繰り越しを持たせ得ないが故に他に雑収入及臨時収入を持たない農民は野菜を以つて代食として居り全七三十二戸の内二十二戸は食料を購入し購入しない農家との比率は大大％に達してゐる。

次表に依つて食料費及被服費の内容を観ふと。

			[illegible]農家		一般農家	
			円	%	円	%
食	料	費	[illegible]	100	108,27	100
	穀	類	[illegible]	[illegible]	59,16	54
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	9	9,73	16
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—
	塩		[illegible]	14	36,55	3[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	2	—	—
	砂	糖	[illegible]	[illegible]	3,16	—
	其	他	39,[illegible]	5	8,5[illegible]	[illegible]
			円	%	円	%
被	服	費	427,4[illegible]	100	58,27	100
	布	類	244,27	57	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	61,44	[illegible]5	4,56	[illegible]
	其	他	123,53	2[illegible]	7,73	[illegible]5

更に之を各農層に依つて現耕支出の種類、大きさを選択農家に二十一戸に付くとの統計次表を掲げる。

其他
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

農家番号	経営様式	家族全数	合計	一人当支出額	住居費	食料費	被服費	光熱費	什器費	教育費	慶弔費	嗜好費	娯楽費	医療費	手紙費	其他
1	地主	人 9	11[illegible].15	12.79	円 2.40	81.87	[illegible]	5.22	0.20		4.00	6.10				1.1[illegible]
					2%	71	[illegible]	5	1		3	5				[illegible]
2	〃	1	6.99	6.99		6.83	0.06	0.12								
						[illegible]		2								
3	地、自	19	149.45	7.82	6.00	42.70	40.70	14.10	2.45		25.00	6.80		5.00	3.00	
					4	29	27	9	2		17	5			3	
4	〃	11	126.27	11.48	3.00	45.94	35.84	5.66	3.83	15.00	10.40	1.00				2.0[illegible]
					2	36	28	5	3	12	9	1				2
5	地、小	6	141.21	14.12	2.00	81.30	19.61	5.70	1.50		22.50	4.20			3.00	0.1[illegible]
					1	57	14	4	1		16	3			2	1
6	地自.務.魚.菅	4	50.91	12.73	1.00	13.46	19.51	2.42	1.54		7.50	0.36			2.12	[illegible]
					2	26	38	2	3		15	2			4	[illegible]
7	地自庭(大工)	12	69.31	5.78		30.02	25.41	4.60	1.10		2.00	1.58			4.00	
						44	37	7	1		3	2			6	
8	地自雑(教員)	5	75.11	15.02		38.60	7.96	11.25	2.00		3.00	4.30			5.00	[illegible]
						52	11	15	3		4	4			7	[illegible]
9	自作	21	270.50	12.88	3.60	192.39	24.36	3.50	1.60	26.00	11.95	3.05			5.00	
					1	71	10	1		10	4	1			2	
10	〃	10	100.14	10.01	2.72	17.12	54.51	2.50	[illegible]	10.00	5.00	3.76	0.30		1.75	[illegible]
					3	17	54	3	1	10	5	4			2	
11	自作雑(馬車業)	5	202.50	40.50		153.40	24.20	5.70			10.00	9.20				
						76	12	3			5	4				
12	自、小	10	58.17	5.82	3.00	17.99	23.60	4.08	1.00		2.00	3.35	1.00		2.15	
					6	31	41	7	2		3	6	2		4	
14	自小雑(医)	8	33.37	4.17	2.00	9.75	10.00	5.10			2.00	1.12			1.80	1.00
					6	29	32	15			6	4			5	3
15	小作	10	88.27	8.83	1.80	36.82	41.82	3.40	0.10		0.50	1.52			2.50	
					3	42	47	4			—	2			3	
16	小作雑(馬車業)理髪	14	76.10	5.44	2.00	23.46	27.36	7.55	1.00		3.00	5.40	0.2[illegible]	4.10		
					3	31	36	13	1		4	7	—	5		
17	務外業	3	32.52	10.84	0.90	10.13	17.15	1.79			0.50	1.40			0.65	
					3	31	53	5			2	4			2	
18	〃	2	4.05	2.03	0.80	1.98		0.92	0.30						0.05	
					2	49		23	7						1	
20	務外業行商(鮮)	7	37.92	5.42		27.50	8.74	0.78							[illegible]	
						73	23	2							—	
26	雇業	2	23.35	11.68	1.00	7.22	10.65	1.70	0.40	1.25		1.1[illegible]				
27	〃	3	16.51	5.53	4	31	46	7	2	5						
						5.80	8.19	1.00							0.60	
						35	44	6							2	
31	務業雇傭(日工)	8	25.44	3.18		8.15	13.55	2.06			1.00	0.48				
						32	5[illegible]	9			4	2				
計		170	1,703.3[illegible]	10.02	33.20	853.79	429.46	91.68	1[illegible]	52.20	103.1[illegible]	5[illegible]	1.5	7.10	30.[illegible]	[illegible]
					2%	50	25	5	1	3	7	3			2	

郡さ本宮では養蚕生産を行つている農家直接農業経営に当つ、ある人[illegible]食料費の
支出が最多的な数字を示しその為穀類の購入（小木及高家）であり東蔵に[illegible]於いて、食
料としての穀類を購入せざる農家農家番号は（地、自、裡青）は（自、小、雑）は、（高木十
八、（把青、裡青、雑）の四戸にして売穀せざる農家は2、5、11、15、21、22であり之等の各農家は今回食料
費の支出を持つていることは却実に食料の不足を告げるものと見做され21、22の如く[illegible]
例を持つ事は生産主産物の販価の現銀との交換量を持たない事で21の如くは土地収入[illegible]
せるが如き現況は穀価の逢及に衣等の消費量に及ばないことを意味するのである。[illegible]
を通りて現銀生活費の大なる計七五%を示す食料費及被服費を更に農家排列に渡つて見た場合[illegible]
料費、被服費共に何れの群に多いか少いかはその差異はみられない。選択農家に付ては食料費[illegible]
三〇%以下を示すものではろ、（地、自）6、（地自・裡青）10（自作）14（自小・雑）の四戸にして経営
形式の別に付作地を持ち自作地の農精生産関係に注目する次に本地の各階層に於て食料費[illegible]
五%以下を示すものは被青であつて土地所有者階級に之の百分率が高い、被服費では[illegible]
一一%地主及自作地を持つ階級は他内訳の平均の二五%より低い傾向を示している。他[illegible]
什器費、教育費、医療費、嗜好費、年貢其他の支出は被青階級に比較して其の現銀支出の消費が多い[illegible]
為に百分率では低くなつており その大きさでは一人当りの支出は土地所有者群に於いて大なる。

三、購入時期

農民の物資購入の時期は二月、五月、八月、年間の大体に於ての季節的旬別的な時期に分れて[illegible]

必需品の購入時期に依る現銀支出の大きさは年関に最も集中され年関は物貨の必需時期と猶金融の項で説明なされた掛買の洮南市場にて行はれない事及秋收売穀の上現銀収入と共に現物還元の貨幣の現物（生活品）の如き斯る交換経済的過程を経て物貨が購入されるのである他の旬別の購入時期としては食料の不足に依る五月であり之の時期に購入される次に農家群別に依る購入時期に付ては各層を通じて差異は見られない、次に物貨の必需時期的な性質に付て見ると住居費として五〇%以上の百分率を持つアンペラの購入は年関になされ食料費中の白麺、塩、砂糖、大米等然とは農民の秋收後糧石販売後に購入される食料費中選択農家の占むる六七%又一般農家の占むる五九%の穀類は五月、六月の食料不足の時期に洮南市場より寧ろ瓦房鎮市場にて購入される之の意料不足は本屯の農民に糶糴さへ行はしめてゐる又穀物の購入場合には個人間の賣買が行はれ第一五月の間になされる被服費としての布類、棉花其の他衣類の全部は年関に購入される光熱費としての石油、燐寸、什器費としての各食器類及嗜好費の酒類更に年祇等總て年関に購入されてゐる本屯では瓦房鎮市場が近接してゐるため臨時的な生活品の必需に対して猶又販売点を有せざる農層では少量的な購入物資なるため年関より寧ろ必需に迫られた時期に際して購入する傾向を持つが大体の結びとして年関の必需品即ち生活現銀支出を最少限度に極めて節減した範囲内に於て年関に購入されるその他被服費としての針、糸、光熱費のマッチ等は行商より随時購入するが之の殆どは卵、豚毛と物々的な交換が行はれてゐる。

康

No. 1

類別		A 穀					類	
月別	品名	大米（一斗）	高粱米（〃）	小米（〃）	包米（〃）	元豆（〃）	鶏蛋（十個）	鶏（一羽三斤）
1	上	5,000	2,400	3,000	1,750	1,85	0,240	0,500
	中	4,900	2,360	2,900	1,700	1,80	0,320	0,450
	下	4,800	2,300	2,800	1,650	1,75	0,300	0,400
2	上	5,300	2,400	2,900	1,700	2,00	0,550	0,500
	中	5,200	2,300	2,800	1,650	1,95	0,480	0,450
	下	5,100	2,300	2,700	1,600	1,90	0,400	0,300
3	上	5,100	2,500	3,000	1,800	2,00	0,400	0,450
	中	5,000	2,450	2,900	1,700	1,95	0,360	0,430
	下	4,900	2,400	2,800	1,600	1,90	0,300	0,400
4	上	5,000	2,600	3,200	2,000	2,10	0,300	0,450
	中	4,900	2,550	3,100	1,900	2,00	0,220	0,430
	下	4,800	2,540	3,000	1,800	1,40	0,150	0,400
5	上	5,200	2,650	3,400	2,250	2,10	0,220	0,550
	中	5,100	2,600	3,300	2,150	2,05	0,170	0,500
	下	5,000	2,550	3,200	2,050	2,00	0,150	0,450
6	上	5,400	2,650	3,300	2,200	1,90	0,170	0,500
	中	5,200	2,600	3,200	2,100	1,75	0,160	0,450
	下	5,000	2,550	3,100	2,000	1,55	0,150	0,400
7	上	5,600	2,650	3,300	2,000	1,55	0,200	0,500
	中	5,400	2,600	3,250	1,950	1,50	0,180	0,450
	下	5,200	2,550	3,200	1,900	1,45	0,160	0,400
8	上	5,600	2,650	3,400	2,300	1,55	0,220	0,500
	中	5,400	2,600	3,300	2,200	1,50	0,200	0,450
	下	5,200	2,550	3,100	2,100	1,45	0,180	0,400
9	上	5,200	2,500	2,400	1,800	1,90	0,270	0,500
	中	5,000	2,450	[illegible]	1,700	1,80	0,260	0,450
	下	4,900	2,200	[illegible]	1,600	1,70	0,250	0,400
10	上	5,200	[illegible]	2,500	[illegible]	2,20	[illegible]	0,500
	中	5,000	[illegible]	2,400	1,500	2,10	0,250	0,450
	下	4,900	[illegible]	2,300	1,400	2,00	[illegible]	0,400
11	上	5,000	[illegible]	[illegible]	1,450	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,400	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,300	[illegible]	[illegible]	[illegible]
12	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,270	0,550
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,250	0,500
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

康徳二年度洮南市場零売物価表 （洮南商務会調査）

No. 1

A 穀類

月	別	大米(一斗)	高粱米(〃)	小米(〃)	包米(〃)	元豆(〃)	吉米(〃)	小豆(〃)	粳米(〃)
1	上	5,000	2,400	3,000	1,750	1,850	2,200	1,900	4,900
	中	4,900	2,300	2,900	1,700	1,800	2,150	1,850	4,800
	下	4,800	2,300	2,800	1,650	1,750	2,100	1,800	4,700
2	上	5,300	2,400	2,900	1,700	2,000	2,300	1,900	5,000
	中	5,200	2,300	2,800	1,650	1,950	2,250	1,850	4,900
	下	5,100	2,300	2,700	1,600	1,900	2,200	1,800	4,800
3	上	5,100	2,500	3,000	1,800	2,000	2,250	1,800	5,000
	中	5,000	2,450	2,900	1,700	1,950	2,200	1,750	4,900
	下	4,900	2,400	2,800	1,600	1,900	2,150	1,700	4,800
4	上	5,000	2,600	3,200	2,000	2,100	2,300	2,000	5,000
	中	4,900	2,550	3,100	1,900	2,000	2,250	1,950	4,900
	下	4,800	2,500	3,000	1,800	1,900	2,100	1,900	4,800
5	上	5,200	2,650	3,400	2,250	2,100	2,300	2,000	5,000
	中	5,100	2,600	3,300	2,150	2,050	2,200	1,950	4,900
	下	5,000	2,550	3,200	2,050	2,000	2,100	1,900	4,800
6	上	5,400	2,650	3,300	2,200	1,900	2,500	2,000	5,000
	中	5,200	2,600	3,200	2,100	1,750	2,400	1,950	4,900
	下	5,000	2,550	3,100	2,000	1,550	2,300	1,900	4,800
7	上	5,600	2,650	3,300	2,000	1,550	2,300	2,100	5,000
	中	5,400	2,600	3,250	1,950	1,500	2,250	1,950	4,900
	下	5,200	2,550	3,200	1,900	1,450	2,200	1,900	4,800
8	上	5,600	2,650	3,400	2,300	1,550	2,150	2,000	5,000
	中	5,400	2,600	3,300	2,200	1,510	2,100	1,950	4,900
	下	5,200	2,550	3,100	2,100	1,450	2,050	1,900	4,800
9	上	5,200	2,500	2,400	1,800	1,900	2,050	2,000	4,900
	中	5,000	2,450	2,600	1,700	1,800	2,000	1,950	4,800
	下	4,400	2,200	2,200	1,600	1,700	1,950	1,900	4,700
10	上	5,200	2,000	2,500	1,600	2,200	2,600	2,000	4,800
	中	5,000	1,800	2,400	1,500	2,100	2,400	1,950	4,700
	下	4,400	1,600	2,300	1,400	2,000	2,200	1,900	4,600
11	上	5,000	1,650	2,400	1,450	2,150	2,400	2,200	4,800
	中	4,400	1,500	2,300	1,400	2,100	2,350	2,100	4,700
	下	4,800	1,400	2,200	1,300	2,000	2,300	2,000	4,600
12	上	4,800	1,500	2,400	1,350	2,100	2,400	2,050	4,600
	中	4,700	1,450	2,300	1,300	2,050	2,350	2,000	4,500
	下	4,600	1,400	2,200	1,250	2,000	2,300	1,950	4,500

B 蔬菜類

月	別	大葱(一斤)	白菜(〃)	豆芽菜(〃)	韮菜(〃)	蘿蔔(〃)	蒜(〃)	辣椒(〃乾)	〃(鮮)	地豆(〃)
1	上	0,025	0,025	0,030	0,500	0,030	0,100	1,150	1,500	0,025
	中	1,020	0,020	0,025	1,450	0,025	0,090	0,140	0,450	0,020
	下	0,015	0,015	0,020	0,400	0,020	0,080	0,130	0,400	0,015
2	上	0,030	0,025	0,030	0,550	0,025	0,120	0,150	0,550	0,025
	中	0,025	0,020	0,025	0,500	0,020	0,100	0,140	0,500	0,020
	下	1,020	0,015	0,020	0,450	0,015	0,090	0,130	0,450	0,015
3	上	0,025	0,020	0,035	0,400	0,013	0,120	0,110	0,500	0,020
	中	0,020	0,015	0,030	0,350	0,010	0,110	0,100	0,450	0,015
	下	0,015	0,010	0,025	0,300	0,010	0,090	0,090	0,400	0,010
4	上	0,025	0,025	0,025	0,300	0,012	0,110	0,150	0,550	0,025
	中	0,020	0,020	0,020	0,250	0,010	0,100	0,140	0,500	0,020
	下	0,015	0,015	0,015	0,200	0,010	0,090	0,130	0,450	0,015
5	上	0,025	0,035	0,030	0,400	0,020	0,110	0,160	0,450	0,025
	中	0,020	0,030	0,025	0,350	0,015	0,100	0,150	0,400	0,020
	下	0,015	0,025	0,020	0,300	0,010	0,090	0,140	0,300	0,015
6	上	0,030	0,030	0,030	0,200	0,070	0,200	0,150	0,300	0,100
	中	0,025	0,020	0,025	0,100	0,050	0,150	0,140	0,200	0,080
	下	0,020	0,010	0,020	0,050	0,020	0,120	0,130	0,150	0,060
7	上	0,020	0,020	0,030	0,050	0,030	0,150	0,150	0,100	0,100
	中	0,015	0,015	0,025	0,030	0,020	0,130	0,140	0,070	0,080
	下	0,010	0,010	0,020	0,020	0,010	0,100	0,130	0,040	0,060
8	上	0,020	0,020	0,030	0,030	0,020	0,120	0,150	0,030	0,060
	中	0,015	0,015	0,025	0,020	0,015	0,110	0,130	0,020	0,040
	下	0,010	0,010	0,020	0,015	0,010	0,100	0,120	0,010	0,020
9	上	0,020	0,025	0,030	0,030	0,020	0,130	0,120	0,030	0,030
	中	0,015	0,020	0,025	0,025	0,015	0,110	0,110	0,020	0,025
	下	0,010	0,015	0,020	0,020	0,010	0,100	0,100	0,010	0,020
10	上	0,020	0,025	0,030	0,080	0,030	0,120	0,100	0,035	0,030
	中	0,015	0,020	0,025	0,060	0,020	0,100	0,080	0,025	0,025
	下	0,010	0,015	0,020	0,050	0,010	0,080	0,060	0,020	0,020
11	上	0,025	0,025	0,030	0,160	0,025	0,110	0,150	0,080	0,030
	中	0,020	0,020	0,025	0,080	0,020	0,100	0,140	0,070	0,025
	下	0,015	0,015	0,020	0,080	0,015	0,040	0,130	0,050	0,020
12	上	0,025	0,030	0,030	0,400	[illegible]	0,110	0,150	[illegible]	0,030
	中	0,020	0,025	0,025	0,300	[illegible]	0,100	0,140	0,150	0,025
	下	0,015	0,020	0,020	0,230	[illegible]	0,090	0,130	[illegible]	0,020

C 魚肉類

月	別	黄花魚(一斤鮮)	大麻哈魚(〃)	猪肉(〃)	羊肉(〃)	牛肉(〃)	鶏蛋(十個)	鶏(一羽三斤)
1	上	0,250	0,220	0,250	0,200	0,180	0,340	0,500
	中	0,230	0,210	0,250	0,200	0,180	0,320	0,450
	下	0,200	0,200	0,250	0,200	0,170	0,301	0,400
2	上	0,250	0,220	0,250	0,200	0,220	0,550	0,500
	中	0,230	0,210	0,250	0,200	0,200	0,480	0,450
	下	0,200	0,200	0,250	0,200	0,180	0,400	0,400
3	上	0,220	0,210	0,250	0,220	0,200	0,400	0,450
	中	0,200	0,200	0,250	0,220	0,200	0,360	0,430
	下	0,180	0,190	0,250	0,220	0,180	0,300	0,400
4	上	0,220	0,210	0,250	0,240	0,220	0,300	0,450
	中	0,200	0,200	0,250	0,240	0,200	0,220	0,430
	下	0,150	0,190	0,250	0,240	0,200	0,150	0,400
5	上	0,220	0,200	0,250	0,240	0,220	0,220	0,550
	中	0,200	0,180	0,250	0,240	0,220	0,170	0,500
	下	0,130	0,160	0,250	0,220	0,200	0,150	0,450
6	上	0,200	0,210	0,250	0,240	0,210	0,170	0,500
	中	0,180	0,200	0,250	0,220	0,180	0,160	0,450
	下	0,160	0,190	0,250	0,220	0,160	0,150	0,400
7	上	0,190	0,210	0,250	0,220	0,180	0,200	0,500
	中	0,170	0,200	0,250	0,200	0,160	0,180	0,450
	下	0,150	0,190	0,250	0,200	0,160	0,160	0,400
8	上	0,200	0,210	0,250	0,200	0,180	0,220	0,500
	中	0,180	0,200	0,250	0,200	0,160	0,200	0,450
	下	0,160	0,190	0,250	0,180	0,160	0,180	0,400
9	上	0,220	0,210	0,250	0,220	0,200	0,270	0,500
	中	0,200	0,200	0,250	0,200	0,180	0,260	0,450
	下	0,180	0,140	0,250	0,200	0,180	0,250	0,400
10	上	0,220	0,210	0,250	0,220	0,200	0,260	0,500
	中	0,260	0,200	0,250	0,200	0,180	0,250	0,450
	下	0,180	0,190	0,250	0,200	0,180	0,240	0,400
11	上	0,220	0,210	0,250	0,220	0,200	0,270	0,500
	中	0,200	0,200	0,250	0,200	0,180	0,250	0,450
	下	0,180	0,190	0,250	0,200	0,180	0,230	0,500
12	上	0,240	0,210	0,250	0,200	0,220	0,270	0,550
	中	0,220	0,200	0,250	0,200	0,200	0,250	0,510
	下	0,200	0,190	0,250	0,200	[illegible]	[illegible]	[illegible]

種別		日本[illegible]				[illegible]		
月	旬	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,750
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
2	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	[illegible]	1,750
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,650
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	[illegible]	1,500
3	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,170	0,025	1,500	1,600
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,160	0,025	1,300	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,100	1,200
[illegible]	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,600
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,200	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	[illegible]	[illegible]
5	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,500
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,000	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	[illegible]	[illegible]
6	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,185	0,025	1,200	[illegible]
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,180	0,025	1,000	1,700
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,175	0,025	0,800	1,600
7	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,180	0,025	1,400	1,800
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,200	1,700
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,000	1,500
8	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,800
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
9	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	[illegible]	[illegible]
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
10	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,400	1,800
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,300	1,700
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,200	1,600
11	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,400	1,800
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,300	1,700
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,200	1,600
[illegible]	上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,400	1,800
	中	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,300	1,700
	下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,025	1,200	1,500

類別		D 其他食糧							E 調味嗜好品																
月	旬	麺粉（一袋）	切麺（一斤）	包米麺（一斤）	粉条（一斤）	豆腐（一丁）	干豆腐（一斤）	麺粉（下等一袋）	白糖	粗塩	豆油	猪油	醤油（上等）	〃（下等）	大醤	醋	麺碱	焼酒	黄酒	香煙（[illegible]牌）	〃（哈徳門）	〃（天棟牌）	茶葉（毛峰）	〃（大方）
1	上	3.600	0.090	0.045	0.180	0.033	0.060	2.800	0.150	0.090	0.160	0.250	0.200	0.150	0.050	0.060	0.035	0.240	0.200	0.100	0.060	0.025	1.550	1.751
	中	3.400	0.085	0.040	0.170	0.025	0.050	2.000	0.120	0.075	0.155	0.220	0.200	0.050	0.050	0.050	0.030	0.220	0.200	0.100	0.060	0.025	1.550	1.650
	下	3.200	[illegible]	0.035	0.150	0.025	0.050	2.400	0.140	0.080	0.150	0.200	0.200	0.050	0.050	0.020	0.025	0.220	0.200	0.100	0.060	0.025	1.450	1.600
2	上	3.500	0.095	0.050	0.170	0.035	0.080	2.700	0.150	0.070	0.190	0.250	0.200	0.050	0.060	0.060	0.030	0.240	0.200	0.100	0.060	0.025	1.600	1.750
	中	3.300	0.090	0.045	0.160	0.035	0.070	2.600	0.140	0.085	0.185	0.220	0.260	0.050	0.060	0.030	0.025	0.240	0.200	0.100	0.060	0.025	1.500	1.650
	下	3.100	0.085	0.040	0.150	0.030	0.070	2.400	0.140	0.080	0.180	0.200	0.200	0.050	0.060	0.040	0.020	0.220	0.150	0.100	0.060	0.025	1.400	1.600
3	上	3.500	0.085	0.050	0.170	0.040	0.080	2.800	0.150	0.090	0.190	0.250	0.200	0.050	0.055	0.060	0.030	0.260	0.200	0.100	0.060	0.025	1.500	1.600
	中	3.350	0.080	0.045	0.160	0.035	0.070	2.600	0.140	0.085	0.180	0.220	0.200	0.050	0.045	0.050	0.025	0.260	0.180	0.100	0.060	0.025	1.300	1.400
	下	3.150	0.080	0.040	0.150	0.035	0.070	2.400	0.140	0.080	0.180	0.200	0.200	0.050	0.035	0.040	0.020	0.240	0.180	0.100	0.060	0.025	1.100	1.200
4	上	3.950	0.090	0.055	0.185	0.045	0.080	2.800	0.150	0.070	0.190	0.250	0.200	0.050	0.050	0.060	0.030	0.260	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.600
	中	3.850	0.080	0.050	0.180	0.035	0.070	2.600	0.140	0.085	0.180	0.220	0.200	0.050	0.045	0.050	0.025	0.260	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.400
	下	3.750	0.070	0.045	0.175	0.033	0.070	2.400	0.140	0.080	0.180	0.200	0.200	0.050	0.040	0.040	0.020	0.260	0.200	0.100	0.060	0.025	1.000	1.210
5	上	[illegible]	0.095	0.055	0.185	0.050	0.075	2.800	0.160	0.090	0.190	0.250	0.200	0.050	0.040	0.060	0.030	0.260	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.600
	中	3.800	0.090	0.050	0.180	0.040	0.065	2.600	0.150	0.085	0.185	0.220	0.200	0.050	0.035	0.050	0.025	0.260	0.200	0.100	0.060	0.025	1.000	1.400
	下	[illegible]	0.080	0.045	0.175	0.040	0.055	2.400	0.150	0.080	0.180	[illegible]	0.200	0.030	0.033	0.040	0.020	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	0.800	1.200
6	上	3.500	0.090	0.055	0.185	0.050	0.075	2.800	0.160	0.090	0.180	0.250	0.260	0.050	0.050	0.060	0.030	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.800
	中	3.050	0.090	0.050	0.180	0.050	0.065	2.600	0.150	0.085	0.160	0.220	0.200	0.030	0.040	0.050	0.025	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	1.000	1.700
	下	3.500	0.080	0.045	0.175	0.040	0.055	2.400	0.150	0.080	0.140	0.210	0.200	0.030	0.030	0.040	0.020	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	0.800	1.600
7	上	3.750	0.090	0.050	0.190	0.050	0.070	2.800	0.160	0.090	0.150	0.250	0.200	0.050	0.050	0.060	0.030	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.800
	中	3.650	0.080	0.045	0.170	0.050	0.060	2.600	0.150	0.075	0.140	[illegible]	0.200	0.030	0.045	0.050	0.025	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.700
	下	3.500	0.080	0.040	0.160	0.040	0.060	2.400	0.150	0.080	0.140	[illegible]	0.200	0.050	0.040	0.040	0.020	[illegible]	0.180	0.100	0.060	0.025	1.000	1.600
8	上	3.750	0.085	0.050	0.180	0.050	0.070	2.800	0.160	0.090	0.160	0.250	0.200	0.050	0.050	0.060	0.030	[illegible]	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.800
	中	3.600	0.080	0.045	0.170	0.045	0.070	2.550	0.150	0.075	0.155	0.220	0.200	0.030	0.045	0.050	0.025	[illegible]	0.120	0.100	0.060	0.025	1.300	1.700
	下	3.500	0.080	0.040	0.160	0.045	0.060	2.350	0.130	[illegible]	0.130	0.200	0.200	0.050	0.040	0.040	0.020	[illegible]	0.180	0.100	0.060	0.025	1.200	1.600
9	上	3.450	0.090	0.045	0.185	0.050	0.070	2.800	0.160	[illegible]	0.140	0.250	0.200	0.050	0.050	[illegible]	0.030	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.800
	中	3.800	0.090	0.035	0.175	0.040	0.060	2.350	0.150	[illegible]	0.185	0.220	0.200	0.030	0.045	0.050	0.025	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.300	1.700
	下	3.600	0.080	0.035	0.160	0.040	0.060	2.350	0.150	0.085	0.180	0.200	[illegible]	0.050	0.040	0.040	0.020	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.600
10	上	3.950	0.090	0.045	[illegible]	0.050	0.075	2.850	0.160	0.095	0.220	0.250	0.200	0.050	0.050	0.060	0.030	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.800
	中	3.800	0.080	0.035	0.170	0.040	0.065	2.550	0.150	0.090	0.210	0.220	0.200	0.050	0.045	0.050	0.025	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.300	1.700
	下	3.650	0.080	0.035	0.150	0.040	0.065	2.350	0.130	0.085	0.200	0.200	0.200	0.050	0.040	0.040	0.020	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.600
11	上	3.950	0.070	0.045	0.190	0.050	0.075	2.700	0.160	[illegible]	0.240	0.250	0.200	0.050	0.050	0.060	0.035	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.800
	中	3.800	0.080	[illegible]	0.180	0.050	0.075	2.550	0.150	0.095	0.230	0.220	0.200	0.050	0.045	0.050	0.025	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.300	1.700
	下	3.650	0.070	0.035	0.160	0.045	0.065	2.350	0.150	0.090	0.220	0.200	0.200	0.050	0.040	0.040	0.020	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.600
12	上	3.950	0.090	0.045	0.190	0.050	0.075	2.750	0.160	0.100	0.230	0.250	0.200	0.050	0.050	0.060	0.030	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.400	1.800
	中	3.800	0.090	0.035	0.175	0.050	0.075	2.550	0.150	0.075	0.220	0.220	0.200	0.050	0.045	0.050	0.025	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.300	1.700
	下	3.700	0.080	0.035	[illegible]	0.045	0.065	2.350	0.150	0.090	0.210	0.200	0.200	0.050	0.040	0.040	0.020	0.280	0.200	0.100	0.060	0.025	1.200	1.600

類別		F 衣料及鞋類											G 燈火燃料					
月別	旬別 \ 品名	棉花（一斤）	白線（一両）	藍線（〃）	花旗布（一尺）	士林布（〃）	洋花布（〃）	布襪子（一双）	黒洋菊襪牌子（〃）	礼服呢鞋（〃）	膠皮鞋（〃）	布傻鞋（〃）	火油（老牌）	〃（鷹牌）	煤（砣）	木炭（一斤）	火柴（硫化磷）	〃（小安全）
1	上	0,550	0.060	0,070	0,100	0,160	0,080	0,300	0,450	0,160	0,650	0,900	0,180	0,170	1,600	0,040	0,060	0,080
	中	0,530	0.060	0,070	0,090	0,150	0,070	0,250	0,400	0,150	0,600	0,850	0,170	0,160	1,600	0,040	0,060	0,080
	下	0,510	0.060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,140	0,550	0,800	0,170	0,160	1,600	0,040	0,060	0,080
2	上	0,550	0,060	0,070	0,100	0,160	0,080	0,300	0,450	0,160	0,650	0,900	0,180	0,170	1,670	0,040	0,060	0,080
	中	0,540	0,060	0,070	0,090	0,150	0,070	0,250	0,400	0,150	0,600	0,850	0,170	0,160	1,670	0,040	0,060	0,080
	下	0,520	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,140	0,550	0,800	0,170	0,160	1,670	0,040	0,060	0,080
3	上	0,550	0,060	0,070	0,100	0,160	0,080	0,300	0,450	0,150	0,650	0,900	0,180	0,170	1,670	0,040	0,060	0,080
	中	0,520	0,060	0,070	0,090	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,850	0,170	0,160	1,670	0,040	0,060	0,080
	下	0,520	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,800	0,170	0,160	1,670	0,040	0,060	0,080
4	上	0,550	0,060	0,070	0,100	0,160	0,080	0,300	0,450	0,130	0,650	0,900	0,180	0,170	1,670	0,050	0,060	0,080
	中	0,530	0,050	0,070	0,090	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,830	0,170	0,160	1,670	0,050	0,060	0,080
	下	0,510	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,750	0,170	0,160	1,670	0,050	0,060	0,080
5	上	0,530	0,060	0,070	0,100	0,160	0,080	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,170	0,180	1,670	0,050	0,060	0,080
	中	0,510	0,060	0,070	0,090	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	0,180	0,170	1,670	0,050	0,060	0,080
	下	0,500	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,180	0,170	1,670	0,040	0,060	0,080
6	上	0,530	0,060	0,070	0,100	0,160	0,080	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,200	0,140	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,520	0,060	0,070	0,090	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	0,200	0,140	1,670	0,035	0,060	0,080
	下	0,500	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,190	0,180	1,670	0,035	0,060	0,080
7	上	0,530	0,060	0,070	0,090	0,160	0,080	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,200	0,140	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,500	0.060	0,070	0,080	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	0,200	0,140	1,670	0,035	0,060	0,080
	下	0,500	0.060	0,070	0,070	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,190	0,180	1,670	0,035	0,061	0,080
8	上	0,560	0,060	0,070	0,090	0,160	0,080	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,200	0,140	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,540	0,060	0,070	0,080	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,730	0,200	0,140	1,670	0,035	0,060	0,080
	下	0,520	0,060	0,070	0,070	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,190	0,180	1,670	0,035	0,060	0,080
9	上	0,560	0,060	0,070	0,090	0,160	0,080	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,200	0,190	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,540	0,060	0,070	0,080	0,150	0,070	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	0,200	0,190	1,670	0,035	0,060	0,080
	下	0,520	0,060	0,070	0,070	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,190	0,180	1,670	0,035	0,060	0,080
10	上	0,560	0,060	0,070	0,100	0,160	0,085	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,200	0,190	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,540	0,060	0,070	0,090	0,150	0,075	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	0,200	0,190	1,670	0,035	0,060	0,080
	下	0,520	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,190	0,180	1,670	0,035	0,060	0,080
11	上	0,560	0,060	0,070	0,100	0,160	0,085	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,190	0,180	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,540	0,060	0,070	0,090	0,150	0,075	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	[illegible]	[illegible]	1,670	0,035	0,060	0,080
	下	0,520	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	0,130	0,550	0,700	0,180	0,170	1,670	0,035	0,060	0,080
12	上	0,600	0,060	0,070	0,100	0,160	0,085	0,300	0,450	0,150	0,650	0,800	0,175	0,180	1,670	0,045	0,060	0,080
	中	0,570	0,060	0,070	0,090	0,150	0,075	0,250	0,400	0,140	0,600	0,750	0,180	[illegible]	[illegible]	0,035	[illegible]	[illegible]
	下	0,530	0,060	0,070	0,080	0,140	0,065	0,200	0,400	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,680	0,035	[illegible]	[illegible]

[illegible]
170
190
140
140
190
85
180
175
150
115
[illegible]
150

康德二年度粮石零売価格表 （瓦房鉄商会調査）

月別	紅粮	蕎麦	包米	小米	元米	黄豆	[illegible]	小豆	[illegible]	小荳子	36 雑色大布	五綵 洋子紙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	（一斗）				（〃）	（〃）			（〃）	（〃）	（一疋）	（一尺）	（〃）	（〃）	（〃）	（〃）	
1	13.40	10,80	14,10	21,40	25,80	14,80	16,50	14,00	11,00	16,00	32,00	0,300	0.190	0,070	0.070	0,175	0.096
2	12,60	9,50	15,00	27,00	25,00	18,00	18,50	14,50	13,50	17,00	32,00	0,290	0,090	0,070	0,070	0,080	0.090
3	15,70	12,50	15,30	28,00	23,50	17,50	18,50	15,00	15,00	15,00	33,00	0,310	0,090	0,080	[illegible]	0,075	0,040
4	17,00	10,50	18,30	32,50	30,00	18,00	19,00	15,60	16,00	14,50	32,00	0,280	0,080	0,070	0,065	0,075	0,040
5	22,50	11,00	23,50	39,50	37,00	18,50	18,30	11,50	18,00	15,50	31,50	0,280	0,080	0,070	0,065	0,075	0,090
6	20,60	10,60	21,50	33,70	36,00	16,00	23,00	12,00	19,00	15,00	31,50	0,270	0,080	0.065	0,065	0,080	0,085
7	16,00	10,60	19,00	36,00	37,00	16,50	24,00	14,50	18,00	15,80	31,50	0,260	0,085	0,065	0060	0,075	0,080
8	18,00	8,00	20,00	35,00	34,00	17,50	21,50	13,00	17,00	14,70	32,00	0,280	0,080	0,065	0,060	0,070	0,075
9	10,00	6,50	7,60	27,80	26,00	15,00	15,30	10,00	13,50	12,50	31,00	0,290	0,075	0,060	0,060	0,070	0,080
10	9,20	8,60	9,00	16,00	14,80	17,00	19,30	15,00	8,00	8,50	31,00	0,300	0,075	0.060	0,060	0,075	0,075
11	9,30	7,00	[illegible]	[illegible]	15,00	16,70	18,50	13,50	7,50	9,00	31,50	0,300	0,070	0,070	0,065	0,070	0,055
12	9,60	8,00	7,10	17,50	17,20	17,50	18,30	13,00	8,00	10,00	32,00	0,300	0,070	0,070	0,065	0,070	0,050

月別	羊毛[illegible]	元[illegible]布	連[illegible] 白[illegible]	色[illegible]	鋼場 牌煤油	金[illegible]	花生	胡[illegible]	大料	洋火	豆油	氷糖	紅糖	白糖	棉花		
	（一尺）	（〃）	（一斤）	（〃）	（一箱）	（一袋）	（一両）	（〃）	（〃）	（一包）	（一斤）	（〃）	（〃）	（〃）	（〃）		
1	0,100	0,140	[illegible]	1,200	6,400	3,400	0,070	0.050	0,040	0,060	0,220	0,280	0,130	0,170	[illegible]		
2	0,100	0,150	[illegible]	1,150	6,300	3,350	0,070	0,050	0,040	0,060	0,220	0,280	0,130	0,170	0,600		
3	0,100	0,140	0,880	1,150	6,300	3,400	0,070	0,050	0,040	0,060	0,220	0,280	0,130	0,170	0,600		
4	0,040	0,135	0,880	1,120	6,640	3,450	0,070	0,050	0,040	0,060	0,190	0,280	0,130	0,170	0,600		
5	0,090	0,135	0,880	1,150	6,400	3,350	0,070	0,050	0,040	0,060	0,190	0,280	0,130	0,170	0,600		
6	0,090	0,135	0,880	1,150	6,400	3,350	0,070	0,050	0,040	0,060	0,170	0,280	0,130	0,170	0,600		
7	0,090	0,135	0,880	1,200	6,450	3,330	0,070	0,050	0,040	0,060	0,170	0,280	0,130	0,170	0,600		
8	0,090	0,130	[illegible]	1,100	6,400	3,300	0,070	0,050	0,040	0,060	0,200	0,280	0,130	0,170	0,600		
9	0,085	0,130	[illegible]	1,100	7,650	3,250	0,070	0,050	0,040	0,060	0,200	0,280	0,130	0,170	0,650		
10	0,095	0,130	[illegible]	1,150	7,700	3,550	0,070	0,050	0,040	0,060	0,220	0,280	0,130	0,170	0,650		
11	0,090	0,130	[illegible]	[illegible]	7,710	3,550	0,070	0,050	0,040	0,060	0,220	0,280	0,130	0,170	0,650		
12	0,085	0,140	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0,070	0,050	0,040	0,060	0,220	0,280	0,130	0,170	0,650		

（[illegible]）

色大和紙 （ ）
0,320
0,320
0,300
0,300
0,300
0,290
0,270
0,280
0,280
0,270
0,270
0,270

康徳二年度一月至十二月份貨物零売価目表

（天津總商会調査）

（一）

品目／月別	元青大絨 (一尺)	色花大絨 (〃)	軍人白市布 (〃)	遠榕白市布 (〃)	老草白粗布 (〃)	進宝白粗布 (〃)	松号白粗布 (〃)	公会堂白漂市布 (〃)	万泉園元青士林布 (〃)	百寿図藍士林布 (〃)	勝利会藍士林布 (〃)	三多雑色斜文 (〃)	五枚雑色貢呢 (〃)	八枚司馬貢呢 (〃)	色花織貢呢 (〃)	色花小斜文 (〃)	色大細格 (〃)
1	0,400	0,320	0,100	0,095	0,110	0,195	0,085	0,100	0,160	0,150	0,160	0,120	0,120	0,150	0,120	0,125	0,320
2	0,420	0,330	0,100	0,090	0,110	0,090	0,080	0,110	0,160	0,150	0,160	0,120	0,120	0,160	0,120	0,120	0,320
3	0,380	0,300	0,100	0,095	0,115	0,095	0,080	0,100	0,150	0,150	0,160	0,125	0,120	0,160	0,120	0,120	0,300
4	0,390	0,300	0,105	0,095	0,115	0,095	0,080	0,105	0,150	0,150	0,160	0,125	0,120	0,160	0,130	0,120	0,300
5	0,380	0,300	0,100	0,095	0,115	0,090	0,080	0,105	0,150	0,160	0,155	0,120	0,130	0,170	0,120	0,130	0,310
6	0,380	0,300	0,100	0,095	0,110	0,090	0,080	0,105	0,150	0,150	0,155	0,120	0,125	0,165	0,120	0,125	0,290
7	0,380	0,300	0,100	0,095	0,110	0,090	0,085	0,105	0,145	0,145	0,160	0,120	0,120	0,160	0,120	0,130	0,270
8	0,360	0,290	0,100	0,095	0,110	0,090	0,085	0,105	0,145	0,150	0,150	0,120	0,130	0,160	0,125	0,120	0,280
9	0,370	0,290	0,100	0,100	0,110	0,090	0,080	0,105	0,140	0,140	0,150	0,120	0,130	0,160	0,120	0,120	0,280
10	0,370	0,280	0,100	0,900	0,110	0,090	0,085	0,110	0,140	0,140	0,145	0,120	0,120	0,170	0,120	0,120	0,270
11	0,390	0,280	0,100	0,950	0,110	0,090	0,080	0,105	0,145	0,145	0,145	0,120	0,120	0,170	0,120	0,120	0,270
12	0,360	0,260	0,100	0,450	0,115	0,090	0,080	0,110	0,140	0,140	0,140	0,120	0,120	0,160	0,120	0,120	0,270

（二）

品目／月別	色線綈 (一尺)	色中毛布 (〃)	色中華嗶嘰 (〃)	色花條府綢 (〃)	東円華嗶嘰 (〃)	36 白洋大布 (一疋)	36 青天童子大布 (〃)		
1	0,220	0,110	0,200	0,120	0,500	3,110	3,050		
2	0,210	0,120	0,180	0,110	0,500	3,100	3,000		
3	0,200	0,120	0,190	0,100	0,500	3,100	3,000		
4	0,220	0,120	0,190	0,120	0,480	3,050	2,950		
5	0,220	0,120	0,190	0,100	0,480	3,050	2,950		
6	0,210	0,110	0,190	0,120	0,480	3,100	3,050		
7	0,200	0,120	0,180	0,120	0,480	3,150	3,080		
8	0,210	0,120	0,170	0,120	0,490	3,050	3,000		
9	0,200	0,110	0,180	0,120	0,480	3,000	2,950		
10	0,200	0,110	0,190	0,120	0,470	3,000	2,950		
11	0,200	0,120	0,180	0,120	0,500	3,050	3,000		
12	0,180	0,120	0,180	0,120	0,450	3,150	3,080		

購入市場は[illegible]市場及[illegible]市場であつて前項[illegible]たと同様に之の購入地も購入物資の必需性に依つて支配される現物（粮石）－貨幣－現物への生産者[illegible]交換物の生産過程[illegible]商品[illegible][illegible]

[illegible]

外よりの征收を以て当て、ある之の場合の価格に付ては征收は糧石税の計算及び取扱慮としての現銀支出がないために糧商よりの購入に比して著るしく値安であるが故に食料不足の時期には之[illegible]を附して居るものもある。

又附近へ[illegible][illegible]

つの現れと見るべきものである。

掛買は事変後全然行はれないが事変前には雑貨舗対之と知己のある土地所有者階級及糧石の販売量を多くもつ農層間に行はれた掛買をなされた物資は布類、棉花其の他冠婚葬祭用品類であつて時期は五月五日、八月十五日、年末及臨時的な冠婚葬祭品の購入は殆んど掛買が行はれており之の場合の買価は現銀売買に比較して一、〇〇円に付五銭割高である、買掛の大きさは三十円以下の地主階級では一〇〇、〇〇円以下の制限を雑貨舗で大体決めている決済時期は秋期売穀後に行はれ掛買の証書はなく雑貨舗の帖簿に記入するのみである。又当時に於ても物資の購入は雑貨舗で行はれ糧桟と雑貨舗との商業的協定に依る連絡が行はれざるため糧石売却金より差引くことはなかつた。

次に本屯に於ける物々交換に付いては其の深度は可成な注目を要する、即ち市場関係よりして市場附近に於けるが如く現銀収入を目的とした蔬菜園芸生産物の売却及鶏卵等の貨幣交換が容易に行ひ難き為めこの現銀収入の機会が少い事は現銀流通性の範囲を制限させており小雑貨、其求し豆油、酒、豆腐等の物々交換が之の農村では屡々見られ行商に油房に焼鍋に搾取されて居る、

交換種類及大きさは。

油房＝黄豆一斗—豆油七斤

焼鍋＝高粱一斗—酒三、五斤

以上の豆油及酒は瓦房鉄市場にて夫々油房、焼鍋とせられておるが之れは物資の購入時期及び

購入方法に於けるが如き場合に行はれるのである。之を更に現物交換の場合に就て見ると、[illegible]
年頃には湖南市場黄豆公定価格は旧制一石六一八、六〇円であり、[illegible]
は一二銭であるから三二銭の評価差額があり、又商品は旧制一石一一、一〇円[illegible]
あるから一三銭の差額があることになる。

鶏　卵＝大仁－マッチ一包
〃　三〃－針　一包
〃　六〃－櫛　一仁
〃　二〃－ピン　一本
豚　毛＝一斤－碗　二仙
縄　屑＝一〃－紙　一枚

之等は行商と物々交換をなせるものであり、之を年 湖南市場の[illegible]

など　（差額）

鶏　卵＝一二銭マッチ一包－六銭　六銭
〃　＝六銭針　一包－三銭　三銭
〃　＝一二銭櫛　一個－八銭　四銭
〃　＝四銭ピン　一本－二銭　二銭

之の評価の数字は本屯農民の物々交換の結果を明かにし[illegible]

市場の遠隔に依つて受ける影響は至大である屯内では豆腐＝大豆一升－豆腐二の塊と交換される例あり。

五、商人との関係

購入市場としての商人との関係は重要後掛買的取引習慣失はれて、よりの緊密は薄く購買は甚だの自由であり粮桟及雑貨舗との貸借関係も行はれてゐない。

六、購入品価格

洮南市場に於ける費消物質の主要購入地は移入統計表に於ての移入先にて明白なるが如く次に掲げれば

食料類	大連	奉天	金州	熊岳城	日本（大阪）
被服類	大連	奉天			
光熱料類	日本（大阪）		大連	撫順	
什器類	大連	営口			
教育品類	奉天				
装飾品類	新京	大阪	大連		
嗜好品類	営口	奉天			
薬品類	営口	奉天			

以上の購入地よりの取引に於て購入価格は購入品の性質に依り即ち関税関係にて一率な物価相

県の開きは多く[illegible]大連[illegible]影響[illegible]一般[illegible]
なほ承徳の主要購入地は北京大連であるから[illegible]大連・北京[illegible]
構成に於いて大連青島[illegible]の一部分の物價が更に[illegible]
つて支配されてゐる。

第四節　交通関係

一、県の交通運輸交通機関

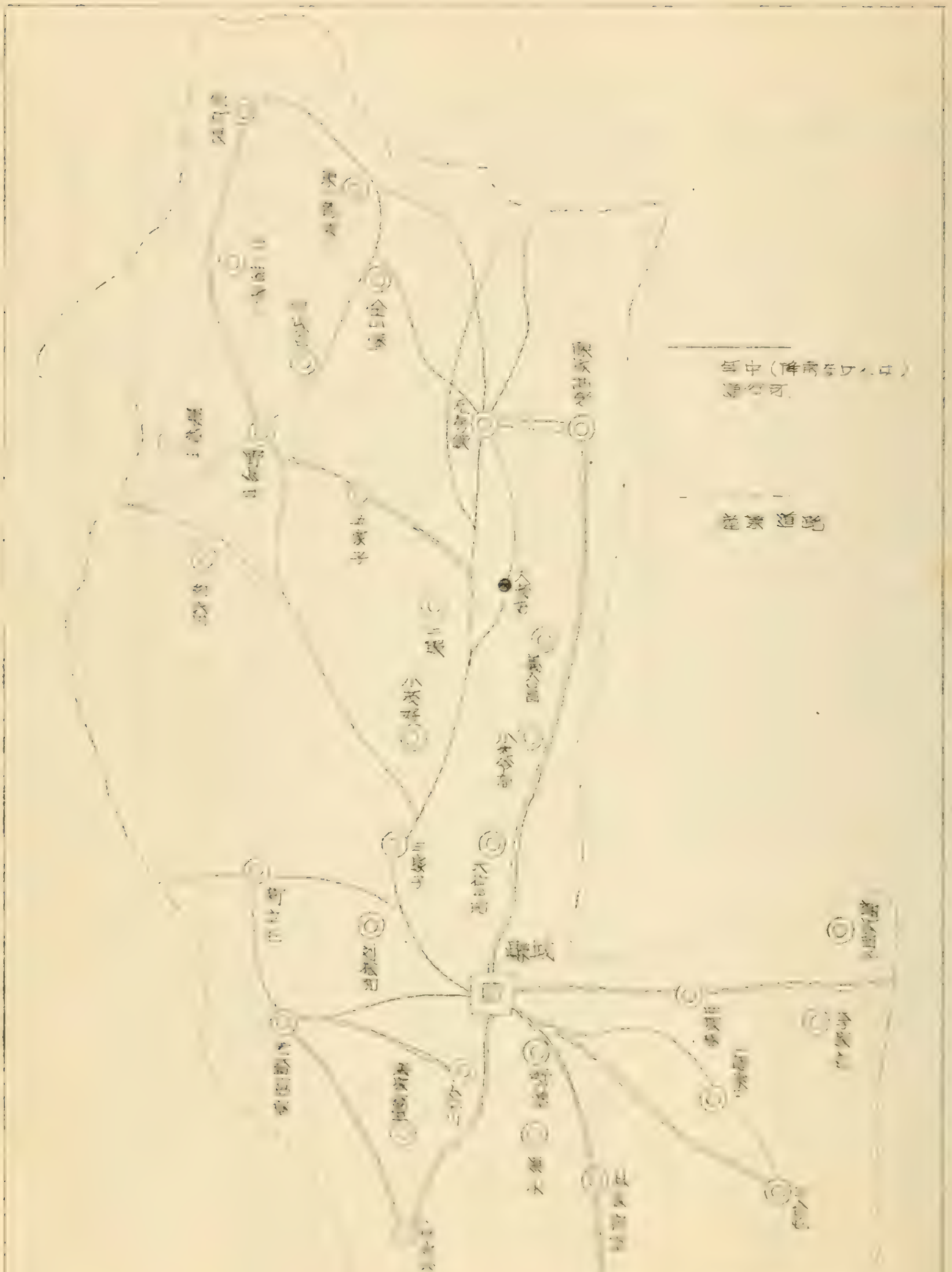
1、道路

承徳縣城を中心とした主要道路は大要次の如し。

道路名	起点	終点	主要経過部落名	道路延長	道路巾	自動車 交通区間	自動車 交通状況	車 一日平均交通量	車 載積量
承安道路	承徳	安太	[illegible]、[illegible]、[illegible]（安太縣）	九一粁 承徳縣内（五一粁）	一〇米	承徳 安太間	冬期承徳[illegible]汽車通行	夏期約一〇台 冬期約一〇〇台	大車[illegible] 小車一〇〇〇斤
承隆道路	同	隆化	金山嶺、王大[illegible]、黄[illegible]子、[illegible]子（隆化縣）	一三八粁 承徳縣内（五七粁）	同	無	無	夏期約　五台 冬期約五〇台	大車二〇〇〇斤 小車一〇〇〇斤

道路名	起点	終点	主要経過部邑名	道路延長	道路幅	自動車 交通区間	自動車 交通状況	馬車 一日平均交通量	馬車 形式別積載量
洮安道路	洮南	安広	三家子、新立屯、哈吐（安広県）	一一四粁 洮南県内（五一粁）	一〇米	洮南安広間	常年運行、降雨匪患発生の際は停止す	夏期約一五〇台、冬期約一〇〇台	大車二〇〇〇斤、小車一〇〇〇斤
洮々道路	同	洮安	北、洮頭、五家子（洮安県）	四〇〃（一一〃）	同	無	無	夏期約一〇台、冬期約八〇台	
洮開道路	同	開通	好立保、新立屯、四合屯、双崗（開通県）	八〇〃（三四〃）	同	無	無	夏期約五〇台、冬期約四〇台	
洮瓦道路	同	瓦房鎮	西社頭、老爺廟、義和昌、大茨好（瓦房鎮）	五一〃（四九〃）	同	洮南瓦房鎮間	常年運行、降雨天連続の際停止す	夏期約三〇台、冬期約一〇〇台	
洮札道路	同	札旗界	刘喇子店、北大家子、野馬吐、三龍泉口、他拉営（札旗界）	一四九〃（一四九〃）	同	無	無	夏期約一五台、冬期約七〇台	
洮索道路	同	索倫	三家子、大家子、小茨好（瓦房鎮）	〃（六七〃）	同				

図示せる産業道路は一面警備道路として大同二年賦役に依って旧道路の改修並に開築されたものであり康徳二年六月以降延一二〇両里の産業道路の新設に賦役を農民に課徴してゐる。



2. 交通運輸機関

洮南縣に於ける各種車輌数は次の如し。

（康徳二年八月現在）

乗用馬車	二九六
人力車	三
平車	三
自転車	三二一
自動車	九

区分＼種類	大車	花軲轆車	牛車	騎車	木頭車	合計
第一区	三二	二七	七	一	一五	八二
第二区	二五	二四	八	—	九	六六
第三区	二七〇	二一	二四	—	二〇	三三五
第四区	二五六	四四	—	—	二一四	五一四
第五区	一四六	一九	二三	—	二四	二一二
第六区	四五四	四一	—	—	二〇	五一五
第七区	二九八	—	二一	—	二五	三九四

合計	一〇八一	一七八	八二	一	[illegible]

馬車組合

現在縣城に於ける馬車組合は[illegible]馬車營業[illegible]

立つて居るもの、[illegible]

[illegible]章程を掲げておく、

第一條 本會ハ[illegible]馬車營業者ヲ以テ組織シ[illegible]

又[illegible]馬車業者ハ[illegible]入會スベシ

第二條 本会ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

第三條 [illegible]

第四條 [illegible]

ル際ニハ本会ヨリ縣公署ニ報告シ処罰或ハソノ營業ヲ停止ス

第五條 [illegible]

勿論納付スベキ税捐ヲ漏ナク納付シ一車毎ニ車牌モアレバ税捐納証書モアリ先ヨ

リ[illegible]營業ヲセルモ此等ノ影響ハ實ニ[illegible]

ラス許リデナク馬車営業者モ相当苦シムノデアリ今後此等ノ取締ヲナサル丶様ニ存ス。

第八條　本会営業者ニシテ一ソノ営業ヲ維持出来ヌ者生ジタル時ニハ本会ヨリ之ヲ救済シソノ者ヲ補助セシムル責任アリ。

第九條　本市若シ新シキ馬車営業者アルトキニハ本会ヨリ調査シタル上県公署ニ報告シ車台ヲ売渡シノ場合ニハ県公署ニ表名報告シタル上営業開始ヲ許ス

第十條　本会車台営業上若シ県城外三支里以内ニ於テ会員ヲ召集シ第八條ニ依リ会議ヲ開ク会員ヨリソノ損失ヲ補賞セシム

第十一條　本会章程若シ不適当ナル所ヲ生ジタルトキニ随時改正ヲ得

第十二條　本会章程県許可ノ日ヨリ施行ス

乗車賃は組合にて左の料金を規定しておる

0 05
0,10
0,20
0,15
0,20
0,10
0,35
0.20
0,20
0,25
0,15
0,15
0,20
0,10
0,25
0,15
0,15
0 30
0 20
0.30
0 25
0 25
0,20
0 25
0 30
0,05
0.10
0 25

陳孝術館館[illegible]	地[illegible]
公[illegible]公[illegible]市[illegible]	
[illegible]	

漢口特別市[illegible]馬車營業公會[illegible]章程

總則

第一條　本會由漢口特別市[illegible]馬車營業同業組織之[illegible]

第二條　本會以維持馬車營業為宗旨

第三條　本會純為馬車業者組織同業公會並不參加其他業務[illegible]

第四條　本會設正副會長各一人全體會員若干人正副會長須由[illegible]名者任之由正副會長及全會會員均係義務不支薪水但可酌給車馬費

第五條　本会如遇呈報事件即由会董中通文字者兼任之

第六條　本会受縣公署之命令聽警察之指導稽查車夫有無勒索客人之不法行為該遇不良份子影響其他車户之営業時得由本会報告縣公署処罰或停止其営業

第七條　本会車户専以馬車営業為生活既享公家保護之权利自応尽納捐之義務毎車一輛旣有車牌号碼可査且有捐票可証爾後再有自用坐車在街冒坐営業貿為魚目混珠一旦與乗客発生事端殊難査核此項馬車為数甚多、不但偷漏捐款且與其他馬車営業有碍応該法査禁以重捐務而維営業

第八條　本会馬車户如有無力支持営業者須由本会從団体之義気互相扶持以免停止営業

第九條　本市如有新営馬車業者当有本会査明随時呈報縣署如有車户将車変売或出兌時亦須呈報縣署更名始准営業

第十條　本会車户如在街内或出城三里以内遇有被匪劫去馬匹得由本会調査確実召集各車户本第八條用団体会議由各車户酌量攤款設法補助之

第十一條　本会簡章如有未尽事宜須随時修改之

第十二條　本會章程自呈准之日起施行之

輸送業

洮南市に於ける輸送業の設立資本金、代表者、営業状況、料金を左に示せば

一、大徳恆

所在地　五緯道一経路
設立　民国十九年八月一日
資本金　六千元
代表者　楊子文
営業状況　良好一個年取扱数量六四〇〇瓲
料金　一〇〇瓲に付き二五銭運搬費二銭計二七銭

二、張和達
所在地　四緯路一経路
設立　民国十八年三月一日
資本金　四千元
代表者　張積五
営業状況　良好一個年取引数量三、二〇〇瓩
料金　一〇〇瓩に付き一五銭運搬費二銭計一七銭

三、王新昌
所在地　五緯路
設立　康徳二年十一月一日
資本金　一千元

代表者　劉喜書

営業状況　元は王徳桟なりしも現在では内容を改め王新昌にて営業なし不良なり。

料金　一〇〇瓩に付き二五銭運搬費二銭計二七銭

四　荷記桟

所在地　四緯路

設立　民国十九年九月十五日

資本金　一千元

代表者　張欣先

営業状況　良好一個年取扱数量一、〇〇〇瓩

料金　一〇〇瓩に付き二五銭運搬費二銭計二七銭

五　吉長桟

所在地　四緯路

設立　民国十九年二月十五日

資本金　二千元

代表者　曲吉堂

営業状況　良好一個年取扱数量四〇〇瓩

料金　一〇〇瓩に付き二五銭運搬費二銭計二七銭

六　大有號
所在地　六疊溪
設立　民國十一年六月十二日
資本金　一千元
代表者　孫墨林
營業狀況　良好一個年取扱數量三、三〇〇噸
料金　一〇〇斤に付き二五錢運搬賃二錢計二七錢

七　[illegible]發轉運業
所在地　大灣路
設立　民國二十年十一月一日
資本金　一千元
代表者　潘朝忠
營業狀況　良好一個年取扱數量二、〇〇〇噸
料金　一〇〇斤に付き二五錢運搬賃二錢計二七錢

八　[illegible]公司
所在地　[illegible]
設立　民國二十年三月五日

資本金　三万五千元
代表者　馬子敏
営業状態　不振一個年取扱数量一八、〇〇〇瓩
料金　一〇〇瓩につき二五銭運搬費二銭計二七銭

九、城廂公司

所在地　二緯路三経路
設立　康徳元年一月
資本金　五万五百元
代表者　丁芳五
営業状態
料金　一〇〇瓩に付き十三銭運搬費二銭計十五銭

十　国際運輸洮南営業所

所在地　巨有街
設立　民国十年九月
資本金　五百万元
代表者　吉永利一
営業状態　良好一個年取扱数量一九、〇七七瓩

職工 全 一〇〇名ニテ主ニ[illegible]小口[illegible]計[illegible]

一一、九通洋行

所在地 三田街

設立 民国九年

資本金 一百万元

代表者 萩野英吉

営業概況 一個年取扱数量ハ大豚[illegible]

[illegible]ノ帰化ノ[illegible]ニ因リ国際運動並ニ[illegible]公署命令ニ依リ設立セル北寧医便[illegible]ニシテ[illegible]

経営陣ハ東昌泰、同興和、德興合、王心合、祥益公、永泰盛等ノ大[illegible]

営業目的ハ[illegible]ニ基キ[illegible]其ノ内容ハ

名称 北寧医便[illegible]公司

所在地 [illegible]

設立 大同二年九月

組織 合資会社[illegible]国際[illegible]

資本金 二万円也

事業目的 [illegible]

代表者 会長 王[illegible]

副会長、吉永利一（國際運輸兆南派出所長）

評議員　任升堂　參治泰一

從事員　八名　運搬人二二人

運搬料金　百斤に付き九銭（一麻袋六銭一平車積量一三麻袋）

敷設線路延数　二、八〇〇KM

運送方法　支那馬二頭にて一列（一列三平車縮結にして一列の積載量一、五瓲なり）成るものである

尚ほ車輌数三〇列馬匹四四頭

営業収支状況

年度別／種別	收入	支出
大同二年	二七、二七五、八〇円	二〇、〇三六、五二
康徳元年	一〇七、一九七、六七	八〇、一五六、一三
康徳二年	七三、五〇三、七一	五七、五七〇、一八

貨物取扱数量

年度別／種別	貨物数量
大同二年	二七、二七〇瓲
康徳元年	三五〇、六五〇〃
康徳二年	一四五、〇一二〃

自動車

民営の汽車公司として、利民汽車公司（代表者張丕全）は民国十八年二万五千円の合資会社と康徳元年二月に一万八千円の資金を以て単独にて営業せる城南公司・八丁樹村…あり…

目下右ノ二線ハ營業成績可成良好ニシテ其ノ概要ハ左ノ如シ

第一路線洮南學田地間旅客汽車開到時刻表

第一次	區間里程	營業所 停車所	累計里程	第二次
9,00	0	洮南	153	14,20
10,30	17	下[illegible]	99?	11,50
11,30	2?	野馬圖	64?	10,50
12,30	13?	壮[illegible]基	39	9,50
14,00	2?	大[illegible]	16	8,20
14,20	??	學田地	0	8,00

第二路線洮南[illegible]間旅客汽車開到時刻表

第一次	區間里程	營業所 停車所	累計里程	第二次
7,00	0	洮南	[illegible]	13,50
11,00	[illegible]	[illegible]	[illegible]	11,[illegible]0
13,50	[illegible]	[illegible]	0	9,00

第一路線洮南学田地間旅客運費及里程表

公里	程		里		km	
158	148	119	94	64	洮 南	旅客運費（国幣）
89	79	50	25	至 労	2,76	
64	54	25	図馬野	1,00	3,96	
39	29	杜尔基	1,00	2,00	4,76	
10	户 大	1,16	2,16	3,16	5,92	
地田学	0,40	1,56	2,56	3,56	6,32	

第二路線洮南高力板間旅客運賃及里程表

公 里	程	里	
127	75	南 洮	旅客運賃（國幣）
52	站 本 大	3,00	
板 力 高	2,08	5,08	

[illegible]

第一次	区间里程	营宿站			累计里程	第二次
9,00	0	兆		南	157	14,50
11,30	29	石	窝	堡	84	12,20
12,30	25	野	马	川	64	11,20
13,30	23	杜	尔	基	37	10,20
15,00	27	大		户	10	9,30
15,20	10	学	田	地	4	9,10

出兆南至学田地间里程表

自兆南起至

石窝堡八十七公里

野马川四十四公里

杜尔基一百二十七公里

八家户一百四十八公里

学田地一百五十八公里

其の他に康徳元年十二月十五日より鉄路総局の営業せる二線あり。

線名	区間	所要時間	粁数	運行	運賃(大人)	備考
京兆線	兆南―龍泉鎮	四時間半	一一〇粁	隔日一往復	五・五〇円	大賚―龍泉鎮運転休止
兆安線	兆南―突泉	四時間	一〇五粁	毎日一往復	五・二五円	

鉄道

兆南縣南西部地方は平斉線の沿線にして黒水兆南々站兆南東站の名站あり。兆南東站は（現在の兆南駅）平斉線の起点満鉄本線四平街駅を起点として平斉沿線の一大都市兆南の関門をなす。

平斉線は満洲国国有鉄道として鉄路総局に依る委任経営以前已に満鉄本線の培養線として国家鉄道の社会的並に経済的に及ぼした影響は至大のものであつた。

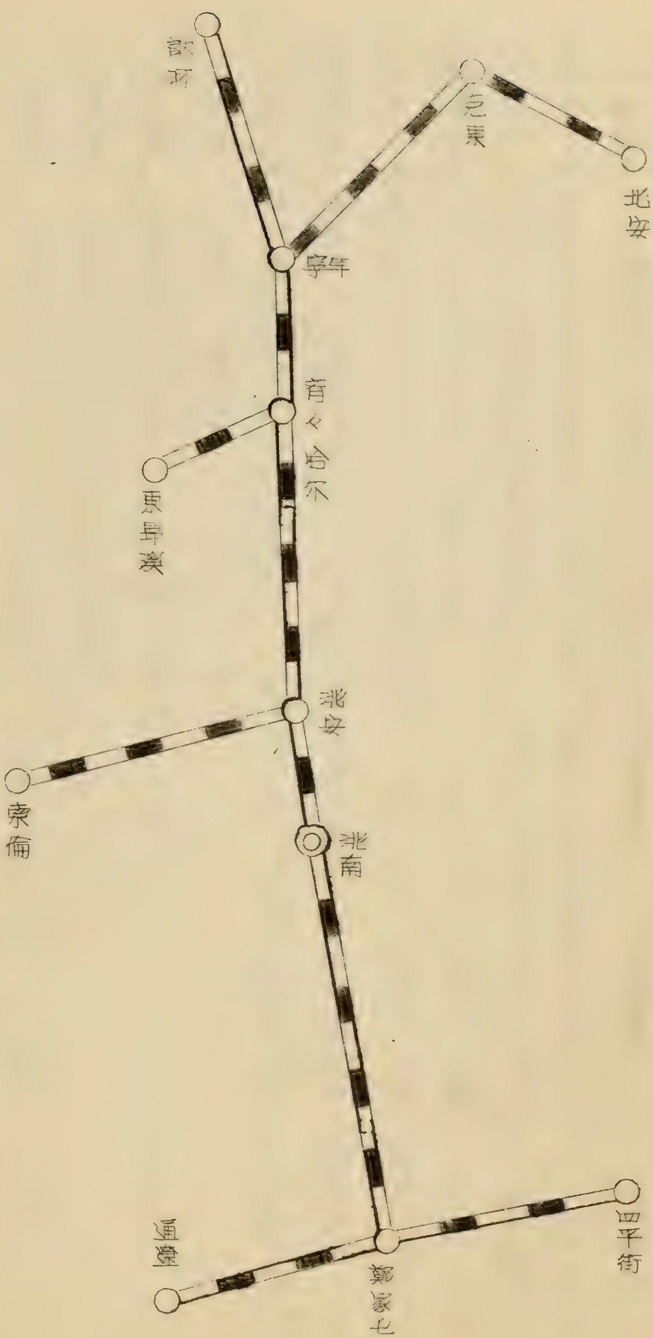
之の平斉線の沿革の究明に依つて平斉沿線中の主要都市兆南に於ける鉄道より培養された経済的な各層が分明し鉄道の経済機能の発揮と漸次発達の過程を契機とした経済的発達の圏内に於て発達せる兆南の全貌が明かにされる。

四兆、兆昂の二鉄道は旧政权時代に於ては従来南北満洲の連絡が全く東支鉄道南部線（現在の京浜線）に独占されてゐるため政治的並に経済的な斯る圧迫下の状勢を打開し牽制するべく又豊饒なる未開地の開拓と之に伴ふ出産貨物の取扱等社会的経済的な政策の下に敷設され

に所謂満鉄三鉄道の一であるが対外的消費貨物として首位を争ふ[illegible]
るため白線内に之の集散吸収せる貨物の呑吐港を有しない事に依って四平街より大連へと[illegible]
り系統を決定付けられてゐることに依り之の線は寧ろ満鉄本線の重要なる培養線であると[illegible]
次に斯る政策の下に架設された四洮、洮昂等の諸線の影響下に於ける洮南の運命を[illegible]
若干を見ると

四鄭線	民国七年一月	（一九一八年）
鄭通線	民国十三年七月	（一九二四年）
鄭洮線	民国十三年七月	（一九二四年）
洮昂線	民国十五年七月	（一九二六年）

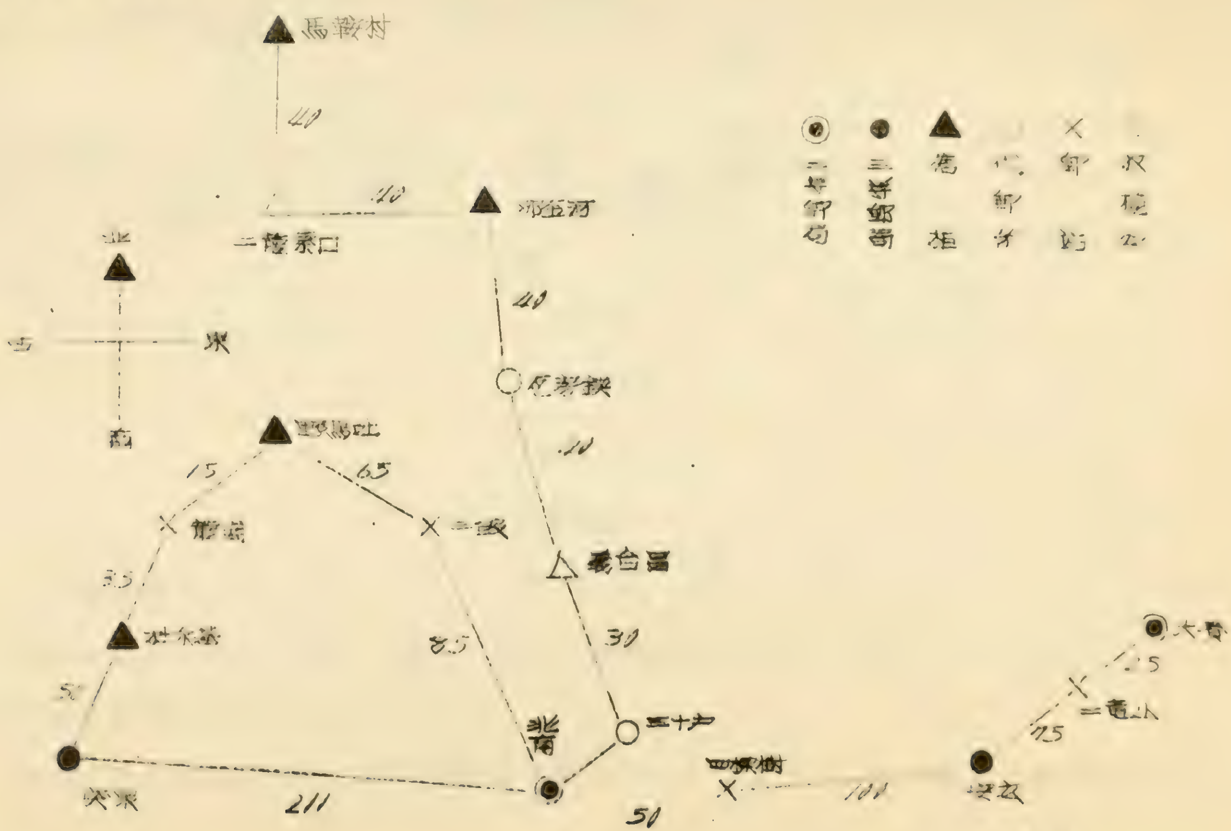
四洮、洮昂二線は以上の年代に営業され従来鄭家屯より遼河の水運を利用して出[illegible]
及貨物輸入物資は之の鉄道を利用されて即ち白営城等を[illegible]
要と更に鉄道の開通に依る東蒙一帯の農業的資源の[illegible]
に発展せしめて市場的発達と交通の要地として之の[illegible]
洮南は斯くして[illegible]漸進的発展過程にありて更に前途を[illegible]
鉄路局が設置された。洮南鉄路局は、四洮、洮昂、洮索、斉克の[illegible]
り四洮線の終点洮南々站は貨物駅として洮南[illegible]
蔵洮南東站は旅客乗降駅となってゐる



而して洮南鉄路局は全満交通機能の有機性的発揮と大等機構の統一確立のため康徳二年十一月斉々哈尔に移管された事と更に又近来京索京白線の営業と共に交通の要地は白城子に一歩くれ之の背後地たる出廻りは各線に吸收されることも市場洮南の発展性に至大な影響を齎してゐる、

通信機関

洮南に於ける郵政は新京郵政管理局の管轄下にある二等郵政局がある。洮南から安広、大賚

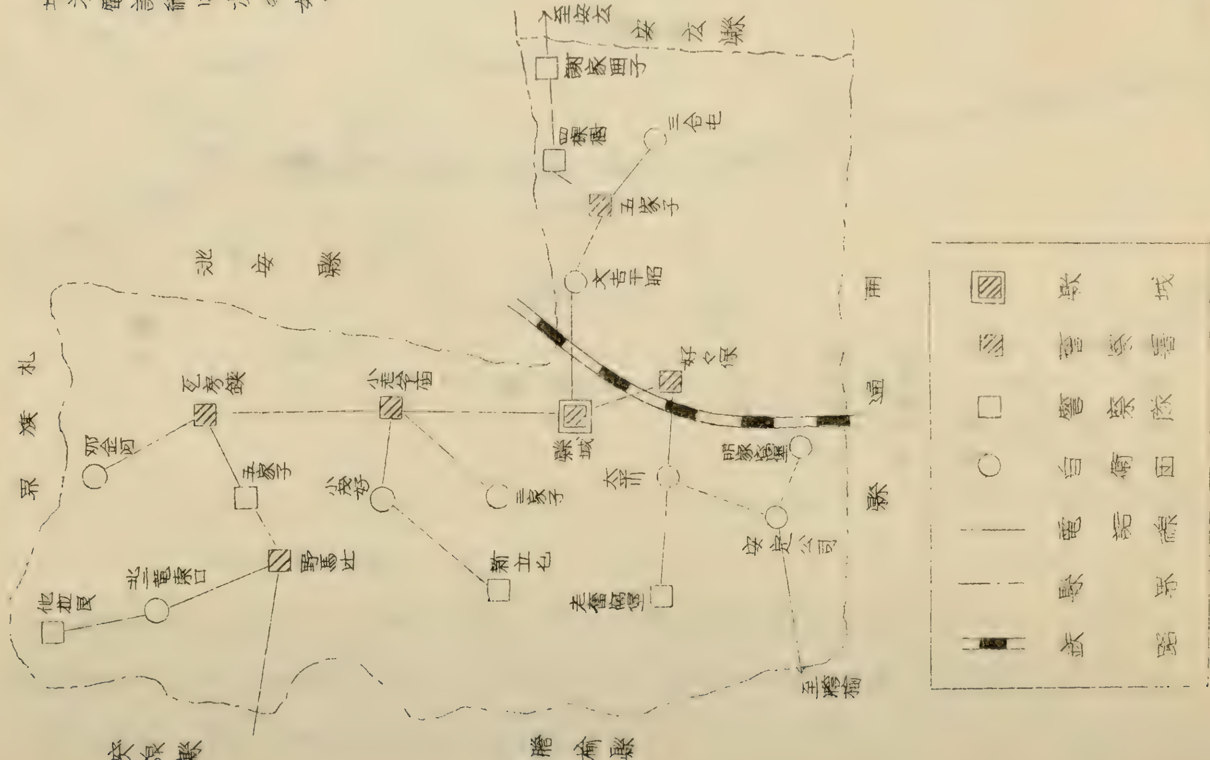


馬鞍村
北
西
東
南
40
211
50
100
15
6.5
8.5
30
7.5

電話は電々会社洮南電話局と縣営地方電話との二つがある。地方電話は警備電話であつて保甲所等へ架設されてゐる。

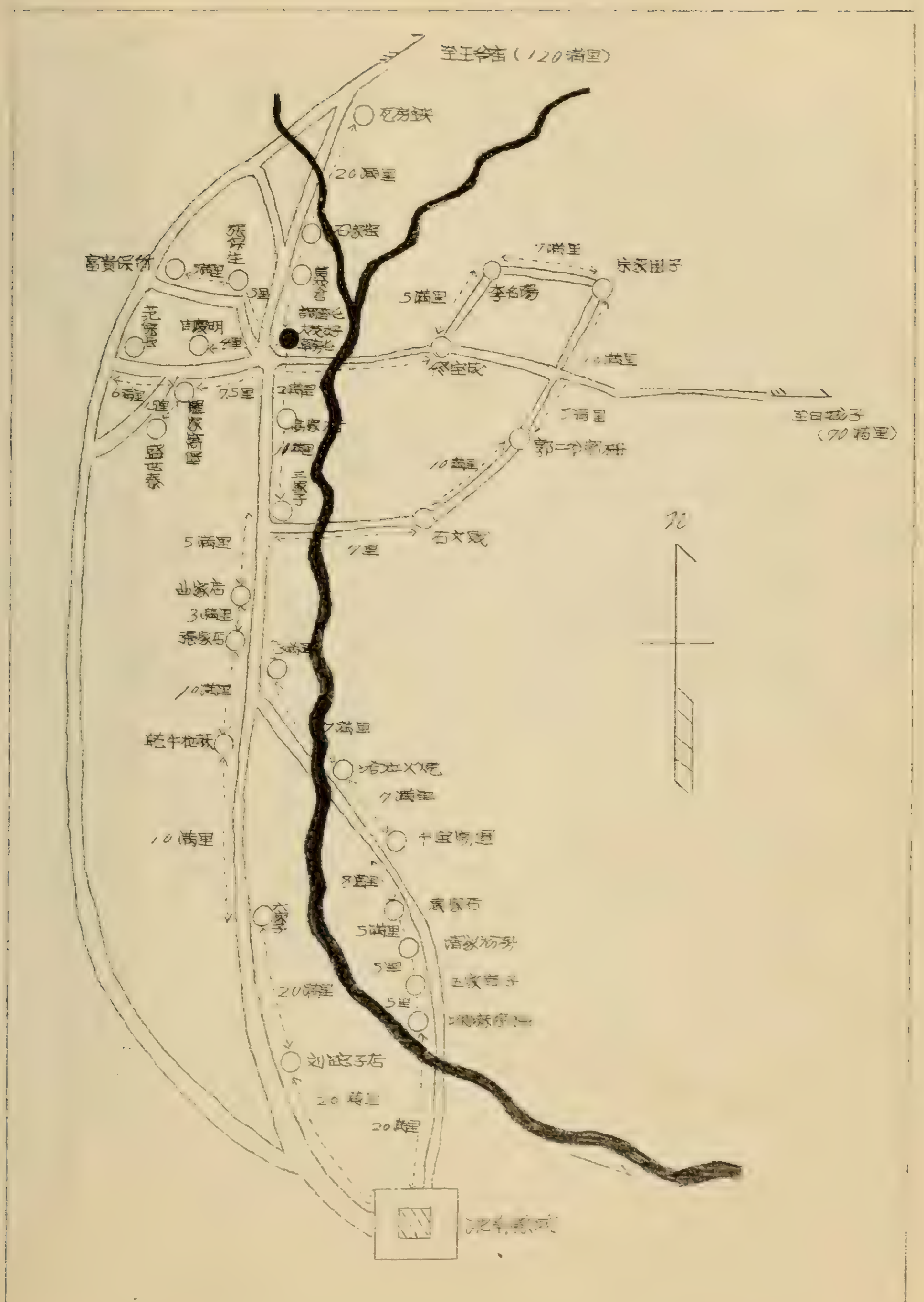
電信は電々会社にて日文、満文を取扱ひ無電台は日本軍の通信をなしてゐる。

地方電話網は次の如し。



二、他の交通及通信概況

他の主要出廻地池畲市場へは政府より八十清里を距て季節別に依り交通の難易はあるも大体三十時
間には大車にて午前三時に出発、午後十時に池畲に到着、往復には四日間の所要時間にして、往日
間を要し徒歩にては之に準じてゐる。何れ里の所要時間に二日間である。
徐甲嶺迄は一百清里、池畲市場とは二百清里程である。
其の間に於ける道路は大体の如し。
電報は何れも…して徐甲嶺を経由して徐甲嶺より配達される。


至王爷庙（120满里）
20满里
5满里
7满里
至白城子
（70满里）
7里
3满里
10满里
20满里

也の近傍を洮兆所が流通して居るのでは無い。

第五節　度量衡

洮南縣に於ける度量衡は依然として新制度量衡の民間実施期に非ずして依然として……

他商店の取引に於て在来の旧制度量衡を用ひられ居る。実業部が度量衡の新制度普及に……

洮南縣城に工程處（度量衡）に実業部指定の東北大に於ける新制を推し販売をなし……

主要出廻地としての洮南縣城と調査地との度量衡は次の如し。

度量衡

一、度

種類	単位	満洲国（新制）	日本
七の木尺	一尺	〇、九四八尺	一、〇四尺
七の裁尺	一尺	一、〇五〇尺	一、一六尺
[illegible]の木尺	一尺	〇、九四八尺	一、〇四尺
[illegible]の裁尺	一尺	一、〇四〇尺	一、一四尺

二、量

種類	單位	滿洲國（新制）	日本
出斛	一石	三、六七石	二、〇四石
縣斛	一石	三、八〇石	二、一一石

三、衡

種類	單位	滿洲國（新制）	日本
出の秤	一斤	一、〇八斤	〇、九〇斤
縣の秤	一斤	一、〇七斤	〇、八九斤

地積

單位	地積	日本
一弓	木尺五尺平方	五、二〇尺平方

一畝	二八八坪	
一町	一〇畝	七銭二部三二歩
一方	四五畝	

これの度量衡は農家協同して其の各戸に就き調査してその内の度量衡を持つた者…

其の農家より借用してゐる。卒ちの草分け農家は結単の頃に採用されたのか…

この際前述の様な形を成さないのは之れ等、それぞれの実質と差異があるものと思はれる。

其の度量衡は商務会にて調査せられたもの及び更に大種院にて実地調査されたものである

其の計器は商務会の検定を受けたものを各種商店にて使用し年一回の検定料を…

徴取されてゐる。

第十一章 諸税公課

第一節 田賦及畝捐

一、税率

等則なり。地券面積と実際の課税面積との割合に依りて土地の良否に従ひ負担の軽重を区分せり、即ち次表の如し。

一 全面積の七割　上地

二 全面積の五割四六　中地

三 全面積の三割五分　下地

四 全面積の一割一二　最下地

右は光緒二九年、洮南府より府員派し、実地検分の上決定せるものにして、之を現在踏襲してゐるのである。

二、前段区分を収穫量より見れば次の如くなる。

	高粱 豊年	高粱 平年	高粱 凶年	大豆 豊年	大豆 平年	大豆 凶年
上	四石	三	一、五	二、五	二	一

四	二	二	一	二	一、五	一、七
六	二	一、五	〇、五	一、三	一、〇	—
計	一、五	〇、七	—	耕作不能	—	—

三. 地券面積、課税面積との関係

[illegible]地券所有者の地券に依れば、[illegible]の頃に於て示せる如く

	地券面積	[illegible]土地数	耕種毛地数	荒廃未耕 地数	土地[illegible]
于長琛	二六、〇	六、〇	二一、〇	五、〇	三、七 [illegible]
朱長海	四六、三	一二、八	二四、〇	二二、三	三七 〃
許連璧	五〇、〇	三四、〇	四〇、〇	一〇、〇	三七 〃

四. 課税免除地（康徳二年六月）

牧地、[illegible]に於て[illegible]、牧地は人力耕作不能地と[illegible]、[illegible]には耕種したるも、結局的には不能なる土地であり、主に牧畜、放牧、採草、[illegible]地と採取する等の目的の為に使用されるものにして、特に[illegible]

[illegible]

註、[illegible]

其他の[illegible]に於て、[illegible]あり、地質悪く砂礫多くして到底耕種に堪へざる[illegible]

にして、未だ全然耕種されざりしが、又はし得ざる如き土地である。

開墾地数の相違

升科の当時の実際開墾面積が地券に記載せられたるも、其の後自ら開墾し、届出をなさゞるもの、その実際地数は明らかならざるも、現に村公所貴賦課面積と税賦課面積との相違は明白それの証左である。何となれば税は、地券に記されたる届出面積に依り旧態依然、旧慣を踏襲してゐるものである。然るに後者は康徳二年三月縣公署内務局訓令に基き富貴保に於いて土地調査委員会を組織せしめ委員をして調査せしめ、其の報告に據りて賦課するものなるが故に多少の相違はあるにしても大体事実に近き耕地面積なりと看做することが出来るからである。

五、

1、納期

共に十一月一日より翌年四月末迄

2、納入場所及納入方法

前者は租賦に於ては洮南縣租地局、後者は縣公署財務局である。が連年水害相次きし為、農民甚だしく生活困難にして納税成績上らざる故、大同元年以来大方滞納なれば縣当局は吏員を督励し、各保公所に派遣、農民を集め、強ひて肯んぜざる者は保甲所に留置し、帰家を許さず斯くの如き方法を講じ、昨年は漸く滞納分の一部を納めたる状況である。

六、吏員を保甲所に派遣、農民を集めて申渡す、納めざるものあれば保甲所に留置す。特に強硬な

るものは縣公署に引渡し帰家せしめざるものあり。

七、故年前項の如き方法を講じたるにも不拘、右の如き状況なり。甚だ多し、租賦は七〇―九〇%、欧指は二、三〇%
ハ執期経過後一ヶ月一割、二ヶ月二割、三ヶ月後は三割、其他期由保分、

第二節　出産糧石税

一、税率

粗糧 $\frac{2.5}{100}$　細糧 $\frac{1}{100}$　油糧 $\frac{2.5}{100}$　豆類 $\frac{2.5}{100}$

二、課税標準（従價）

三、公定相場決定法

糧穀公会より上等、中等、下等の三国名穀平均相場を届出し、更に[illegible]
[illegible]も有り

仍って其の前月相場となし、課税標準価格の関係次の如くである。

相市相場　　　標準価格

洮安税捐局康徳三年四月下旬糧石価格表

種　類	価　格	備　考
黄　豆	2,19	
紅　粮	1,16	
包　米	1,10	
蕎　子	1,17	
小　米	1,90	
粳　米	5,00	
大　米	5,40	
稲　子	1,70	
吉　豆	2,55	
小　豆	2,00	
芝　蔴	5,52	
蘇　子	1,85	
散藁子	1,25	
江　豆	1,95	
蕎　麦	0,87	
元　米	1,95	
生　米	1,97	
大　麦	0,75	
小　麦	2,30	
大麻子	1,95	
小麻子	1,20	
藁　子	1,25	
落花生	-	
杏　豆	1,55	
秫　米	1,55	

二一日―三十日 ↓ 五日―一五日

一日―一〇日 ↓ 一六日―二五日

一一日―二〇日 ↓ 二六日―四日

康德二年三月上旬糧石價格表

糧穀種類	[illegible]價格	[illegible]價格	[illegible]價格
元豆	1.93	1.85	1.75
青豆	—	—	1.30
杏豆	1.55	—	1.30
黄豆	—	—	1.3[illegible]
黑豆	—	—	1.3[illegible]
江豆	1.85	1.60	1.50
豌豆	—	—	1.40
小豆	2.10	1.70	1.70
吉豆	2.60	2.10	2.00
稻米	4.80	6.00	6.50
粳米	4.50	5.00	5.00
[illegible]米	—	—	[illegible]
稻子	1.40	1.80	4.00
粳子	—	1.50	3.00
大麥	.85	1.10	.80
小麥	2.50	2.20	1.70
紅糧	1.[illegible]	.87	.75
蕎子	1.14	.93	.95
糜子	1.25	1.00	1.20
稗子	1.26	—	1.60
[illegible]	.95	.77	.8[illegible]
元米	1.90	2.10	2.00
粳米	1.95	—	2.00
小米	1.95	1.89	1.80
包米	.89	.72	.70
秫米	1.40	1.50	1.30
芝麻	5.25	4.30	4.20
蘇子	1.55	1.80	1.20
大麻子	1.95	1.50	1.00
小麻子	1.22	1.20	.93
落花生	—	2.40	2.50
[illegible]實	—	—	1.20

四、納入方法

1、なし

2、糧桟に於て代納す、

税に於ては然らざるも、糧石捐に於ては規定税額は売糧標準価額の$\frac{2}{100}$なるも、実際農民の負担額は$\frac{1}{100}$にして、之は両者折半負担するが実情なり、故に農民は売糧に当り糧石税の全額に加ふるに糧石捐の半額を負担するなり。更に右の外、車店に於て佣銭の名の下に売糧仲介手数料を売価の$\frac{2}{100}$、若カ運搬費として花銭と称し斗当り五厘乃至一銭を徴収す。

第三節　牲畜及附加捐

一、牛、馬、驢、騾、豚、羊

二、別表の如し

三、納税義務者は牲畜購入者にして、購入者は牲畜買入後直に税捐局に行きその税額を納入するのである。

税捐局に於ては馬店、（中介商人）に一定様式の三聯より成る所有証明用紙（一冊三〇銭）を買はしめ、馬店は牲畜売却者に対しこの用紙を用ひてその所有者なることの証明を与ふ

るものである。而して[illegible]

[illegible]

牲畜税課税標準及税額　　康徳元年度牲畜税表

	頭数	標準	税額
牛	11,707	333,262	17,562
馬	3,133	112,970	5,447
騾	664	27,473	1,331
驢	2,097	41,451	1,772
猪	10,258	155,604	4,992
羊	8,076	24,078	833
計	32,135	693,842	30,740

康徳三年度（半年分）

	頭数	標準	税額
牛	7,271	235,738	12,487
馬	4,350	156,234	8,225
騾	798	34,552	1,855

驴	2,366	33,722	888
猪	4,118	62,239	1,638
羊	4,551	18,300	482
計	23,425	540,794	25,459

屠宰税

一、牛、馬、騾、驴、猪、羊

二、課税標準及税額（別表）

三、屠宰者は税金納入の上（証表を示し）屠宰す。然る後其の肉に局員印子を捺す。右税は屠宰者直接税捐局に来り納入す。

四、祭其の他の時に夜間巡行し取締を行ふ。発見の場合は税及罰金を徴収し、同時に之を縣公署財務局に通知す。

尚税は数頭ある見込なるも（城内にて）昨年発見せるは、十二月に一頭なり。

屠宰税課税物件及税額　康徳二年（半年分）　屠宰税

	数	税
牛	779	69
馬	3	0（元未満）

經濟篇

一、牛騾馬、豬、羊[illegible]

驢	—	[illegible]
騾	30	4
豬	3,926	342
羊	1,961	172
計	6,719	598

[illegible]（[illegible]之牛羊）

	數	價
牛	1,150	142
馬	—	—
騾	—	—
驢	—	—
豬	9,221	830
羊	1,693	149
計	12,378	1,125

二、康徳二年一月至十二月

牛、二、八二〇。　騾馬、一〇。　猪、九七、〇〇〇

羊、一、七七〇。　驢　三一〇。

種類＼税目	税	屠宰場借用料	検査手数料	合計
牛	2,00円	0,30円	0,20円	2,50円
騾馬	1,50	0,30	0,20	2,00
猪	0,80	0,30	0,10	1,20
羊	0,20	0,20	0,10	0,50
驢	0,60	0,10	0,10	0,80

三、縣公署員屠宰場に行き屠宰を監督す。屠宰者は納税票を提示し然る後屠宰す。屠宰後印子を捺すも印子銭は取らず。

四、脱税多少ある見込なるも数字不明。

祭日其の他のときに四五人の縣公署員街区を巡回取締に従ふ。

発見せる場合は税及五元の罰金を課す、而してその屠宰物件を没収し縣公署に於いて売価す。

第四節 交通稅

一、土地賣買

1. 土地賣買件數 実況

2. 稅率 6/100

3. [illegible] 每月[illegible] [illegible]

4.

月別	件数	売買価額	税額
1	26	25,496,20	1,529,[illegible]
2	—	—	—
3	27	13,125,38	787,53
4	20	6,570,98	394,25
5	34	7,766,75	466,01
6	19	7,266,[illegible]	435,[illegible]
7	8	5,972,[illegible]	358,[illegible]
8	8	2,952,[illegible]	177,[illegible]
9	12	4,937,60	296,26

10	8	1095.00	60.30
11	11	4,822,20	289,33
12	42	5,650,70	855,85
計	239	94,178,25	5,657,71

5. 契紙　毎張一元
　戸管　〃　二元

二、該当数設定

1. 入典物件　契税
2. 典価　4/100
3. 出典するとき、出典者　入典者共に縣公署財務局税契処に来り、不動産登記條令第一二六條に依り納税す。
4. 農民の納税成績に付きてはその数字的根拠知る能はざるも甚だしく不良なるが如く実際農民に付き調査せるに典関係、押関係多々あるにも拘はらず、大体白契であり、他方法　に於いて調査せるに其の状況次の如くであつた。

抵押权設定之登記、奉天瀋南地方法院（康德二年一月至年末止）

月別	土地種類及面積	[illegible]	融資額	利息	期限	備考
1	基地長30丈寛6丈磚土平房共28間	無	國幣2300円	日息每万円2円7角	15年為期	1件
2	基地長60丈寛6丈磚土平房共61間	〃	〃 2,000〃	月利5厘	〃	1件
3	基地長60丈寛67丈磚土平房共381間	〃	〃 35,000〃	〃	以2年010ケ月為期	〃
4	基地長40丈寛[illegible]丈[illegible]磚土平房共16間	〃	〃 2,000〃	〃	15年為期	〃
5	基地長15丈寛6丈磚土房共17間	〃	〃 2,880〃	日息万円27厘	〃	〃
6	(1)基地長30丈寛12丈磚土房共45間 (1)基地長45丈寛12丈磚土房共20間	〃	(1)口幣3,000円 (1)〃 1,540〃	(1)日息万円2円5角 (1)月利2分5厘	〃 無	2件
7	基地[illegible]丈寛[illegible]磚土平房共[illegible]間	〃	〃 [illegible]円	月息2分5厘	以2年為期	1件
8	(1)基地長30丈寛7丈磚土房共25間 (1)基地長30丈寛15丈磚土房共31間	〃	(1)口幣2,740円 (1)〃 30537円	日息万円2円5角 無	15年為期 無	2件
9		〃				
10	基地長60丈寛7丈磚土房共37間	〃	口幣10,000円	日息万円3円	15年為期	1件
11	(1)毛荒2975畝 (1)口地50畝 (1)基地長60丈寛40丈 荒地1,000畝 (1)基地長60丈寛24丈5尺磚土房共97間	〃	(1)口幣4,500円 (1)〃 500〃 (1)〃 2,500〃 (1)〃 6,000〃	(1)月息 分厘 (1)〃 〃 (1)〃 1分5厘 (1)日息万円2円7角	(1)以3ケ月為期 (1)〃 (1)以6ケ月為期 (1)15年為期	4件
12	基地長10丈、寛6丈		口幣200円	月利2分5厘	以3ケ月為期	1件
合計	共收16件	〃				10件

第四章　登記費

第一百二十六條　聲請為不動產权利設定保存移動之應依左列規定繳納登記費

一、因贈與或其他無償名義所得所有权者不動產価值千分之三十但公共事業因捐助行為取得者千分之十。

二、因時效得所有权者不動產価值千分之二十。

三、因繼承取得所有权者不動產価值千分之六非親生子孫繼承者千分之十五。

四、因前三款以外原因取得所有权者不動產価值千分之五。

五、為共有物之分割者不動產权価值千分之三。

六、取得地貴权永佃权典权債权者該权利価值千分之五。

七、取得抵押权者該权利価值千分之五。

八、取得地役权租借权者該权利価他千分之一。

5、工本費（五錢）聲請書に印紙を貼して納付す。不動產登記條令一四一條

第五節　車牌捐

一、大車

二、一長一元、二長二元、三四長四元、五大長以上大元

三、十一月一日より翌年二月末迄 未縣購領 或は旅員放訂

四、康徳二年 一一、〇九一元

〃元年 一五、〇五一元

大同二年 八、四三三元

大同元年 一四、五八四元

第六節 縣農会費（区農務会は康徳二年六月末廃止）

一、〇農務を改良し農業状況を調査し農業発展を促す。

（兆南縣農会現行管章）為に徴収す。

〇用途

二、農民 晌当八銭

三、民国初年より決定せるものにして当時の決定者不明なるも縣当局及農務会長なりしが如し

四、会費は畝捐票に附記し徴収す。

なほ徴収時期及方法は畝捐と同じ、収入額二五、五六元。

第七節　義倉費

一、十二月　一一七九、三六八石

一月　二五八八、三二三四四

二月　一六八、五二

三月　八五一、三四四四

二、畝当旧斗二升、新斗八升（十二月二十五日）　運搬費斗当一五銭

追加分　二合　（二月二十五日）　二十銭

三、第一回　十二月二十五日

第二回　三月二十五日

場所　甲長が集め、甲長は運送家に托し洮南縣義倉本倉に持込納入す。

第八節　保甲費、自衛団費

調査地に於ては康徳二年九月一日より村制を廃し保甲制を布き、村公署を保甲所と改めたり、又

に当地方に於ては保甲費と村費は一致す、且つ自衛団費も其の中に包含せられたり。

一、経費徴収の目的は要するに保甲制（旧制）の運用の為になりしものにして、其余は警察、自衛団費、諸公費其の他交際等費である。

二、経費割当者は形式的には保長なるも、実際は保土地調査委員会の実務面負担割当に基き、甲長、保長、村民と協議し之を決定し賦課するのである。

三、耳子数と協議し之を懸へ當に攤四し、其査定を受けたる土地調査委員会の調査による面積を割当て、康徳二年分は晌当四角であった。

四、保甲費等は甲を通じ徴収し、時期は毎年秋二回なるも春期は農民窮迫なる為秋期一回徴収となりおれり。

五、自衛団は保及甲自衛団に分れ居て甲自衛団員は各甲の賦役を以てすれば無給なりしも、保自衛団の経費は保甲費より晌当り一角を徴収し、之を保自衛団経費に充当す、一般自衛団経費は保甲費中より支弁せり。

第九節　其他公課

一、門牌費

1、一戸一枚、九銭にして、保甲制実施に際し戸口調査を行ひ配布せるものにして、戸籍を明らかにするの目的に出す。

二、廟会費

1、屯内土地廟の祭費にして、次の如く徴収し費消せり。

2、屯内劉福永之に当り、寄附の形に於て徴収し割当額次の如し。
四十戸中、九角　五戸、四角三角　各一戸、其の他一角乃至二角
四月十五日及七月十五日の二回。

三、賦役

1、縣産業道路修築、為に右賦役を課せり。

2、

3、割当状況
最初の割当者は縣長なるも現実的には各保に割当られたる賦役を保長が各農家に割当て甲長監督の下に実施せり。
割当方法は耕作面積を規準とし一晌当深さ一尺一方地の修築を課す。

4、なし。

5、縣城々壕修築賦役費あり。
大牌は三、小牌は四にて一人の労工費負担、第一牌第二牌は甲乙丙に分け、甲は月八角、乙

[illegible]四角　表は二角三分。

第三等は[illegible]五角　二、五年　表三角。

右三等は一人の分二貫負担。

第四等　第三等は甚だ一家窮乏の二等は夫々[illegible]人の分二貫負担す。[illegible]

以上各等二ヶ月半負担す。

第十節　地主、小作人、負担分勢

一般に[illegible]の場合は租税公課地主負担す。普通小作の場合は王租、畝捐、地主負担、村費以下、小作人負担[illegible]

第十一節　歴史的観察

一、[illegible]大同二年、康徳元年半減　其儘なり。

二、なし。

三、なし

四、なし

五、三五、[illegible]十七年二月三日 [illegible]三〇年 三月二[illegible] 大正二年、[illegible]三年
慶二年 四月。

[illegible]

疱瘡、麻疹、[illegible]

○大正二年度は水害の為、試験を延期された。

併し全色の通知が未だ来ない内に病院したものもある。それはその冬になって了った。

○水害の時には[illegible]水害の状況を報告して[illegible]

に避病の減免を請願した事はない。

○工兵の記事は以前にはなく、全てとられた事がない。

農道の修理は

農道（御道）の賦役、一町当、一方土は□坪 深さ一尺。……

陰暦八月年一回、

普通の実際上の仕事。

人口調査

家畜調査（伝染病、[illegible]頭数調査）

一、畑数調査（耕作面積）通知

甲長の実際の仕事（戸口調査、牲畜調査、戸数）通知

第十二章　貸借関係

第一節　縣並屯に於ける農村金融の概観

本屯に最も関係ある都市は前述の如く縣城と瓦房鎭である。両都市の金融状態に農村金融機関に付いて概観すれば縣城には先づ官営の金融合作社があり更に縣公署内務局に春耕貸款委員会（大同二年設立）災地復興資金委員分会（康徳元年設立）があり中央銀行より融資を受けて災害地の農村に貸出して居り又当舗としては五つの当舗がある。

瓦房鎭には各種の金融機関なく只康徳三年二月に当舗が一戸設立されたのみで、これが唯一の地方金融機関として存してゐるのみである。

又中央銀行に於ては地券担保としての直接貸出しはしてゐない。

本屯は縣城より北方九〇支里の地点にあり経済的に遠隔の地にあるため農戸金融の縣城への依存は極めて少い。又治安関係は極めて平穏なるため特に金融に不安を及ぼしてゐるといふことはない。只本屯に於ては年々水害が続出するため屯内金融は最近逼迫の状況にある。逼迫の程度も本屯は中農層が優遇に於て見らるる如く生活費（食料購入）としての小額の借金を屯外の親戚に或は屯内に於ける比較的金廻りの良い稗青（未だ一戸をなさざる）より借入してゐる状況である。

程中よりの借入れは本屯にては余り見られず殊に不在地主或は問屋等の都会地よりの借入れは殆んどなき状況である。

又当舗の利用は質物の皆無かつ又県城より遠隔の地にある為めこれが利用も余り活発ではない、

当該年度に於ける水害、旱害は全くなく従つて直接屯内金融に対りては影響はなかつた。

第　表　屯内貸借関係一覧表

戸番	経営種類	実質的経地 所有面積	耕作面積	借入 金額	借入 現物額	貸付 金額	貸付 現物額	備考
一	地主	一一.五一	〇.五〇	[illegible]			五.五〇	
二	地主	一五.五〇	〇.七〇	[illegible]	四.六一		一.六四	
三	地主、自作	四八.〇〇	一三.三〇	[illegible]				
四	地主、自作	二四.七〇	三.〇〇	[illegible]				
五	地主、小作	一八.〇〇	一.〇〇	[illegible]	一六.一六			
六	地主、自作	一一.〇〇	四.〇〇	[illegible]			四八.五〇	
七	地主、自作、雇農	二四.〇〇	一四.〇〇	[illegible]	[illegible]			
八	自作、被雇	五.四一	一.四〇		[illegible]			
計		[illegible]	五七.五〇	[illegible]		[illegible]		

農戸番号	経営態様	実質的農地所有面積	耕作面積	借入 金額	借入 現物額	貸付 金額	貸付 現物額	備考
10	自	六、〇〇	六、〇〇	八〇、〇〇	五四、一〇			
11	自、馬車業	二、四〇	二、四〇	一五九、〇〇	四二一、九九	二、〇〇		
12	自、小	二〇、一五	二四、一五	三三〇、〇〇	一八、四六			
13	自、小	四、〇〇	七、五〇	六、〇〇	二、六四	四〇、〇〇		
14	自小医師	三、〇〇	一八、〇〇					
15	小		二〇、〇〇	[illegible]、〇〇	二六、九〇			
16	小、馬車業		八、〇〇	六五、〇〇		七一、五四		
17	兼、外		九、三〇					
18	兼、外		五、五〇					
19	外、裡		五、一〇					
20	外、雇(年)		四、〇〇		三〇、二六			
21	外、労		三、三〇	八、〇〇	一〇、一一			
22	把		一三、〇〇		二八、一〇			
23	把、大工		(二三、〇〇)		一八、一三		三〇、七六	
24	把		二二、〇〇	七、〇〇				

25	杞		(一二二、〇〇)			一二五、〇〇	一六六、五五	
26	杞		二一、四〇					
27	杞		(二一、四〇)					
28	杞		一七、九〇	二〇、〇〇				
[illegible]	杞、蓬(日)		(一七・九〇)	七、〇〇				
[illegible]	[illegible]							
31	裡、蓬(月)							
32	蓬(月)			六、八〇				

七 内金融の概観

(1) 借入総戸数 三二戸

(2) 負債農家戸数 二三戸

(3) 総戸数に対する負債農家戸数の% 七二%

(4) 負債総額 三四六一、四八 現金 三五四三、八〇 現物 九一七・六八

(5) 農家一戸当借入額 現金 現物

(6) 貸付戸数 九戸

(7) 貸付額 詳細は戸別票集計表第十五貸借関係表参照

第二節　金融の種類

本屯に於ける貸借関係を見るに各階層を通じて最も多いのは個人貸借で個人関係以外のものは極く稀である。而も個人貸借関係に於ては親戚知人よりの借入が過半を占め残余の僅数を地主或は把青（小作人）よりの借入関係が占めてゐる。

一、個人貸借

本屯に於ける借入総件数は七〇件であるが内六四件は該個人貸借関係であり従って個人貸借関係が大半を占めてゐる訳である、六十四件の借入件数を借入先別に分割してみると都市よりの借入件数は十一件農村よりの借入件数は屯内同一五件屯外関係三八件である。都市より或は農村よりの借入関係に於いて、如何なる條件のものが支配的であるかに付いて略述してみれば都市とは縣城及び瓦房鎮の二市街地を指し前者は本縣に於ける中心市場をなし後者は地方市場として共に本縣に於ける主要都市である。本屯は此の両都市農産物の販売或は日常生活品の購入等をなし頗る密接なる関係をなしてゐる。此の両都市に於ける親戚知人（雑貨商、土地所有者、農業者等に）よりの借入関係をみるに一般に利子は年利五割四割月利三分等の高率である該件数中年利五割の借入関係を分析してみれば親戚と呼称してゐるも農村高利貸的性質を多分にもってゐる。期限は凡て一ケ年で無担保であるである。次いで農村よりの借入関係を一瞥してみれば屯内屯外（縣外）殆んど之が借入條件は同一で、只利子が屯内に比し屯外は高率のもの多く親戚知人よりの借入と称するものゝ職業的

[illegible]ものである。

[illegible]利に[illegible]最高[illegible]が借入[illegible]

現物借入もある。

これを直接出資で一ヶ年の期限となっている。

[illegible]一般に[illegible]を普通[illegible]

されることがある。大家族に於ける借入金に付いて戸主（家長）と個人とを区別してゐる、に付いて本宅に於ける大家族と称される(9)農戸の語るところを集合してみれば家としての負債は戸主の名を以てしてゐるが家族個人の借入は全く家と関係なく従って家の負債とはならぬのである。

（二）其の二　小作人間　小作人——地主間の金融

地主より小作人が借入してゐる件数は(1)より(20)の借入三件と(2)より(21)の借入一件とで合計四件で[illegible]前者は食料欠乏に依る現物借入で後者は冠婚葬祭としての現金借入である。

(1)と(22)農戸の借入条件の二、三に付き究明してみれば(22)農戸は把青である。本地に於ける把青は[illegible]収穫地主との収穫物分配方法が約されるものである。収穫物の分配は地主の[illegible]に於ては、把青は[illegible]の下に先づ折半され其の一半を地主は小作料として取得し残余の一半を把青[illegible]が全く適宜に分割してゐるのである。従って把青の収得物は甚だ少く家族の[illegible]の食料[illegible]な状況である。これがため多くの把青は結約と共に直に再[illegible]する[illegible]には[illegible]

約に依つて欠乏せる食料の借入をなしてゐるのである。

(22)の借入時期を見れば二月上旬一件と三月上旬二件で食料欠乏の為めの借入となつてゐるが、利子は年利四割で屯内間に於ける貸借関係にては最高をなしてゐる。

更に本屯に於ける特殊的事例としての地主或は屯内の有産者層が一把青より現物借入をしてゐる状況を一瞥してみれば貸付者たる農戸(25)は(5)の下に於ける把青で未だ門牌を有せざる独身者である。(25)より借入してゐる農戸は地主である(5)を初めとし(10)、(11)の三戸で現物（高粱、黄豆）のみの借入で利子は年利三割五分或は年利三割となつてゐる、用途は飼料食料で期限は一ケ年となつてゐるが利子のみを支払つての未済となつてゐる該借入関係についての詳細は後述に於いてなすが要するに把青にも(22)の如き農戸と(25)の如き農戸と双あることを識知してもらへばいゝのである。

期限は明示せず有時払となつてゐるが秋収後の収穫物分配の場合に直接差引いてゐる。従つて(22)の収得物は全く微々たるものとなり食はんがため生きんがための食料借入は逐年増えてゆく事であらう。

又(2)と(21)との借入関係を観るに(21)は傍外青で、(2)の地主より三月に生活費として八月を借入してゐる期限は一ケ年で無利子となつてゐる。

無利子に付ては(2)は年々小作契約を継続してゐるためと語つてゐるが地主の恩恵的事例とみてよからう。

二、農家負債

現物借入農戸は十三戸を数へるがこれが最高農戸は(11)農戸である。(11)農戸の借入額は大麦一六、一一[illegible]石、黄豆一二、八九石、小米一二、八五石で評価額は合計四二一、九九円の多額となってゐる。此の負債の多額の理由に付いての詳細は後述するが要するに雑業たる馬車輸送業を為す爲の家畜の飼養に依りてゐること、経営規模が余りに食料飼料を補足するに過小である事とに歸結するものである。即ち(11)に付いては前述の如く花青によれる収得が余りに僅少なりしため家族の一ヶ年の食料にも困れる食料欠乏に基き多額の現物を借入したものである。

現物貸付農戸は六戸を数へるが(25)(15)が最高貸出農戸である。(25)農戸の貸付現物は高粱二五、六九石、黄豆一〇、七八石、小米三、五七石で評価額合計[illegible]て、五五円の多額に上ってゐる。該農戸の貸付額の多い理由に付いては既に前述した如くである。貸付先に付いては地主より小作人の貸付（該事例として(1)と(22)）花青より雇主及本屯有産者層への貸付（該事例として(25)）或は親戚知人への貸付である。如何なる階層から如何なる階層への貸出が多いかに就いては後述することゝし、こゝにては右に止めて置く。

現物の貸付が[illegible]はれることは一般的には見られない[illegible]主より契約後借入してゐる事例は屢々見受けられる。現物の貸付が最も多く行はれる時期は二月にて次いで三月十二月である、二月に貸付が多額なるは食糧[illegible]に於ける食料の欠乏期に当るから[illegible]

翌年二月三月は現物貸出が多いとの事である。

借入穀物の種類及之が如何なる用途に費消されてゐるかに付いての詳細は後述する事とする。穀類として挙げられるものは高粱、小米、黄豆で主として食料飼料に消費され残余の些額が種子として用ゐられてゐる。

春耕期に借入して秋收後に返済するといふ慣行は本屯にはないが地主小作人間の貸借は秋收後返済となつてゐる。若し秋收後の收得物を以て返済をなし得ざる場合は小作の再約をなりて期限の延長を計らねばならぬ。

(1)と(22)に於ける該事例は前述の如く小作料より貸付額を差引いてゐる。

一般に年内間に於ける返済即ち春季借して秋收後に返済をなしてゐる事例は少く康德二年度の借入関係をみても察知できる如く殆んど年内に於ける借入は未済となつてゐる。

契約期限の満了となりても返済の困難なる場合は借入金の場合と同様に利子のみ支払つて期限の延長をなしてゐる、取立方法は現物借入なるため強制的であるといふ事は全くなく現金借入と同一である。

三、糧桟、雑貨舗等商人よりの負債

個人貸借関係に於て都市よりの借入は一一件を算へるが四件は商舗よりの借入である。即ち(2)(5)、(6)、(13)、が借入農戸で、縣城、及房鉄の商号より借入してゐる、(2)、(5)、(6)農戸は親戚関係(16)は知人関係と呼称してゐるが　これが借入條件を吟味してみれば農村高利貸とみられ殊に(5)

(4)甚戸に付いては然りである。其の土地、目下三個に何れも今も貸借関係にある商業利用として
とあるから、前項(13)甚戸は耕種なるもの故にこれを省略する。

該四件は何れも商舗発行の借券を利用して借入してゐるものではなく、又(13)甚戸を除く外は全部其の販売は年々して居り僅かに日用品を購入してゐるに過ぎぬ。

く獲得せる後諸負債等を返済し、又は残高をして土地獲得の為めに土地を担保として金融等を実現し、分付け並に耕作不可能なる場合は総て田地物件に於て土地を仕分け取得してゐることは普通一般の現在となる。

四、粮棧

それ等の沿革は民国十二年より十六年迄の黄金時代を過ぎて、最も盛に行はれたのは民国十一年頃であつた。当時は鉄道開通し、穀価の騰貴してゐたため粮棧もこれに随つて相当収益を上げ、取扱つた小粮棧は全部の農産物を付けなかつた、農民も亦六台位農民なりであつた。それ、証券は一軒依頼され粮棧からこれを保管し保証人は一人必ず要り契約は六月より七月に至る迄一月の契約期が最も多い、粮棧の穀物は黄豆最も多く次いで高粱で他穀物との契約は少なかつたとのことである。

粮棧価格は粮棧当時の市価を標準として決定される即ち粮棧契約期の穀価が一斗に付き一円ならば粮棧価格は大の銭とのことである。納入期は黄豆、高粱共に十一月中旬迄とされてゐる。保証人は全責任を負ふものであるが若し災害（大字屯に於ては水害）に基く契約石数の納入が出来ざる

場合は保証人は契約石数の全額或は不足額を立替へねばならぬのである。

立替は必らず現物とされてゐる、又糧桟との契約によりては納入二ケ月以上滞る場合は月利三分を課せられることもある、保証人の資格としては要するに滞納の場合に於ける立替能力のある者で本屯農民は県城の雑貨舗等をなしてゐる親戚知人或は年々多額の購入をなす雑貨舗等に依頼して多く保証人となつてもらつたとかいふことである。

農民の糧桟に対する観念は契約穀物が黄豆、高粱の商品化率の高度の穀物に限定されてゐる事と失言契約による穀価の不利を如実に了知してゐるため一般的に農民は希望して居らず農耕資金或は生活費の欠乏下にある小農階級が金融の途なきため已むを得ず糧桟を継続してゐたのである。

糧桟が最近全く衰微したのは単に法規の厳策のみでなく、本屯に於ける年々の水害農家の契約穀の納入を困難ならしめ糧桟をして多額の損失を被らしめた、めで 民国十七年頃より漸次衰微して行つたのである。

本屯に於ける本年度の糧桟契約は[13]農戸の一件のみで概要を述べてみれば、農家は糧桟が法的に禁止されてゐるためか或は契約主より禁じられてゐるためか糧桟なることを明言せず、又借入條件を再検しても糧桟なることが直解できず、糧桟の察知は全く至難であつた。

契約主は瓦房鎮在住の荆某といふ本屯農家の大車農具の修繕をなす鍛冶屋といふことである。

契約期は六月下旬穀物は黄豆一石(一新度)三、六七石)で契約証書はなく保証人は本

も在住の知人陳海（現在縣城在住）一人のみである。

糀糧価格は一斗に付き六〇銭で当時左房鎮に於ける穀価は一斗に付き一・〇〇円であったとのことである。

朝入穀は[illegible]保安人と共に[illegible]を産額並穀[illegible]入[illegible]一円六〇銭と[illegible]糀糧[illegible]農家[illegible]損失[illegible]

尚ほ糀糧に依る借入金は主として食料購入に費消されたとのことである。

五、土地建物担保金融

土地担保金融としては金融合作社春耕貸款等も挙げられるが該金融に付ひては後述すること[illegible]では[illegible]説明しよう。

先づ[illegible]土地建物を担保として借入金をなしてゐる[illegible]の事例[illegible]ある。

[illegible]県城の[illegible]地[illegible]を借入してゐる。本年一月納税整理子雇入の為に(13)より土地四畝[illegible]借入してゐる。

[illegible]土地所有者の負債の返済困難なる場合[illegible]注目せらるべきである。

尚ほ土地を担保として多額の貸付をなして数年を経過したる現在未だに貸付金の返済[illegible]

収得たる荒地二二、五畝を差押へ土地を取得したる事例は(ウ)農戸に一件みられる。

六、貸入（当舗）

本屯に於ける当舗利用の度合は極めて低く殊に事変後は該傾向著しく、わづかに一件を算へるのみである。本年度に於ては全く利用の農戸なき状況である。

僅かに一件を算へられる貸入とは(ロ)農戸の大同二年二月に於ける縣城公済当への貸入である。

本屯に於いて当舗の利用が斯くの如く低度なるは如何なる理由に因るかに付いて二、三の農民より聴取してみれば、姜徳は本屯に於ける家の大半は当舗を利用してゐない。事変前後を通じて交流河の氾濫に依る被害甚大なる場合にも当舗は全く利用されず親戚知人より借入れしてゐるとのことである、斯く当舗が農民間に利用されぬのは本屯が当舗所在の都市（即ち本縣にては縣城のみ）より遠距離だつたことと、交通不便だつた事とに因る。即ち当舗よりの借入金は貸草にも因るが一般に農民間の貸草にては二月乃至三月の些少の金額なることは当舗で斯く些額の借入金を得んために二日の労力を徒費を縣城の当舗より借入しなくとも当舗と同率の利子にて屯内或は屯外の知人農戸より容易に借入は出来ることが当舗の利用を皆無ならしめてゐる主なる理由なのであると語つてゐる。

又許景文は私が戸主となつてから許家にては当舗は全く利用しないと冒頭語りこれが理由に付いては貸草が皆無と為つたゝめと語つてゐる。更に本屯に於いて農民金融機関として大きな役割をもつ当舗の利用が極めて低度なる事に付いては許家と同様に貸草がなくなつたゝめであらうこ

諸?事業面には本化に於ける当舗の利用農戸が多く殊に中農層以上の農家の利用が[illegible]
に叙上の負担の有無で見様する。
事業資金として高価なる金、農業の購入、其他[illegible]
すべきである。
更に前は負担の営業と共に[illegible]
資金を収容して[illegible]当舗の利用[illegible]
又[illegible]
[illegible]
来るからと語ってゐる。
利用農が[illegible]
[illegible]
[illegible]
(ロ)農戸に付いての当舗借入の条件は戸別票集計表第十四貸借関係表を参照せられたし。
[illegible]
[illegible]
[illegible]
って当舗の利用は[illegible]

莫草。

（価格一〇円）1. 皮襖 新一枚（成）四、〇〇〇
（〃 三円）2. 被 一〃（〃）一、五〇〇
（〃 三円）3. 綿袴 一〃（〃）一、三〇〇
（〃 二円）4. 大褂 一〃（〃）一、〇〇〇

の金を貸すのみである。

貸入時期（陰）五月

貸出時期（陰）秋收後

期間は十八ケ月

利子は月利三分 満期後利子は納入する。

七、銀行貯蓄会其他

本縣に於ける銀行としては事変前に東三省官銀号交通銀行の二行あつたるも事変後は中央銀行の一行のみで土地を担保としての地主への貸出はしてゐない。

本屯に於ける土地所有農戸が前記銀行より金融を得た事例は事変前後を通じて全くない。

貯蓄会其他之に類似の金融関係も本屯にはない。

八、金融合作社

合作社の出資者即ち社員に付いて本縣合作社理事の語るところを集合してみれば必ずしも土地所有者と限定してゐない。縣内には小作農にて社員となり合作社を利用してゐるものもあり社員

の資格は未だし、取扱上に無条件で認めることは[illegible]、[illegible]出資者で社員と[illegible]

(5)(4)の三戸で、七反の土地所有農戸である。即ち、

	農耕地所有面積	耕作地面積
(4) 地、自	二三、七〇	一、[illegible]
(5) 地、小	一八、〇〇	〃 一、[illegible]
(9) 自	〃 三七、五〇	〃 三七、五〇

の経営態様をもつ農戸である。

該農戸の合作社への出資は農戸が合作社を理解し、自発的に申出てのことは[illegible]

に於ける出資者は前記三農戸と[illegible]してきたもので出資したる事であるが、[illegible]

利[illegible]は康徳十一年度より前記三戸中(4)(9)の二戸が利用した。即ち

(借入金)	担保	期間	利子
(4) 一〇、〇〇〇円	地券二、七〇晌	五上〜一一、下	一、五〇
(9) 六、〇〇〇円	地券一、五〇晌	四中〜一一、十一	一、一四

で利子は月利一分五厘、期限は一ヶ年と定めてある。

次いで合作社に対する農民の希望、感想等に付いて一、二七民よりの聴取を集合してみれば出資[illegible]機能なんぞ出資者の農民間にも不満の声高く之が一例として借入金をなす場合の連帯保証人として社員を七乃至八人を要する。本社の如き社員が僅かに三戸[illegible]は他の社員はよく交感して保証人になってもらわねばならぬので非常な手数を要すると語っている

る。

又貸出も担保の有無に依り金額に差異あり担保も地照と限定され而も地照は春耕貸款に比し多くて有る事に対しても農民間に不満の声がある。

担保物件たる地照の畝数は借入金額に依り決定されるもので之に付いて合作社理事は貸出額の最高は地照記載面積の地価の半額として一様に次表の如く貸出しているとの事である。

上地一畝地価	三〇円	普通貸出額	一〇円	信用貸出額	五円
中地 〃	二〇〃	〃	五〃	〃	三〃
下地 〃	一〇〃	〃	三〃	〃	無し

上、中、下地の区別地価は屯内呼称の侭を採っている。

(つ)農戸の如きは六〇円を借入するに該表の標準に依り担保として上地中地一〇、五畝の地照をとられている。

要するに借入手続の簡略化と担保を小数に貸出を多額にが農民の希望しているところである。

九、春耕貸款、農地復興資金

本県に於ける春耕貸款委員会の設置は大同二年四月三十日農地復興資金委員分会の設立は康徳元年六月一日である。

該貸款資金は何れも水害地帯に貸出されているもので委員会の設置と同時に春耕貸款は四月二十日より五月三十日迄農地資金は七月一日より仝月三十日迄を資金借入申込期限として水害地帯

た各保公所被害の災害状況と県公署内務局派遣の調査員に依る災害地面積とを勘合して委員会で夫々貸付をなしてゐる。然し乍ら一、二部落民の語る所を綜合してみれば本屯に於ける耕地面積の利用農戸は予め村長単独にて決定し指名したるもので只三〇晌以上の土地所有者にして、全面積の五割以上の災害を被りたる農戸と限定した。本屯に於いて指定された農戸は屯内穀商の土地所有者である（3）（9）の二戸である。

然し五晌、一〇晌の自作農が全面積に水害を被り収穫皆無となりても、[illegible]土地所有者に非ざるがために該貸款資金の利用資格は無いのである。

前述の指定農戸の（3）、（9）は事実五割の被害に達しなかつたと云はれてゐるが三〇晌の土地所有者なるため該資金を借入利用してゐる。（9）農戸の如きは大同二年度に被害面積は一〇〇[illegible]で収量は僅かに二割減といふ状況であつた。従つて該貸款資金を借入して他の方面に貸出していゐる事は全くないといふものゝ、事実貸付しきしてゐることなどであつた。

（1）農戸は大同二年四月、五月に春耕貸款を借入し康徳元年に墾地經理資金[illegible]を借[illegible]てゐる。

期限は三ヶ年で貸出額は委員会に依り決定されるものであるが次の標準に拠る。

上等地	一晌	八〇～七〇円	貸出額	四〇円
中等地	〃	四〇～五〇円	〃	二〇円
下等地	〃	二〇～三〇円	〃	一〇円

域地（貸出せず）

一〇、其他（秋借、家畜農具の貸借）

本屯には秋借と称し隣人知人親戚間にて十日或は二十日間の短期間に無利子にて金の貸借をなしてゐる事例がある。

金融は最低三、四円より二〇、三〇円位迄とのことである。

家畜農具の貸借

地主、小作間或は知人間に多く行はれ三日五日或は十日間と無償にて貸借が行はれてゐる。又この場合に於て家畜の飼料は借入農戸が期間中負担する。

農具殊に大農具の犂等の貸借は地主、小作人間或は親戚間（分家の場合に於ける共有農具）に多く行はれてゐる。

第三節　農村金融の形式性質

一、借入先、貸付先

前述の如く屯内に於ける貸借関係の支配的形態は個人間に於ける貸借関係で借入総件数七〇件中六四件の大部を占め残余の六件が個人以外の貸借即ち金融合作社春耕貸款当舗である。しかし

該個人間に於ける貸借関係中都市との関係は僅か十一[illegible]富貴内（農民）間の貸借関係である。該農村（農民）間に於ける貸借関係の借入先に付き少しく分析してみれば卸ち農村金融としての借入総件数は五三件で内訳、屯内関係の件数一五件、屯外（県外を含む）関係の件数三八件である。

屯内間に於ける借入関係の借入先を見るに親戚知人よりの借入最も多く次いで地主、先輩よりの借入といふ順序になつてゐる。借入先に付いては農民は凡て親戚知人と呼称してゐるために明確なる借入先は[illegible]なかつた[illegible]に[illegible]見出し得た地主よりの借入、先輩よりの借入等の事例を挙げ、[illegible]二三区及[illegible]先輩（共同[illegible]）より地主[illegible]借入[illegible]がある。

屯外間に於ける借入先として先づ県外農村よりの借入先を挙ぐれば(4)(5)農戸の泰禾、[illegible]りの借入関係がみられ県内屯外としては富貴保管内大茂好山本屯、窕柱木屯、三[illegible]屯が最も多く四区、七区の遠隔の地よりの借入も之に次ぐ状況である。尚ほ農民呼称の屯外なる借入先は富貴保管内の[illegible]富貴保管内に於ける借入関係を一瞥するに[illegible]に[illegible]知人と[illegible]の屋主[illegible]）の借入は全く親戚、[illegible]弟の出稼地先）よりである。

次いで本屯農戸にして都市金融との連なりをもつ(2)、(4)、(5)、(6)、(13)農戸より都市との借入関

係に付きて聽取したる結果を集合してみれば、主として本屯と密接なる關係をもつ都市は農産物の販売と日用雜貨品との購入とをなしつゝある縣城と瓦房鎮である。卽ち一は中心市場として二は地方市場として縣内主要の都市である。該兩都市より借入件数は各四件で之れ等借入先に付き詳しく究明してみれば商舗よりの借入四件、農業（土地所有者）三件、医師一件で農民は該借入先との關係を何れも親戚知人と呼称してゐる。然し乍ら親戚知人關係と称するものゝ借入附帯條件の内容を吟味して見れば全く都市に於ける高利貸資本の浸潤とみられる。該事例によるとき商業との借入關係とを検討してみれば利子の如きは實に本屯貸借關係中最高率を示し年利三割といふ高率なものである。

更に(13)と韓某（瓦房鎮）との借入關係の如きは現物農産を抵當であり、次いで王某（縣城）との借入關係の如きも土地担保の金融とみられ斯くて兩市金融は種々なる形態にて其の特有の執拗を以て農村へ浸潤しつゝある。

次いで個人關係以外の卽ち春耕貸款、金融合作社、當舗等との借入關係を一瞥するに借入個数金額等何れも少く金融合作社二件、春耕貸款二件、商民貸款（民國政府）一件、當舗一件で利用關係も極めて低度であるといへる。

更に本屯農戸に於ける貸付關係を見るに貸付農戸は九戸にして貸付額は銀額三一七円現物評価額四一四円九七銭で多くは屯内貸付である。

貸付總件数は一七件で内訳屯内貸付件数は十件、屯外貸付五件、縣外屯外貸付二件である。

縣内屯外としては四区の益和堂、五区の大同村、六区の瓦房鉄で縣外屯外としては白城子七十戸屯四十戸屯である。

屯内関係の貸付先に付いては現に借入先に於て叙述した如く親戚、知人、地主等で縣内屯外は知人関係多く縣外屯外は親戚屋主である。

二、借入方法

個人以外の貸借関係即ち金融合作社、各種貸款及び商人の貸借関係に於ては、[illegible]外しては凡て本稿に於ける借入の[illegible]複雑なる形式は要しない。

三、借入時期

借入總件数七十件に付き借入時期別に分割して表示して見れば

区別＼時期	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]												[illegible]
大同付近	[illegible]	[illegible]	[illegible]									[illegible]		[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]							[illegible]		[illegible]
[illegible]		[illegible]												[illegible]

年度 ＼ 月別	一月	二〃	三〃	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	十〃	十一〃	十二〃	月不詳	
康徳二年	5	12	8	4	1	1	1			1	2	3		38
総計	8	29	10	5	2	1	1			1	2	8	3	70

二月が最も多く二九件を算へ借入全件数の四一％を占め次いで三月の一〇件（一四％）一月及十二月の八件（一一％）である。

二月に借入件数の多い理由は食料欠乏期にある為である。更に三月十二月及一月の件数の多い理由に付いても夫々三月は春耕資金十二月及一月は年関用品の購入（布、年飯類）等に借入する為である。

四、借入額 貸付額

前第　表より借入金二〇〇円借入現物額五〇円以上の農戸を挙げてみれば(1)、(3)、(4)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(15)、(16)、(22)、(29)の一三戸を算へ、内借入金額の最も多い農戸を挙げれば(9)(12)の農戸で借入現物額の最高農戸は(11)、(22)の農戸である。(9)、(12)は本屯に於ける大土地所有者に属し(11)、(22)は土地無所有者である。

（次表参照）

土地無所有農戸　(15)、(16)、(22)、(29)の四戸

一、〇〇一—五、〇〇〇　[illegible]一戸

六、〇〇一—一〇、〇〇〇　(8)、[illegible]二戸

一一、〇〇一—一五、〇〇〇　—

一六、〇〇一—二〇、〇〇〇　—

二一、〇〇一—二五、〇〇〇　三、(4)、(7)、(2)一四戸

三五、〇〇一—四〇、〇〇〇　(9)の一戸

四五、〇〇一—五〇、〇〇〇　(3)の一戸

かく一般に負債額の多き理由に付いて調査してみれば[illegible]は民国年間に於ける[illegible]、[illegible]〇〇円に及ぶ年賦に於ける春耕貸款一〇〇円の[illegible]負債額の大半を占めてゐる為めで更に[illegible]後に於ける臨時的出費たる結婚費は[illegible]借款と相俟って負債を増加せしめ遂に[illegible]多額の借入額を生ぜしめた。

[illegible]は前表にて知る如く、一一、一五畝の土地所有者であり更に二四、一五畝の経営規模を有する[illegible]農業の資本化に於ける最も多額の負債を有つ理由は大[illegible]に於ける家畜購入の為め親戚より借入れた金額三〇〇円が本年度へ繰越されたに起因する。

更に現物負債の多額を(11)、(22)に付いて之れが主因を究明してみれば(11)は三、四の畑を自作して[illegible]経営規模の極めて[illegible]の農家で、[illegible]以外に馬車運送業に従事してゐる[illegible]、経営規模の拡大と馬車業を営む為め多くの大家畜飼育に[illegible]

飼料、種子等の補給には全く困難であり遂に多くの現物負債を生ぜしめたのである。即ち食料或は飼料のみをも自給し得られぬ経営規模であった事の農閑時に於ける餘剰畜力利用の馬車業でなく全く馬車業の為の役畜飼育であったゝめ多額の現物負債を生じたのである。

又(22)農戸の如きは全く食料欠乏に基く負債で本邑に於ける貧農層の急迫せる生活窮状を暴露してゐる。即ち本年度以前の借入現物は親戚知人よりの借入であったが本年度に入るや親戚よりの借入至難となり遂に把青となりて一家の饑饉線切抜けの為に已む無く地主より年利四割なる高率利子と秋収後小作料より納入するといふ劣悪條件の下に屈服して高粱小米等の食料穀物を借入したのである。

斯くて該農戸の如き貧農層は借入金返済の為めの借金に重ね強者の下に量的より質的へと隷属化して行き遂に餓死へと落ちて行くのである。

叙上の負債農戸に於いて負債の全く無い或は極めて少額な農家(6)、(14)に付いてこれが内容を詳して見れば(6)の如きは負債少額のみならずかへって現物（五六、九一円）を貸付けてゐる状況である。前表に依り(6)農戸の概況を表示して見れば、

（経営様式）　地、自、裡青

（所有地面積）　一二、〇〇畝

（耕作地面積）　三、〇〇〃

じ自作に依る経営地にて食料は補給せらるるのみならず土地貸付による小作料の収得、裡青に依

し現物労賃の取得は農産物の販売金を高め農家の収入を多大ならしめる外被傭者の…
生ノ従って負債等は全く見られない。又(4)農戸の如きは二百円なる負債があるとはいへ…
従って負債は生じない。更に本屯に於ける貸付総額を見るに七二一円七銭にして其の一…
金貸付、貸家六四一四円九七銭は貸付現物額である。之等の貸付者とみるに貸付金額上…
の農戸は(9)、(25)の二戸のみであるが貸付現物の農戸は(1)、(6)、(16)、(25)の四戸が見受けられる。故
上の農戸中貸付金額現物に於て最も多い農戸(2)に付いて見るに…
く未独身で門類を有する独立農戸ではない。把青主即ち地主の小作地内耕作たる為…
生活をなりくわるため年間に於ける出費も少額にして即ち従って把青主より分支せられた農産物…
入手は既定として現物貸付或は金貸付をふしてゐる。貸付金一…円、貸付現物一ヶ年…
又此農戸は屯内金融に対し大きな役割をなしてゐる。

尚ほ本屯負債額の増減（累年）傾向に付いて述べてみれば

民国年間	五件
大同元年	五〃
大同二年	一九〃
康徳元年	二〃
康徳二年	一二〃

となり年を経るに従って増加してゐることがわかる。然し此表の大同元、二年康徳元年迄に示す負債額…

は借入總件数ではなく康徳二年度迄の未済額件数を表示したものであるから本表のみにては増減傾向の正しき数字的傾向は捕捉し難いが二、三屯民の語る「事変後各種の災害と相俟って年々農家負債は増加しつゝある」と云ふ程にも叙上の如き増加の一途を辿ってゐる事が察知出来るのである。

五、担保、保証

既に叙述した如く本屯貸借関係に於て証書を要せざりしものは個人間貸借に於ける典関係と金融合作社、春耕貸款等の如き個人間以外の貸借関係とであるが該貸借関係は更に保証人並に担保をも必要としてゐるのである。

先づ個人貸借関係に於いて担保 保証をなしてゐる農戸を挙げてみれば(2)と保証人のみを要する(12)との二戸のみである。(2)は出典で従って仲介人二人を要りてゐるが何れも本屯に於ける経済的に余裕ある資力農戸で親戚或は知人(隣人)関係者である。

又(12)農戸の保証人を必要とした理由は貸付者がチヽハル在住の遠隔の地にあったこと、借入金額の多額であったこと、で従って保証人は貸付、借受両者の親戚である。屯内(8)の一戸を選ぶ承還保人として立てた。保証人の数は一人乃至二人であるが親戚間に於ては(12)農戸に於て見られる如く一人のみでいゝのである。

保証人は承還保人即ち借入金額或は契約現物等を指定期日に納入出来ざる場合或は多額の負債に依り借金返済能力を全く失した場合等に全責任をとりて該借入全金額を借受人に代りて返済す

る保証人[illegible]

保証人に付いては責任義務に應じて種々なるものがある例へば保人、承還保人等の如きものである、春耕貸款、農地優異資金或は金融合作社等借入關係に付いての担保、保証[illegible]や借款規定、定款等に依りて決定される。

尚は本省に於ける個人貸借關係中には他省に於て見られる如く、[illegible]らず担保を必要とするとか或は保証人を二人以上要するとか又本省[illegible]は必ず仲介人保証人を立てねばならぬとか等々の事例は全く見られず証書の担保、保証人等さ全く要せざる直接口頭の借入形式が支配的であるといふことができる。（戸別表案計表第十四貸借關係表参照）

六、利子

本省に[illegible]利子は[illegible]三割と言[illegible]

内間に於ける貸借關係は也外よりの借入關係に比り一般に低率である。

也内に於ける最高利子は[illegible]

[illegible]

の多きに達してゐる。

第二に[illegible]

[illegible]

ある。

更に年利四割の借入件数一六件で多く現物借入で一四件の多数を算へてゐる。該現物は何れも食料、飼料、種子等の欠乏に基く借入であるためやむなく高率利子を支払つてゐる状況である

又年利に比し月利或は日歩等あるも僅かに月利は三件、日歩二件にすぎず、月利一件は当業、日歩二件は金融合作社よりの借入で、月利は三分より四分、日歩は四分七厘である。

借入先別に基く利子の差異に付いては叙上の如くなるも、担保の有無に基く利子の相違は本屯にては全く見られない。

利子天引の慣行は本屯には全くない。

利子の計算方法は複利計算ではなく借入期間十ヶ月以上なるときは年利それ以下は月額の場合は月利が用ひられてゐる。

借入期間を月数にとらば必ず借入日より起算して一ヶ年或は十ヶ月と期間を定めてゐる為め利子計算上端数の月日等を如何するかの問題は生じない。

「三本利停」の慣行は本屯にもあるとのことであるが現在該事例は見られなかった。

利子支払期は一定してゐない即ち本屯に於ける借入期間は多くは一ヶ年契約なるために等しく借入契約に際しては利払期は定めない従って多くは契約満期と同時に利子は元金と共に支払はれるを普通としてゐるが現実に於ては秋収後或は契約満期となり借入金の返済に困難をなし借入期間の延長をなす場合或は年々返済困難となり利子のみを支払って契約更新をなりてゐる場合は概し

て年末時支払を一般としてゐる、契約に際して最初定めたる利子と実際に納入する利子との差異が認められる事は本屯にはない。利子は事変前後を通じて見るも変動なく同一で従って事変後引下げられた如き事例は全く見られない。

尚は農民間の利子に対する観念は現金、現物を通じて年利三割を普通としてゐる。

七、返済法

本屯に於いても借入金額の分割払或は借入金に対する現物労働返済等の事例が見られ[illegible]分割支払の事例は親戚或は極めて深い知人間に於ける貸借関係で借入期間[illegible]ふくむことになる。即ち借入金額は全額を一時に返済せずして現金で何回かに二回或は三回に分割支払をなす。極めて借受人に好条件な借入関係であるが少くである。該事例としては(7)、(10)に於いてみられる。借入金に対する現物返済に付いての事例としては(7)、(20)に於いてみられる。即ち(7)の農戸に於て見られる如く康徳二年二月以前に無利子にて借入れた[illegible]返済に[illegible]現物[illegible]で[illegible]八、[illegible]を支払ってゐる。現物返済の場合に於[illegible]返済[illegible]
[illegible]返済せんとする現物の種類に[illegible]

ある農戸(24)は屯内農戸(11)より年末に借入せる現金二円を康徳三年度の農繁期に労力を以て返済せ[illegible]
[illegible]土地無償付者[illegible]

[illegible]

[illegible]国家への供出[illegible]

例は本屯にても見られる、即ち奉天大洋一〇〇円は現在国幣の換算額は二〇円で現大洋一〇〇円は一〇円で同額である。

八、期限

個人間貸借関係に於ける期限は凡て一ケ年を限度としてゐるが稀に多額の金額を貸借する場合に一、五年或は三ケ年と定期契約をなしてゐる場合が見受けられる

期限一ケ年と契約してゐるもの、大半は契約満期となつても返済はなし得ず、利子のみを支払つて期限延長をなしてゐる状況で即ち期限一ケ年と契約して本年度に至るも返済せず未済額として繰越されてゐる件数は甚だ多く民国年間の五件大同元年度の六件大同二年度の一九件、康徳元年度の二件である。

本屯にては期間満了となつて借入金の返済に困難なる場合は直接口頭にて容易に叙上の如き返済期限の延長が出来、強制的に元利の回収をなすが如き事は全くない。従つて期限一ケ年としてゐるもの、利子さへ支払つてゐれば決して返済を強制されることはない。

九、用途

階層の低下につれて借入現金現物の用途は生活の逼迫せる窮状さを物語つてゐる、即ち土地無所有者である。農戸の用途を一瞥するに、(15)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(28)の農戸は凡て借入現金は生活費として費消され、借入現物は食料として消費されてゐる。更に(29)(32)の農戸をみれば葬式費と子供の薬代の為に借入されてゐる事

のである。

斯くの如く本村の貧農層に於ける用途は全く食料又は之に基くもので從って金額は僅かで小作は耳かきども夢及言ふなせども不有日やゐが　半十年の凶作の食料すら得られず飢饉にく人頻に餓死を待つ様な状態に置けられてゐる事を上層になるに從ひ借入現金　農業の用途も有料部門より一寸範囲り食料より種子飼料或は医師費飲税等より営業資金　土地　役畜　農具の購入資金　建築資金等となってゐる。

負債額も階層の低下につれて少く一件当の金額の大さも些細である。

今日用途別に依る借入件数を挙げてみれば次表の如くである。

食料	一二件
生活費	三〃
食料及種子	一〃
役畜購入及生活費	一〃
種子	一〃
肥料及種子購入	一〃
飼料	五〃
営業資金	一〃
土地役畜購入	一〃

宅地、房子購入　一件
建築資金　一件
借入返済　一件

一〇、取立方法、強制方法

取立方法に付いては前述に於いて端的に触れた事と思ふが本屯に於ける貸借関係にて強制取立即ち強制方法を以ての回収は未だ無く期限満期となりて借入金の返済に困難なる場合に於ても其利子のみ支払ふ事に依つて期限の延長は容易に是認せられ、ある状況で強制的回収の如きは全く見られぬ従つて収穫期に穀物の差押へ或は現存せる食料種子等の現物取立借入元利金の代償として家畜の取立等々の過激な回収、強制的な取立は本屯には全くないのである。しかしながら負債の返済が全く困難となりたる場合即ち利子のみの支払に困難をなしたる場合、負債多額となり、将来に於ける返済の見透が付かざる場合、全く返済能力の消失したる場合は農家は已むを得ず泣く泣く担保物件手放し（担保契約）或は現有家財の持出し「請吃大荒肉」等をなしてゐる。

本屯に於いても前者の事例は(9)の農戸にみられ、後者は現在はないが屡々見られる事例との事である。

又負債の返済困難なる為め他屯への逃亡所謂「夜逃げ」等の事例は開拓より現在に至る迄全くないとのことである。

一一、貸借に関する紛争

貨幣需要を誘因とせる競爭或は商議を孔て競爭となり或すべき商議は本也と日全くさ、

第四節　投資

例へば商工業資本と土地投資或は本を農夫か商工業投資者の事例は明瞭ならざるに

第十三章　農村自治及社会生活

第一節　屯内の協同生活

一、屯内農家相互を結び付けてゐる親戚関係と相互扶助

親戚関係は一般に結婚に依り生ずるなり。

即ち母の里方及母の兄弟姉妹、妻の里及妻の兄弟姉妹等を親戚といふ。而して親戚としての交際は祖父母の親戚迄にして、之も祖父母の生存中は交際するものとす。

死亡後は漸次疎遠となる

親戚間の相互扶助をなす場合は

1、生活に困窮せる場合（現金又は現物を無利子融通又贈与）

2、冠婚、葬祭の場合互に手伝ふ、（病気、出産等の場合）

3、家屋の建築修繕の場合に手伝ふ。

親戚相互に於ける貸借は一般に出来得る限り避けるを普遍とす。

同族としての交際五代迄（五服）なり。

二、屯内農家相互間の相互扶助

1、生活困難なる場合、金銭、食料等の貸借行はれることあり、家畜、農具の融通も行はれる、

家ソ一般に亘ソ多く、行はれるは農具の融通なり。

家畜、農具の融通一例

朴長海 → 徐景文：馬、馬車

李林 → 徐永三：馬、犁丈、小農具、馬車

趙鳳生 → 対佐臣：馬、馬車、犁丈、小農具

本屯に於ては碾子、磨を所有するものとるに各戸ありて其の他の農民は皆自由に使用し居るなり。

2. 労力の融通、共同耕作、脱穀調製を共同にてなすことなし。

然し屋根の修理、土塀の修理、建築等の場合は近隣同志手伝ひ合ふこともあり。

（手伝の事を幇忙といふ）

冠婚、葬儀の場合は屯全部にて世話するを普通とす。

換工は播種、除草の際行はれる、犂具、牛具なし。

3. 贈与、施与

本屯内に於ては富者が貧乏人に対し残飯、穀物、衣服を施与することあるも、時に燃料等を施与する事あり。

収獲後の落穂は誰が拾ふも自由なり。

本屯内には乞食をなす者なし。

他屯からは正月、二月頃に来るのが多いのである。

4、自衛の為の協同

屯内全部共同にて之が防備に当る。

三、共同利用

1、牧養地、共同墓地、脱穀場

牧養地以前の樹頭の土地が約二十天地（屯の南）あり。共同利用しつゝあり、放牧　採土をなす。

共同墓地、脱穀場なし。

2、家畜、農具の共同利用、共同購入なし。農具中碾子、磨は前述せる如く屯中の所有せるものを便宜利用しつゝあり。

井戸は共同にて掘りたるもの二個あり、其他屯内に井戸を所有せるもの四戸（[illegible]、于辰稼　孔広鎮、許運璽、許連科）で、任意に使用せしめつゝあり。

小作人のみに限らるゝといふ事なし。

四、組み

同一屯内に於て自然に相互扶助を約束されたるが如き「組み」と云ふべきものなし

五、協同生活と屯の階級構成

本屯の構成は地主が五戸ありて、それに小作人　把青、榜青が従属して存在し、自作農は

戸といふ状況なり。

從つて小作人、苦力、雇青及全戸数の六〇・三五％、三等貧農（一般労働者）は農業労働者と

農ハ百ノとも有利と云はれ、土地へと集中とする者多いと述べてゐる。

六、村八分

現在村八分にされてゐる者なり、又家族で居る者は氣にかゝる心配を生じ[illegible]

者りを因て悪い事をした者は屯長―甲長―保長―警察署に届出て處罰[illegible]

ゐる。

七、集団移住の例

本地は前元年代前より長初五戸一緒に来住せしが、康徳年にて同一地に移転した（一貫[illegible]）

[illegible]、李連陞、陳魯卿（ ）氏外より他に集団移住せる事なし。

第二節　政治及自衛

一、保甲制度（区村制度）運用

本村は康徳二年八月二十一日をもつて村制を施行し[illegible]

即ち自衛団、村公署を合併して保公所とせり。

現在は縣－区（七区縣城一区地方六区）－保（二十二保縣城二保、地方二十保）甲
三五六甲）牌（二、八一七）あり。

保甲区域＝行政区域となせり。

各区には警察署一ヶ所宛あり、之は行政警察なり、司法警察は本年二月二十七日を以て行政警
察と併合せり（事実は二年九月一日以降）

事変前の民国十四－三年頃にあっては

縣－区－村－百家長－十家長－農家

現在は

縣－警察署－保長－甲長－牌長－農家

といふ、連絡系統にあり。

○村制並保甲制度の沿革を述ぶれば

宣統二年地方自治会があった。当時は警察区として七区あり（城内二区、城外五区）区
には区官なるものありて警察行政を行ってゐた。

縣からの布告は区に出し区官から各人民に通達せり。

「参考」　区官が出来ない以前には地保（其の土地の有識者）が居た百－二百戸
にて一人の割合にあった、之は縣との連絡係といふべきものなり。

区官の下には巡官一名、警察四－五名、書記一名ありたり。

民国一二年二月保公所ハ、区数ヲ二十一村ヲ一個保……政庁一年三月一
日以降現在の如くなせり。

保甲の区劃と保甲数

子嘉の保甲は前述せるが如く、従来の村と同一区劃を以て保となし……以……、……区劃
更に区々劃となれり。(然し最近の区劃の改変行はれた、二十三保が一二保となる。)

保数　一一二保(内、県城二保、地方二十)

甲数　一四六甲

牌数　一、八一一牌

従来は一区に一保を置き、一村が一甲であった故に人口に依っては一甲一六〇牌内外の処もあ
りて統制困難であった故に改変して現在の如くなせり。

保甲費の徴收方法、使途

保甲費は保の予算額を土地台帳よりみた土地所有面積より案出し、賦課するなり。主体は土地所
有者であり、不在地主の場合は小作人、其の他地主と小作人との契約の下にて分割することもあ
り。

徴收は保公所より集金に廻る。年二回春三月、秋八月とに分けてなす。(甲、乙、丙)三枚
式の徴收　甲は保存用
　　　　　乙は縣公署に報告
　　　　　丙は名納入者用

使途は保公所経費として、薪水、工賃、弁公費、旅費

保甲自衛団実費　等に使用す。

保甲長　区、村の仕事

後述

二、地に於ける保甲制度の運用状況

1、保甲制度前の状況

前述せるも一応記述すれば左の如し、

民国十五年に村制が布かれ村数二十一ヶ村ありたるが康徳二年九月一日以降現在の保となれり。

従来は一区一保、一村一甲制なりしも、一村一甲の場合は人口に依りて一甲一六の牌位の処もありたり、故に統制上不便多かりし為め現在の如く改変せり。

2、保甲制実施の時期

康徳二年九月一日

3、保、甲、牌長の選挙任免

保長（村長）は村民からの推薦に依りて県公署に報告し県公署の認可を得る、事実は甲長の互選

甲長は古くより居住せる者及有識者が集つて相談の上推薦し保長に届出る、牌長の互選

保長十戸の内から在農させた警察にて之を決定する

辞任は病気とか家事上の都合にて、辞任し県に報告し認可を得る、其の他不正行為ある

時は罷免せられる事もあり

選挙、解散には通知は全村民、村民になすも、集るのは概ね土地所有者のみである

此選挙の場合は地主、甲長、特志家が集るのが普通なり

ここにて保甲の会集ある日は八名なり（一郷に於ける許運営、子弟教、救済、植林、保民教育、衛生

文、賛否等、悉く議決し）即ち土地所有者のみにて相談するが普通なり

4、保甲局長の実際上の仕事

保長の仕事、自治、産業道路の改修、河堤の修築、植樹、教育、戸口調査、衛生保安[illegible]

農民の金融に関する件（金融合作社）

地籍土地売買（一々県に通知する）

人団結婚証書作成（一冊一円）

[illegible]保長と関係[illegible]中間連絡機関なり

[illegible]、保甲[illegible]保長より通達[illegible]

ものなり。

[illegible]

[illegible]

保長からの報告書は縣公署、警察署と各一通宛提出す。現況にては保長は総て縣公署、警察署からの指令に依り仕事を行ふのみなり。

假令自発的に行はんとする仕事も一応縣公署に伺ひ認可を得て後行ふのである。

例、保公所及学校、警察署の建築、修繕及之等に要する備品の購入等は凡て保長、甲長、牌長、土地所有者等連名にて縣に伺ひを提出し然る後に決定することなり。

屯民の合議に依つて決定するは廟の修理とか、屯内の里道の修理等の事なり。

5、屯内に於いて如何なる地位の者が保、甲、牌長になつてゐるか。

保長は土地所有者にして有識且つ人格者なり。

任期は一期二ヶ年、二期を限度として交替する事になつてゐる。

甲、牌長は土地所有者中常識の円満に発達せる所謂ものわかりの良い人且つ人格者がなつてゐる。

任期は別に期限なし。

小作人は当屯に於ては定着性少い為め甲、牌長にはならない。

甲、牌長には一般に就任するのを避けたがる。之仕事の出来ない。手当がない故

6、保甲費　既述

7、保甲制に対する屯民の希望、感想、認識の程度

一般に保甲制度が出来て治安が大変良好となり喜んでゐる。[illegible]

を喜んでゐる。

希望[illegible]は別に[illegible]居る事情[illegible]

他保から来住する[illegible]は親戚又は友人の紹介があれば許可[illegible]

[illegible]である。

[illegible]

てゐる故に遷[illegible]証なくとも可なり。

三、保内の相談、決定

[illegible]

[illegible]

[illegible]

戸から必らず一名は出席しその上決定する然らざれば出金しない故。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大地主）等には割合に小地主よりも少く[illegible]

何あり。

失表りその支配努力は土地所有面積の多き者にある様に見受けらる。

村制度と保甲制度との比較

保甲制度を良好と認めらしれてゐる。

理由　○　従来は縣からの通達が農民に達する迄に不便と日数、十五日内外を要して居た

現在は良く系統的に連絡がとれて三日位にて農民に達する。

○　吏員が増し事務が進捗するに至った。

○　現在は不良なる徒輩が直ぐ知れるに至った、等。

事変前は村長一人

事変後大同元年より村長、副村長、文牘各一人、村丁二人、夫役一人、現在は保長、副保長各一人、文牘二人、保兵、夫役各一人、自衛団の団総、副団総各一人、団員二十名。

四、満洲国創立後の種々なる変化と之に対する感想

租税の負担、事変前＝満洲国創立以前に比し軽減された。例、一天地に付約二十元、其の他雑税も軽くなった。牲畜税（以前6/100のものが5/100になった）

軍隊の宿泊　以前は屡く来て半ば強奪に近き方法が行はれた。食料代、宿泊代も半ば不支払

不荒　馬などは自分の馬より良いのが已に居れば替へて行くといふ状態であった。現在は甚だ少くなり且つ代金も支払ふ。

賃幣価値の騰落、

以前は各種の貨幣が各々価値を異にし騰落甚しく農民は苦しんだ。例へば奉天票、大洋票（大洋票、東三省官銀号発行）が価値一定せず、国幣となり貨幣価値の騰落なくなり皆喜んでゐる。

物価の騰落、事変後は騰落少くなった、物価も安くなった。

治安も事変後大変良好になりしと皆喜んでゐる。

農事施設　事変前に於ては別に農事施設といふべきものはない。事変後は次のことが等行はれた。

1. 農業団体の組織
2. 大豆、粟の改良種、小麦、大麦種子の貸配布（収穫後返納）
3. 果樹の植付
4. 苗木の配布（白楊、楡樹）
5. 病虫の駆除

以上の如くより見るも農民は満洲国の創立以前と比し経済面に於ては安定なり

五. 一般農民の政治に対する関係

県より下の行政は県—区長—甲長—牌長—農民といふ系統に依つて上意下達が徹底すると思はれる。

農民は県公署を一家の大主として思ひ、国の最上の機関と思つてゐる

軍隊、警察は以前はうるさいと思つてゐたが現在は軍隊はその存在を認めざる程無関係となつた。

警察は治安を維持してくれる故居るのを希望すると。

役人は以前より温順になつた。乱暴をしなくなつた、ただ、人民に対する賄賂の慣習も軽減した。

六、自衛

1、治安状況の変遷

農民の知れる範囲にては本屯に於ては事変前の民国十二年頃に四十名内外の匪賊が本屯を通過し馬十頭内外と家財少しとられたりと、事変当時の大同元年は相当長く不安な状況にありたるも、幸ひに本屯は一度も匪襲を受けたる事なし。

其後年毎に匪賊減少せり、然し附近の屯には年に数回匪賊の来れることを聞くとの事。

2、自衛組織の変遷

民国二—三年頃に保衛団なるものありたり、之は省公署への指令に依り設置せるものなり。

保衛団は各区に設置せられ、区の中の割合に大きい部落に分駐せしめたり。

団丁は三—五〇名居た。之は地主が半ケ年交替にて出ることゝなつてゐた。

其の後民国十四年前後に保甲制度が布かれた、其の組織内容は保衛団と殆ど同様なり。

各区に保甲分所を設け、区の中の大きい村に分駐せしめたり、甲丁は三—五〇名居た。

民国十八年に自衛団となれり。

康徳元年六月に自衛団を廃止し現在の保甲制度となれり。

以上は大体の経過なり。

本屯に於ては更に大きい地主にあつては各自に砲手を雇ひ、其の他の農家は各自[illegible]のである。

地主は全部銃器を持つてゐた。多きは十七八挺、普通は[illegible]挺宛有[illegible]

最近の緊迫期には交替で自衛団を組織し（約十名内外）百家長の宅に[illegible]

一ケ月交替にて各自食料馬料を負担し、自村に匪賊の襲来するや、警戒し[illegible]

交替して出るのは地主にて銃器を有する人である。

ろ、自衛団の組織及運用状況

本屯からは自衛団員を二名出す様割当てられてゐる。従つて土地所有者にて交替[illegible]

前のなき土地の所有面積にて出る日数を区々又馬及人の適当なる[illegible]

一省小等で不便あるために、屯内の土地所有者にて月六円にて二人雇ひ[illegible]

は土地所有面積に割当て、支払つてある。

本屯にて負担する人

、費青年、[illegible]

自衛団員の給[illegible]

縣よりの通告に依れば土地二十晌以上の所有者が一人自衛団員を出す称との事であったが実情としては人のない場合、馬のない場合、鞍のない場合等あって不便ありし為め会議を開き相談し、保長が二十名の団員を備ったのである。月六円宛の手当を給与す。

昨年は一晌当高粱二升宛出したりと。

昨年一晌当村費　〇、円八八四

内　訳

電柱費	〇、二〇	
一昨年の不足	〇、〇八四	
前支出		〇、二〇
保甲費 自衛団費		〇、四〇

自衛団費の徴収方法

保甲費と一緒に徴収、一晌当昨年二十銭

〇使途は団員に月一人当二円宛給与

其他馬糧、食料は実費支出す。

討伐に出て農家に宿泊する場合費用は支払はない。

匪襲の場合

匪襲のおそれあるときは夜番を頼み保公所と連絡警戒す、若し匪襲せるときは自衛団と警察隊と聯合し討伐す。

〇自衛団長は選挙に依り決定す。

田系は保内での大地主にして勢力家となってゐる。

4、治安と屯生活

本屯は前述せるが如く治安良好にして匪害は幸ひに免れてゐる。その理由は東に交流河、西に保公街、南は大茂好山の南に靠子ニて匪賊を十七名斃した人八名[illegible]あり、北は瓦房鎮ありといふのである。重要立国進するる絶好の地の利を占めてゐる。

第三節 家族制度

一、家族の共同生活

、本屯に於ける家族制度として見るべきものなきも、一般に付き述出するに[illegible]

1、世帯の大いさ（戸別表集計）

2、家族内の組織

家族を代表する者を「当家的」と称す。

「当家的」は家に於ける長輩の中能力ある者を選んで之に当らしめてゐる。[illegible]にならざる之則に不和となる事なし。

〝当家〟の云ふ事は家族は絶対に服従する事を要す。

〇〝当家〟一人にて決定し行ふ事は

金銭の出納（冠婚、葬祭の費用）耕作面積及作付作物の面積の割合決定、肥料、飼料其他購入する。

〇家族の同意を要する事項

土地の売買、建物の売買、穀物の売買、家畜の売買、負債、農具購入、結婚、出嫁、雇傭人の採用、祥産、棺（父母が老衰した場合）装た衣裳の準備等。

〇家族全部で相談する様な場合は二十才以上五十才迄の男のみである。

〇親族が集って相談する事なし。

〇〝当家的〟の意見を聞かない者は両親に話し意見をなし、それでも改めざるときは分家させるのである。

3、家内の協同及家計分離独立の程度

家族の間で仕事の分担を決めるのは大家族（五―六十名）のときに行はれるのである。

〇収穫物及出稼人の仕送りは全部一家のものとなる。

〇物資の購入、消費は全部家族は同一である。現金と出納等は〝当家的〟が、管理してゐる。

〇家産道具にて個人のものと家のものと区別する事なし。

○小家畜[illegible]飼養を別個に取扱ふ例は本屯にはなし。

例（富貴保の保長、田總の家に於ては個人のものとして区別することあり。

○妻の持参金（小份子銭）は別個に取扱ひ小使銭とすることを得、「自分で欲しいもの、子供に菓子を買等）

○家の負債　個人の負債、個人の投資はしない。殊に〃当家〃の許可なくして個人にての負債は[illegible]

○家族に[illegible]〃当家〃の許を得る事を要するのである。

大家族制度

大家族[illegible]

大家族となるは兄弟睦じくしてゐることに依りて生ずる満洲に於いては一般に五世同堂といふて名誉な家族とされてゐる。而して大家族は理想的のものと一般に考へてゐる。

○大家族の長所

[illegible]が一緒に居たい。その点で大家族はもつとも幸福な家庭と満人は考へてゐる。

分家せず一家に居るのは老人はよろこぶ、反対に父の達者なうちに分家すると祖父は心配する。

[illegible]

一、購入販売が有利に行はれる。

二、附近の人々から羨望の的となると又優越感を覚える。一面大家族は必ず財産あり子孫にも充分教育を受けさせ得る。

○短所　別に取り立て、言ふべきものなし、強ひて云へば良い食物が食べられないといふ程度なり。

二、相続制度　分家

1、長子相続　養子

○長子相続の行はれることはない。

○養子を取るのは四十才位になっても子供のない亦生れる望もない時にもらふ。原則としては兄弟の子供をもらふ。即ち兄の子供をなきときは弟の長男をもらふといふ順序、然し良い子供がなければ然らず。

女の子一人のときは養老女婿をもらふ。

2、分家

○分家の行はれる場合

一、支出多く収入が少くて生活困難にぶったときに分家が行はれる。

二、大家族の時は節約が出来兼ねる故に各個に分家する。

三、両親の生存中は兄弟仲良きも両親が亡くなると〃当家〃の命令を聞かなくなる為に

分家する。

○分家の方法

兄弟仲の良い時は兄弟相談の上分配を協議し其上村で[illegible]

分家單を作成してもらふ。

（兄弟不和の時は）

[illegible]時は両親、老人、先輩[illegible]有力者を頼み分配[illegible]

親族会議を開く事なし唯分家する理由を了解してもらふのみである。

○分家は専ら兄弟の間にて行はれる。

○祖先の祭は大体長子が続けて行くものとす。

○親を扶養するのは親の好きな子供の処へ養老地といふものを持つて行くを一般とす。

○分家單は作成する分家する数丈作り各一枚宛持つ之は一種の財産目録の如きものなり。

乙 [illegible]

[illegible]

一、[illegible]

[illegible]

[illegible]

三、分割の方法

兄弟の仲の悪い時は全財産を分家の数丈に平等に分割し抽籤に依って決定する

兄弟仲の良い時は申合せを分配する。

耕地の分割は上、中、下と各々分割せんとする数に分割して分けるを最も普遍とす。此場合現在の如耕作に不便を感じない。

○出稼人も同様に耕地の分配を受けるを原則とす

時に上、中、下地を按分して各人の耕地を一ヶ所に纏める様に分割することも稀に行はれる。

○牧養地、脱穀場

牧養地は分家単としては分割すると事実は共同に使用するを普通とす。

脱穀場は分割後も共同で使用するを例とす。

○分割の結果経営上に及ぼした変化、本屯には具体的な例なし。

○家屋の分割も出来得る範囲にて行ふ。然し割当らない時は他の財産にて多く分与する即ち家の代りに土地とか家畜を多くもらふことにする。

○分割困難といふ事はない。

○一旦分家をした以上は判然と別々の生計をたす。

○分割後共同耕作をなす事なし。

○地券の分割は分家した数丈に届出て、登記する県公署財務局

収租は地券面積の上地 7/10、中地 5/10、下地 3/10 の面積分納めるのである。

○隠居は財産を一定割合処理

○財産の分割は出来得る限り財産を平等に分配する[illegible]、長男、二男[illegible]

下手なる者に与へられたる場合、残余は不足分として長男を責む[illegible]

○分割の結果資産は漸次不足を来しつゝあり。

○財産は全部を分割せずに残し分割する

分割物件は、不動産、土地、家屋、動産、家畜、農具、大豆等。

○負債の分割

負債のある場合は財産を分ける前に負債に充当する、又は財産を分与して、各人へ分割す

る。

負債ありしときは各自平等に負担するも、其の負債を按分して各人毎に返済期日を定め返済

を求める。

○分家人は各自の家畜へと依頼する

其の他は入籍、土地其の他のことは分家した例なし。

第四節 教育

一、学校・私塾

私塾 民国九－十一年の間張德展氏が私塾を経営してゐた。其後、大同元年二月より康德元年十二月半ば迄経営してゐた。其後は中止せり。其の理由

本屯の児童十四－五名通学してゐたるも、水害のため生活困難となり通学者漸減し三－四名迄に減少せる為なり。

学校 本屯には学校なし。

本屯の児童は三家初級小学校に入学してゐる。

本小学は民国十二年八月一日創立（区立）

現在の概況、

教員二人 月俸二六円 范鼎早
二四円 盧世香

生徒数五十二名（二級四組に分つ） 男四十名 女十二名

教科は文教部検定のもの

科目、算術、国文、図画、習字、修身、唱歌、手工、体操、

教授法は複式教授

生徒卒業後の動向、高等小学校（兆南県城裡）に進級するもの 十人中一人

家庭農夫　十人中八人

商業（洗濯屋）　[illegible]

縣公署にての聴取　小学校一人　初級一ヶ年一人　三円　一人当教科書筆墨紙学生服一〇円内外

高級　〃　七円

中学校　一二円

在学児童の費用

教科書　上半期、下半期　合[illegible]　計一、[illegible]

（父兄負担）

被服　夏服一着　[illegible]

食費　上半期自二月一日－六月三十日　小米[illegible]

下半期　七月廿日－十二月十五日　[illegible]

外に高粱　四百斤

本村から[illegible]学生[illegible]なり。

農繁期に於て[illegible]

二、屯内児童就学状況

本屯から現在入学しているのは男子三人なり。

就学率　学校（小学校(?)　中学校(?)）　[illegible]

美林　二人（十一才）（刘在臣）（十才）刘福林　一人（十三才）

屯内の就学状況は現在の如く八才ー十六才迄の児童数の一ー一、五割内外の状況なり。

三、学識状況

官立の学校を卒業したる者は本屯には一人（美林の兄）（現在滋宮）其の他は私塾に通学せる者なり

識字程度、判明せざるも二ー三名の他は自己の姓名を僅かに知れる程度と認む。

教育を受けたる者は土地所有者に多し。

年長者と年少者とを比すれば年少者の方が教育を受けたる者多し。

第五節　衛生

一、風土病

本屯には風土病なし。

二、屯内に於ける疾病

本屯は水質が良く、之と云ふ疾病なし　然し子供には二才ー十五才迄の者が毎年多少宛（月一日より翌年四月迄の間疱疹に罹るものがある。之は死亡率三〇%内外の高率なり。

病氣になった時は宮農は瓦房鎮の医者の往診を願ふのである。一回一円－二円其の他の人々は屯内の刘福栄に診察してもらひ処方箋を書いて貰へる。一日薬代四－五十銭入浴はしない。夏季は川にて水浴する[illegible]瓦房鎮に行って入浴するが大地主らしき[illegible]

宗教　占卜的迷信的なものとしては

殺々子等、病人に狐鬼の霊が崇ってゐる場合に依頼する[illegible]

[illegible]と呼ばれる跳大神である。

三、伝承薬

本屯に於ては伝承的[illegible]なかったなり。

四、売薬　漢薬

(1) 医師　本屯の関係あるのは瓦房鎮に五戸あり（一、漢方医者八人）

本屯には刘福栄なる人が診察する外、希望があれば薬も調合して呉れる。[illegible]

薬は瓦房鎮の薬局にて作れるもの

(2) 売薬　頭痛薬

何れも薬房にて購入、普通の風邪には一回分位にて治る。一回分五十銭以内

(3) 産婆　産婆として専門のものなし。本屯には曹芳の母が（六十才）産の少し難しい時に頼まれて行くのみなり。お礼としては四－五十銭位の品物を持って行く。

普通は各自の家のみで育て、農民は極く自然に考へ内容が許せば自然に生れるものと思ひ居る。

五、間引

間引の習慣なし。

六、死亡率

四十五才以上の既婚婦人は平均出産回数七－八回位、十才以下の死亡数は平均二人なりと。

第六節 風俗、習慣

一、結婚

結婚年令　男十八－二十二才
　　　　　女十七－二十才

	早婚	中婚	遅婚
男	十七才	二十才	三十才
女	十七才	二十才	二十五才

男女の年令は女は男より二－五才年下なり。

婚約期間　普通四－五年位　仲介人が双方に紹介す。

○相門戸、男女相方の親が見に行く

1、紹介人と一緒に女の父母が男の家へ見に行く。

普通〃袞遅銭〃なるものを持つて行く。（二円内外）

2、次で男の方から[illegible]を[illegible]行く

両親が交換する。

3、過小礼　男から女へ[illegible]

（[illegible]）

金銭（富者四十円、中産六十円、貧者八十円）

豚　一頭　酒二十斤　白[illegible]布台二[illegible]疋

4、過大礼（過小礼後一ヶ年位後）男の方から女の方へ持参する。

豚　一頭　[illegible]

指輪　一ヶ（銀）　腕輪一ヶ（銀）　耳輪一ヶ（銀）

[illegible]

[illegible]

5、結婚式（過大礼後一ヶ月後）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

から下す。

[illegible]

る嫁て後から入る、之を入洞房といふ。

嫁は南に向って髪を結ひ衣服を更へ男の親、兄弟、親戚の人々装理する。

当日は男の親戚、友人、同族が金を持って祝に来る。

結婚の費用

	上	中	下
過大、小礼	一五〇円	二〇〇円	二五〇円
婚礼費用	一五〇	一〇〇	三〇－五〇円

年工等にて独身者の多いのは金がないからなり。

二、葬儀

一－二才のものは粟稈にて包んで捨てる。

三－十四才のものは石油をかけて焼くか高粱稈にて包み埋葬する。

十五才以上は棺に入れる、但し貧乏人は二十才以上とする、費用其他は左の如し。

		上	中	下	最下
棺	老人	一〇〇円	五〇円	一五円	七円
	若い人	一五円以下			
費用		二〇〇円	一〇〇円	三〇円	五円
出棺迄の日数		一週間	四日	一日	一日

棺及其他の費用も同一階級にても老人、若い人等に依り夫々異るは勿論なり。

○服喪　三十年（漢人）八漢人は百日
服喪中は白い帯をしたり帽子に白布を附し、白靴をはく。
○墓参死後一週間　三週間、五週間目、百日目、一週年忌、三週年忌に詣る。
普通の年には清明節七月七日、七月十五日、十月一日　年関に詣るを普通とす。

三、蓄妾の習慣

妾者が一般に持つ事もあるも一般には行はれず。
行ふ場合は　1、相続人のない時　2、本妻を嫌ふ場合等なし、農民は蓄妾を行ひ[illegible]
ず、出来ない。
○纏足、現在纏足の習慣なし、三十才以上の者にあり。
支那と共に纏足又辮髪の禁止令が出た。遂に夫れ以後は[illegible]
○阿片の吸飲行はれず
○[illegible]行はれず
○人身売買も行はれず

四、社内の祭、娯楽

[illegible]
[illegible]
[illegible]

雨乞ひ、豊作を祈ることなし。
農民が最も楽しみとしてゐるのは正月なり。
遊び事としては　看銅子、柳韮拳、踢球
○贈答　正月に親戚、友人、世話になった人にお礼をする。
菓子、果物等一円内外のものを。
春から夏にかけての娯楽の一つに川に魚獲に行きがある。

五　宗教

大体佛教を信仰してゐる。

（四の追加）

本屯には土地廟一ケあり、祭祀せる神は次の如し。

土地之神位、	山神之神位	苗王之神位
牛王之神位	龍王之神位	馬王之神位
虫王之神位	財神之神位	五道之神位

と記せる位牌板のもの廟の内に並立し祀りあり。
○廟に参るのは毎月一－十五日に参拝する。
人の死亡せるとき死後直ちに送漿水（小米と水）一日三回供へる、之は死者の霊が廟に居るといふ如からなり。

右の人々皆[illegible]

屯の祭祀日

一月十三日　救苦堂

四月十五日　昔から参拝してゐる。

八月十五日　仲秋節　なり。

此等の祭祀の場合に要する費用は土地[illegible]宣[illegible]、[illegible]

[illegible]

第七節　訴訟犯罪

○屯にて聴取

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]の主[illegible]土地に関する紛争は[illegible]し。

二　犯罪　[illegible]犯罪[illegible]なし。

例　[illegible]朱長海と[illegible]文[illegible]

あり地方法院迄行き朱長海の貸したのが勝訴となれりと。

○縣地方法院にての聽取

地方法院に訴訟を提起するには先づ律士（辯護士）に訴状を認めてもらひ、手数料として

二－三－十円

筆代として二十銭

○訴訟内容を見るに

1. 金銭貸借関係 }最も多い。
2. 土地境界関係 }
3. 分家に関する問題
4. 家賃支払に関する件
5. 入典出典に関する件
6. 離婚　　等なり。

地方法院の判決に不服の場合は奉天高等法院に訴訟する。但し一千円以下は地方法院のみ

訴訟するのは商人より農民の方が多い。之れは商人は示談にて解決する、費用の点を考へて

○審判費を示す。

第一審	徴収	地方法院
第二審	〃	高等法院
第三審	〃	最高法院

		第一級	第[illegible]級	[illegible]級
1.	十元以下	〇、三〇	〇、三[illegible]	[illegible]
[illegible]	二十五元以下	〇、六〇	〇、八[illegible]	[illegible]
[illegible]	五十元 〃	一、五〇	二、一〇	二、四〇
[illegible]	[illegible]元 〃	二、二[illegible]	三、〇八	[illegible]
[illegible]	[illegible]元 〃	[illegible]	四[illegible]	四、八[illegible]
6.	二五〇元 〃	六、〇〇	八、四〇	九、六〇
7.	五〇〇元 〃	一二、〇〇	一六、八〇	一九、二〇
8.	七五〇元 〃	一五、〇〇	二一、〇〇	二四、〇〇
9.	一、〇〇〇元 〃	一八、〇〇	二五、二〇	二八、八〇
10.	二、〇〇〇元 〃	二二、〇〇	三〇、八〇	三五、二〇
[illegible]	[illegible] 〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
12.	五、〇〇〇元 〃	三〇、〇〇	四二、〇〇	四八、〇〇
13.	五、〇〇〇元以上 一、〇〇〇元加之毎	三、〇〇	四、二〇	四、八〇

第八節　農民の生活程度

一、楊大金（傍程青）

1、住居　一間の房子へ八名住む

東家の院内にて北側の土壁に接して屋根低く二間半、炕のあるのは一間なり、

窓は炕のある房子の南側に高さ三尺二寸。巾七尺二寸のもの一個あり、陰欝な感じがする。

炕の上は破れ「アンペラ」を敷く、炕は土間より一尺ばかり内外の高さなり。

2、衣類　寝具　家具

○衣類は父、弟は綿入、単衣各一枚、木綿藍染。

子供は綿入、袷、各一枚

家内中で年に木綿藍染二匹内外なり　皮衣なし。

○寝具は全部にて掛蒲団四枚のみ、敷蒲団なし。

○家具　炕卓（簡単なもの）二ケ、かめ大小三ケ、行李一ケ、

○燈火は石油を用ふ

3、食事、主食、高粱米（厚薉早二石）　小米二―三斗

（高粱二石は米とすると多く食する故一石は精白し、一石は碾子にて挽割って食す、粉は五

―六月菜に混じて食す）

菜

春　馬鈴薯、葱菜の[illegible]味噌
夏　小白菜、豌豆、[illegible]、油菜、[illegible]
秋　大白菜、馬鈴薯
冬　漬物白菜、馬鈴薯、[illegible]（馬鈴薯、葱を[illegible]）

食料は上期[illegible]

のみ、又は之と高粱粉を混じ食す。

高粱粉等[illegible]

○白麺は年間のみ十斤内外、大米一粒もなし。

肉類は中秋節（三斤）年間（三十斤）煙草用ひない。

酒、年間のみ二斤。

4、其他、殆んど薬を用ひない。

娯楽もなというものなし。

二、徐永春（自作三晌賃付四晌）

1、住居　家族三人にて一間の炕に（二間房子）休む、全体として[illegible]

土間[illegible]一間は[illegible]炕、北側土間にて食料品、家具あり。

窓は炕のある房子の南側に高さ、巾共に五尺の窓あり、割合に明るい感あり。

2、衣類、寝具　家具

○綿入、袷、單衣、短、長、各一枚宛あり、

○寝具は掛蒲団三枚、毛子一枚

○家具、主なるもの板櫃二ケ、櫃琢一ケ、釜一ケ、かめ大一ケ、小二ケの程度なり。

一ケ年に布積三匹の消費、総て青紺染、柄なし、

皮衣なし、

燈花は石油なり。

3、食事、主食高梁米年六斗、小米一石五斗、包米査子二斗、菜は野菜類を煮食、漬物等なり、

食料欠乏は六月一ケ月なり、此の時は曲媽菜をゆで、包米粉と餅の様にして食す、又は包米

高梁粉と混じて煮食す。

朝、夕食す、中毒を起すことなし。

○白麺は端午節三斤、仲秋節五斤、新年三十斤用ふ。大米を用ふることなし

肉類（猪）は白麺と同様節句にのみ使用す。

巻煙草の使用なし、酒は新年にのみ用ふ。

4、其他　病氣の時は屯内の刘福宗に診察してもらふ、

娯楽としては正月高脚踊をみて遊ぶ程度なり、

三、刘殿升（十八晌　自作三晌
外青十五晌）

1　住居、家族八人父二間の炕に住む（一間に息子夫婦二人、一間に親子四人）全部に[illegible]
[illegible]子、炕は三間あり、他は全部土間
窓は炕のある三面の南側に高さ四尺五寸巾三尺三寸のもの各一[illegible]あり、[illegible]
[illegible]
年工二人も家族の同一房子に休む。

2　衣類、寝具、家具

衣類は、

	綿入			單衣		計
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
大人	一	一	一	二	一	六枚
子供	一	一	一	一		四枚

寝具　[illegible]子二枚、敷蒲団一枚、掛蒲団八枚
[illegible]
皮衣一（父の外出用）枚あり。
[illegible]使用す

3　食事　主食　高粱米　小米　包米麵子
[illegible]
包米麵と一緒に煮食す。



料理法、曲媽菜をゆで後高粱粉、包米麺の何れかを五合内外加へ食塩を加へて煮食す。（一日平均二回）

菜
- 春　白菜、漬物、芥菜、味噌
- 夏　小白菜　絲瓜、窩瓜、雲豆、茄子
- 秋　馬鈴薯、白菜、窩瓜（煮食）漬物、葱の葉、茄子、胡瓜
- 冬　酸菜　白菜、馬鈴薯、凍白菜、胡瓜、漬物　味噌

右の如く野菜のみなり。

白麺は端午節一五斤、仲秋節二十斤、新年四〇斤の三回なり。

大米は年一回新年に用ふる（一―二升）

肉、酒は端午節、仲秋節、新年の三回なり。

巻煙草使用せず

4、其他

四、贅青年（二十五晌　七晌自作　十八晌捞青）

1、住居、房子は四間あり、炕も四間あり、内三間は家族十一人が使用し、一間の炕は捞青が使用す。

窓は炕のある間（部屋）に高四尺五寸、巾五尺五寸の窓各一個宛あり。

2 衣類 寝具 家具

大人、子供通じて平均六枚所有す。

棉入（厚　袷一枚　袷一枚　單衣　短二枚
　　　薄　長一枚）

其他外出用として袷　長袍　單衣大衫合一枚宛所有す

衣類は木棉にして藍、青染なり。

○寝具　掛蒲団　八枚　敷蒲団三枚

○家具　板櫃一ケ、炕琴二ケ、（長持位のもの）炕卓二ケ、かめ大一ケ小二ケ、

布一ケ年の消費量は平均一人一匹の割合、木棉紺染、子供には紺かすりを二一三尺

皮衣なし

燈火は石油

3 食事、主食高粱米、小米、包米査子

例一日

小米四升（朝）高粱米七升（昼）包米七升（晩）

菜



冬　凍白菜、馬鈴薯の煮食、漬物（胡瓜、芥菜の漬けたもの、葱の葉と茄子とを漬けたもの）
春　馬鈴薯　乾燥白菜、漬物（胡瓜）味噌
夏　小白菜、豌豆、茄子　絲瓜、曲媽菜等
秋　馬鈴薯、白菜を煮食す。

煮るのは油を少し用ひ味噌にて味を付ける。
食料の欠乏なし
趕青、年工総て雇主と同一食事をなす。
○白麺、端午節、仲秋節（各一五斤）年関（一袋四十斤）
大米　新年のみに用ふ、五升ばかり。
○肉類、端午節、仲秋節（各五斤）年関（一頭）
○酒は端午節、仲秋節各一斤、新年五斤
○巻煙草使用せず。

4、其他
楽しみは正月十五日の燈籠節句、燈節、元宵節に散歩するのを楽しみとす。
両郎涌、正月を房鎮、其他から二回来たからそれを見た。

五、許連璧　四十五晌（十一晌自作　三十四晌把青）

1、住居　三間房にして、家族数十八名にして炕は七個あり、内大個に休むのである。

窓は全部高粱[illegible]

房子は全部土間、炕の上には「アンペラ」を敷く。

匪害は少く[illegible]

2. 衣類、寝具、家具

○衣類は大人は[illegible]

[illegible]

○寝具 [illegible]

○家具 [illegible]

釜 四個 炕卓 四個、かめ 大五ケ 小二ケ

○布は一人年大人一匹半、子供一匹、何れも木綿、紺染、柄ものとしては一人一丈位

○皮衣 二枚（許連芳、許景衡）

○燈火 石油（ランプ）を用ふ。

3. 食事 高粱米（八石） 小米（十石） 包米渣子（六石）

菜は前述の各農家と殆んど同一なり。

[illegible]

春　菠菜、黄白菜、豆芽、漬物（芥菜、塩漬）乾菜（雪豆若干）白菜、茄子、馬鈴薯

夏　（白菜、胡瓜、茄子、葱、唐辛子、茄子、豌豆、黄瓜、）白菜、葱の葉、胡瓜）

秋　白菜、馬鈴薯、大根、豆腐、胡瓜、味噌、

冬　馬鈴薯、漬白菜、菠菜、大根、漬物（白菜、胡瓜）味噌、

但シ、雇主ノ家ニテ食事ス。

○白麺　端午節一袋、中秋節一袋、新年二袋

○大米　年関半斗

○鶏　端午節一頭、中秋節一頭、新年二頭

○巻煙草なし。

○肉　端午節八斤、中秋節八斤、年関十五斤、

份饅、白麺、酒、肉、粉條子各一斤

4、其他

一今有大稻埕[illegible]住戶李林田李氏[illegible]、[illegible]

一紙

[illegible]

[illegible]二年四月十八日

（保甲[illegible]）

[illegible]保[illegible]

為[illegible]住戶李林田本保[illegible]

[illegible]通行[illegible]

[illegible]不得[illegible]

[illegible]

限十天內繳清

[illegible]二年四月十八日

富貴保々長　范水[illegible]

（經由選舉人）

基礎統計

1. 土地区分

土地種類	面積	備考
全域面積	211,573町	
既耕地	179,582	
未耕及耕作地	135,006	
樹木耕作可能地	74,435	
其他森林地	179,515	

2. 現住漁家地状況

土地別	面積
海洋漁業場	5,006町
沿海干潟漁場	106,011
湖地	11,111

土地別	面積	
湖沼地域	510 晌	
計	136,736	

3. 熟地（已墾地）

調查項目		面積（晌或天地）	
耕地面積	前年耕種面積	154,787	
	本年回復地	15,144	
	本年新墾地	—	
	計	174,931	
撂荒地	前年撂荒地	40,146	
	本年撂荒地	25,002	
	計	65,148	

洮南縣公署教育局所管公私立各学校学級並学生数及教職員役一覧表

康徳三年三月

区別	校別	学級数 等級	学級数 計	学生人数 男	学生人数 女	学生人数 計	教職員数 男	教職員数 女	教職員数 計	員役数 傭員	員役数 夫役	所在地
縣立	洮南師範講習科	師一	一	四三	—	四三	四	—	四	一	一	城内南順城街
	洮南女子師範講習科	師一	一	—	四一	四一	二	二	四	一	一	〃 一緯路
	洮南初級中学校	中五	五	一七一	—	一七一	八	—	八	—	一	〃 南順城街
	洮南女子初級中学校	中三	三	—	六六	六六	三	—	三	—	一	〃 一緯路
	洮南女子職業学校	三中 二高	五	—	一九四	一九四	六	四	一〇	一	一	〃 五緯路
	富文両級小学校	四高 八初	一二	四七六	一七一	六四七	一三	三	一六	一	一	〃 〃
	仁義女子両級小学校	二高 四初	六	七〇	二二六	二九六	一	六	七	—	一	〃 一緯路
	日盛両級小学校	二高 三初	五	一三〇	五一	一八一	三	四	七	—	一	〃 二 〃
	壬戌両級小学校	一高 六初	七	二六六	六九	三三五	五	五	一〇	—	一	〃 三 〃
	大興両級小学校	二高 六初	八	二六〇	一〇三	三六三	六	五	一一	—	一	〃 九 〃
	維新両級小学校	一高 四初	五	一三七	四八	一八五	六	一	七	—	一	〃 四 〃
	利達女子初級小学校	二初	二	五一	五一	一〇二	—	三	三	—	一	〃 二 〃
	洮南師範附属小学校	一高 四初	五	一八五	六九	二五四	四	三	七	—	一	〃 七 〃
	日語講習所	初	三	一一三	七	一二〇	七	—	七	一	一	〃 五 〃
第三区立	内徳初級小学校	初級	一	二八	八	三六	一	—	一	—	一	城東内徳屯
	文吉子昭初級小学校	〃	一	二七	一〇	三七	一	—	一	—	一	〃 文吉子昭
	前五家子初級小学校	〃	一	二〇	四	二四	一	—	一	—	一	〃 前五家子
	李家店初級小学校	〃	一	三〇	—	三〇	一	—	一	—	一	〃 李家店
	張家園子初級小学校	〃	二	五二	八	六〇	二	—	二	—	一	〃 張家園子
	二竜索口初級小学校	〃	一	二四	三	二七	一	—	一	—	一	〃 二竜索口
	大楡樹初級小学校	〃	一	一七	四	二一	一	—	一	—	一	〃 大楡樹
第四区立	東好力保初級小学校	〃	一	二四	一一	三五	一	—	一	—	一	城南東好力保
	黒水初級小学校	〃	一	三八	五	四三	一	—	一	—	一	〃 黒水村
	安定初級小学校	〃	二	六一	一一	七二	二	—	二	—	一	〃 安定公司
	老奮窩堡初級小学校	〃	一	四四	一〇	五四	一	—	一	—	一	〃 老奮窩堡
第五区立	小茨好初級小学校	〃	一	二九	—	二九	一	—	一	—	一	城北小茨好
	小老爺廟両級小学校	一高 二初	三	七九	—	七九	四	—	四	—	一	〃 小老爺廟
	三家子初級小学校	初級	一	一〇	一〇	二〇	一	—	一	—	一	〃 三家子
第六区立	瓦房両級小学校	一高 七初	八	一六四	六四	二二八	七	三	一〇	—	一	〃 瓦房鎮
	三段初級小学校	初級	二	五一	一四	六五	二	—	二	—	一	〃 三段屯
	那金河初級小学校	〃	一	二九	六	三五	一	—	一	—	一	〃 那金河
	北英得吐初級小学校	〃	一	二二	四	二六	一	—	一	—	一	〃 北英得吐
	二段初級小学校	〃	一	一七	六	二三	一	—	一	—	一	〃 二段屯
第七区立	野馬図両級小学校	一高 二初	三	七三	二二	九五	四	—	四	—	一	〃 野馬図
	西二竜索口初級小学校	初級	一	二二	五	二七	一	—	一	—	一	城西西二竜索口
	葦塘初級小学校	〃	一	二三	一	二四	一	—	一	—	一	〃 葦塘屯
	喬家囲子初級小学校	〃	一	四〇	—	四〇	一	—	一	—	一	〃 喬家囲子
	他拉良初級小学校	〃	一	二六	八	三四	一	—	一	—	一	〃 他拉良
	東二竜索口初級小学校	〃	一	二一	四	二五	一	—	一	—	一	〃 東二竜索口
村立	興隆村東水泉初級小学校	〃	一	一五	—	一五	一	—	一	—	一	〃 東水泉
	興隆村好田初級小学校	〃	二	六一	四	六五	二	—	二	—	一	〃 好田窩堡
私立	清真両級小学校	一高 二初	三	一一一	三一	一四二	三	一	四	—	一	城内五緯路
	慈善両級小学校	一高 一初	二	八一	—	八一	二	—	三	—	一	〃 一緯路
	光化両級小学校	二高 三初	五	二三五	—	二三五	六	—	六	—	一	〃 九 〃
	光化女子両級小学校	二高 三初	五	—	二〇七	二〇七	五	—	五	—	一	〃 九 〃
総計	中等 五 小学 二九 日語 一 四五処	—	一二五級	三三七六	一五五六	四九三二人	一二八	四〇	一六八人	五人	四三人	—

康徳二年度

歳入歳出預算書

[illegible]

歳入合計		一六八、〇七八九
	経常部計	一六八、〇七八九
	臨時部計	
歳出合計		一六八、〇七八九
	経常部計	一四九、七四八九
	臨時部計	一八、三三〇〇

歳入

科目 款	科目 項	科目 目	本年度預算額	前年度預算額	比較増減	附記
一 由財産所生之収入			[illegible]			
	一 基本財産収入		[illegible]			
		一 地租	[illegible]			
		二 房租	[illegible]			
		三 學田[illegible]收入	[illegible]			
	二 学校基本財産収入		一			

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
		一、地租	一			
二、手数料及使用料			一五、三四六			
	一、使用料		一〇、三四八			
		一、学校授業料	四、一六七			
		二、屠宰場使用料	一、一〇〇			
		三、電話使用料	四、六六九			
		四、洋井租	三五〇			
		五、其他使用料	六〇			
	二、手数料		五、〇〇〇			
		一、証明手数料	二、五〇〇			
		二、屠畜検査料	一、八〇〇			
		三、督促手数料	五〇〇			
		四、其他手数料	二〇〇			
三、交付金			一、二〇〇			
	一、国税徴収交付金		八〇〇			

臨時收入			
	一農商務省交付金		五・〇〇〇
		一國庫補助交付金	八・〇〇〇
		一農商務省交付金	五・〇〇〇
			一・三七〇
	一[illegible]年度收入		一・一〇〇
		一雜收入	一・[illegible]
	一前年度[illegible]收入		一・二五〇
		一前年度收入	一・[illegible]
	一[illegible]收入		[illegible]
		一[illegible]收入	[illegible]
	一[illegible]		二[illegible]
		一[illegible]	二[illegible]
	一雜收入		八[illegible]
		雜收入	八[illegible]
一合計			一五・八[illegible]
	一合計		一[illegible]
		總計	一[illegible]

科目 款	科目 項	科目 目	本年度預算額	前年度預算額	比較增減	附記
	二、房捐		一五、五八〇			
		一、房捐	一五、五八〇			
	三、營業捐		九、七七七			
		一、商捐	八、〇〇〇			
		二、班捐	一、四一七			
		三、經紀捐	三六〇			
	四、雜捐		六六、九二四			
		一、糧捐	一六、三三〇			
		二、車捐	一四、八三〇			
		三、貨捐	二〇、三五〇			
		四、屠宰捐	六、八〇〇			
		五、毛鬃捐	五四〇			
		六、戲捐	四〇			
		七、皮革捐	一、二六〇			
		八、甘草捐	五八			

四二四

		九之二號	七六三			
		十青泰號	一,〇〇〇			
		十一寄基號	七,二三〇			
		十二國圓號	一,〇〇〇			
		十三森號	一,八〇〇			
		十四右吉號	三〇〇			
		十五八雲號	一			
經常部計			一八,[illegible]八			
	臨時部	——				
經常臨時部合計			一八,〇七八			

歳出

科目 款	項	目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較增減	備考
一、祭祀費			二〇〇			
	一、祭祀費		二〇〇			
		一、祭祀費	二〇〇			

科目 款	項	目	本年度預算額	前年度預算額	比較增減	附記
二、公署費			三七、〇四二			
	一、俸給		一一、八一二			
		一、俸給	一一、八一二			
	二、雜給		八、七八〇			
		一、僱員薪水	六、七八〇			
		二、臨時僱員給	三〇〇			
		三、傭人工資	七二〇			
		四、賞與	九八〇			
	三、旅費		一、二八〇			
		一、旅費	一、二八〇			
	四、辦公費		七、八八〇			
		一、備品費	八八〇			
		二、消耗品費	三、〇〇〇			
		三、圖書印刷費	二、四〇〇			
		四、通信運搬費	一、六〇〇			

	五、雑費		二、五〇〇
		一、借地借家料	二五〇
		二、宿待費	七五〇
		三、雑費	一、五〇〇
	六、修繕費		五〇〇
		一、修繕費	五〇〇
	七、校舎費		三〇〇
		一、校舎費	三〇〇
二、警察費			七二、一八〇
	一、警察署費		四六、四〇三
		一、俸給	三〇、七五六
		二、賞与	一、五三七
		三、被服費	六、二七〇
		四、馬糧費	一、二〇〇
		五、何当費	八〇〇
		六、辨公費	三、六〇〇
		七、雑費	五〇〇

科目 款	項	目	本年度預算額	前年度預算額	比較増減	附記
		八、右調査費	一、五〇〇			
		九、警察講習所費	二四〇			
	二 警察隊費		二二、九五二			
		一 俸給	一四、三五二			
		二 賞与	七〇〇			
		三 被服費	三、七八〇			
		四 馬糧費	三、一二〇			
		五 辦公費	五〇〇			
		六、自動車維持費	五〇〇			
	三 討伐費		二、一二五			
		一、子弾費	四七五			
		二、津貼	一、三〇〇			
		三 雑費	三五〇			
	四、救卹費		二〇〇			
		一、救卹費	二〇〇			

款	項	目	金額
	五、修繕費		一、五〇〇
		一、修繕費	一、五〇〇
四、土木費			二、四一五
	一、道路修理費		二、四一五
		一、道路修理費	二、四一五
五、教育費			三一、二〇七
	一、中學校費		八、一一五
		一、俸給	四、〇〇〇
		二、書記給	三四〇
		三、雇人工資	二四〇
		四、賞與	二一五
		五、辦公費	一、〇〇〇
		六、雜費	六[illegible]
	二、實業學校費		四、二一一
		一、俸給	一、〇〇〇
		二、書記給	二二八
		三、雇人工資	一一五

科目 款	科目 項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
		四、賞与	一六八			
		五、弁公費	五〇			
		六、雑費	三〇〇			
	三、小学校費		一五、〇九〇			
		一、俸給	九、八四〇			
		二、傭人工資	七二〇			
		三、賞与	五三〇			
		四、弁公費	二、五〇〇			
		五、雑費	一、五〇〇			
	四、民衆学校費		六〇〇			
		一、民衆学校費	六〇〇			
	五、各区小学校費		五、〇〇〇			
		一、各区小学校費	五、〇〇〇			
六、屠宰場費			二、九六九			
	一、諸給		二、四六九			

		一、新傳	一、二〇〇
		二、遊綜	九八七
		三、管英	一三〇
			五〇〇
	二、鄉公營	一、鄉公營	三〇〇
七、省市公營			四、七八四
	一、省營		二、三六四
		一、新傳	一、〇八六
		二、遊綜	二、一一八
		三、管英	一八〇
	二、縣市營		一、六二〇
		一、鄉公營	一二〇
		一、[illegible]營	一五〇〇
八、民營			一六〇
	八、國營事業		一六〇
		一、國營事業	一八〇
十、總收合			一

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
	一、給与金		二			
		一、退蔵給与金	一			
		二、死亡給与金	一			
十 勧業諸費			五〇			
	一、勧業諸費		五〇			
		一、苗圃費	三〇			
十一 予備費			一、〇〇〇			
	一、予備費		一、〇〇〇			
		一、予備費	一、〇〇〇			
経常部計			一四九、七四八			
	臨時部		三二、三五七元九九一			
一 建築費			三、〇〇〇			
	一、建築費		三、〇〇〇			
		一、建築修理費	三、〇〇〇			
二 土木費			五、〇〇〇			

款	項	目	金額		
	一、土木費		五、〇〇〇		
		一、道路修理費	五、〇〇〇		
三、衛生費			五〇〇		
	一、伝染病予防費		五〇〇		
		一、伝染病予防費	五〇〇		
四、償還積立金			一、五〇〇		
	一、償還積立金		一、五〇〇		
		一、罹災地借入償還金	一、五〇〇		
五、償還金			八、三二〇		
	一、行政借款償還		八、三三〇		
		一、行政借款元金	六、五一九		
		二、利息	一、八一一		
臨時部計			一八、三三〇		
歳出合計			一六八、〇七八		

康德二年度

歲入歲出決算書

洮南縣公署

歲入

一、國幣　一五九、六四〇元七角零四厘　經常部決算額

一、國幣　四〇、〇〇〇元　臨時部決算額

歲入合計國幣　一九九、六四〇元七角零四厘

歲出

一、國幣　一五八、一八六元四角七分三厘　經常部決算額

一、國幣　三二、三五七元九角九分一厘　臨時部決算額

歲出合計國幣　一九〇、五四四元四角六分四厘

差引存　九、〇九六元二角四分

歲入　經常部　一五九、六四〇元七〇四

科目 款	科目 項	科目 目	決算額	預算額	增減	附記
一、由財產所生之收入			五、三五一.八〇〇	五、二一二.〇〇〇	一三九.八〇〇	△　減
	一、基本財產收入		五、三五一.八〇〇	五、二一一.〇〇〇	一四〇.〇〇〇	

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
		一、地租		[illegible]	[illegible]
		二、房租	二〇一、八〇〇	[illegible]	[illegible]
		三、雑収入	[illegible]	六、[illegible]	
	二 学校基本財産収入			[illegible]	[illegible]
		一、地租		一〇〇〇	[illegible]
三 使用料及手数料			一二、三三三、八〇〇	一三、三三七、[illegible]	[illegible]
	一、使用料		七、一一一、[illegible]	[illegible]	[illegible]
		一学校使用料	二、七〇〇、八〇〇	四、一六[illegible]	[illegible]
		二寄宿舎使用料	一、[illegible]八〇〇	[illegible]	[illegible]
		三電話使用料	四、八四六、九五〇	三、六六九、〇〇〇	[illegible]
		四洋井租	一〇四、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	[illegible]
		五其他使用料	四〇、〇九〇	六〇、〇〇〇	△一九、九一〇
	二、手数料		[illegible]	[illegible]	△[illegible]
		一證明手数料	一、六二八、[illegible]	[illegible]	△[illegible]
		二寄宿舎[illegible]料	七九四、九〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	△一、〇〇五、一〇〇
		三[illegible]			[illegible]
		四其他手数料			[illegible]

科目 款	項	目	決算額	豫算額	增減	備考
三、交付金			二八一.九八〇	一、三〇〇.〇〇〇	△一、〇一八.〇二〇	
	一、國税徴収交付金		二四三.五六〇	八〇〇.〇〇〇	△五五六.四四〇	
		一、國税徴収交付金	二四三.五六〇	八〇〇.〇〇〇	△五五六.四四〇	
	二、農商貸款交付金		三八.四二〇	五〇〇.〇〇〇	△四六一.五八〇	
		一、農商貸款交付金	三八.四二〇	五〇〇.〇〇〇	△四六一.五八〇	
四、雑収入			三七、九七一.九六四	二六、三七〇.〇〇〇	一一、六〇一.九六四	
	一、過年度収入		三五、九九七.九八四	二三、〇〇〇.〇〇〇	一二、九九七.九八四	
		一、税収入	三五、九九七.九八四	二三、〇〇〇.〇〇〇	一二、九九七.九八四	段別割 三二、三三二、三七四、営業税 五四、四〇〇 戸数割 三、四四六、五〇〇、清潔費 一六四、七一〇
	二、罰款及過怠金収入		二一四.八三〇	一、二五〇.〇〇〇	△一、〇三五.一七〇	
		一、罰款収入	二一四.八三〇	一、二五〇.〇〇〇	△一、〇三五.一七〇	
	三、售志呈紙収入		四八.八〇〇	二七〇.〇〇〇	△二二一.二〇〇	
		一、售志呈紙収入	四八.八〇〇	二七〇.〇〇〇	△二二一.二〇〇	
	四、廃物売出金		四五〇.〇〇〇	二〇〇.〇〇〇	二五〇.〇〇〇	
		一、不用品売却金	四五〇.〇〇〇	二〇〇.〇〇〇	二五〇.〇〇〇	
	五、雑収入		一、二六〇.三五〇	六五〇.〇〇〇	六一〇.三五〇	

一、雜收入		一、二六〇.三五〇	六三〇.[illegible]	六[illegible]	
五、縣稅		一〇四、六八二.一二〇	一一九、八五〇.〇〇〇	△一五、一六七.八八〇	
一、地捐		二三、〇〇三.一三〇	二七、五六九.〇〇〇	△四、五六五.八七〇	
	一、畝捐	二三、〇〇三.一三〇	二七、五六九.〇〇〇	△四、五六五.八七〇	
二、房捐		七、八三四.九六〇	一五、五八〇.〇〇〇	△七、七四五.〇四〇	
	一、房捐	七、八三四.九六〇	一五、五八〇.〇〇〇	△七、七四五.〇四〇	
三、營業捐		七、〇八一.三〇〇	九、七七七.〇〇〇	△二、六九五.七〇〇	
	一、商捐	六、八〇一.三〇〇	八、〇〇〇.〇〇〇	△一、一九八.七〇〇	
	二、班捐		一、四一七.〇〇〇	△一、四一七.〇〇〇	
	三、登記捐	二八〇.〇〇〇	三六〇.〇〇〇	△八〇.〇〇〇	
四、雜捐		六六、七六二.七三〇	六六、九二四.〇〇〇	△一六一.二七〇	
	一、糧捐	二五、一五三.七一〇	一六、三三〇.〇〇〇	八、八二三.七一〇	
	二、車捐	一一、〇九一.〇〇〇	一四、六三〇.〇〇〇	△三、五三九.〇〇〇	車[illegible]捐[illegible]、[illegible]捐[illegible] [illegible]捐[illegible]
	三、貨捐	一五、八三六.〇一〇	二〇、二五〇.〇〇〇	△四、四一三.九九〇	
	四、屠宰捐	五、八二二.三〇〇	六、八〇〇.〇〇〇	△九七七.七〇〇	
	五、毛鬃捐	五四九.八六〇	五四〇.〇〇〇	九.八六〇	
	六、戲捐	六.八九〇	四〇.〇〇〇	△三三.一一〇	

科目 款	科目 項	科目 目	決算額	預算額	増減	附記
		七、皮革捐	一、二一六、二二〇	一、二六〇、〇〇〇	△四三、七八〇	
		八、甘草捐	一三、五〇〇	五八、〇〇〇	△四四、四九〇	
		九、毛血捐	一、〇六〇、〇〇〇	七六五、〇〇〇	二九五、〇〇〇	
		十、清潔捐	二、八一九、二五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	八一九、二五〇	
		十一、街基捐	一、五四七、二四〇	二、二五〇、〇〇〇	△七〇二、七六〇	
		十二、圖画捐	七四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△一二六、〇〇〇	
		十三、妓捐	一、一八三、五〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	△四一六、五〇〇	
		十四、広告捐	三八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	
		十五、小腸捐	九、二四〇	一、〇〇〇	八、二四〇	
経常部計			一五九、六四〇、七〇四	一六八、〇七八、〇〇〇	△八、四三七、二九六	

臨時部　四〇、〇〇〇元〇〇〇

科目 款	科目 項	科目 目	決算額	預算額	増減	附記

一、行政費借款			四〇、〇〇〇.〇〇〇		四〇、〇〇〇.〇〇〇	
	一、行政費借款		四〇、〇〇〇.〇〇〇		四〇、〇〇〇.〇〇〇	
		一、行政費借款	四〇、〇〇〇.〇〇〇		[illegible]	
經常部計			[illegible]		[illegible]	
經常臨時合計			[illegible]	[illegible]	[illegible]	

歳出　經常部　一五八、一八六元四角七分三厘

科目			決算額	豫算額	增減	附記
款	項	目				
一、祭祀費			[illegible]	[illegible]	[illegible]	
	一、祭祀費		[illegible]	[illegible]	[illegible]	
		一、祭祀費	[illegible]	二〇〇.〇〇〇	[illegible]	
一、公署費			[illegible]	[illegible]	△[illegible]	[illegible]
	一、俸給		[illegible]	[illegible]	△[illegible]	
		一、俸給	[illegible]	[illegible]	△[illegible]	
	一、雜給		八、四五八.八四〇	八、七八〇.〇〇〇	[illegible]	
		一、雇員薪水	五、七九〇.九九〇	六、七八〇.〇〇〇	[illegible]	
		二、臨時雇員給	—	三〇〇.〇〇〇	三〇〇.〇〇〇	

科目			決算額	豫算額	増減	附記
款	項	目				
		三、傭人工資	八九〇.〇〇〇	七二〇.〇〇〇	△一七〇.〇〇〇	
		四、賞與	一、七七七.八五〇	九八〇.〇〇〇	△七九七.八五〇	
	三、旅費		八五七.九〇〇	一、一八〇.〇〇〇	三二二.一〇〇	
		一、旅費	八五七.九〇〇	一、一八〇.〇〇〇	三二二.一〇〇	
	四、辦公費		八、五四〇.七二〇	七、八八〇.〇〇〇	△六六〇.七二〇	
		一、備品費	二、四三六.〇〇〇	八八〇.〇〇〇	△一、五五六.〇〇〇	
		二、消耗品費	二、八一四.六八〇	三、〇〇〇.〇〇〇	一八五.三二〇	
		三、図書印刷費	一、二九四.二〇〇	二、四〇〇.〇〇〇	一、一〇五.八〇〇	
		四、通信運搬費	一、九九五.八四〇	一、六〇〇.〇〇〇	△三九五.八四〇	
	五、雜費		三、五一四.四一〇	二、五〇〇.〇〇〇	△一、〇一四.四一〇	
		一、借地借家料	一三〇.〇〇〇	二五〇.〇〇〇	一二〇.〇〇〇	
		二、接待費	一、一七〇.七九〇	七五〇.〇〇〇	△四二〇.七九〇	
		三、雜費	二、二一三.六二〇	一、五〇〇.〇〇〇	△七一三.六二〇	
	六、傷病費		七九六.八九〇	五〇〇.〇〇〇	△二九六.八九〇	
		一、傷病費	七九六.八九〇	五〇〇.〇〇〇	△二九六.八九〇	

	七、校舎費		三〇〇.〇〇〇	三〇〇.〇〇〇	—
		一、校舎費	三〇〇.〇〇〇	三〇〇.〇〇〇	—
三、警察費			六七、一八五.六八〇	七三、一八〇.〇〇〇	五、九九四.三二〇
	一、警察署費		五三、八七四.七三〇	四六、四〇三.〇〇〇	△七、四七一.七三〇
		一、俸給	三六、八八〇.七六〇	三〇、七五六.〇〇〇	△六、一二四.七六〇
		二、賞与	二、八七六.六〇〇	一、五三七.〇〇〇	△一、三三九.六〇〇
		三、旅費	六、二七〇.〇〇〇	六、二七〇.〇〇〇	
		四、[illegible]費	五七八.六七〇	一、二〇〇.〇〇〇	六二一.三三〇
		五、拘留費	一、五五八.〇二〇	八〇〇.〇〇〇	△七五八.〇二〇
		六、辦公費	四、五六五.四〇〇	三、六〇〇.〇〇〇	△九六五.四〇〇
		七、雑費	一、一四五.二八〇	五〇〇.〇〇〇	△六四五.二八〇
		八、[illegible]調査費	—	一、五〇〇.〇〇〇	一、五〇〇.〇〇〇
		七、警察練習所費	—	二四〇.〇〇〇	二四〇.〇〇〇
	二、警察隊費		二一、一〇五.一八〇	二二、九五二.〇〇〇	一、八四六.八二〇
		一、俸給	九、二八七.五八〇	一四、三五二.〇〇〇	五、〇六四.四二〇
		二、賞与	三一三.九〇〇	七〇〇.〇〇〇	三八六.一〇〇
		三、旅費	六五二.九五〇	三、七八〇.〇〇〇	三、一二七.〇五〇

科目 款	科目 項	科目 目	決算額	預算額	増減	附記
		四、馬糧費	—	三、一二〇.〇〇〇	三、一二〇.〇〇〇	
		三、辨公費	三四九.五二〇	五〇〇.〇〇〇	一五〇.四八〇	
		六、自動車維持費	六〇一.二三〇	五〇〇.〇〇〇	△一〇一.二三〇	
	三、討伐費		一、二五三.五六〇	二、一二五.〇〇〇	八七一.四四〇	
		一、子彈費	—	四七五.〇〇〇	四七五.〇〇〇	
		二、旅費	五〇.〇〇〇	一、三〇〇.〇〇〇	一、二五〇.〇〇〇	
		三、雜費	一、二〇三.五六〇	三五〇.〇〇〇	△八五三.五六〇	
	四、救恤費		二〇〇.〇〇〇	二〇〇.〇〇〇	—	
		一、救恤費	二〇〇.〇〇〇	二〇〇.〇〇〇	—	
	五、修繕費		七五二.二一〇	一、五〇〇.〇〇〇	七四七.七九〇	
		一、修繕費	七五二.二一〇	一、五〇〇.〇〇〇	七四七.七九〇	
四、土木費			二、四一五.〇〇〇	二、四一五.〇〇〇	—	
	一、道路修理費		二、四一五.〇〇〇	二、四一五.〇〇〇	—	
		一、道路修理費	二、四一五.〇〇〇	二、四一五.〇〇〇	—	
五、教育費			四三、一九二.六三一	三一、二〇六.〇〇〇	△一一、九八六.六三一	

一、□学校費	八、[illegible]	六、[illegible].000	△一、[illegible]
一 俸給	六、[illegible]	四、000.000	△二、[illegible]
二 書記給	[illegible]五[illegible].000	二四0.[illegible]	△一二[illegible].000
三 傭人工賃	二四0.000	二四0.[illegible]	
四 賞與	[illegible]0二.三五0	[illegible]	△[illegible]
五 辨公費	六八八.0一0	一、000.000	[illegible]
六 雜費	二九三.[illegible]	[illegible]	[illegible]
二、實業学校費	四、八八四.一00	四、[illegible]	[illegible]
一 俸給	[illegible]	三、000.000	△一五0.000
二 書記給	[illegible]八.[illegible]	二二八.000	一二0.000
三 傭人工賃	[illegible]	一一五.[illegible]	[illegible].000
四 賞與	二四[illegible].[illegible]	一六八.[illegible]	△[illegible]
五 辨公費	一、一九三.三四0	五00.[illegible]	△六九三.三四0
六 雜費	一一五.四六0	[illegible]	一八四.五四0
三、小学校費	二一、0六八.[illegible]	一五、0九0.[illegible]	△五、九七八.[illegible]
一 俸給	一四、二二[illegible].二二0	九、八[illegible]	△四、[illegible]
二 傭人工賃	五一五.[illegible]	[illegible].000	[illegible]五.000

科目 款	科目 項	科目 目	決算額	予算額	増減	附記
		三、賃金	一、〇八〇 八九〇	五三〇 〇〇〇	△五五〇 八九〇	
		四、弁公費	三、三五六 四一一	二、五〇〇 〇〇〇	△八五六 四一一	
		五、雑費	一、八九〇 〇〇〇	一、五〇〇 〇〇〇	△三九〇 〇〇〇	
	四、国家学校費		七二九 六一〇	六〇〇 〇〇〇	△一二九 六一〇	
		一、国家学校費	七二九 六一〇	六〇〇 〇〇〇	△一二九 六一〇	
	五、名区小学校費		八、四一一 〇〇〇	五、〇〇〇 〇〇〇	△三、四一一 〇〇〇	
		一、名区小学校費	八、四一一 〇〇〇	五、〇〇〇 〇〇〇	△三、四一一 〇〇〇	
六、屠畜場費			三、五九七 八八〇	二、九六九 〇〇〇	△六二八 八八〇	
	一、諸給		二、二四三 二五〇	二、四六九 〇〇〇	二二五 七五〇	
		一、薪俸	一、一七六 〇〇〇	一、三六二 〇〇〇	一八六 〇〇〇	
		二、雑給	八九四 〇〇〇	九八七 〇〇〇	九三 〇〇〇	
		三、賃金	一七三 二五〇	一二〇 〇〇〇	△五三 二五〇	
	二、弁公費		一、三五四 六三〇	五〇〇 〇〇〇	△八五四 六三〇	
		一、弁公費	一、三五四 六三〇	五〇〇 〇〇〇	八五四 六三〇	
七、電話局費			四、七三九 一六二	四、九八四 〇〇〇	二四四 八三八	

	一、給金		三、五九五.二四〇	三、三六四.〇〇〇	△ 二三一.二四〇
		一、報酬	四六六.〇〇〇	一、〇八六.〇〇〇	六二〇.〇〇〇
		二、雑給	二、七七三.一二〇	二、一一八.〇〇〇	△ 六五五.一二〇
		三、賞与	二二二.一〇〇	一六〇.〇〇〇	△ 六二.一〇〇
	二、諸公費		一、二五三.九二二	一、六二〇.〇〇〇	三六六.〇七八
		一、諸公費	一四八.二八〇	一二〇.〇〇〇	△ 二八.二八〇
		二、旅行費	一、一〇五.六四二	一、五〇〇.〇〇〇	三九四.三五八
八、公園費			一二〇.〇〇〇	二五〇.〇〇〇	一三〇.〇〇〇
	一、公園管理費		一二〇.〇〇〇	二五〇.〇〇〇	一三〇.〇〇〇
		一、公園管理費	一二〇.〇〇〇	二五〇.〇〇〇	一三〇.〇〇〇
九、諸支出金			—	二.〇〇〇	二.〇〇〇
	一、諸支出金		—	二.〇〇〇	二.〇〇〇
		一、道路補助金	—	一.〇〇〇	一.〇〇〇
		一、死亡者弔慰金	—	一.〇〇〇	一.〇〇〇
十、勧業諸費			六三九.〇〇〇	五〇〇.〇〇〇	△ 一三九.〇〇〇
	一、勧業諸費		六三九.〇〇〇	五〇〇.〇〇〇	△ 一三九.〇〇〇
		一、畜産費	六三九.〇〇〇	五〇〇.〇〇〇	△ 一三九.〇〇〇

科目 款	項	目	決算額	予算額	増減	附記
七、予備費			四一四、二三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五八五、七七〇	
	一、予備費		四一四、二三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五八五、七七〇	
		一、予備費	四一四、二三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五八五、七七〇	
経常部計			一五八、一八六、四七三	二四九、七四八、〇〇〇	△ 八四三八、四七三	

臨時部　三二、三五七、九九一

科目 款	項	目	決算額	予算額	増減	附記
一、建築費			一、六三二、八八〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三六七、一二〇	
	一、建築費		一、六三二、八八〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三六七、一二〇	
		一、建築修理費	一、六三二、八八〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三六七、一二〇	
二、土木費			五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	
	一、土木費		五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	
		一、道路修理費	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	
三、衛生費			九八、四〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇一、六〇〇	
	一、伝染病予防費		九八、四〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇一、六〇〇	

		一、伝染病予防費	九八、四〇〇	五六、八〇〇	四一、六〇〇
四、償還積立金			一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
	一、償還積立金		一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
		一、償還積立金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
五、償還金			一、二九八、二九〇	八、三三〇、〇〇〇	七、〇三一、七一〇
	一、行政借款償還		一、二九八、二九〇	八、三三〇、〇〇〇	七、〇三一、七一〇
		一、行政借款元金	—	六、五一九、〇〇〇	六、五一九、〇〇〇
		二、利息	一、二九八、二九〇	一、八一一、〇〇〇	五一二、七一〇
六、雑支出			二三、三二八、四三二	—	△二三、三二八、四三二
	一、過年度支払金		二三、三二八、四三二	—	△二三、三二八、四三二
		一、過年度支払金	二三、三二八、四三二	—	△二三、三二八、四三二
臨時部計			七二、三五七、九九一	一八、三三〇、〇〇〇	△五四、〇二七、九九一
歳出合計			一九〇、五四四、四六四	六八、〇〇八、〇〇〇	一二二、五三六、四六四

歳入歳出預算書

縣

歳入合計　三〇一、九四四
　經常部　三〇一、九四四
　臨時部
歳出合計　三〇一、九四四
　經常部　二九二、六六四
　臨時部　九、二八〇

歳入ノ部

預算							説明
科目 款	科目 項	預算額	細目	本年度預算額	前年度預算額	比較增減	附記
一官產所生之收入		八、四三一			五、五六二		
	一基本財產收入	八、四三一			五、五六一		
			一地租	一	一		

			二学租	一二二〇	二一〇	二六七坪毎坪当[illegible] 畑[illegible]十一戸一四四
			三寄附金通貨入	六〇〇	五〇〇	
			四杵井租	二〇	二五〇	
	三学校基本財産収入				一	
			一地租		一	
二使用料及手数料		二二四・九			一四・一七八	
	一使用料	二五・五二二			九・九九八	
			一学校授業料	一・〇五九	四・八七	中学校一七八名[illegible] 高等一八三名〃八九六 高等科二二名五元、初等二一七〇 名二元
			二寄宿舎使用料	四・四四	三・一〇〇	中一、八二[illegible] 自[illegible]島一〇[illegible]自[illegible] 自[illegible]九、七〇[illegible]一[illegible]自
			三電気使用料	九・九四八	三・六六九	
			四其之他	四〇	六〇	
	二手数料	七・八八八			五・〇〇〇	
			一証明手数料	二・五〇〇	二・五〇〇	

予算説明

科目 款	科目 項	算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
			一、畜産手数料	一、二四四			牛二、八二〇（二角）羊一、七七〇（一角）騾九、七〇〇（一角）馬一〇（二角）驢三一〇（一角）
			三、畜産検査手数料	一、七四四	一、八〇〇		同右
			四、督促手数料	五〇〇	五〇〇		
			五、其他	四〇〇	二〇〇		
三、交付金		一、二四一			八〇〇		
	一、国税徴収交付金	一、二四一			八〇〇		
			一、国税徴収交付金		八〇〇		八一、八四〇之納につき
四、雑収入		九、〇九〇			一三、八七〇		
	一、過年度収入				一〇、〇〇〇		
			一、税収入		一〇、〇〇〇		
	二、罰款及過怠金収入	四、二五〇			三、二五〇		
			一、罰款収入	二、〇〇〇	三、二五〇		

			二延滞金	三、三〇			該病庭満二〇、〇〇〇十分ノ一 [illegible] 日分差信ノ三五〇石
	[illegible]ノ	三四〇			[illegible]		
			一[illegible]ノ	三四〇	[illegible]		
	二[illegible]金	三〇〇			二〇〇		
			[illegible]金	三〇〇	二〇〇		
	[illegible]入	[illegible]			[illegible]		
			[illegible]	[illegible]	[illegible]		
			[illegible]	[illegible]	[illegible]		
[illegible]部		[illegible]			[illegible]		
	[illegible]	[illegible]			[illegible]		
			一営業税附加税	四二、七九二	六、三二七		本税額 四二、七九二総率百分ノ
			[illegible]	[illegible]			[illegible]
	二地租	八七、〇九九			一七、五六九		
			合計	[illegible]	[illegible]		八、一八四九明（遍年度二〇、〇〇〇） 税率一元 [illegible]一〇、〇〇〇七〇四五 [illegible]

予算説明

科目 款	項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
	三、房捐	三八、〇〇〇			一四、五八〇		
			一、房捐	三八、〇〇〇	一四、五八〇		租価 七六〇、〇〇〇元 税率 〇〇五
	四、戸別捐	七、八一五					
			一、戸別捐	七、八一五			
	五、雑捐	三四、二五七			六六、九二四		
			一、車捐	一五、九三三	一四、八三〇		自動車四台 六、〇〇〇 貨物汽車二、六〇〇 自用八台 二四、〇〇 馬車営業三〇〇、二八〇〇 貨物運搬用九五台 六〇〇 大車 一、四〇〇、一〇〇 二、六〇〇、二〇〇 三、一五〇〇、四〇〇 五、三〇〇、六〇〇
			二、不動産取得捐	一、二四〇			康徳元年度不動産売価 六二、〇〇〇、税率〇〇二
			三、屠宰捐	一三、九五五	六、八〇〇		牛 二、八〇〇、二〇〇 馬 一〇〇、一五〇 豚 九、七〇〇、〇、八〇

一四 筆稿		四〇			[illegible]
一五 根石稿		三三、〇〇〇	一六、三三〇		花岩 〇、〇〇二
一六 貢稿			一〇、〇五〇		花岩 〇、〇〇七
一七 毛稿			三〇		
一八 歌稿			四〇		
一九 茂草稿			一、三六〇		
二〇 音前稿			五八		
二一 毛白稿			二六五		
二二 香漢稿			六、〇〇〇		
二三 術基稿			一、一五〇		
二四 園画稿			二〇〇		
二五 杖稿			一、六〇〇		
二六 玄吉稿			二一〇		
二七 小勝稿			一		
經常部合計 [illegible]			四〇、五七八		
歳入合計 [illegible]			一四〇、五七八		

歳出ノ部

款	項	予算額	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
一、祭祀費		四〇〇			二〇〇		
	一、祭祀費	四〇〇			二〇〇		
			一、祭祀費	四〇〇	二〇〇		
二、公署費		六一、四六五			四八、七八二		
	一、俸給	二四、四三八			一一、八〇二		
			一、俸給	二四、四三八	一一、八〇二		職長十二名 一、一八〇元 十一、八七〇元 職員二七名平均給三八元三 技士一名 五七元 秘書一名 九〇元
	二、雑給	一七、九三七			八、七八〇		
			一、雇員薪水	一四、三五二	六、七八〇		通訳三名 一人八〇元 二人六〇元 運転手一名六〇元 打字員一名四〇元 雇員四五名一九元三角

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

予算説明

科目 款	科目 項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
三、警察費		一二八、一八五			六八、一一〇		
	一、警察署費	一二、一七一			四一、五九一		
			一、俸給	七三、〇二〇	四三、八一〇		警長一名 [illegible] 四六元三角 巡官二一名 〃 二八元 警長七三名 〃 一七元五角 警士三六〇名 〃 一〇元八角 夫役九名 一〇元
			二、雑給	一、一八〇			
			三、賞与	三、八四四	一、一六〇		
			四、弁公諸費	八、〇〇〇	一、六〇〇		備品費六〇〇 通信費一、五〇〇 [illegible] 品費四、〇〇〇 雑費一、〇〇〇 印刷文書費一、八〇〇
			五、修繕費	一、五〇〇	一、五〇〇		
			六、村道費	五〇〇	三〇〇		
			七、馬糧費	九、六〇〇	一、二〇〇		一〇〇匹 毎匹四元
			八、被服費	六、三七五	六、二七〇		修理費毎人一三、六元 四七一名
			九、汽車維持費	二、〇〇〇	五〇〇		
			一〇、講習所費	六〇〇	三四〇		弁公費六〇〇元
			一一、戸口調査費	二、〇〇〇	一、五〇〇		

一、警察費	二一、八四四			一二、四[illegible]	
		一、俸給	八、六八四	四、[illegible]	警察官[illegible] 巡査一名 [illegible] 警長[illegible]名 [illegible] 警[illegible] [illegible] 夫役[illegible]名 [illegible]
		二、賞与	四五〇	二〇〇	
		三、辦公費	[illegible]	五〇〇	
		四、[illegible]費	[illegible]	三、一三〇	[illegible]
		五、被服費	六九〇	一、七八〇	
二、消防費	一、九七〇			九一五	
		一、[illegible]費	[illegible]	四一五	
		二、行動費	一五〇		
		三、雜費	三一六	一八〇	送信費[illegible] [illegible]
三、救濟費	四二〇			三一〇	
		一、救濟費	四〇一	三〇〇	
四、教育費	七七、九八九			三一、二〇六	
		一、中學校費	四、八二八	六、二〇五	

科目 款	科目 項	予算額	節目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
			一、教員俸給	一、八三六	[illegible]		区長二名平均給六五元 教員[illegible]名 〃 四[illegible]元 書記一名 〃 一[illegible]元 傭人四名 〃 一[illegible]元
			二、雑給	[illegible]一	四八		
			三、賞与	五八八	[illegible]		
			四、弁公費	[illegible]	[illegible]		
			五、雑費	五[illegible]	五[illegible]		
	二、実業学校費	九、二四三			四[illegible]		
			一、教員俸給	六、一〇八	二、[illegible]		校長一名平均給六九元 教員一〇名 〃 四四元 書記二名 〃 一八元 傭人一名 〃 一〇元
			二、雑給	五五三	三四三		
			三、賞与	三三三	一六八		
			四、弁公費	一、〇〇〇	五〇〇		
			五、雑費	五〇〇	三〇〇		
			六、借家料	七五〇			
	三、小学校費	三四、二九一			一五、〇九〇		

		一、教員俸給	二四、○○八	六、八四○	教員[illegible]
		二、雑給	[illegible]	一二○	
		三、賞与	一、三五五	五○○	
		四、[illegible]費	五○○	二五○	
		五、雑費	一、○○○	一、五○○	
		六、借家料	一、九五五		
四、各区小学校費	一六、○五七			五、○○○	
		一、教員俸給	二二、二二三		校長一人[illegible] 教員[illegible] 日語校[illegible] 夫役一人[illegible]
		二、[illegible]	二、四○○		
		三、[illegible]	[illegible]		
		四、[illegible]費	二、五○○		[illegible]校
五、日語講習所費	一、五五六				
		一、教員俸給	一、一○○		一人月額二十[illegible]
		二、[illegible]費	四六○		
六、[illegible]費	三○○			二○○	
		一、図書館費	一、二○○	六○○	

款	項	予算額	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
	七、学事諸費	一〇〇					
			一、学事諸費	一〇〇			講習会費
五、屠宰場費		四、九一九			二、九六九		
	一、諸給	三、九一九			二、四六九		
			一、薪俸	一、九六八	一、三六二		主任月支四四元 嘱医〃一二元
			二、雑給	一、七六四	九八七		事務員三名月支二五元 署夫一名〃三〇元 場夫三名〃一五元 夫役一名〃一二元
			三、賞与	一八七	一二〇		
	二、辦公諸費	一、〇〇〇			五〇〇		
			一、辦公諸費	一、〇〇〇	五〇〇		
六、社会事業費		三、六〇〇					
	一、社会救助費	三、六〇〇					
			一、	三、六〇〇			

款	項	金額	目	金額	金額	備考
七、衛生及病院費		一〇〇〇				
	一、衛生費	一〇〇〇				
			一、種痘費	四〇〇		
			二、藥品費	六〇〇		
八、公園費		五〇			一五〇	
	一、公園費	五〇			二五〇	
			一、公園管理費	五〇	二五〇	
九、電氣事業費		九五四一			二、四〇〇	
	一、營業費	九五四一			六、八四〇	
			一、俸給	一、二〇〇	三〇〇	局長一名大一七元 庶務員一名… 技術員一名… 班長一名三元 分隊主任一名二三元
			二、雜給	五、七一四	八六〇	收金員一名一九元 倉庫員一名八元 司機一名一六元 電工八名七一元
			三、賞與	二〇〇	六〇	
			四、辦公費	二四〇	一二〇	
			五、修繕費	二〇〇〇	一五〇〇	夫役四名支一一元
十、勸業費		一〇〇			五〇〇	主任一名月支五〇元 夫役一名月支一〇元
	一、補助費	一〇〇			五〇〇	工人月支一一元 貸與七一元
			一、補助費	一、〇〇〇	五〇〇	子種匯概等費一六四

予算説明

科目 款	科目 項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
二、納税奨励費		一〇〇					
	一、納税奨励費	一〇〇					
			一、納税奨励費	一〇〇			
二、給与金		一〇〇			二		
	一、給与金	一〇〇			二		
			一、退職給与金	一〇〇	一		
			一、死亡給与金	一〇〇	一		
三、予備費		四、一四二			一、〇〇〇		
	一、予備費	四、一四二			一、〇〇〇		
			一、予備費	四、一四二	一、〇〇〇		
歳出経常部		二九二、六六四			一三三、五六八		
臨時部							
一、土木費		五、〇〇〇			五、〇〇〇		

	一、土木費	五、〇〇〇					
			一、道路修理費	二、〇〇〇	五、〇〇〇		武清　至安次 安　道路修理費
			三、堤防修理費	三、〇〇〇			永定河堤防修理
一、借款償還金		四、二八〇			一、五〇〇		
	一、借款償還金	四、二八〇			一、五〇〇		
			一、借款償還金	四、二八〇	一、五〇〇		署宰勝借款二、〇〇〇元 旧官銀　借款（分期） 一、二八〇元
一、衛生費					五〇〇		
	一、伝染病予防費				五〇〇		
			一、伝染病予防費		五〇〇		
経常部合計		九、二八〇			七、〇〇〇		
歳出合計		一七、七四四			一四〇、五七八		

洮南縣管下戶數人口簡明表

康德三年三月末調查

戶口表（一）

國別	戶口別	洮南警察署	興西全右	東好全右	大通全右	福順全右	瓦房全右	永安全右	合計
中國人	戶	1,0006	2644	2302	2221	1816	4748	3687	2,7424
	男	3,2024	8749	7598	7460	7293	1,5139	1,3077	9,1340
	女	2,3151	7093	6208	6122	5785	1,2642	1,1087	7,2078
	計	5,5175	1,5842	1,3806	1,3582	1,3078	2,7781	2,4164	16,3428
日本人	〃	282							282
	〃	512							512
	〃	461							461
	〃	973							973
朝鮮人	〃	93				82	121		296
	〃	210				207	411		828
	〃	194				181	322		697
	〃	404				388	733		1525
美國人	〃	1							1
	〃	1							1
	〃	2							2
	〃	3							3
俄國人	〃	3							3
	〃	6							6
	〃	4							4
	〃	10							10
加拿大人	〃	1							1
	〃	3							3
	〃	5							5
	〃	8							8
總計	戶	1,0382	2648	2302	2221	1898	4869	3687	28017
	口	5,6573	1,5842	1,3806	1,3582	1,3466	2,8514	2,4164	16,5947

[illegible]人[illegible]表（二）

[illegible]		日本人	[illegible]人	[illegible]人	[illegible]人	[illegible]人	総計
戸数		[illegible]	[illegible]	3	1	1	[illegible]
人口	男	[illegible]	[illegible]	6	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	[illegible]	[illegible]	8	[illegible]	1	[illegible]
人口合計		[illegible]	[illegible]	14	[illegible]	2	[illegible]7
職業別	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]				11
	[illegible]		[illegible]				[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]
	[illegible]	[illegible]	1	[illegible]			[illegible]
	[illegible]						
	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]
	[illegible]		[illegible]				7
	無職	[illegible]	[illegible]				[illegible]
	[illegible]						
	其他	[illegible]	[illegible]		[illegible]	2	[illegible]
宗教別					8		[illegible]
						2	[illegible]
				16			[illegible]
			[illegible]				[illegible]
出生	生						
死亡	亡						
異動数	入	21	2[illegible]	5	1		4[illegible]
	出	[illegible]	2[illegible]				4[illegible]

表（二）

自由業	学生	無業	失業	其他	僧道	尼	牧師	天主	耶蘇	回	出生	死亡	寄入	寄住	現住
				宗教家別											
050		278	278	103	4	2	-	64	129	177					10431
1169	1979	1209	786	315	21		-	148	307	380	5	5			32758
812	1099	3581	358	372	-	45	-	159	305	328	9	9			23609
1921	3078	4790	1144	687	2	45		307	612	705	13	13			55357
				159									17	9	2583
	266	88		376					3				375	7	[illegible]
	80	168		482					3		1		184		7490
	286	256		858					6		1		559	7	16348
8		5	4	7											3291
21	481	1	5	102											7592
25	380	128	1027	2576											6213
46	861	129	1035	2678											13795
		17		531											2218
	60	30		1247								2			7455
	2	149		1142							1				6109
	62	179		2389							1	2			13564
		16	2	606			11						40	6	1779
	134	18	8	1297			35				3	1	175	26	7025
		186	13	1225							19		119	16	5789
	134	204	21	2522			35				13	1	244	36	12814
		401		112											4724
	131	731		191							11	4			15107
	82	601		199							7	4			12624
	213	1331		390							18	8			27731
		434		423											3674
	207	824		956							6	7			13033
	128	1425		1599							4	2			11954
	327	2249		2555							10	9			24092
659		1129	284	2001	4	2	64	129	177				57	15	27729
1130	3198	2961	802	4484	21	35	148	310	380	25	25	19	550	33	91818
837	1763	[illegible]	1398	7595			159	308	328	32	32	15	303	10	72883
1967	4961	[illegible]	2200	12074	21	35	307	618	707	57	57	34	853	43	164711

（康2,12日本調査）

戸　口

署別	戸口別		戸口総数	職業：官公吏	警	農	牧	林	漁	工	商	運輸	労工
洮南署	戸数		10430	283	122	5818	1	-	12	815	[illegible]374	118	553
	性別	男	32758	473	198	13274	2	-	61	2945	8453	356	1793
		女	23609	53	-	3220	1	-	20	749	3356	112	876
	総計		[illegible]	526	198	25494	3		81	3494	21809	468	2674
[illegible]署			2575	8	9	2069			1		4		333
			7490	19	16	6599			315		5		1359
			7305			5891					7		942
			13745	10	16	12490			303		12		2121
[illegible]署			2301	27	[illegible]	2199				[illegible]	6	5	4
			7572	34	36	6855				12	17	12	13
			6203			2813				16	17	14	[illegible]
			13745	34	36	8868				28	[illegible]	26	24
[illegible]署			2218	12	16	1630							12
			7457	12	16	6177							13
			6108			4803							[illegible]
			13565	12	16	10980							[illegible]
[illegible]署			1745	14	[illegible]	1412					9		19
			6874	15	1	3493					33		26
			5610			4367					31		24
			12484	15	1	[illegible]					63		50
乙等署	〃		4744	18	19	4049				53	92		
			15100	41	19	13476				67	451		
			12621			2599				78	62		
			27721	41	19	25075				145	[illegible]		
永[illegible]署	〃		3674	24	24	2667				28	5		9
			13034	42	37	10785				122	39		21
			11057	6	5	7574				304	3		[illegible]
			24091	48	42	18359				426	42		[illegible]
総計			27677	386	221	19544	1		13	404	1510	123	935
			71305	627	317	62559	2		366	2946	8998	368	3136
			72573	57	5	48609	1		20	1141	3482	26	1899
			[illegible]	686	322	20963	3		386	4057	12480	394	[illegible]

產業統計

撫順縣ノ稅大同元年至康德二年度收入表

稅目	大同元年收入額	大同二年收入額	康德元年收入額	康德二年收入額
畝捐	三、六二四.[illegible]	一二、五四四.[illegible]	四、九九七.六[illegible]	二三、〇〇三.一三[illegible]
車牌捐	一四、五八四.〇〇〇	八、四三二.[illegible]	五、〇三一.〇〇〇	一一、〇九一.〇[illegible]
屠宰捐	八、八二五.八〇〇	一三、四三三.三〇〇	一二、三四五.五〇〇	五、八二二.三〇〇
糧捐	四五、一四五.二一〇	二三、七六一.一〇〇	四三、三五四.三三[illegible]	一五、[illegible]五三.七一〇
貨捐	四三、八二四.〇〇〇	四二、九一四.三三〇	四一、六八八.三一〇	一五、八三六.〇一〇
毛鬃捐	七〇九.六六〇	九七二.二四〇	一、一九八.〇八〇	五四九.八六〇
馬車捐	二、五六一.〇〇〇	四、八〇四.〇〇〇	四、二八〇.〇〇〇	
皮革捐	二、八二九.五四〇	四、一五一.四〇〇	三、〇四一.五六〇	一、二一六.二二〇
妓捐	九〇四.一〇〇	三、三〇六.八五〇	三、一五九.〇〇〇	一、一八三.五〇〇
稅印捐	四.六〇〇	一、八九七.一〇〇		
廣告捐	七六〇.〇〇〇		三八〇.〇〇〇	三八〇.〇〇〇
經紀捐	二五二.五〇〇	五二五.〇〇〇	七五二.五〇〇	二八〇.〇〇〇
婚書捐	四一一.一〇〇	二三九.二〇〇	四四八.八〇〇	

汽車捐	[illegible]	一○[illegible]	[illegible]	
[illegible]	一、八一七、[illegible]	二、一八○、八四○	[illegible]	一、○六○、○○○
[illegible]	[illegible]六○○	六、四六○、五[illegible]	[illegible]	六、八○一、三○○
[illegible]	[illegible]○	九二、三七○		
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]○	一五[illegible]○	[illegible]	
[illegible]	四[illegible]	四、五[illegible]	四五[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[illegible]○	四二二、○○○	一八二[illegible]	[illegible]
[illegible]	六[illegible]九○	一、○五二、六七○	一、六二[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]七六三二[illegible]	交通費撥局		
[illegible]	[illegible]	[illegible]		
[illegible]	一四六[illegible]	三五八[illegible]	一、五[illegible]	[illegible]
[illegible]	一、二七○、○○○	交通税撥局		
[illegible]	六[illegible]	[illegible]		

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]
[illegible]				
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]		
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]		
[illegible]				[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	
[illegible]			[illegible]	
[illegible]			[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]

[illegible]

[illegible]

第一号 自耕自田（或永田）及租權之田（或永佃）畝數

	自運自地	租權人地	合計
旱田畝數	五〇九〇四〇畝	二五四九二〇畝	七六三九六〇畝
水田畝數	二三三〇〇	一三三一〇〇	一七八四〇〇

第二号 耕牛耕馬頭数

	牛	馬	合計
耕地用牛馬頭数	三八六四一	五七八六二	九六五〇三

第三号 総戸数及専業農業並兼其他等各農家戸数

	農家総戸数	専業農家	兼業農家
戸数	二〇九四二	一九九九二	九五〇

第四号 自種自地及租種人地並自種自地兼租種人地各農家戸数

	自種自地農家	租種田地農家	自種自地兼租種人地農家	合計
戸数	一三五八〇	四〇二二	三三四〇	二〇九四二

第五号 所有五天地至百天地以上各農家戸数

	五天地未満	五天地以上	十天地以上	二十天地以上	三十天地以上	五十天地以上	百天地以上	合計
戸数	二六二	六九四	一四七八	二七四〇	三六九一	五三八八	二六六七	一八九二〇

第六号 耕種五天地至五十天地以上各農家戸数

	五天地未満	五天地以上	十天地以上	二十天地以上	三十天地以上	五十天地以上	合計
戸数	二一〇	三七二	二一九〇	三五六〇	五七二〇	八八九〇	二〇九四二

備考 康徳元年七月調査

木材輸出入統計

木材輸出入調査表　康德二年六月（県城ニ於ケル木材商ニ付キ調査セルモノナリ）

樹種	材種	価額	年輸入額	年輸出額	発送地	受渡所	備考
果松	板片	毎塊五元	一五、五〇〇元	八、一〇〇	吉林天興成	洮南天増福	
〃	三木	毎寸一、二〇	八、四〇〇		〃	〃	
〃	方木	毎根、七〇	一、二六〇		〃	〃	
落葉松	杆子	毎寸、四〇	一、六〇〇		〃	〃	
黒松	板片	毎塊、七〇	一八、〇〇〇	五、〇〇〇	吉林永裕泰	洮南裕興源	
〃	三木	毎寸一、八〇	二、〇〇〇		〃	〃	
〃	方木	毎根、六〇	一、四〇〇		〃	〃	
落葉松	杆子	毎寸、二〇	一、八〇〇		東江永達木廠	〃	
黒松	板片	毎塊、八〇	五、〇〇〇		吉東志成盛	洮南太平川	
〃	方木	毎根、六〇	一、〇〇〇		〃	〃	
落葉松	杆子	毎寸、四〇	一、〇〇〇		龍江自寧賢	洮南永茂木廠	
〃	〃	〃、五〇	二、〇〇〇			〃	
黒松	火木	〃一、五〇	五、〇〇〇		〃	〃	

材積計算方法		材積計算標準		備考
建築材	板片七五尺長一尺寬一寸厚二一塊 杆子一五尺長一寸寬厚二寸一分 元木二五尺長一寸寬厚二寸一分 方木以五方尺計算	建築材	板片三五、〇〇〇塊 杆子二〇、〇〇〇寸 元木八、四〇〇寸 方木二三、八〇〇尺	
薪炭材	以斤計算	薪炭材		

森林面積調查表

區域	樹名	可造林地面積	將來計畫造林面積	年產額	用途	備考
		一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	五二、五〇〇、〇〇〇斤	建築材、薪炭材	年產額以斤計算

兆南縣立苗圃苗木株數年齡表　康德二年十月

苗木種類	年齡	株數	備考
白楊	一年生	三〇、〇〇〇株	
〃	二〃	一六、〇〇〇	
〃	三〃	三〇、五〇〇	
〃	四〃	三〇、四〇〇	
〃	五〃	三、〇〇〇	

計白楊一〇九、九〇〇株

樹種	區別	株數
樹	一〃	一五、[illegible]
〃	一〃	五、[illegible]
〃	二〃	一〇、〇〇〇
〃	四〃	五[illegible]
〃	五〃	三、四[illegible]
柳樹	一〃	五〇、〇〇〇
〃	四〃	三〇〇
[illegible]	一	[illegible]
黑松	三〃	八五〇
說明		計株數四〇、四[illegible]、[illegible]株

各保安林地面積表（民國二三年調查）

區別	保安林別	未造林地面積	已造林地面積
一區	[illegible]成保	一五、[illegible]畝	二〇畝
	[illegible]並保	八、〇〇〇	五〇
	楊柏保	一[illegible]	一〇
二區	東坪保	一八[illegible]	
	東大保	一、一五[illegible]	一

区別	保別	未造林地面積	已造林地面積
三区	安定保	四〇〇町	八町
四区	立業保	二、二〇〇〃	三〃
	大通保	一八〇〃	二〃
	新立保	二七〇〃	一〃
五区	新徳保	八〇〃	九〃
	福順保	五〇〃	
	慶平保	六〇〃	
六区	永房保	一〇〃	
	富貴保	一五〃	一五〃
	長遠保	二〇〇〃	一〇〃
	興隆保	五〇〃	五〃

二五	永平保	八一〇〃	四〇
	永安保	一五〇〃	八〃
	高室保	一〇〃	
	白豊保	八〇〃	
合計	一七	一五〇四五〃	一四〇〃

畜頭数調査表

（康徳二年四月末調査）

現在数目										
驢		豚			山羊			緬羊		
牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
286	501	989	1,105	2,098		2	2			
201	1,116	1,301	312	1,613	25	1	26	17	1	18
114	234	200	4,400	4,600						
172	314	565	385	950	6	15	21	7	41	48
210	407	460	254	714	230	70	300	50	38	88
6	35	184	12	196						
172	294	265	50	315				26	8	34
195	384	210	613	823				18	5	23
250	416	125	105	230	10	90	100	15	65	80
132	194	212	7,130	7,342	125	183	318	189	130	319
305	600	314	103	417	17	36	53	13	14	27
44	94	25	138	163						
70	160	450	594	1,044	8	9	17	2	3	5
18	43	124	8	132	7	6	13	12	11	23
114	277	711	938	1,648	178	142	320	66	48	114
163	404	812	945	1,757	6	2	8	312	172	484
260	443	917	1,349	1,266	84	22	106	44	12	56
376	638	159	748	907	45	30	75	42	54	96
132	282	50	671	721	3	2	5	150	58	208
155	329	16	638	654	101	9	110	173	17	190
50	154	3,770	2,000	5,770	5	25	30	6	26	32
309	687	496	291	787	103	127	230	139	171	310
3,434	8,008	12,355	22,793	35,148	953	771	1,724	1,281	874	2,155

区別	保名	主要家畜及飼養									
		牛			馬			騾			
		牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝
第一区	東保	150	231	381	262	318	580	55	51	106	215
	西保	87	38	125	554	75	629	215	89	304	915
第二区	王成	21	15	36	153	117	270	32	35	64	120
	興亜	105	141	246	83	247	330	50	20	70	142
	協和	167	163	152	436	394	830	40	90	67	197
第三区	東安	76	35	111	117	19	190	92	519	611	[illegible]
	永水	25	25	50	49	187	236	40	10	[illegible]	[illegible]
	安定	85	82	167	118	142	260	5	4	[illegible]	[illegible]
第四区	立新	67	39	106	38	48	86	4	6	10	166
	新立	63	94	157	525	74	599	184		184	[illegible]
	大通	126	176	302	133	24	157	20	13	33	[illegible]
第五区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	123	49	172	34	25	59	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	240	204	444	98	98	196	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	198	42	240	56	48	104	[illegible]
第六区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	328	93	426	47	51	98	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	406	233	639	118	99	217	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	151	262	413	45	65	110	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	339	76	415	51	36	[illegible]	[illegible]
第七区	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	250	1,110	1,360	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	195	96	291	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	33	73	199	69	268	18	22	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	260	[illegible]	[illegible]	296	282	578	75	[illegible]	[illegible]	[illegible]
総計		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

（工場別国別資本額）

生産能力	康徳二年度生産量	売価	主要販路	国別	備考
手鐲 6対	31,150元	135元	本縣零賣	滿人	表内所列売価按元為単位
鉗子 15対	14,000〃	70〃	〃	〃	
手錨 20個	26,000〃	12〃	〃	中人	
〃	36,957〃	12〃	〃	滿人	
毡条 4〃	2,050〃	3〃	〃	〃	
〃 5〃	4,800〃	〃	〃	中人	
〃 3〃	3,000〃	〃	〃	〃	
毡襪 20対	700〃	.25分	〃	〃	
毡条 10個	9,000〃	3元	〃	滿人	
本箱 2個	3,000〃	6元	本縣天增福	中人	
柜箱 4〃	4,300〃	〃	〃	滿人	
棺材 1〃	1,200〃	20元	〃	中人	
椅子 8〃	2,100〃	2〃	本縣裕実元	滿人	
修理車	300〃		〃	中人	
桌子 2個	6,300〃	6〃	〃	〃	
棺材 2〃	1,528〃	15〃	〃	〃	
〃 2〃	1,040〃	15〃	〃	滿人	
櫈子 6〃	1,200〃	0.8毛	〃	〃	
柜箱 3〃	1,600〃	6元	〃	〃	
櫈子 10〃	3,360〃	0.8毛	〃	中人	
桌子 4〃	1,550〃	6元	〃	〃	
修理車	1,010〃		〃	〃	
柜箱 6個	11,006〃	6元	安東突順東	滿人	
棺材 2〃	4,000〃	15〃	本縣天增福	〃	
椅子 4〃	1,300〃	2〃	〃	〃	
桌子 10〃	55,167〃	6〃	〃	中人	
修理車	3,600〃		奉天德増店	滿人	
櫈子 21個	3,200〃	0.8毛	本縣天增福	〃	
修理車	1,060〃		〃	中人	
棺材 1個	1,600〃	20元	〃	〃	
〃 3〃	6,000〃	30〃	〃	滿人	
販売	61,400〃		吉林裕実盛	中人	
〃 木料	52,000〃		〃	〃	
修理車	6,000〃		〃	滿人	

[illegible]

商號	營業	所在地	姓名	資本額	組織	開業年	月	日
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合資	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	民國 [illegible]	7,	[illegible]
[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	合資	[illegible]	6,	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	民國 [illegible]	9,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	6,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	3,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 1,	7,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 1,	9,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 1,	3,	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 20,	2,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 2,	6,	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 20,	5,	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 2,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 18,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	〃 16,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	〃 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合資	[illegible] 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 18,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	〃 13,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	〃 2,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合資	[illegible] 1,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	[illegible] 16,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃 15,	[illegible]	[illegible]

（工場別国別資本額）

生産能力		康徳二年度生産量	売価	主要販路	国別	備考
棺材	3個	5,000元	25元	江橋屯江永	満人	
販売木材		2,500〃		八面城巨太成	〃	
販売玻璃		10,000〃		大連徳成東	中人	
灯籠	200個	8,000〃	0,1毛	本県裕興源	〃	
単帽	25〃	20,000〃	1,5〃	奉天徳瑞成	満人	
皮帽	18〃	1,000〃	〃	本県天増福	〃	
〃	15〃	1,000〃	〃	〃	〃	
〃	14〃	1,000〃	〃	〃	〃	
〃	20〃	800〃	〃	〃	〃	
〃	25〃	1,500〃	〃	〃	〃	
手	工	6,820〃		本県恒成永	〃	
〃		1,800〃		〃	〃	
〃		500〃		〃	中人	
〃		1,000〃		〃	満人	
〃		28,000〃		〃	中人	
〃		8,300〃		〃	満人	
〃		3,010〃		本県徳興[illegible]	中人	
〃		2,406〃		〃	〃	
〃		4,000〃		〃	〃	
〃		3,500〃		〃	満人	
〃		5,750〃		〃	〃	
〃		750〃		〃	〃	
鞋	30双	10,000〃	1,5毛	本県巨昌亨栄	中人	
〃	30〃	4,800〃	〃	〃	満人	
〃	40〃	27,000〃	〃	〃	〃	
〃	10〃	1,890〃	〃	〃	〃	
〃	15〃	5,000〃	〃	〃	〃	
〃	10〃	3,000〃	〃	〃	〃	
〃	15〃	4,450〃	〃	本県同皮鋪	〃	
〃	20〃	2,500〃	〃	〃	中人	
〃	10〃	3,000〃	〃	〃	〃	
〃	20〃	7,100〃	〃	〃	満人	
麻	15斤	1,700〃	0,3角	本県[illegible]	中人	
縄	13〃	2,200〃	〃	〃	満人	

宣化縣工業調査

商號	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業	年	月	日
永泰木局	木業	三經路	楊樹春	400元	独資	民国	21年	3月	[illegible]日
成記木局	〃	〃	李向榮	200〃	〃	大同	2,	3,	20,
祥茂号	玻璃業	〃	郝兰田	200〃	〃	民国	18,	8,	9,
裕和工廠	〃	二經路	李建初	1,000〃	〃	康徳	1,	9,	17,
大綸新	帽業	三經路	朱信斎	2,500〃	合資	民国	17,	6,	1[illegible]
富丰源	〃	四經路	TP潤堂	150〃	独資	〃	18,	6,	22,
德興福	〃	〃	周呂一	300〃	〃	康徳	1,	6,	15,
廣順長	〃	〃	趙廣林	200〃	〃	〃	2,	3,	15,
貴和祥	〃	〃	秦士祥	200〃	〃	大同	2,	11,	1[illegible],
興盛永	〃	〃	金瑞丰	300〃	〃	康徳	1,	2,	[illegible],
[illegible]	印刷業	〃	孫義三	400〃	合資	民国	18,	6,	1,
文昌	〃	五經路	毛耀璧	100〃	独	康徳	2,	3,	[illegible]
[illegible]文	〃	二經路	李竹生	300〃	〃	〃	2,	2,	[illegible],
[illegible]	〃	四經路	朱儀三	400〃	〃	民国	18,	7,	15,
[illegible]文	〃	〃	翟功甫	3,000〃	合資	大同	1,	3,	[illegible]
同文	〃	三經路	高錫三	1,000〃	独	民国	7,	2,	1,
鼎華	花炭業	〃	任宝瑞	210〃	〃	康徳	1,	7,	11,
天源永	〃	三經路	呂鳳閣	200〃	〃	民国	15,	5,	11,
長源長	〃	七經路	張新斎	[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德盛興	〃	大經路	趙榮久	300〃	〃	康徳	2	4,	1,
廣源永	〃	〃	張永廷	300〃	〃	〃	1,	10,	11,
[illegible]	〃	七經路	趙錫臣	[illegible]	合	〃	3,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	鹽業	二經路	徐成文	[illegible]	〃	民国	19,	3,	[illegible]
内金生	〃	〃	幹炎之	3,000〃	〃	康徳	2,	8,	[illegible]
世和公	〃	〃	姚心泉	1,510〃	独	民国	18,	4,	[illegible]
恩丰長	〃	四經路	王恵丰	150〃	〃	大同	1,	3,	[illegible]
利盛長	〃	〃	孟昭貴	200〃	〃	〃	1,	4,	[illegible]
同義生	〃	五經路	于永春	100〃	〃	康徳	1,	7,	[illegible]
林生東	〃	四經路	張化堂	250〃	〃	大同	2,	4,	[illegible]
久華興	〃	二經路	趙生閣	300〃	〃	〃	2,	4,	[illegible]
德成永	〃	四經路	王永清	150〃	〃	〃	2,	1,	[illegible]
大成泰	〃	〃	宗炎元	500〃	合	〃	1,	3,	[illegible]
忠生長	麻繩業	三經路	李忠堂	200〃	独	康徳	2,	4,	[illegible]
聚興永	〃	四經路	劉榮久	[illegible]	〃	大同	1,	5,	[illegible]

（工場別國別資本額）

生産能力	康徳二年度生産量	売価	主要販路	國別	備考
麻縄 18斤	2000元	0.3角	本縣四郷	満人	
〃 14〃	1200〃	〃	〃	〃	
〃 14〃	1200〃	〃	〃	〃	
油娄 3個	700〃	3元	本縣匯源盛	〃	
筐 23〃	1000〃	0.15	本縣四郷	中人	
〃 15〃	1100〃	〃	〃	満人	
簸箕 10〃	1000〃	0.45	〃	〃	
〃 18〃	2600〃	〃	〃	中人	
毛头紙 30疋	1200〃	1.2毛	〃	満人	
〃 20刀	950〃	〃	〃	〃	
醤醋 3釜	5000〃	4.5毛	〃	中人	
酒 120斤	68801〃	0.26	〃	満人	
〃 100〃	100000〃	〃	〃	〃	
〃 130〃	107100〃		〃	〃	
	2000〃		奉天桜村洋行	〃	
	800〃		〃	〃	
	800〃		〃	〃	
豆油 150〃	15000〃	0.20	本縣四郷	中人	
〃 100〃	3000〃	〃	〃	満人	
〃 130〃	6000〃	〃	〃	中人	
〃 120〃	700〃	〃	〃	満人	
〃 120〃	3050〃	〃	〃	中人	
〃 100〃	1500〃	〃	〃	〃	
〃 80〃	15000〃	〃	〃	満人	
〃 150〃	4000〃	〃	〃	〃	
〃 100〃	2500〃	〃	〃	〃	
〃 120〃	3500〃	〃	〃	〃	
月販売額 10,000元	二年売却額 120000〃	商業	主要ナル地名及店名 奉天德順恒	中人	
6,500〃	80000〃	〃	大連同徳号	〃	
1,000〃	10000〃	〃	本縣大德源	満人	
23,000〃	246000〃	〃	安東忠盛成	中人	

[illegible]

商号	業別	所在地	資本額	氏名	組織	開業	年	月	日
福昌興	[illegible]	五福路	100元	黄[illegible][illegible]	独	康徳	2年	5月	9日
同益[illegible]	〃	二聖路	400〃	[illegible]	合	〃	1,	1,	1,
義泰昌	〃	〃	100〃	孫[illegible]陽	独	〃	1,	9,	10,
裕生德	[illegible]	四維路	200〃	[illegible]	〃	民国	17,	5,	5,
吉順成	[illegible]	二聖路	100〃	王天[illegible]	〃	〃	3,	4,	20,
福順成	〃	〃	1200〃	王春生	〃	大同	2,	11,	2,
同義祥	〃	〃	100〃	伝[illegible]	〃	康徳	1,	[illegible]	1,
三順東	〃	〃	300〃	[illegible]	〃	民国	15,	7,	6,
公益成	[illegible]	〃	400〃	黄潤[illegible]	合	康徳	2,	11,	19,
宝巨長	〃	〃	300〃	張[illegible]	独	〃	1,	[illegible]	21,
成文德	雑貨業	二聖路	200〃	王[illegible]	合	民国	21,	3,	2,
[illegible]	[illegible]	六[illegible]路	10,000〃	葉[illegible]山	独資	〃	13,	9,	9,
[illegible]合	〃	三[illegible]路	19,500〃	李[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	6,
[illegible]	〃	二聖路	37,500〃	[illegible]	合資	大同	2,	[illegible]	9,
同芳	[illegible]	〃	3000〃	[illegible]	独資	民国	13,	[illegible]	9,
明衡	〃	〃	2000〃	梁[illegible]	〃	康徳	1,	1,	1,
天光	〃	四維路	1000〃	辛[illegible]	〃	大同	1,	[illegible]	20,
義順興	油業	二聖路	2,000〃	許[illegible]	合		2,	8,	12,
大和興	〃	五[illegible]路	2000〃	[illegible]	独	康徳	2,	11,	7,
同義興	〃	四維路	3,000〃	[illegible]	合		1,	10,	15,
裕昌盛	〃	〃	2000〃	[illegible]	独		1,	4,	31,
永太長		〃	2,000〃	[illegible]	〃	民国	14,	7,	17,
天成信	〃	五[illegible]路	500〃	[illegible]	合	康徳	2,	9,	28,
[illegible]		二聖路	1000〃	[illegible]	独	〃	1,	10,	16,
東海勝	〃	〃	[illegible]	[illegible]	合	大同	2,	11,	7,
[illegible]油房	〃	一[illegible]路	3000〃	[illegible]文	独	民国	19,	2,	20,
王油房	〃	[illegible]	2000〃	王文全	〃	〃	14,	2,	15,
[illegible]	[illegible]	〃	8,000〃	[illegible]	〃	〃	12,	[illegible]	21,
福太長	〃	五[illegible]路	6,000〃	[illegible]	合	大同	2,	1,	12,
[illegible]	〃	二[illegible]路	2000〃	[illegible]	独	大同	2,	3,	1,
茂[illegible]公	〃	〃	30,000〃	劉[illegible]	〃	〃	16,	1,	7,

資者国別資本額

康徳二年売却額	月販売額	国別	主要仕入地名及店名	備考
160,000元	12,000元	中人	大阪乾生桟	
120,000〃	10,000〃	〃	営口永太昌	
250,000〃	21,000〃	〃	奉天公太徳	
〃	21,000〃	〃	大阪徳順和	
180,000〃	13,000〃	〃	営口永興公司	
107,800〃	9,000〃	〃	奉天興太号	
100,000〃	10,000〃	満人	徳順成	
170,000〃	17,000〃	中人	営口永太昌	
652,213〃	50,000〃	〃	安東利源太	
115,000〃	10,000〃	〃	大阪公順桟	
56,000〃	5,000〃	〃	安東和源太	
145,000〃	13,000〃	〃	営口永太昌	
83,000〃	7,000〃	〃	奉天徳順成	
32,600〃	2,900〃	〃	匯通桟	
58,000〃	4,200〃	〃	奉天永吉成	
51,200〃	4,600〃	満人	〃	
150,000〃	10,000〃	〃	大連振太号	
8,000〃	800〃	中人	洮南大徳源	
2,000〃	190〃	〃	大連盛記桟	
48,188〃	3,500〃	〃	洮南公順昌	
4,800〃	350〃	〃	〃	
6,000〃	500〃	〃	吉林張白祥	
1,000〃	40〃	〃	営口吉發吉	
106,500〃	9,000〃	〃	〃	
120,000〃	10,000〃	〃	大連鴻興東	
〃	〃	〃	安東公太興	
2,400〃	200〃	〃	本県太徳恒	
30,000〃	2,500〃	満人	営口利発和	
15,000〃	1,200〃	中人	奉天永和成	
100,000〃	10,000〃	〃	本県四街	
7,200〃	700〃	満人	〃	
5,000〃	450〃	〃	本渓湖百貨	
5,200〃	500〃	中人	本県	

元宝鎮商舗別表

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業年月日			
德興洪	雑貨	四経路	姜鵬挙	15,000	独資	民国	15年	9月	8日
恒京源	〃	〃	趙貞五	10,000	〃		5,	10,	10,
東太盛	〃	〃	王洋林	24,000	合資		20,	1,	1,
万順恒	〃	〃	曲松南	10,000	〃		18,	9,	11,
普有德	〃	〃	張玉東	12,000〃	〃		13,	7,	7,
德興成	〃	〃	王華林	〃	独		6,	11,	9,
義興永	〃	〃	李樹田	20,000〃	合	康德	1,	5,	12,
德源茂	〃	五経路	陳春霖	16,000〃	〃	民国	17,	4,	15,
聚義太	〃	四経路	杜翔九	50,000〃	〃		17,	3,	13,
德興号	〃	五経路	龐佩卿	8,000〃	独		19,	11,	10,
東興元	〃	〃	石余亭	[illegible]	合	大同	1,	5,	1,
東興昌	〃	〃	于德本	6,000〃	〃	〃	2,	9,	13,
万增長	〃	〃	張鵬九	9,000〃	〃	民国	16,	10,	3,
恒盛永	〃	四経路	張子全	4,000〃	〃	康德	1,	10,	15,
万順隆	〃	〃	宋沢霖	4,000〃	独	民国	20,	11,	4,
公慶成	〃	〃	王紀五	2,700〃	合	大同	2,	3,	16,
匯源盛	〃	〃	李恩廷	2,000〃	独		2,	12,	1,
共盛永	〃	三経路	張鴻恩	400〃	〃		1,	1,	1,
巨发成	〃	〃	張祥五	500〃	〃	康德	2,	9,	26
義昌盛	〃	四経路	朱　貴	300〃	〃	民国	20,	5,	1,
永隆盛	〃	三経路	王廷階	300〃	〃		14,	1,	15,
裕興長	〃	〃	胡鴻恩	800〃	合	康德	1,	5,	5,
公慶長	〃	〃	孫煥文	400〃	〃	民国	1,	6,	5,
玄順昌	〃	〃	常順祥	1,400〃	独		13,	2,	1,
元生和	〃	大経路	王次光	6,000〃	合		19,	5,	14,
玄興隆	〃	五経路	張義臣	12,700〃	〃	康德	1,	6,	24,
宏隆興	〃	三経路	刘[illegible]	[illegible]	独	民国	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德隆号	〃	五経路	李振華	5,000〃	〃		20,	5,	18,
義興祥	〃	三経路	于成甫	2,000〃	〃	大同	2,	3,	12,
益　記	粮桟	五経路	周化南	1,500〃	〃	康德	2,	3,	5,
永豊厚	粮米舗	〃	彭金山	500〃			2,	9,	2,
裕成東	石灰舗	〃	刘慶祥	200〃	合		2,	8,	1,
德盛昌	菓舗	四経路	裕恩德	500〃	〃		2,	2,	18,

（工場別國別資本數）

生産能力	康德二年度生産量	売価	主要販路	國別	備考
銅盒 8個	3,000元	1,5角	奉天銅行	中人	
高升炮 70〃	700〃	0.05分	兆南永巨興	滿人	
〃 56〃	1,000〃	〃	〃	〃	
皮鞭子 30條	3,800〃	0,5角	本縣零賣	〃	
鞭杆 20個	1,500〃	0,6〃	〃	中人	
〃 25〃	4,073〃	〃	〃	滿人	
〃 30〃	5,500〃	〃	〃	〃	
皮鞭子 20條	2,800〃	0,5角	〃	〃	
〃 25〃	1,100〃	〃	〃	〃	
〃 20〃	1,000〃	〃	〃	中人	
温得 20双	1,400〃	2,2〃	〃	〃	
〃 10〃	1,480〃	〃	〃	滿人	
皮鞭子 20條	1,200〃	0,5〃	〃	〃	
〃 15〃	1,000〃	〃	〃	〃	
温得 10双	600〃	2,2〃	〃	中人	
〃 20〃	1,200〃	〃	〃	〃	
菜刀 20把	2,500〃	0,4〃	〃	〃	
宕刀 30〃	800〃	0,3〃	〃	〃	
洋鉄炉 10〃	900〃	0,2〃	〃	〃	
〃 15〃	900〃	〃	〃	〃	
鍘刀 4〃	1,200〃	3,5〃	〃	〃	
〃	3,000〃	〃	〃	〃	
修理馬車	800〃		〃	〃	
菜刀 25把	2,000〃	0,4〃	〃	〃	
洋炉子 10個	520〃	2,5〃	〃	〃	
〃 30〃	3,000〃	〃	〃	〃	
爐子 25〃	1,000〃	0,8〃	〃	〃	
〃 50〃	3,484〃	〃	〃	〃	
洋炉子 15〃	2,400〃	2,5〃	〃	〃	
爐子 45〃	8,000〃	0,8〃	奉天同利生	〃	
鍘刀 2把	3,000〃	3,5〃	本縣零賣	〃	
菜刀 10〃	520〃	0,4〃	〃	〃	
宕刀 20〃	500〃	0,3〃	〃	〃	
修理馬車	1,087〃		〃	滿人	

商號	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業年月日
增泰長	銅器	三緯路	[illegible]	500元	独資	民國 18年 6月 26日
[illegible]	[illegible]	一緯路	[illegible]	150〃	〃	〃 16, 3, 15,
同義長	〃	一緯路	[illegible]	100〃	〃	〃 15, 10, [illegible]
[illegible]	[illegible]	四緯路	[illegible]	200〃	〃	大同 1, 4, 18,
四合盛	〃	〃	王[illegible]山	100〃	合	康德 2, 9, 28,
福[illegible]長	〃	〃	李[illegible]	200〃	独	大同 1, 4, 22,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	280〃	〃	民國 17, 4, 15,
[illegible]成永	〃	三緯路	[illegible]	480〃	合	〃 20, 10, 31,
大成[illegible]	〃	〃	王[illegible]	100〃	〃	〃 7, 2, 1,
同[illegible]合	〃	三緯路	[illegible]	200〃	独	〃 17, 12, 5,
[illegible]	〃	〃	劉青山	300〃	〃	〃 18, 5, 2,
[illegible]合	〃	〃	[illegible]	400〃	〃	〃 18, 9, 25,
同[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	大同 2, [illegible]
[illegible]	〃	三緯路	[illegible]山	200〃	〃	康德 2, 10, 1,
[illegible]永	〃	〃	[illegible]	100〃	〃	〃 2, 10, 15,
[illegible]	〃	四緯路	王[illegible]	100〃	〃	大同 1, 11, 12,
[illegible]	[illegible]	三緯路	[illegible]	200〃	〃	民國 20, 5, 6,
[illegible]爐	〃	〃	[illegible]	100〃	〃	〃 19, 6, 19,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	200〃	合	康德 1, 9, 2,
永[illegible]	〃	〃	[illegible]	300〃	独	民國 18, 6, 27,
[illegible]爐	〃	〃	[illegible]	200〃	〃	〃 19, 3, 21,
[illegible]爐	〃	〃	[illegible]	200〃	〃	康德 1, 6, 26,
[illegible]爐	〃	四緯路	[illegible]	200〃	〃	民國 18, 6, 12,
万[illegible]爐	〃	大緯路	[illegible]	100〃	〃	〃 18, 4, 15,
永[illegible]	[illegible]爐	[illegible]	[illegible]	300〃	〃	康德 2, 10, 3,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	150〃	〃	民國 21, 2, 27,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	300〃	〃	大同 1, 10, 31,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	300〃	〃	康德 2, 10, 1,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	200〃	〃	〃 2, 1, 16,
[illegible]		[illegible]	[illegible]	700〃	〃	〃 2, 2, 21,
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	200〃	〃	〃 2, 1, 1,
[illegible]爐	〃	〃	[illegible]	120〃	〃	〃 1, 12, 5,
[illegible]爐	〃	〃	[illegible]	100〃	〃	民國 18, 2, 1,
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	200〃	〃	大同 2, 4, 5,

（工場別国別資本額）

生産能力		康徳二年度生産量	売価	主要販路	国別	摘要
羊皮衣	1件	2,000元	2.5元	本県	満人	
	2〃	5,500〃	〃	〃	中人	
皮褲	3	1,500〃	3.5角	〃	満人	
	2	1,850〃	〃	〃	〃	
	3	3,600〃	〃	〃	〃	
皮袄	1	700〃	25元	〃	中人	
皮襪子	10條	1,500〃	0.5角	〃	満人	
	150対	2,000〃	〃	〃	〃	
	2〃6	21,000〃	0.20	営口英成義	〃	
		23,000〃	〃	本渓天源公司	〃	
修理		2,000〃		本県零売	中人	
		1,300〃		〃	〃	
	〃	1,000〃		〃	〃	

資者国別資本額

月販売額	康徳二年売却額	主要仕入地及販売店名	国別	摘要
4,500元	54,200元	本街零買売	中人	
1,200〃	15,000〃	〃	〃	
35〃	400〃	〃	〃	
900〃	10,000〃	〃	満人	
3,900〃	46,000〃	〃	〃	
750〃	9,000〃	〃	中人	
55〃	600〃	〃	満人	
30〃	400〃	〃	中人	
12,000〃	130,000〃	〃	満人	
350〃	4,300〃	〃	中人	
50〃	[illegible]〃	本県永和堂	満人	
70〃	800〃	〃	中人	
65〃	750〃	和友順	満人	
80〃	900〃	〃	〃	
25〃	350〃	広生堂	中人	
75〃	800〃	〃	満人	
50〃	600〃	放生堂	〃	
35〃	400〃	〃	〃	
45〃	500〃	和友順	〃	

洮南縣工業調査

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業	年	月	日
[illegible]	[illegible]	四牌路	王[illegible]	[illegible]元	独資	大同	1年	11月	2[illegible]日
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	合	康徳	2	2	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	300	独		2	4	[illegible]
[illegible]	〃	〃	董[illegible]	300	〃	大同	1	[illegible]	1
[illegible]	〃	〃	[illegible]	300	〃	康徳	2	[illegible]	1
[illegible]	〃	三牌路	[illegible]	[illegible]	〃	大同	2	4	30
[illegible]	[illegible]	四牌路	[illegible]	2,[illegible]	〃	民国	1[illegible]	6	1
[illegible]	[illegible]	〃	李[illegible]章	5,000	合	康徳	2	[illegible]	15
[illegible]	〃	一牌路	張[illegible]仁	5,000	独	民国	15	4	[illegible]
[illegible]	[illegible]	四牌路	張[illegible]	[illegible]	〃	大同	2	[illegible]	4
[illegible]	[illegible]	三牌路	[illegible]	[illegible]	〃	民国	1[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	田文[illegible]	300		大同	[illegible]	11	[illegible]
[illegible]	〃	五牌路	[illegible]	2[illegible]		康徳	1	4	1

洮南縣商業調査

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業	年	月	日
[illegible]	[illegible]	四牌路	[illegible]	200元	独資	民国	2[illegible]	11	[illegible]
[illegible]	〃	三牌路	呉[illegible]	300	〃	大同	2	2	15
[illegible]	〃	五牌路	[illegible]	400	〃	民国	1[illegible]	4	[illegible]
[illegible]	〃	〃	何[illegible]	〃	〃	康徳	1	7	
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃	大同	1	5	
[illegible]	〃	[illegible]牌路	[illegible]	300	合	康徳	1	1	
[illegible]	〃	[illegible]牌路	李[illegible]	[illegible]	独		2	4	[illegible]
[illegible]	〃	〃	李[illegible]	300	〃		[illegible]	9	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	300	〃	民国	1[illegible]	2	
[illegible]平和	〃	五牌路	[illegible]	300	〃	大同	2	1	[illegible]
[illegible]医院	[illegible]	〃	王[illegible]	100	〃		[illegible]	5	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	200	〃	民国	[illegible]	9	[illegible]
洮安医院	〃	〃	[illegible]	[illegible]		康徳	[illegible]	5	[illegible]
[illegible]	[illegible]	四牌路	[illegible]	100		民国	[illegible]	2	[illegible]
[illegible]生堂	〃	大[illegible]街	[illegible]	[illegible]		大同	[illegible]	1	
[illegible]	〃	二牌路	[illegible]	100		民国	[illegible]	3	
[illegible]仁	〃	五牌路	[illegible]	150		大同	[illegible]	5	
[illegible]		四牌路	[illegible]	100		康徳	[illegible]	1	
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		民国	[illegible]	[illegible]	

賣出數量及價額調查表 ([illegible])

清酒			豆油		豆餅		燒酒		附記
石數	價額		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
石 5,3[illegible]	元 1.25	[illegible]	斤 [illegible]	一斤 .18	塊 55,000	一塊 .32	斤 132,[illegible]	一斤 .22	[illegible]
[illegible]20	1.20		23,560	.18	21,580	.35	65,[illegible]	[illegible]	
[illegible]	1.[illegible]5		[illegible]	.17	32,[illegible]	.42	[illegible]	.20	
525	1.3[illegible]		[illegible]	.17	1[illegible],250	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]6.5	1.[illegible]5		[illegible],975	.17	10,[illegible]	.5[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]55	[illegible]		25,[illegible]	.15	12,528	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]	[illegible]		32,[illegible]	.15	13,[illegible]5	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
[illegible]12	[illegible]		22,725	.16	10,927	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
7[illegible]	72		22,5[illegible]	.20	9,8[illegible]	.43	[illegible]	.27	
5[illegible]	[illegible]		2[illegible],5[illegible]	.22	9,5[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
1,2[illegible]	[illegible]		28,[illegible]	.21	17,5[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
1,5[illegible]	[illegible]		[illegible]	.20	45,2[illegible]0	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
11,[illegible]			3[illegible]2,2[illegible]7		249,278		[illegible]		

康德二年度洮南縣市糧油酒商

月別	高粱 石數	高粱 價數	元豆 石數	元豆 價數	苞米 石數	苞米 價數	小米 石數	小米 價數
	石	元	石	元	石	元	石	元
一月	7,000	2,00	9,950	1,80	1,799	1,70	1,260	2,80
二月	1,900	2,00	9,350	1,85	1,330	1,75	1,250	2,80
三月	1,500	2,15	3,524	2,10	1,480	1,90	300	3,00
四月	321	2,50	6,892	2,15	250	1,90	520	3,40
五月	547	2,20	7,567	1,66	127	1,90	132	3,30
六月	1,325	2,15	275	1,74	525	1,79	485	3,26
七月	652	2,17	627	1,55	305	1,85	162	3,20
八月	825	2,25	1,543	1,50	251	1,80	392	3,00
九月	144	1,95	13,475	1,75	172	1,95	574	2,20
十月	357	1,25	1,897	1,83	289	1,00	215	1,95
十一月	4,120	1,10	6,300	1,50	1,411	1,05	620	1,85
十二月	3,711	1,25	5,790	1,80	1,851	1,15	1,152	2,10
累計	22,351		55,417		10,341		5,687	

數及油酒商製造數及價額調查表

（康德三年四月份填）

蕎麥		豆油			豆粕		燒酒		附記
石數	價數		數量	價額	數量	價額	數量	價額	
石 7,000	1,20	油酒製造業及批發價額列後	斤 85,000	斤 ,16	塊 65,000	塊 ,32	斤 145,000	斤 ,20	粮石以石為單位為價額按每斗以元為單位敘及為製造業者有時停止工作故其產數多欠不定
1,300	1,15		37,500	,16	27,200	,34	90,500	,22	
1,200	1,00		42,200	,16	30,000	,40	59,150	,24	
394	1,15		25,000	,17	29,000	,45	55,100	,24	
192	1,00		15,950	,16	10,600	,48	53,280	,24	
340	,90		20,243	,15	12,840	,44	76,970	,24	
299	,80		22,345	,13	15,410	,40	8,455	,24	
153	,70		22,443	,13	13,150	,38	停燒	,26	
560	,68		27,100	,13	22,080	,40	停燒	,25	
349	,73		22,560	,20	21,200	,40	13,765	,24	
3,250	,75		23,450	,19	21,600	,36	91,500	,24	
2,480	,45		17,550	,18	27,500	,34	99,500	,24	
17,517			361,341		295,580		693,220		

[illegible]

月	[illegible]		[illegible]				[illegible]	
	石数	價格	石数	價格	石数	價格	石数	價格
一月	8,206	1.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二月	3,500	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三月	[illegible]	2.95	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四月	521	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五月	[illegible]	[illegible]	575	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七月	[illegible]	1.37	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
八月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
九月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十一月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十二月	[illegible]	1.15	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]		[illegible]		[illegible]		[illegible]	

各國別資本額

商業	康德二年賣却額	月賣却額	主要仕入地名及店名	國別	備考
〃	2,000元	180元	本縣四街	滿人	
〃	1,500〃	130〃	〃	〃	
〃	1,200〃	100〃	〃	〃	
〃	1,800〃	160〃	〃	〃	
〃	3,600〃	280〃	〃	〃	
〃	3,000〃	260〃	〃	〃	
〃	6,000〃	500〃	〃	〃	
〃	4,200〃	350〃	〃	〃	
〃	2,000〃	170〃	〃	〃	
〃	600〃	50〃	〃	〃	
〃	1,400〃	120〃	〃	〃	
〃	2,700〃	230〃	〃	中人	
〃	1,200〃	100〃	〃	滿人	
〃	1,100〃	100〃	〃	〃	
〃	2,000〃	180〃	〃	〃	
〃	840〃	65〃	〃	中人	
〃	800〃	65〃	〃	滿人	
〃	1,500〃	120〃	〃	中人	
〃	1,500〃	120〃	〃	滿人	
〃	3,300〃	270〃	〃	中人	
〃	1,500〃	125〃	〃	〃	
〃	1,500〃	125〃	〃	〃	
〃	3,100〃	260〃	〃	〃	
〃	60,000〃	5,000〃	〃	〃	
〃	5,000〃	350〃	〃	滿人	
〃	60,000〃	5,000〃	本縣裕東公司	中人	
〃	4,800〃	350〃	永泰煙行	滿人	
〃	30,000〃	2,700〃	東亞公司	〃	
〃	200,000〃	1,800〃	裕東公司	中人	
〃	4,000〃	350〃	本縣	〃	
〃	1,800〃	150〃	〃	〃	
〃	6,200〃	520〃	〃	〃	
〃	10,000〃	800〃	本街万勝泛	滿人	
〃	37,319〃	3,000〃	大連福泰昌	中人	

[illegible]

商号	業種	所在地	氏名	資本額	組織	開業年		月	日
張家館	飲食店	五緯路	張錫忍	100元	独資	康徳	2年	9月	22日
厚記	飲館	二経路	王忠亭	200〃	〃		2,	9,	4,
四海軒	〃	〃	李鳳清	200〃	合		1,	6,	28,
天興居	〃	四経路	趙福盛	200〃	独	大同	2,	8,	20,
東昇居	〃	〃	王化民	450〃	合	康徳	2,	3,	7,
吉祥村	〃	〃	馬瑞堂	100〃	独		2,	9,	16,
三湖春	〃	四緯路	何鳳桥	300〃	〃		1,	2,	15,
南香居	〃	二経路	霍万忠	400〃	〃		1,	10,	24,
生記	〃	〃	葉信生	100〃	〃	大同	2,	6,	16,
四賓楼	〃	〃	趙崇久	300〃	合	康徳	2,	9,	17,
福盛館	〃	四緯路	常育敏	100〃	独		2,	5,	26,
右賓園	〃	三〃	陳玉堂	200〃	〃		1,	4,	9,
[illegible]	〃	四〃	孫喜山	[illegible]	合		1,	9,	11,
成発园	〃	三経路	李成大	100〃	独	民国	18,	4,	1,
復発東	〃	四緯路	張仲臣	200〃	〃	康徳	2,	8,	15,
洪家館	〃	〃	洪玉廷	100〃	〃		2,	8,	31,
美華香	焼餅	〃	侯風山	200〃	〃	民国	12,	5,	10,
北千	〃	三経路	関珍遐	100〃	〃	康徳	2,	5,	5,
全善館	飲館	二〃	王志林	100〃	〃		2,	10,	15,
魁賓楼	〃	四〃	宋敬臣	400〃	〃		2,	4,	10,
吉長桟	転運	五緯路	曲吉堂	100〃	合		1,	3,	10,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	150〃	独		[illegible]	[illegible]	[illegible]
植和達	〃	四〃	張精五	400〃	〃	民国	18,	3,	1,
永友和	〃	大〃	李瑞廷	4,000〃	合	大同	2,	4,	17,
玉徳桟	〃	五〃	佟鍾卿	2,000〃	〃	康徳	2,	8,	1,
錐昌元	底炮	〃	張会州	300〃	独	民国	15,	7,	18,
福興茂	〃	〃	孫景新	200〃	合	大同	1,	3,	1,
泰興茂	〃	〃	栄耀東	600〃	独	民国	4,	5,	1,
永泰	烟行	四〃	馬子敏	1,000〃	〃	康徳	1,	4,	1,
新華池	澡堂	三〃	許少町	1,000〃	合	民国	17,	9,	11,
徳広泉	〃	五〃	于瑞廷	300〃	独	康徳	2,	10,	3,
兆一泉	〃	〃	韓品三	3,000〃	合	民国	20,	8,	2,
公義台	雑貨業	〃	刘玉丰	400〃	〃		20,	2,	1,
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	独	大同	[illegible]	[illegible]	[illegible]

者国別資本額

商業	康徳二年売上額	日販売額	主要仕入地名及店名	国別	備考
〃	8,000元	550元	大連 福太昌	中人	
〃	100,000	8,010〃	春和祥	〃	
〃	1,523	100	本縣 万勝沅	満人	
〃	550〃	40〃	〃	〃	
〃	1,800〃	130〃	満洲号	〃	
〃	6,000〃	500〃	四合興	中人	
〃	2,400〃	200〃	永発和	〃	
〃	5,400〃	410〃	〃	満人	
〃	19,000〃	1,100〃	万勝源	中人	
〃	4,500〃	350〃	長发王	〃	
〃	1,750〃	125	万勝沅	〃	
〃	80,000〃	5,550〃	四平街東昌復	満人	
〃	26,332〃	240〃	営口 長盛東	中人	
〃	35,000〃	2,400〃	徳盛和	〃	
〃	70,000〃	5300〃	奉天 芳友合	満人	
〃	7,200〃	580〃	本縣 満洲号	中人	
〃	3,000〃	250〃	広順昌	〃	
〃	800〃	50〃	長发王	〃	
〃	6,200〃	500〃	万勝沅	満人	
〃	200〃	17〃	〃	〃	
〃	2,500〃	200〃	〃	中人	
〃	8,000〃	[illegible]	〃	満人	
〃	2,600〃	[illegible]	四合興	中人	
〃	1,300〃	85〃	長发王	〃	
〃	600〃	50〃	奉天美孚洋行	満人	
〃	300〃	20〃	〃	〃	
〃	26,500〃	2,220〃	本縣 收買	中人	
〃	3,600〃	300〃	大連 徳茂盛	〃	
〃	4,800〃	390〃	本縣 收買	満人	
〃	1,200〃	94	〃	〃	
〃	3,790〃	350〃	〃	中人	
〃	5,968〃	570〃	〃	満人	
〃	4,700〃	590〃	〃	中人	
〃	4,300〃	350〃	〃	〃	

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業	年	月	日
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1,000元	独	康徳	1	9	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	1,500〃	〃	民国	15	11	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	200〃	〃		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]	[illegible]	100〃	〃	康徳	1	12	15
[illegible]		〃	[illegible]	300〃	合		2	3	15
[illegible]		〃	[illegible]	300〃	独	大同	1	3	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	150〃	〃	康徳	2	3	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃	民国	[illegible]	7	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	500〃	〃		18	5	1
[illegible]	〃	[illegible]	孫子祥	〃	〃		14	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	〃	〃		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	3,000〃	合		[illegible]	4	1
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	5,000〃	独		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	合	大同	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃	民国	[illegible]	2	1
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	康徳	2	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	600〃	〃	民国	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	王大吉	100〃	独	康徳	1	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合		1	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	100〃	独		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		〃	[illegible]	200〃	〃	民国	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	〃	康徳	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	—	〃		1	7	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	〃		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合	民国	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	[illegible]	[illegible]	独	康徳	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]	〃		1	[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]	〃		[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	1	[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]	合	[illegible]	1	[illegible]	[illegible]
[illegible]			[illegible]	[illegible]	独		[illegible]	[illegible]	[illegible]

者国別資本額

商業	康徳二年売上額	月取売額	主要仕入先名	国別	備考
〃	58,180元	4,500元	本縣四郷	中人	
〃	98,291〃	8,600〃	〃	〃	
〃	89,899〃	7,400〃	〃	〃	
〃	17,676〃	8,500〃	〃	〃	
〃	40,000〃	3,600〃	営口長盛東	満人	
〃	45,000〃	3,400〃	奉天茂林商会	中人	
〃	52,660〃	4,000〃	〃 益成永	満人	
〃	5,000〃	350〃	〃 太順徳	中人	
〃	3,600〃	250〃	大連徳成東	〃	
〃	2,300〃	180〃	奉天公興茂	〃	
〃	2,500〃	190〃	〃 裕昌茂	〃	
〃	6,500〃	400〃	大連新徳五金行	〃	
〃	92,000〃	7,000〃	営口永遠興	〃	
〃	46,500〃	3,000〃	奉天順興和	〃	
〃	50,000〃	4,000〃	〃 徳太永	〃	
〃	7,200〃	420〃	〃 信徳成	〃	
〃	77,690〃	4,500〃	大阪徳順合	〃	
〃	78,000〃	5,000〃	営口永徳成	満人	
〃	10,000〃	800〃	奉天慶辺洋行	中人	
〃	750〃	55〃	本縣大徳永	〃	
〃	2,200〃	180〃	本縣暢盛号	〃	
〃	9,000〃	700〃	〃	〃	
〃	3,600〃	250〃	本縣万玉隆	満人	
〃	1,200〃	100〃	本縣大徳永	中人	
〃	1,800〃	250〃	〃	満人	
〃	13,000〃	8,500〃	安東福源桟	中人	
〃	7,000〃	500〃	本縣大徳永	〃	
〃	2,000〃	180〃	〃 慶太号	〃	
〃	25,000〃	2,000〃	安東玉興工廠	〃	
〃	6,300〃	400〃	本縣慶太亨	〃	
〃	10,000〃	800〃	奉天天順成	〃	
〃	5,000〃	400〃	本縣大徳永	〃	
〃	26,500〃	2,200〃	本縣 [illegible] 賓	〃	
〃	3,600〃	250〃	大連徳茂盛	〃	

[illegible]

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業年	月	日
[illegible]尚	[illegible]	五緯路	杜[illegible]	20,000元	合	民国 19,	7,	15,
[illegible]	〃	四 〃	李銳芝	51,470〃	股份	大同 1,	2,	25,
[illegible]	〃	五 〃	王[illegible]	[illegible]	[illegible]	康徳 1,	4,	17,
[illegible]	〃	〃	王国樑	7,500〃	〃	民国 19,	6,	1,
天徳長	[illegible]	三経路	趙潤堂	7,200〃	合	〃 18,	5,	22,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	10,000〃	〃	康徳 1,	4,	24,
大徳源	〃	四緯路	龔維源	500〃	独	民国 14,	10,	21,
[illegible]	〃	三経路	李芝寿	300〃	〃	康徳 2,	1,	1,
[illegible]	[illegible]	四緯路	魏世吉	500〃	〃	〃 2,	3,	15,
慶和公	〃	〃	[illegible]	〃	〃	民国 13,	9,	13,
聚興和	〃	〃	許孝敷	400〃	〃	康徳 2,	3,	15,
太興公	〃	三経路	管立敬	350〃	〃	民国 18,	2,	2,
[illegible]	〃	五緯路	張錫山	3,000〃	合	〃 18,	3,	7,
[illegible]	[illegible]	四緯路	王[illegible]	2,100〃	〃	大同 1,	5,	4,
大徳永	〃	〃	隋献廷	1,000〃	独	民国 19,	2,	4,
天成興	〃	〃	刘王書	2,000〃	〃	康徳 2,	4,	1,
[illegible]	〃	〃	李相臣	4,500〃	合	民国 9,	9,	21,
[illegible]	〃	〃	楊潤芝	9,000〃	〃	〃 15,	4,	1,
[illegible]	〃	三経路	張宝瑞	300〃	独	大同 1,	3,	8,
[illegible]	〃	〃	刘光前	200〃	〃	康徳 1,	9,	3,
[illegible]	〃	五緯路	[illegible]	300〃	〃	大同 2,	7,	1,
[illegible]	〃	〃	李献瑞	300〃	〃	民国 18,	4,	18,
[illegible]	〃	二経路	[illegible]	300〃	〃	大同 1,	3,	29,
[illegible]	〃	四緯路	楊宝瑞	150〃	〃	康徳 2,	1,	7,
[illegible]	〃	〃	常奎三	200〃	〃	大同 1,	9,	20,
[illegible]	〃	五 〃	刘[illegible]	400〃	〃	康徳 1,	7,	5,
[illegible]	〃	四 〃	郭[illegible]	〃	合	民国 18,	5,	16,
[illegible]	〃	〃	謝達三	200〃	独	康徳 1,	5,	24,
[illegible]	〃	三経路	李蘭亭	200〃	〃	大同 2,	6,	6,
[illegible]	〃	〃	李子明	200〃	〃	民国 16,	6,	26,
[illegible]	〃	〃	[illegible]	500〃	〃	康徳 2,	3,	19,
[illegible]	〃	四緯路	許[illegible]	200〃	〃	大同 1,	10,	25,
[illegible]	〃	〃	楊[illegible]	1,000〃	合	民国 13,	5,	25,
[illegible]	〃	〃	刘[illegible]	[illegible]	独	康徳 2,	4,	2,
	〃							

者国別資本額

商業	康徳一年売却額	月販売額	主要仕入地名及店名	国別	備考
〃	2,160元	175元	本縣茂泰亨	満人	
〃	1,200〃	95〃	本縣四郷	〃	
〃	500〃	40〃	〃	中人	
〃	5,000〃	400〃	〃	〃	
〃	2,300〃	180〃	〃	満人	
〃	4,100〃	380〃	〃	〃	
〃	4,000〃	380〃	〃	〃	
〃	4,000〃	380〃	〃	中人	
〃	15,000	1,200〃	〃	〃	
〃	500〃	40〃	〃	〃	
〃	5,700〃	450〃	〃	満人	
〃	1,000〃	180〃	〃	〃	
〃	1,200〃	200〃	〃	中人	
〃	700〃	52〃	〃	満人	
〃	390〃	30〃	〃	〃	
〃	500〃	40〃	〃	〃	
〃	2,200〃	189〃	〃	中人	
〃	800〃	65〃	〃	満人	
〃	700〃	55〃	〃	〃	
〃	400〃	25〃	〃	中人	
〃	1,500〃	126〃	〃	満人	
〃	350〃	28〃	〃	〃	
〃	[illegible]00〃	29〃	〃	中人	
〃	2,300〃	135〃	〃	満人	
〃	1,200〃	260〃	〃	〃	
〃	2,[illegible]00〃	210〃	〃	〃	
〃	380〃	20〃	〃	〃	
〃	1,080〃	85〃	〃	中人	
〃	500〃	40〃	〃	満人	
〃	[illegible]00〃	25〃	〃	中人	
〃	2,180〃	180〃	〃	満人	
〃	10,300〃	25〃	安東文誠合	中人	
〃	450〃	30〃	〃		
	2,[illegible]〃	185〃	本縣裕成[illegible]	満人	

[illegible]

商號	業種	所在地	氏名	資本額	組織	開業年月日			
[illegible]	[illegible]	一經路	[illegible]	100元	独	康德	1	11	1
[illegible]	[illegible]	三緯路	[illegible]	〃	〃		1	[illegible]	7
[illegible]	〃	一經路	[illegible]	〃	〃		1	5	5
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃		1	4	20
[illegible]	[illegible]	三緯路	[illegible]	500〃	〃	民国	17	[illegible]	26
[illegible]	[illegible]	一〃	[illegible]	〃	〃	大同	1	11	15
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	〃	〃	康德	[illegible]	[illegible]	5
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	1,000〃	〃	民国	[illegible]	7	5
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	5,000〃	〃	康德	2	[illegible]	1
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	300〃	合		2	10	9
[illegible]	〃	一〃	[illegible]	〃	〃	大同	1	11	20
[illegible]	〃	〃	[illegible]	400〃	独	民国	[illegible]	4	9
[illegible]	〃	[illegible]	[illegible]	300〃	〃	康德	2	[illegible]	4
[illegible]	〃	四〃	[illegible]	〃	〃		2	7	7
[illegible]	〃	一〃	[illegible]	〃	合		2	[illegible]	1
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃		2	[illegible]	9
[illegible]	〃	大經路	[illegible]	〃	〃	民国	[illegible]	[illegible]	30
[illegible]	〃	〃	[illegible]	400〃	独		[illegible]	[illegible]	22
[illegible]	〃	二緯路	[illegible]	300〃	〃	康德	2	[illegible]	9
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃		2	[illegible]	18
[illegible]	〃	[illegible]〃	[illegible]	〃	〃	大同	[illegible]	[illegible]	1
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃	康德	[illegible]	[illegible]	16
[illegible]	〃	一經路	[illegible]	100〃	〃		[illegible]	[illegible]	2
[illegible]	〃	〃	[illegible]	300〃	〃	民国	[illegible]	[illegible]	1
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	〃	康德	[illegible]	[illegible]	1
[illegible]	〃	大〃	[illegible]	〃	合	民国	[illegible]	[illegible]	20
[illegible]	〃	四緯路	[illegible]	〃	〃	大同	[illegible]	[illegible]	10
[illegible]	〃	〃	[illegible]	〃	独	康德	2	[illegible]	29
[illegible]	[illegible]	二經路	[illegible]	150〃	〃	大同	[illegible]	[illegible]	3
[illegible]	[illegible]	三緯路	[illegible]	360〃	合	康德	[illegible]	[illegible]	2
[illegible]	〃	二〃	[illegible]	[illegible]〃	〃	大同	[illegible]	[illegible]	1
[illegible]	[illegible]	五〃	[illegible]	[illegible]〃	〃	民国	[illegible]	[illegible]	1
[illegible]	〃	一〃	[illegible]	[illegible]〃	〃		[illegible]	[illegible]	1
[illegible]	[illegible]	一經路	[illegible]	[illegible]〃	独	康德	[illegible]	[illegible]	18

賓吉国別資本額

月販売額	康徳二年売上額	国別	主要仕入地名及店名	備考
8,333元	10,000元	満人	本渓四新	
2,000〃	109,000〃	中人	〃	
9,200〃	129,000〃	満人	〃	
3,400〃	40,000〃	〃	〃	
5,000〃	60,000〃	中人	〃	
8,000〃	45,000〃	〃	〃	
510〃	7,000〃	満人	〃	
840〃	1,400〃	〃	〃	
820〃	1,200〃	〃	〃	
2,000〃	2,500〃	中人	〃	
3,100〃	38,000〃	〃	〃	
750〃	10,000〃	満人	〃	
550〃	7,000〃	中人	〃	
550〃	7,000〃	〃	〃	
1,300〃	15,000〃	〃	〃	
6,300〃	8,000〃	〃	〃	
1,800〃	20,600〃	満人	〃	
580〃	7,000〃	〃	〃	
450〃	5,000〃	〃	〃	
4,500〃	50,000〃	中人	〃	
5,800〃	70,000〃	〃	〃	
2,400〃	32,000〃	満人	〃	
630〃	8,000〃	〃	〃	
1,250〃	14,000〃	中人	〃	
1,200〃	15,000〃	〃	〃	
1,350〃	16,000〃	〃	〃	
580〃	7,000〃	満人	〃	
5,020〃	62,198〃	中人	〃	
180	2,000〃	満人	〃	
135〃	1,500〃	中人	〃	
580〃	7,000〃	満人	〃	

[illegible]

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業年	月	日
[illegible]	雑貨	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合	民国 [illegible]	[illegible]	[illegible]
紀益公	〃	五 〃	林瑞堂	[illegible]	〃	〃 [illegible]	[illegible]	[illegible]
慶豊祥	〃	二 〃	張恩遠	9,000〃	独	大同 1,	[illegible]	[illegible]
万聚豊	〃	〃	王星桥	10,000〃	〃	康徳 2,	11,	[illegible]
義徳厚	〃	三 〃	張兆明	7,000〃	合	〃 2,	11,	[illegible]
義順永	〃	二 〃	許 富	31,625〃	〃	大同 2,	[illegible]	[illegible]
三成永	〃	四 〃	郭瑞芝	1,000〃	独	康徳 1,	6,	[illegible]
会記桟	〃	二緯路	刘会平	1,000〃	〃	民国 19,	12,	[illegible]
大豊泰	〃	〃	張睦峰	800〃	〃	康徳 1,	10,	[illegible]
[illegible]	〃	〃	王振元	700〃	合	大同 2,	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	七緯路	畠徳信	900〃	独	〃 2,	11,	[illegible]
天和永	〃	五 〃	郑占奎	750〃	〃	康徳 2,	[illegible]	[illegible]
永増長	〃	四 〃	王仮賓	1,000〃	〃	〃 1,	[illegible]	[illegible]
茂源長	〃	〃	張文桥	800〃	〃	民国 20,	[illegible]	[illegible]
永豊厚	〃	二 〃	李子民	1,085〃	合	康徳 2,	11,	18
福昌栄	〃	六 〃	趙錫卿	2,000〃	独	民国 18,	[illegible]	[illegible]
福昌盛	〃	八 〃	朱顕廷	2,500〃	〃	大同 1,	1,	[illegible]
天興長	〃	六緯路	宿廷栄	2,000〃	〃	康徳 1,	6,	[illegible]
仁徳永	〃	五緯路	高雨亭	4,000〃	〃	〃 2,	[illegible]	[illegible]
廣吉厚	〃	〃	靳向宸	4,000〃	合	〃 1,	[illegible]	[illegible]
天成信	〃	〃	閻酉清	3,000〃	〃	〃 2,	7	[illegible]
順興長	〃	三 〃	張臣一	1,300〃	独	大同 1,	11,	[illegible]
王樹米舗	〃	四緯路	王義福	360〃	〃	康徳 2,	[illegible]	[illegible]
天徳祥	〃	二緯路	佘景春	400〃	〃	〃 2,	[illegible]	[illegible]
同義和	〃	〃	刘景卿	400〃	合	〃 2,	[illegible]	[illegible]
永徳長	〃	〃	陳向忠	400〃	独	大同 1,	[illegible]	[illegible]
天義興	〃	〃	耿占一	300〃	〃	康徳 2,	[illegible]	[illegible]
恒義恒	〃	〃	張俊枝	300〃	〃	大同 1,	[illegible]	[illegible]
徳聚興	〃	〃	徐紹卿	200〃	〃	〃 2,	[illegible]	[illegible]
天聚成	〃	〃	李雲亭	400〃	〃	康徳 2,	[illegible]	[illegible]
永興厚	〃	五緯路	李国栄	110〃	〃	〃 1,	11,	[illegible]

資者国別資本額

月販売額	康徳二年度売額	国別	主要仕入地名及店名	備考
450元	5,000元	満人	本縣四郷	
600〃	8,000〃	〃	〃	
75〃	1,000〃	中人	〃	
470〃	6,700〃	〃	〃	
130〃	2,400〃	満人	〃	
1,300〃	150,000〃	中人	〃	
490〃	5,700〃	満人	〃	
8,200〃	92,600〃	〃	〃	
3,400〃	42,900〃	〃	〃	
3,500〃	50,000〃	〃	〃	
500〃	7,000〃	〃	〃	
140〃	2,000〃	中人	〃	
160〃	3,650〃	満人	〃	
400〃	6,000〃	〃	〃	
350〃	5,000〃	〃	〃	
80〃	1,200〃	〃	〃	
340〃	4,400〃	〃	〃	
500〃	7,000〃	〃	〃	
1,500〃	18,800〃	〃	〃	
50〃	600〃	〃	〃	
130〃	1,500〃	満人	本縣永和堂	
260〃	3,[illegible]〃	中人	本縣德慶仁	
2,700〃	33,120〃	〃	奉天元支店	
2,450〃	28,910〃	〃	營口宝和長	
4,500〃	54,000〃	〃	大連志納会社	
185〃	2,462〃	満人	奉天新々納店	
800	10,760〃	中人	〃	
2,000〃	26,000〃	〃	〃	
135〃	16,075〃	〃	〃	
150〃	1,500〃	〃	本縣永和堂	
86〃	750〃	満人	本縣永々順	

商号	業別	所在地	氏名	資本額	組織	開業年月日			
東双安	糧業	二経路	王　栄	350元	独	康徳	1,	12,	1
徳泰長	〃	五緯路	王英明	300〃	〃	大同	1,	2,	[illegible]
午源盛	〃	大経路	卓魁元	100〃	〃	康徳	2,	6,	[illegible]
永巨和	〃	〃	赵文開	200〃	〃	〃	2,	1,	1
同義長	〃	〃	王子山	500〃	〃	〃	2,	9,	[illegible]
同義栄	〃	四緯路	張栄林	10,000〃	合	〃	1,	10,	[illegible]
永和長	〃	二経路	刘沢清	1,000〃	〃	〃	1,	9,	1
永太長	〃	四緯路	張玉堂	12,000〃	独	民国	14,	9,	[illegible]
福泰昌	〃	二経路	孫翰臣	4,500〃	合	〃	19,	2,	1
協義恒	〃	三緯路	王星橋	5,500〃	〃	康徳	1,	2,	[illegible]
三太興	生皮業	四〃	王鼎恺	400〃	〃	大同	2,	11,	1
告貴興	〃	三経路	馬子良	200〃	〃	康徳	2,	8,	[illegible]
恒興和	〃	四緯路	田雲章	400〃	〃	〃	1,	10,	[illegible]
徳盛東	〃	〃	楊煥文	300〃	〃	〃	2,	7,	[illegible]
義興太	〃	五〃	李子藩	200〃	〃	〃	1,	9,	[illegible]
福巨東	〃	〃	李景翰	120〃	〃	〃	2,	1,	[illegible]
福和堂	〃	〃	李子和	150〃	〃	大同	2,	8,	[illegible]
三盛全	〃	四〃	孫景林	450〃	〃	康徳	1,	9,	[illegible]
永増長	〃	五〃	戴積延	600〃	〃	大同	2,	9,	[illegible]
会生堂	医薬業	三経路	岩馨山	100〃	独	康徳	2,	9,	[illegible]
半施医院	〃	五緯路	趙墨林	150〃	〃	大同	1,	5,	[illegible]
世一祥	〃	四〃	杨西山	300〃	〃	民国	11,	1,	[illegible]
永和堂	〃	三経路	李占臣	12,000〃	〃	〃	18,	2,	[illegible]
広生堂	〃	四緯路	楊有然	9,896〃	〃	光緒	32,	2,	[illegible]
和友順	〃	〃	魏春町	2,000〃	〃			〃	
敬生堂	〃	〃	陳明遠	2,000〃	合	康徳	1,	6,	1
広聚興	〃	五〃	白秀山	1,000〃	独	民国	5,	4,	[illegible]
徳仁	〃	〃	封善甫	〃	〃	〃	10,	2,	[illegible]
同和義	〃	四〃	李映午	1,301〃	合	〃	8,	9,	[illegible]
華興医院	〃	五〃	劉景堂	300〃	独	〃	13,	5,	[illegible]
済世医院	〃	〃	刘公儀	200〃	合	康徳	1,	6,	[illegible]

作物別耕地面積

農作物名		耕地面積 上年（晌或天地）	耕地面積 本年（晌或天地）
普通・裏作	黄豆（元豆）	二七、七三〇	二二、二九三
	小豆	一、八五一	一、五五六
	吉豆（緑豆）	二、五二〇	一、五七七
	其他豆類	二、五九〇	一、六一九
	高粱	四四、一三七	四五、九四九
	谷子（粟）	三九、九一七	二七、七六八
	包米（玉蜀黍）	一七、二八九	一四、八九九
	稲子（水稲）	二、〇八三	二、二二三
	粳子（陸稲）	—	—
	小麦	一、九六五	二、一四四
	大麦	六四九	六三七
	鈴当麦（燕麦）	一六一	一二一
	黍子（糜子）	六、六六四	四、七三八
	稗子（稗）	五一五	三二三

総計	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計	[illegible]	農業
一五九、一〇一	二、一六二	一、九〇四	三五八	―	二、三五八	一八三	―	三八三	二一四	四一四	四一五	二七四	二一四	一五三	―	一三四、一六七	九九〇	四、八一一
一三五、[illegible]六	四、[illegible]七六	一、七[illegible]四	四一一	―	一、[illegible]九一	一四一	―	四四八	[illegible]	一六[illegible]	三八九	三二四	三五八	一八[illegible]	―	一二[illegible]、[illegible]四[illegible]	一、[illegible]二	二、八六六

家畜表

種類	牛	馬	騾	驢	猪	羊	鷄	鵞	鴨
現在頭數	四、三一四	一一、三七二	二、七七六	七、九一五	二八、四三一	三、九七六	六七、八三七	三四九	一、四一七
一、生産 〃	九六四	二、二八九	五八七	一、三五四	七、八九四	八六一	一五、七六三	六七	二八九
二、屠殺 〃	五八一	|	|	一、〇〇五	四、五六七	二、八五三	一二、八九六	|	一八九
三、斃死 〃	一〇二	二一九	七八	七六	一、八六二	七六九	一、〇五四	五一	三七
四、移出 〃	二、二八九	三、五八四	七六三	三二七	一、一二四	一、五七一	一、〇八九	|	
五、移入 〃	二、〇九七	一、八六七	六八九	二七六	九九六	四、〇九五	七六三	|	

畜産物加工々場數

種類	工場數	消費量
油房	一〇	九、六九〇石
燒鍋	三	四、九五四
磨房	一六	五五〇
其他	七	二八〇

龍江省市兆縣之商業額數統計調査表之四

縣別 市

康徳三年三月二十日調現在

工商業及資本額數 / 工商業類別	百元以上資本額			五百元以上資本額		
	工商業額數	資本額計	花銭額計	工商業額數	資本額計	花銭額計

工商業類別 ＼ 工商業及資本額數	千元以上資本額 工商業數	千元以上資本額 資本額計	千元以上資本額 [illegible]錢額計	五千元以上資本金 工商業數	五千元以上資本金 資本額計	五千元以上資本金 [illegible]錢額計	[illegible]元以上資本金 工商業數	[illegible]元以上資本金 資本額計	[illegible]元以上資本金 [illegible]錢額計
[illegible]業	八	二、三三[illegible]	二六、[illegible]二[illegible]						
[illegible]業	三	四五〇	一、八〇〇						
[illegible]業	無								
[illegible]業	無								
製粉業	三	六五[illegible]	四、[illegible]						
[illegible]業	一 (日本人經營)								
塩業	無								
火柴業	無								
[illegible]業	無								
[illegible]業	五	八二〇	六、〇[illegible]〇						
總計	二[illegible]	八、[illegible]〇〇	二六[illegible]、〇〇〇						

龍江省兆南縣工商業類數統計調查表

（特別市）

康德三年三月二十日調現在

工商業別	百元以上資本額 工商業類數	資本額計	売銭額計	五百元以上資本額 工商業類數	資本額計	売銭額計	千元以上資本額 工商業類數	資本額計	売銭額計	五千元以上資本額 工商業類數	資本額計	売銭額計
當業										四	八、四五〇	得利四五、五〇〇
銀行業												
組合業												
公司業										一	流通金	得利三三、八〇〇
糸房業												
製油業	四	一、〇五〇	九、〇〇〇	一	五〇〇	一、八五〇	三	三、五〇〇	一一、〇〇〇	二	一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
製煙業												
製鹹業	二	六〇〇	二、一〇〇									
製家具業	二	五〇〇	六、四〇〇	一	五〇〇	一、〇〇〇						
染布業												
糧業				九	七、六五〇	一三八、〇〇〇	九	二一、三〇五	四四八、三〇〇	六	七三、六七三	三六九、〇〇〇
雜貨業	九七	一九、九一〇	三〇三、一五〇	六	二、四〇〇	一七、三〇〇	一七	四五、八〇〇	六一七、二〇〇	一〇	七三、五〇〇	七七二、五〇〇
澡業	一	三〇〇	七九、〇〇〇	一	六〇〇	三五、〇〇〇	二	二、〇五〇	四六〇、〇〇〇			

[illegible]業	五	一、二五〇	一六、六五〇						
運転業	[illegible]	六五〇	六、一〇〇				二	六、〇〇〇	六五、〇〇〇
靴業	[illegible]	一、六五〇	二二、二四〇	一	八〇〇	一〇、〇〇〇	三	七、五〇〇	六〇、四五〇
[illegible]業	五	一、一五〇	五、三〇〇				一	二、五〇〇	二〇、〇〇〇
[illegible]業									
旅行業	二二	六、二五〇	二三、九〇〇	三	一、五〇〇	一〇、四〇〇	二	六、〇〇〇	一九、〇〇〇
[illegible]業	二〇	四、二五〇	四四、〇四〇						
[illegible]劇業									
[illegible]業	一								
吹[illegible]業		百人不定							
[illegible]業	八	一、一六〇	四、五九〇						
[illegible]業	[illegible]	九〇〇	四、二〇〇	[illegible]	八、〇〇	七、〇〇〇			
[illegible]業	一[illegible]	四、七四〇	二六、[illegible]	二	一、[illegible]	二、八〇〇			
[illegible]業	[illegible]	八〇〇	一、五〇〇	一	七〇〇	一、六〇〇	二	七、〇〇〇	一九、四〇〇
[illegible]料業									
[illegible]業	三	一、九六〇	二、九〇〇				一	三〇〇	四一[illegible]
[illegible]業	[illegible]	[illegible]	一九、九五四						
[illegible]業	五	一、五[illegible]	一一、六二〇				二	四〇〇	三六、三〇〇
[illegible]業	六	一、五〇〇	二九、九〇八						

蘆江省北商縣工商業額數總計調查表之二

特別市

康德三年三月二十日調現在

工商業類別＼工商業額及資本額數	百元以上資本額：工商業額數	百元以上資本額：資本額數	百元以上資本額：流錢額數	五百元以上資本額：工商業額數	五百元以上資本額：資本額數	五百元以上資本額：流錢額數	千元以上資本額：工商業額數	千元以上資本額：資本額數	千元以上資本額：流錢額數	五千元以上資本額：工商業額數	五千元以上資本額：資本額數	五千元以上資本額：流錢額數
書籍業				一	五〇〇	一〇、〇〇〇	一	三、〇〇〇	二八、〇〇〇			
紙業	一	一〇〇	五〇〇				一	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇			
屋傘業	四											
棚鋪業	三	一、三〇〇	一、五〇〇									
鼓樂業	六											
魚業	二	二〇〇	三、一〇〇									
雜貨業	六	一、二〇〇	一七、六七三	三	一、五〇〇	四一、〇〇〇	四	七、三〇〇	三三、二一九			
汽車業										二	一〇、五〇〇	六一、〇〇〇
茶食業	八	一、四〇〇	二五、〇〇〇	二	一、四二〇	一〇、二〇〇	三	一〇、七〇〇	一三一、三三二			
香蠟業										三	一、二〇〇	五四、〇〇〇
毛織業												
汽水業												
洋灰業												

石灰業	二	六〇〇	二、〇〇〇									
電麻業	七	二、七一〇	二三、六〇〇									
米麪業	二四	二、九〇〇	二〇五、九九八									
運漕業	一	日商										
銅器業				一	五〇〇	四、〇〇〇						
瓷器業	三	八〇〇	五七、六六〇							一	七、二〇〇	二二、〇〇〇
[illegible]業										一	八、〇〇〇	二二、八〇〇
[illegible]業							一二	二七、五〇〇	二二六、三〇〇			
估衣業	一五	三、九二〇	六三、九一七	二	一、八〇〇	二〇、一〇〇						
肉業	六	七八〇	一三、五〇〇									
毛皮骨業	八	二、二二〇	三五、六〇〇	一	六〇〇	一八、八〇〇						
[illegible]業	一四	三、一八〇	一三、四五四				五	七、三〇〇	一〇九、三一五	二	[illegible]	[illegible]
[illegible]業	一	一〇〇	三〇〇									
[illegible]業	三	六〇〇	三、六〇〇									
[illegible]業	三											
[illegible]業	四	七〇〇	一、八〇〇									
[illegible]業	[illegible]	五〇〇	二、八〇〇									
[illegible]業	[illegible]											
[illegible]木業												

五一五

龍江省兆南縣工商業類數統計調査表之二

特別市

康德三年三月二十日調現在

工商業類別	万元以上資本額 工商業類數	資本額計	売銭額計	工商業類數	資本額計	売銭額計
書籍業						
紙業	二	流通金	総行利益得ル			
皇金業						
棚鋪業						
鼓樂業						
典業	二	六〇、〇〇〇	二七〇、五〇一			
鮮貨業						
汽車業						
飲食業						
西蠟業						
毛織業						
汽水業	一一	二〇五、八〇〇	二三四五、二一三			
洋灰業						

[illegible]	一	洮遼全	制錢一、〇〇〇
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			
[illegible]			

洮南県[illegible]醸造業調査表

商号	所在地	代表者	資本金	組織	開業年月日	生産能力	最近年生産高	価格	主要販路
[illegible]	興隆街	陳[illegible]	二、三〇〇	股份(株式)	大同二年三月二〇日	二、七五〇斤	二、七五〇斤	単位一〇〇斤 一五円	[illegible]
瑞[illegible]居	〃	丁兆瑞	五、〇〇〇	独資	民国八年九月二〇日	四〇、〇〇〇〃	三〇、〇〇〇〃	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]文東街	李[illegible]	[illegible]	合資	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大[illegible]園	〃	趙殿臣	一、〇〇〇	〃	〃一五年一二月一日	五二、〇〇〇〃	五二、〇〇〇〃	一〇	全上
[illegible]	[illegible]街	陳鶴亭	二〇〇	独資	大同元年一〇月一七日	七、二〇〇〃	七、二〇〇	六	[illegible]